

事務事業現況調書

相模原市・城山町・津久井町・相模湖町・藤野町

第4回 相模原市・藤野町合併協議会

事務事業現況調書 目次

報告第10号 各種事務事業の取扱いについて（Ｃランク）その2

環境保全部会	1
都市部会	57
土木部会	95
管理部会	152
学校教育部会	207
生涯学習部会	256

各種事務事業の取扱いについて
(Cランク) その2

環境保全部会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
6	環境審議会経費	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等	環境基本法、附属機関の設置に関する条例	環境基本法、附属機関の設置に関する条例・	津久井町環境基本条例 津久井町環境審議会条例			
歳出予算額（平成17年度）	667千円	85千円	229千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【設置目的】 環境基本法第44条の規定に基づき、本市における環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。</p> <p>【委員構成】16名（条例 20名以内）、任期2年（平成16年8月1日から平成18年7月31日まで） 学識経験者 3名 市内の公共的団体の代表者 9名 関係行政機関の職員 1名 公募 3名</p> <p>【開催実績】 （平成16年度） 審議会 *平成16年8月3日（火） ・会長の選出 ・相模原市環境基本計画年次報告書について ・（仮称）環境情報センターのバブリックコメント手続きについて ・臭気指数規制導入に係る検討状況について *平成17年2月3日（木） ・相模原市環境基本計画の進捗状況について（環境保全部所管部分） ・臭気指数規制導入に係る検討状況について ・南清掃工場建替整備計画の概要（案）について</p> <p>視察研修 *平成16年は実施していない。 2年に1回のため平成15年度実施</p> <p>【事業費の内訳】 報酬 643千円 *非常勤特別職員報酬 642,600円 *委員報酬 @12,600円×（13人×3回+12人×1回）=642,600円 報償費 0千円 委員改選の場合 *委員謝礼0円 ・公募委員選考委員会委員謝礼 旅費 24千円 *費用弁償 23,280円 ・委員出席旅費 @420円×1人×4回=1,680円 ・視察旅費 @1,800円×12人×1回=21,600円</p>	<p>【設置目的】 環境基本法第44条の規定に基づき、本町における環境の保全に関する基本的事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。</p> <p>【委員構成】15名（条例 15名以内）、任期2年（平成16年4月1日から平成18年3月31日まで） 町議会議員 2名 学識経験者 2名 市内の公共的団体の代表者 5名 関係行政機関の職員 3名 公募 3名</p> <p>【開催実績】 （平成16年度） 審議会 *平成16年7月29日（木） ・会長、副会長の選任について ・城山町環境基本計画進捗状況について</p> <p>【事業費の内訳】 報酬 85千円 *委員報酬 @会長 7,900円×1人×1回=7,900円 @副会長 7,400円×1人×1回=7,400円 @委員 6,900円×10人×1回=69,000円</p>	<p>【設置目的】 町環境基本条例第9条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的施策について調査審議するため町長の附属機関として設置している。</p> <p>【委員構成】15名（条例15名以内） ・任期 2年 ・現委員の任期は平成18年12月31日まで 学識経験者 2名 議会議員 2名 関係団体 2名 関係機関 4名 公募 5名</p> <p>【開催実績】 *平成16年度 1回 ・市町村合併協議会の動向について ・施策を推進する仕組みづくりについて</p> <p>【事業費の内訳】 報酬 209千円 ・会長@8,000円×2回=16,000円 ・委員@7,400円×13人×2回=192,400円 旅費 20千円 ・@700円×14人×2回=20,000円</p>	該当なし	該当なし	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	自然環境観察員事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市環境基本計画				
歳出予算額（平成17年度）	310千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市環境基本計画において、自然環境の保全や創造に配慮し、健全な生態系を育むとともに、自然と調和したまちづくりを進め「自然との共生」を目指すため、計画の環境目標に位置付けられています。また、17年度までの重点施策の「身近な自然を守り育てる」項目として、市民に対し本事業へ参加することを促進し、行政はこれを推進する立場にあります。また、「水辺環境の保全」施策の中では、行政は自然環境観察員と連携して「湧水」の監視を行いことも掲げられています。</p> <p>具体的には、市民自らが主体的に身近な動植物等について定期的に調査を実施し、自然環境に関する意識の高揚を図るとともに、大切な自然を監視・保全していくための基礎資料を継続的に集積していくことを目的としています。</p> <p>【内容】 年間事業 ・身近な生きもの調査（年2回程度） ・かんきょう学習セミナー（年3回程度） ・自主テーマ調査（随時） ・任意参加調査（随時） ・専門部会調査（希望者） 現在、植物と湧水調査の2部会が活動 ・リーダー連絡会活動 年2回程度の講習会の受講、制度の企画・運営事業を行うその他、広報活動、講師活動など</p> <p>平成16年度活動実績 ・登録ボランティア 91名 ・身近な生きもの調査（年2回） 「チョウの調査」「ブタクサ類とオナモミ類の分布調査」 ・かんきょう学習セミナー（年3回） 3回開催 ・自主テーマ調査（随時） 提出件数 39件 ・任意参加調査（随時） 多数 ・専門部会調査（希望者） 植物調査部会：登録32名、開催回数5回、主に貴重種の調査を実施し、16年度はカワラサイコ等の調査を実施</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	自然環境観察員事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	湧水調査部会：登録38名、開催回数2回、豊水期と渇水期の調査を7地点で実施 ・リーダー連絡会活動 リーダー講習会2回開催、企画会議2回開催 ・16年度版相模原市自然環境観察員制度年次報告書の発行等				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	自然エネルギー等利用設備補助事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市環境基本計画				
歳出予算額（平成17年度）	13,400千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 未利用資源の有効利用を図るため、自然エネルギー等を利用した設備の設置者に対して、設置費の一部を助成する。</p> <p>【補助対象事業】 住宅用太陽光発電設備設置費補助 (平成13年度より実施) 対象 市内に、自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電設備を設置する人(個人に限る)。 補助額 1kWあたり23,000円 上限額115,000円 (平成17年度) 補助実績 平成13年度 121件 355.57kW 26,186千円 平成14年度 110件 374.64kW 21,918千円 平成15年度 118件 385.43kW 19,029千円 平成16年度 171件 408.89kW 17,806千円 住宅用太陽熱高度利用システム設置費補助 (平成15年度より実施) 対象 市内に、自ら居住する住宅に住宅用太陽熱高度利用システムを設置する人(個人に限る)。 補助額 財団法人新エネルギー財団が行う住宅用太陽熱高度利用システム導入促進対策費補助金交付規定により得られる補助金額の2分の1 補助実績 平成15年度 6件 286千円 平成16年度 18件 1,074千円 小規模雨水利用設備設置費補助 対象 市内に、自ら居住する住宅に市長が指定する小規模雨水利用設備を設置する人(個人に限る)。 補助額 本体購入価格(税込)の2分の1 上限額30,000円 補助実績 平成13年度 8件 175千円 平成14年度 14件 332千円 平成15年度 15件 374千円 平成16年度 10件 244千円</p> <p>【平成17年事業費の内訳】 負担金、補助及び交付金 13,400千円 *運営費等補助金 13,400千円 ・住宅用太陽光発電設備設置補助金12,000千円 ・住宅用太陽熱高度利用システム設置補助金1,000千円 ・小規模雨水利用設備設置補助金 400千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
			<p>【参考】 ・財団法人新エネルギー財団が行う住宅用太陽熱高度利用システム導入促進対策費補助金交付件数 平成9年度～平成13年度実績 1件 (平成16年度専用住宅建築数127戸) (平成16年度専用住宅改築数12戸)</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	環境保全啓発事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市環境基本計画	城山町環境保全に関する条例 城山町環境保全推進協議会規則	津久井町環境基本計画		
歳出予算額（平成17年度）	1,270千円	101千円	0千円	2千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の環境保全意識の持続と高揚を図るため、市の環境に関する施策の状況等を啓発・広報する。</p> <p>【内容】 さがみはら環境まつりの支援 環境月間（6月）事業として、環境の日（6月5日）に市民、事業者、大学、行政の連携で環境に関する取り組みを発表し、市民の環境保全意識の高揚を図る。</p> <p>夏休み環境教室 小学校の児童及び父母を対象に、河川に生息する生物の調査を通じて環境教育を実施し、環境保全意識の高揚を図る。</p> <p>こどもエコクラブの支援 子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境活動・学習を行うことを支援する「こどもエコクラブ事業」（環境省所管）の相模原市事務局として、クラブの募集、登録、情報提供、全国事務局及び県事務局との連絡調整等を実施。</p> <p>啓発用冊子等の作成 ・相模原市環境基本計画年次報告書 環境基本計画に基づき実施された施策の状況等についてまとめた冊子。 （平成16年度作成部数：350部） ・小学生向け環境基本計画啓発用パンフレット環境基本計画を小学生向けに解説したパンフレットを市立小学校4年生に配布。 （平成16年度作成部数：6,200部） ・環境家計簿のインターネット配信 （平成16年度から配信を実施）</p> <p>廃棄物減量等推進員制度の推進 市内各自治会ごとに委嘱している廃棄物減量等推進員・協力員を活用し、地域の美化・清掃活動の推進を図る。</p>	<p>【目的】 環境保全推進協議会の事業としてエコハイクを実施し、自然環境、地域の生活環境等の啓発、意識高揚を図る。</p> <p>【内容】 環境保全推進協議会委員報酬 101千円（8名）</p>	<p>【目的】 町環境基本計画の周知と町民の環境保全意識の高揚等を図るため環境施策や現況等について広報する。</p> <p>【内容】 環境月間等機会を捕らえ、町広報等を活用して環境に関する意識の高揚を図る。</p>	<p>【目的】 桂川・相模川流域協議会に係る旅費</p> <p>【内容】 桂川・相模川流域協議会会議旅費 2千円</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	環境月間事業開催経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市環境基本計画				
歳出予算額（平成17年度）	300千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 環境月間（6月）に「さがみはら環境まつりム」を市民・事業者・大学・行政の連携により開催し、環境保全意識の高揚を図る。</p> <p>【内容】 （平成17年度予定） 日時：平成16年6月5日（日） 正午～17時 会場：麻布大学 内容： ホールプログラム 「（仮称）環境情報センターに贈るメッセージ」 ブースプログラム 「環境の達人たちが贈る極上メニュー」</p> <p>（平成16年度実績） 日時：平成16年6月6日（日） 第1部 さがみはらこどもエコクラブによる活動発表会 第2部 野口健（登山家）講演会</p> <p>（平成15年度実績） 第1部 相模原市自然環境観察員による活動発表 第2部 イルカ（ミュージシャン）講演会</p> <p>（平成14年度実績） 第1部 さがみはらこどもエコクラブによる活動発表会 第2部 和泉雅子（女優）講演会</p> <p>（平成13年度実績） 第1部 さがみはらこどもエコクラブによる活動発表会 第2部 森田正光（気象予報士）講演会</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	環境基本計画	A協議会	B幹事会	C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市環境基本条例	城山町環境基本条例	津久井町環境基本条例	相模湖町環境基本条例	
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>目的 市の特性に応じた環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「相模原市環境基本条例」に基づき「相模原市環境基本計画」を策定している。この計画に基づき、環境に与える負荷が低減された循環型社会の実現に向けて、環境保全のための行動が一層広まるよう、市民、事業者、行政が協働して積極的な取り組みを進めている。</p> <p>期間 計画期間は、平成13年度から平成22年度までとする。</p> <p>対象 暮らしに深く関わる事象から地球的規模の環境まで幅広く対象範囲としている。 自然環境（気象、水象、地象、植物、動物、自然景観、自然災害など） 生活環境（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、廃棄物など） 都市環境（産業、土地利用、交通、上下水道、公共施設など） 快適環境（公園、緑地、都市景観、史跡・文化財、文化・レクリエーション資源・施設、地域コミュニティなど） 広域環境（地球環境問題、広域連携、国際交流など） 環境学習（ライフスタイル、環境保全活動、環境情報など）</p> <p>内容 計画では、相模原市の望ましい環境象「環境共生都市 さがみはら」の実現に向けて4つの環境目標を掲げ総合的な施策の展開を図っている。 環境目標 1. 自然との共生 2. 人にやさしいまちづくり 3. 循環型社会の構築 4. 環境パートナーシップの形成 特に、平成17年度を中途に緊急性・重要性が高い施策を「重点施策」として具体的な目標を掲げ、推進している。</p>	<p>目的 町の特性に応じた環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「城山町環境基本条例」に基づき「城山町環境基本計画」を策定している。この計画に基づき、環境に与える負荷が低減された循環型社会の実現に向けて、環境保全のための行動が一層広まるよう、市民、事業者、行政が協働して積極的な取り組みを進めている。</p> <p>期間 計画期間は、平成14年度から21世紀半ばとし、重点施策の期間は平成22年度までとする。</p> <p>対象範囲 自然環境（気象、水象、地象、植物など） 生活環境（大気、水質、騒音、振動、悪臭、有害化学物質） 都市環境（廃棄物、公園、緑地、公共施設、交通、防災、景観、文化財） 歴史的・文化的環境（歴史的資源、文化財など） 地球環境（地球環境問題、省資源・省エネルギーサイクルなど） 環境学習・教育（生涯学習、学校教育、町民・事業者の活動、環境情報など）</p> <p>内容 計画では、城山町の望ましい環境象「自然・歴史・文化の調和した、人と環境にやさしいまち城山」の実現に向けて4つの基本目標を掲げ総合的な施策の展開を図っている。 基本目標 水とみどり豊かな自然に恵まれたまちをめざして 健やかで安心して暮らせるまちをめざして うるおいとやすらぎのあるまちをめざして すべての人が、環境を考え、行動するまちをめざして</p> <p>重点施策 1. みどりと水辺の保全、人と自然とのふれあい活動の場の確保 2. 美しいふるさと風景の保全 3. 地球にやさしいライフスタイルの確立</p>	<p>目的 町の特性に応じた環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「津久井町環境基本条例」に基づき「津久井町環境基本計画」を策定した。この計画に基づき、環境に与える負荷が低減された循環型社会の実現に向けて、環境保全のための行動が一層広まるよう、町民、事業者、行政が協働して積極的な取り組みを進めている。</p> <p>期間 計画期間は、平成16年度から平成22年度までとする。</p> <p>対象 暮らしに深く関わる事象から地球的規模の環境まで幅広く対象範囲としている。 ・自然環境（農林被害、斜面被害、崩落、動植物、自然景観など） ・生活環境（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、廃棄物など） ・都市環境（産業、土地利用、交通、公園、緑地、公共施設、都市景観など） ・地球環境（地球環境問題） *なお、環境教育・学習については、上記に定める環境範囲の保全及び創造を図るため、町民・事業者・行政が一体となり継続的に取り組むものとする。</p> <p>【内容】 計画では、津久井町の望ましい環境象「自然と人、くらしと文化が融和・共生するまち」の実現に向けて環境の範囲ごとに具体的な施策と推進事業を掲げ総合的な施策の展開を図っていく。 基本目標 1 自然環境 ・豊かな緑・清らかな水・自然生態系を守るまち ・豊かな自然の恵みを活かすまち 2 生活環境 ・心とからだの健康とやすらぎを感じるまち ・健康と安心から育まれる躍動感あふれるまち 3 都市環境 ・くらしにゆとりとうるおいを与えるまち ・いきいきとした活力あるくらしの発展ができるまち 4 地球環境 ・限りある環境資源を大切にすまち</p>	<p>当町では、「相模湖町環境基本条例」を設置しているが、「環境基本計画」は策定されていない。</p> <p>該当なし</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	環境基本計画	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>重点施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 身近な自然を守り育てる 2. 水辺環境の保全 3. 有害化学物質等への対策 4. 歩きやすく、自転車に乗りやすいまちづくり 5. 資源・エネルギーの効率的な使用 6. 環境行動の実践に向けて <p>進行管理</p> <p>計画を実効性あるものとするため計画の進捗状況の把握と点検を行い、継続的な進行管理を進めている。また、進行管理は、計画に掲げた重点施策を中心に環境マネジメントシステムとの整合を図りながら、進捗状況について定期的に把握するとともに、公表している。</p> <p>計画の見直しや改善は、環境審議会、環境マネジメントシステムにおける監査・審査、各主体の意見交換などを通じて、環境施策の進捗状況や目標の達成状況を点検している。</p>	<p>4. 環境について学び・考え・行動する仕組みづくり</p> <p>進行管理</p> <p>計画を実効性あるものとするため計画の進捗状況と点検を毎年把握し、継続的な進行管理を行っている。</p> <p>計画の進捗状況については、町環境審議会に報告している。</p>	<p>・地球環境保全への交流の輪づくりを進めるまち</p> <p>5 環境教育・学習</p> <p>・自立とパートナーシップによる環境教育・学習が支えるまち</p> <p>進行管理</p> <p>庁内の調整、連携を図るため、「推進委員会」を庁内に設置し施策や行動指針を計画的に推進する。また町民、事業者、行の3者がお互いに協力と連携をもとに環境保全活動が行なえるよう「推進連絡会議」を創設する。</p> <p>環境施策の進捗状況や目標達成状況は推進委員会及び推進連絡会議において点検する。</p> <p>本年度は計画の推進体制等の確立を重点に取り組んでいく予定。</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	環境基本法に規定する公害防止計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	環境基本法、神奈川地域公害防止計画				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公害の未然防止に努め、もって地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する計画として策定。</p> <p>【内容】 本市は第7次神奈川地域公害防止計画の策定地域になっており、県の照会に基づき、毎年計画の進捗状況等を報告している。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名					
29	各種事務事業の取扱い				環境保全部会					
事務事業番号	事務事業名				協議ランク					
13	環境影響評価事業				A協議会 B幹事会 C専門部会					
	相模原市		城山町		津久井町		相模湖町		藤野町	
担当課名	環境対策課		環境防災課		環境課		産業環境課		まちづくり課	
根拠法令等	神奈川県環境影響評価条例									
歳出予算額（平成17年度）	0千円									
歳入予算額（平成17年度）	0千円									
【事務事業の内容】	<p>【目的】 大規模開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを事前に調査、予測、評価し、さらにその結果を住民に知らせ、事業者、住民、行政の意見を出しあい、大事な環境を保全する。</p> <p>【内容】 市域に関係する対象事業の環境影響評価実施計画書及び予測評価書案、意見・見解書などに対して市としての意見をまとめて知事に提出する。</p>		<p>【目的】 大規模開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを事前に調査、予測、評価し、さらにその結果を住民に知らせ、事業者、住民、行政の意見を出しあい、大事な環境を保全する。</p> <p>【内容】 町域に関係する対象事業の環境影響評価実施計画書及び予測評価書案、意見・見解書などに対して町としての意見をまとめて知事に提出する。</p>		<p>【目的】 大規模開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを事前に調査、予測、評価し、さらにその結果を住民に知らせ、事業者、住民、行政の意見を出しあい、大事な環境を保全する。</p> <p>【内容】 町域に関係する対象事業の環境影響評価実施計画書及び予測評価書案、意見・見解書などに対して町としての意見をまとめて知事に提出する。</p>		<p>【目的】 大規模開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを事前に調査、予測、評価し、さらにその結果を住民に知らせ、事業者、住民、行政の意見を出しあい、大事な環境を保全する。</p> <p>【内容】 町域に関係する対象事業の環境影響評価実施計画書及び予測評価書案、意見・見解書などに対して町としての意見をまとめて知事に提出する。</p>		<p>【目的】 大規模開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを事前に調査、予測、評価し、さらにその結果を住民に知らせ、事業者、住民、行政の意見を出しあい、大事な環境を保全する。</p> <p>【内容】 町域に関係する対象事業の環境影響評価実施計画書及び予測評価書案、意見・見解書などに対して町としての意見をまとめて知事に提出する。</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	ほたるの里づくり推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等		自然コミュニケーションエリア推進団体補助金交付要綱			
歳出予算額（平成17年度）		68千円			
歳入予算額（平成17年度）		0千円			
【事務事業の内容】	該当なし	<p>目的 「自然と会話することのできる地域」づくりを地域主体で推進するための活動団体への運営費に対する助成金</p> <p>（平成16年度実績） 自然コミュニケーションエリア推進団体助成金 ・プチエコじょうほく 24千円・会員83名 ・城山ホテル研究会 20千円・会員40名 ・湘南ほたるの里を守る会24千円・会員53名</p> <p>（平成17年度事業の内訳） 自然コミュニケーションエリア推進団体助成金 ・プチエコじょうほく 24千円 ・城山ホテル研究会 20千円 ・湘南ほたるの里を守る会24千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		
事務事業番号 16	事務事業名 城山自然の家管理運営事業		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等		城山自然の家条例・ 城山自然の家施行規則			
歳出予算額（平成17年度）		342千円			
歳入予算額（平成17年度）		0千円			
【事務事業の内容】	該当なし	<p>（目的） 自然の家の施設維持監理及び城山自然の家の事業運営経費の助成金の交付</p> <p>（平成16年度実績） 案内管理非常勤職員賃金 年間30日 光熱費、浄化槽清掃手数料 浄化槽保守点検委託 城山自然の家協会助成金 90千円</p> <p>（平成17年事業内訳） 案内管理非常勤職員賃金 年間30日 光熱費、浄化槽清掃手数料 浄化槽保守点検委託 城山自然の家協会助成金 90千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	相模原市特殊建築物等設置に伴う環境保全に係る指導指針		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課			産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市特殊建築物等設置に伴う環境保全に係る・指導指針				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>（目的） 地域の環境に大きな影響を及ぼす特殊建築物等（廃棄物処理施設等）の設置又は変更に関して必要な事項を定めることにより、秩序ある都市づくり、住みよい環境づくりを推進する。</p> <p>（内容） 特殊建築物等の設置又は変更をしようとする事業者、関係法令等の手続きを行う前に市長と協議を求め、適正な地域への立地や公害防止、環境整備の基準を遵守する計画にすることを指導している。 また、事業計画が指針の基準を満足した時点で事業者が近隣住民等に計画の周知することを指導している。</p> <p>（実績） 相談件数 95件 事前協議終了件数 9件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	相模原の環境をよくする会負担金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課			産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	200千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>（目的）公害を未然に防止し、豊かな自然を守り、うるおいのある生活環境づくりに努め、もって快適な環境の創造に寄与することを目的に、市内の工場・事業所等により組織された「相模原の環境をよくする会」に対する運営費負担金。</p> <p>（相模原の環境をよくする会の概要） 発 足 昭和60年 会員数 128社（平成16年4月1日現在） 16年度予算 2,454,142円 15年度決算 2,433,126円 主な活動 ・全体事業 「かんきょうフェア」（市民まつり時） 「かんきょう保全街頭キャンペーン」 （市との共催） ・広報委員会活動 「かんきょう四季」の発行 「かんきょう四季かわら版」の発行 ・事業委員会活動 「自然観察ウォッチング」 「かんきょうセミナー」 「魚類の放流」 ・調査委員会活動 「河川生物調査」 「ホタル教室」 「スターウォッチング」 「夏休み環境教室」 ・その他 神奈川県から賛助金として年60千円の交付を受けている。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	桂川・相模川流域協議会負担金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	50千円	20千円	20千円	20千円	20千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 山梨県及び神奈川県をはじめとして桂川・相模川の流域の自治体、事業者、市民が参加して流域の環境保全を目的として活動している。</p>	<p>【内容】 山梨県及び神奈川県をはじめとして桂川・相模川の流域の自治体、事業者、市民が参加して流域の環境保全を目的として活動している。</p>	<p>【内容】 山梨県及び神奈川県をはじめとして桂川・相模川の流域の自治体、事業者、町民が参加して、流域の環境保全を目的として活動している。</p>	<p>【内容】 山梨県及び神奈川県をはじめとして桂川・相模川の流域の自治体、事業者、市民が参加して流域の環境保全を目的として活動している。</p>	<p>【内容】 山梨県及び神奈川県をはじめとして桂川・相模川の流域の自治体、事業者、市民が参加して流域の環境保全を目的として活動している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	環境管理システム推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	ISO14001規格				
歳出予算額（平成17年度）	3,774千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステム認証取得及び維持に努めることにより、市民・事業者に対し、率先垂範を示すとともに一事業者として自らの事業活動に伴う環境負荷の低減に努め、環境施策の推進強化を図り、地域全体での地球環境保全材策の定着に資する。</p> <p>【内容】 本庁舎・南合同庁舎・出張所・総合保健医療センター・公民館・消防本部・清掃工場等計42施設において、環境マネジメントシステムを構築し、環境目標の達成・法令規制の遵守等に取組んでいる。</p> <p>【基礎数値】</p> <p>本庁舎 職員数1778人</p> <p>環境負荷（大・A） 施設数 2 職員数 89人 （清掃工場）</p> <p>環境負荷（中・B） 施設数 1 職員数 21人 （し尿処理施設）</p> <p>環境負荷（中・C） 施設数 4 職員数 272人 （一般廃棄物最終処分場・収集事務所）</p> <p>環境負荷（小・D） 施設数 3 職員数 182人 （衛生試験所・検査センター・保健センター）</p> <p>環境負荷（小・E） 施設数 32 職員数 582人 （出張所・公民館・学校給食センター・消防署）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	環境管理システム推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【ISO情報管理システム】 情報システム課が所管する庁内イントラネットを使用したシステム。 認証範囲内組織が各取り組み結果を入力し、事務局が集計する。</p> <p>主な機能 結果入力・結果分析・報告書作成機能</p> <p>主な入力項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙使用量削減に係る毎月のコピー度数 ・電気、都市ガス使用量削減に係る毎月の使用量 ・庁内ごみの削減に係る毎月の事務室ごみ排出量 ・公共工事における環境配慮取り組み結果 				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	地域新エネルギー事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課			都市整備課	
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）				0千円	
歳入予算額（平成17年度）				0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>地域新エネルギー事業</p> <p>【目的】 地球温暖化、資源の枯渇等の問題を、地域に眠る太陽エネルギーや、森林資源などを活用し、電気や熱などの利用しやすい形にした新エネルギーの導入を実現し、活用をめざすために、行政・住民・事業者が協力しながら、それぞれの役割を果たしていく。</p> <p>【内容】 新エネルギーの導入可能性について、地域特性をふまえた太陽光発電・太陽熱利用・風力発電・バイオマス発電等の導入の実現に向けた取り組みを検討中です。</p> <p>行政の役割 ・ 公共施設等に新エネルギー機器を積極的に導入 ・ リサイクルシステムの構築などに取組む 住民への役割 ・ 新エネルギー機器を積極的に導入。 ・ 省エネルギーを目指してライフスタイルを見直す。</p> <p>事業者の役割 ・ 新エネルギー機器を積極的に導入 ・ リサイクルエネルギーの活用や、リサイクルの向上などを旨とする。 ・ 省エネルギーを目指して一層の努力。</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名
29	各種事務事業の取扱い				環境保全部会
事務事業番号	事務事業名				協議ランク
23	新エネルギー導入促進事業				A協議会 B幹事会 C専門部会
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課				企画課
根拠法令等					藤野町地域新エネルギービジョン
歳出予算額（平成17年度）					0千円
歳入予算額（平成17年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし				<p>【目的】 昨今、地球温暖化が大きな問題となっており、地球規模での取り組みが必要とされている。自治体レベルでの取り組みも要求されており、化石燃料から新エネルギーへの利用転換を図り、地球環境問題に対する取り組みを進めるとともに、新エネルギーをきっかけとした地域活性化を目的とする。</p> <p>【内容】 平成12年度策定した「藤野町地域新エネルギービジョン」に基づき、町内において新エネルギー導入を検討する。 昨年度から、平成14年度に神奈川県が策定した「かながわ新エネルギービジョン」での施策と連携して、主に自然エネルギー（特に木質バイオマス）を中心とした新エネルギー設備の導入に向けて検討を行っている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	環境指導啓発事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、 振動規制法、悪臭防止法・ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例、神奈川・ 県大気汚染緊急時措置要綱・ 相模原市環境保全に関する条例				
歳出予算額（平成17年度）	7,757千円	7千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	【目的】 生活を取り巻くさまざまな公害の防止対策の推進 に取り組み、市民の良好な生活環境を保持する。 【事務内容、平成16年度実績】 ・公害苦情相談に係る調査及び指導 339件 ・河川事故等対応 35件 ・野焼きパトロールの実施 115回 ・大気汚染等緊急時の措置 1件 ・指定事業所の許可・廃止 設置：17件 廃止：15件 ・総合学習等への対応、HPによる情報提供 【負担金の概要】 名称：神奈川県環境保全事務連絡協議会 目的・活動：公害その他の環境保全に関する問題 の検討、情報交換を行い、住民の健 康保護と生活環境保全を図る。 負担金：年間 15,000円 名称：県央地区公害行政研究会 目的・活動：共通する公害問題の検討、情報交換 等を行い、公害行政の進展に資す る。 負担金：年間 12,000円 名称：境川・引地川水系浄化等推進協議会 目的・活動：境川、引地川、両水系の水質汚濁防 止並びに浄化対策を協力を推進する とともに河川改修の促進を図り、清 浄な水質を保全し、住みよい生活環 境の確保を図る。 負担金：年間 42,000円 【電算システムについて】 名 称：公害法令届出管理システム 概 要：公害関係法令に係る各種届出について、 保存・管理及び検索を行うシステム 開発費：2,730,000円（H16決算） 稼働開始：平成17年3月 【参考】 事務担当者・班：計12名 大気・騒音・水質・ 土壌 苦情件数：年間339件 指定事業所数：1,602事業所（H17.03.31）		【負担金の概要】 境川・引地川水系浄化等推進協議会負担金 名称：境川・引地川水系浄化等推進協議会 目的・活動：境川、引地川、両水系の水質汚濁防 止並びに浄化対策を協力を推進する とともに河川改修の促進を図り、清 浄な水質を保全し、住みよい生活環 境の確保を図る。 負担金：年間 7,000円		
			該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	環境監視測定事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法、悪臭防止法・悪臭防止対策に関する指導要綱、廃棄物焼却施設・の解体工事におけるダイオキシン類汚染防止対策要綱	水質汚濁防止法			
歳出予算額（平成17年度）	39,450千円	122千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の環境の状況を的確に把握するとともに、事業所の公害防止状況を把握し、改善等の指導に役立て環境基準等の達成を促進させる。</p> <p>【調査種別】 1. 委託による環境監視測定 規制水質測定（一部自主分析） 〔予算 2,320千円〕 事業所の規制に対し実施。（42事業所） 非常時における測定〔予算 2,479千円〕 河川事故等の非常時に対し実施。 廃棄物焼却炉解体周辺環境ダイオキシン類調査〔予算1,800千円〕 廃棄物焼却炉が解体される際に実施。 自動車騒音常時監視測定〔予算額2,403千円〕 騒音、道路状況及び沿道の調査を実施し、道路に面する地域における騒音の状況を面的評価により把握。（対象：20路線29区間、5年間で実施予定） 公共用水域水質測定（一部自主分析） 〔予算6,200千円、補助見込（県計分）700千円〕 神奈川県測定計画に定められた河川水質の調査及び市独自計画に基づく河川水質調査。 地下水質測定〔予算7,000千円、補助見込（県計分）1,161千円〕 神奈川県測定計画に定められた地下水質の調査、市独自計画に基づく地下水質の調査及び地下水水位調査。 有害大気測定〔予算額4,259千円、補助見込1,419千円〕 有害大気汚染物質のうち、環境基準の設定されている4物質を含む19物質を対象としたモニタリング調査。 環境中のダイオキシン類調査〔予算9,388千円、補助見込3,208千円〕 一般環境（大気、土壌、河川水質、河川底質、地下水質）及び焼却施設が立地する地域（大気）における環境中のダイオキシン類の調査。 非常時におけるダイオキシン類調査〔予算1,638千円〕 非常時におけるダイオキシン類の調査。</p>	<p>事業名：河川水質調査事業</p> <p>【目的】 町内河川の水質状況を年間通じて調査し、汚濁状況を把握するとともにをに把握するとともに、過去の調査データと比較することにより、中小河川の水質の変化を把握し、生活環境保全の推進に努める。</p> <p>【調査内容】 委託による河川水質調査 調査項目：BOD、COD、汚濁負荷量、農業測定 調査河川 小松川（毎年測定） 谷津川、藤木川（3年に1度測定） 調査回数：各河川毎に年4回 （平成16年度実績） 委託料 115千円 調査河川：小松川 委託調査項目：BOD、COD、汚濁負荷量 （平成17年度事業） 調査河川：小松川項目：BOD、COD、汚濁負荷量 調査回数：年2回</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	環境監視測定事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>規制大気測定 [予算 0円、予算措置は廃棄物指導課] 事業所の規制に対し実施。(14事業所)</p> <p>2. 自主分析による環境監視測定 環境検査センターにおける自主分析 (H18廃止予定) 上記 1 の測定の一部、及び河川事故・苦情等に基づく緊急性を要する分析を実施。 悪臭防止対策 「物質濃度規制」(対象：22物質) 及び市独自に策定した「指導要綱」により臭気の対策指導を実施。 *平成18年度を目標に「臭気指数規制」を導入予定。 酸性雨調査 県と県内 6 市による酸性雨共同調査実施計画に基づき、市庁舎屋上にて週単位で降水を採取し、pH及び導電率等の測定を実施。</p> <p>【特定財源について】 名 称：環境監視調査等補助金 (国庫) 補助率：補助基準額の1/2又は1/3</p> <p>【電算システムについて】 名 称：地下環境情報システム 概 要：地理情報システムを利用した地下水に関するデータを管理するシステム 総事業費：22,667,000円 稼働開始：平成12年 3月</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	常時監視測定局管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法				
歳出予算額（平成17年度）	27,586千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【常時監視測定局の目的】 市民健康に影響を及ぼす河川事故や光化学スモッグ等の状況を速やかに把握し、早急な事故防止や市民健康の保護を図るため、市内各所に設置された常時監視測定局により環境の状況を把握する。</p> <p>【対象施設】 大気汚染常時監視測定局 ・一般環境測定局（市役所測定局、相模台測定局、橋本測定局、田名測定局） 測定項目：光化学オキシダント等9項目及び気象・自動車排出ガス測定局（上溝測定局、淵野辺十字路測定局） 測定項目：光化学オキシダント等6項目及び騒音・交通量 水質汚濁常時監視測定局 ・3河川（境川、鳩川、姥川） 測定項目：pH等7項目</p> <p>【保守管理について】 保守管理委託 大気測定局 [予算9,511千円] 水質測定局 [予算7,000千円]</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
			<p>【参考】 神奈川県測定計画に基づき神奈川県が実施（設置主体：神奈川県）</p> <p>【対象施設】 大気汚染常時監視測定局 県ダイオキシン類測定計画に基づき測定 ・一般環境測定局（中野測定局） ・測定項目：光化学オキシダントなど 水質汚濁常時監視測定地点 県公共用水域測定計画に基づき測定 河川：道志川（2ヶ所） 湖沼：津久井湖（3ヶ所） ・測定項目：pHなど</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	環境監視情報システム管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法				
歳出予算額（平成17年度）	12,026千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】</p> <p>市内10か所に設置された大気・水質常時監視測定局の測定値を、電話回線を利用したテレメータシステムにより、リアルタイムかつ一元的に常時監視する。</p> <p>【電算システムについて】</p> <p>名称：環境監視情報システム 稼働開始：平成15年 3月 維持費：年間 12,026,000円（7年リース） 通信費：年間 約1,200,000円（測定局管理運営費で計上）</p> <p>【導入の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間稼働の自動通報システム（夜間休日も対応）により、測定値の異常に対し迅速な対応が可能 ・測定結果の集計業務の合理化 ・HP等による情報提供業務の合理化 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	環境検査センター管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	環境基本法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、神奈川県・生活環境の保全等に関する条例				
歳出予算額（平成17年度）	1,912千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
	<p>【概要】 公害関係法令に基づく工場からの排水等の規制分析業務、河川水等の環境分析測定業務を実施するための環境検査センターに係る施設の維持管理費（燃料費、光熱水費及び警備委託等）。</p> <p>【対象施設】 ・環境検査センター（H18.4月、保健所の衛生検査施設への統合により廃止予定） 所在地：相模原市清新6-15-13（市有地 326㎡） 建物構造：軽量鉄骨造 平屋建 付帯設備：空調機用室外機、ボンベ庫</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	公害監視設備整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	環境基本法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、神奈川県・生活環境の保全等に関する条例				
歳出予算額（平成17年度）	4,565千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】 工場等発生源監視や地域の環境を監視し、公害防止対策に役立てるため、監視・測定機器類を整備する。</p> <p>【機器整備対象施設】 ・常時監視測定局（大気・水質等 計10局） ・環境検査センター（H18.4 廃止予定） ・その他測定用</p> <p>【特定財源について】 *平成16年度改正 名 称：環境監視調査等補助金（国庫） 補助率：補助基準額の1/2</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
13	合併処理浄化槽設置補助事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課		環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱・ 神奈川県合併処理浄化槽整備事業実施要綱・ 相模原市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱		浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱・ 神奈川県合併処理浄化槽整備事業実施要綱・ 城山町合併処理浄化槽設置補助金交付要綱	浄化槽設置整備事業費国庫補助金交付要綱・ 神奈川県合併処理浄化槽整備事業実施要綱・ 津久井町合併処理浄化槽設置補助金交付要綱・ 津久井町合併処理浄化槽設置促進奨励金交付要綱	浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱・ 神奈川県合併処理浄化槽整備事業実施要綱・ 相模湖町浄化槽設置補助金交付要綱	浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱・ 神奈川県合併処理浄化槽整備事業実施要綱・ 藤野町合併処理浄化槽設置補助金交付要綱
歳出予算額（平成17年度）	15,960千円	5,874千円	37,605千円	6,936千円	5,050千円	
歳入予算額（平成17年度）	5,244千円	4,298千円	30,387千円	5,780千円	4,182千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生活排水による水質汚濁負荷を低減させ、良好な公共用水域環境を保持していくため、補助対象区域に合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金を交付し、設置を促進していく。</p> <p>【業務内容】 ・補助金交付に関する相談、説明 ・補助金交付申請書の受理 ・事業完成検査 ・国庫、県費補助金への申請等</p> <p>【補助対象及び補助金基準額】 ・公共下水道認可区域外の場所に、自己の居住用に合併処理浄化槽を設置する者 ・補助金額 5人槽 600千円 6人槽 660千円 7人槽 770千円 8人槽 800千円 9人槽 900千円 10人槽 1000千円</p> <p>【補助実績】 13年度：2.4基（5人 16基、6人 1基、7人 6基、10人 1基） 14年度：2.4基（5人 16基、7人 6基、10人 2基） 15年度：1.6基（5人 13基、7人 2基、10人 1基） 16年度：8基（5人 8基）</p> <p>【補助金・交付金について】 名称：合併処理浄化槽設置補助金 金額：上記基準額のとおり</p> <p>【特定財源について】 1. 名称：浄化槽整備事業費国庫補助金 金額：基準額の1/3 2. 名称：神奈川県合併処理浄化槽整備事業 金額：基準額の1/3 名称：神奈川県合併処理浄化槽整備事業 金額：基準額（国を除いた3/4（水源地域のみ））</p> <p>【参考】 事務担当者：主1名 補助1名（全て兼務） （平成16年度未現在） ・下水道整備計画面積 723.4ha ・下水道整備面積 279.1ha ・下水道整備率 38.6%</p>	<p>【目的】 生活排水による水質汚濁負荷を低減させ、良好な公共用水域環境を保持していくため、補助対象区域に合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金を交付し、設置を促進していく。</p> <p>【業務内容】 ・補助金交付に関する相談、説明 ・補助金交付申請書の受理 ・事業完成検査 ・国庫、県費補助金への申請等</p> <p>【補助対象及び補助金基準額】 ・市街地調整区域の場所に、自己の居住用に合併処理浄化槽を設置する者 ・補助金額（基準額） 5人槽 354千円 6人槽 411千円 7人槽 411千円 8人槽 519千円 9人槽 519千円 10人槽 519千円</p> <p>【補助実績】 15年度：2.1基（5人 1.4基、7人 7基 1.0人 0基） 16年度：2.1基（5人 1.1基、7人 8基 1.0人 2基）</p> <p>【補助金・交付金について】 名称：合併処理浄化槽設置補助金 金額：上記基準額のとおり</p> <p>【特定財源について】 1. 名称：浄化槽整備事業費国庫補助金 金額：基準額の1/3 2. 名称：神奈川県合併処理浄化槽整備事業 金額：基準額の1/3 名称：神奈川県合併処理浄化槽整備事業 金額：基準額（国を除いた3/4（水源地域のみ））</p> <p>【参考】 事務担当者：主1名 補助1名（全て兼務） （平成16年度未現在） ・下水道整備計画面積 723.4ha ・下水道整備面積 279.1ha ・下水道整備率 38.6%</p>	<p>【目的】 補助対象区域内に合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付することにより、設置を促進していく。</p> <p>【業務内容】 ・補助金、奨励金交付に関する相談、説明 ・補助金、奨励金交付申請書の受理 ・事業完成検査 ・国庫、県費補助金への申請等</p> <p>【補助対象及び補助金基準額】 ・公共下水道許可区域外及び公共下水道の共用開始まで7年以上かかる区域に自己の居住用に合併処理浄化槽を設置するもの。 ・補助金額 5人槽 354千円 6～7人槽 411千円 8～10人槽 519千円 *設置替については上記のほかに10万円交付</p> <p>【補助実績】 ・14年度101基（内設置替18基） ・15年度 97基（内設置替14基） ・16年度 97基（内設置替20基） （内訳：5人槽65基、7人槽30基、10人槽2基）</p> <p>【補助金・交付金について】 名称：合併浄化槽設置補助金 金額：上記基準額のとおり 名称：合併処理浄化槽設置促進奨励金 金額：一律10万円交付</p> <p>【特定財源について】 1. 名称：浄化槽整備事業費国庫補助金 金額：基準額の2/6以内 2. 名称：神奈川県合併処理浄化槽整備事業 金額：水源地域 基準額の3/6以内 金額：一般地域 基準額の2/6以内</p> <p>【参考】 事務担当者：主1名 補助1名 ・下水道整備計画面積 1,138ha ・下水道整備面積 169.9ha ・下水道整備率 14.9%</p>	<p>【目的】 公共用水域の水質汚濁を防止し、住民の生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置に要する経費に対し、補助金を交付する。</p> <p>【業務内容】 ・補助金交付に関する相談、説明 ・補助金交付申請書の受理 ・事業完成検査 ・国庫、県費補助金の申請等</p> <p>【補助対象及び補助金基準額】 ・公共下水道認可区域外の場所に、居住に供する建物に浄化槽を設置する者。 ・補助金額 5人槽 354千円 7人槽 411千円 10人槽 519千円</p> <p>【補助実績】 13年度：2.1基（5人槽 1.2基 7人槽 8基 1.0人槽 1基） 14年度：1.6基（5人槽 1.0基 7人槽 6基） 15年度：1.6基（5人槽 8基 7人槽 7基 1.0人槽 1基） 16年度 1.6基（5人槽 1.0基 7人槽 5基 1.0人槽 1基）</p> <p>【補助金・交付金について】 名称：浄化槽設置整備事業補助金 金額：上記基準額のとおり</p> <p>【特定財源について】 1. 名称：浄化槽整備事業費国庫補助金 金額：基準額の1/3 2. 名称：神奈川県合併処理浄化槽整備事業 金額：基準額の1/2以内（水源地域のため）</p> <p>【参考】 事務担当者：主1名 補1名 ・下水道整備計画面積 545ha ・下水道事業認可区域面積 221ha ・下水道整備率 49.91%</p>	<p>【目的】 公共用水域の水質汚濁を防止し、町民の生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置に要する経費について補助金を交付する。</p> <p>【業務内容】 ・補助金交付に関する相談、説明 ・補助金交付申請書の受理 ・事業完成検査 ・国庫、県費補助金の申請等</p> <p>【補助対象及び補助金基準額】 ・公共下水道認可区域外の場所に、居住に供する建物に浄化槽を設置する者。 ・補助金額 5人槽 300千円 6～7人槽 400千円 8人槽 500千円 10人槽 550千円</p> <p>【補助実績】 13年度：27基 （5人槽 8基 6～7人槽 19基） 14年度：17基 （5人槽 7基 6～7人槽 8基 8～10人槽 2基） 15年度：15基 （5人槽 9基 6～7人槽 4基 8～10人槽 2基） 16年度：1.3基 （5人槽 7基 6～7人槽 6基）</p> <p>【特定財源について】 1. 名称：浄化槽整備事業費国庫補助金 金額：基準額の1/3 2. 名称：神奈川県合併処理浄化槽整備事業 金額：基準額の1/2以内（水源地域のため）</p> <p>【参考】 事務担当者：主1名 補1名 ・下水道整備計画面積 308ha ・下水道事業認可区域面積 215ha ・下水道整備率 66.7%</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	低公害自動車普及促進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	大気汚染防止法・ 地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対 策費補助金交付要綱・ 相模原市低公害自動車市営駐車場料金割引要綱・ 相模原市低公害自動車購入奨励金交付要綱、相模 原市エコ・ステーション設置費助成金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	2,300千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、 天然ガス自動車及び電気自動車導入の促進を図 る。 【事業内容】 ・啓発用パンフレット、シールの作成・配布 ・市営駐車場の利用料金に対する助成 ・電気、天然ガス自動車購入者に対する奨励金の 交付 ・天然ガススタンド設置業者に対する助成金の交 付 ・庁用車両への天然ガス自動車の計画的導入 【実績】（平成16年度より実施） ・市営駐車場の助成： 135台登録 ・奨励金の交付： 1台 ・天然ガススタンド助成金の交付： 1事業所 ・庁用車両への導入： 13台 【補助金・交付金について】 1．名称：相模原市低公害自動車購入奨励金 金額：1台 10～20万円 2．名称：相模原市エコ・ステーション設置費助 成金 金額：上限100万円 【特定財源について】 1．名称：地域新エネルギー導入・省エネルギー 普及促進対策費補助金 低公害自動車導入：車両改造費相当分 啓発用パンフレット、シールの作成：経費の 全て	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	大気汚染、水質汚濁、悪臭、土壌汚染、騒音及び振動に係る規制及び指導事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、 振動規制法、悪臭防止法、土壌汚染対策法・ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例・ 相模原市環境保全に関する条例				
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	本市では「環境指導啓発事業」に該当 【概要】 大気汚染等の公害を防止するため、事業者に対し事業の内容を申告させるとともに、基準の遵守等を指導する。 【業務内容】 ・公害関係法令に基づく設置・使用届出等の受理 ・県条例に基づく指定事業所の設置申請の許可等 ・市条例に基づく開発行為に際する届出の受理 【届出等件数】 ・関係法令に基づくもの 大気： 施設設置・構造変更届出等 13件 氏名変更届出等 41件 水質： 施設設置・構造変更届出等 53件 氏名変更届出等 47件 騒音： 施設設置・数変更届出等 17件 氏名変更届出等 37件 特定建設作業実施届出 78件 振動： 施設設置・数変更届出等 19件 氏名変更届出等 28件 特定建設作業実施届出 56件 ダイオキシン類： 施設設置・構造変更届出等 17件 氏名変更届出等 6件 ・県条例に基づくもの 対象施設 例：動力プレス機、せん断機、焼却炉等 指定事業所設置・変更許可申請： 41件 事業開始等届出等： 169件 ・市条例に基づくもの 建築物利用計画書の受理： 1件 開発行為に係る事前協議等： 166件 【参考】 事務担当者：計 12名 件数（合計）：法令 412件 県条例 210件 市条例 167件	【業務概要】 ・県条例に基づく指定事業所の設置申請、届出經由事務 【参考】 ・平成16年度届出等件数8件 内訳 指定事業所変更許可申請：1件 変更届出書：3件 変更計画届出書：2件 指定事業所廃止届出：1件 環境配慮書：1件	【業務概要】 ・県条例に基づく指定事業所の設置申請、届出經由事務 【参考】 ・平成16年度届出等件数 指定事業所設置・変更許可申請：5件 事業開始等届出等：11件	【業務概要】 ・県条例に基づく指定事業所の設置申請、届出經由事務 【参考】 ・平成16年度届出等件数 指定事業所変更届：1件 指定事業所変更申請：1件	【業務概要】 ・県条例に基づく指定事業所の設置申請、届出經由事務 【参考】 ・平成16年度届出等件数 指定事業所廃止届：1件

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	大気汚染等に係る苦情の処理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、 振動規制法、悪臭防止法・ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例・ 相模原市環境保全に関する条例	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、 振動規制法、悪臭防止法・ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例・	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、 振動規制法、悪臭防止法・ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例・	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、 振動規制法、悪臭防止法・ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例・	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、 振動規制法、悪臭防止法・ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例・
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>本市では「環境指導啓発事業」に該当</p> <p>【概要】 生活環境に係る苦情等の発生に対し、調査等を行い解決を図る。</p> <p>【業務内容】 ・電話、窓口等による苦情等の受付 ・現地調査、事業所立ち入り（基本：週2回、4人体制） ・事業者等への指導など ・苦情者への報告</p> <p>【参考】 事務担当者：主1名 補助10名 処理件数（H16）：339件 苦情内訳：大気103件、水質15件、土壌1件、騒音121件、振動25件、悪臭74件、地盤沈下0件</p>	<p>【概要】 生活環境に係る苦情等の発生に対し、調査等を行い解決を図る。</p> <p>【業務内容】 ・電話、窓口等による苦情等の受付 ・現地調査、事業所立ち入り（随時、2人体制） ・事業者等への指導など ・苦情者への報告</p> <p>【参考】 平成16年度処理件数：17件 内訳：騒音3件、悪臭14件（屋外燃焼行為7件、生活排水関係4件、焼肉屋1件、事業所2件）</p>	<p>【概要】 生活環境に係る苦情等の発生に対し、調査等を行い解決を図る。</p> <p>【業務内容】 ・電話、窓口等による苦情等の受付 ・現地調査、事業所立ち入り（随時、2人体制） ・事業者等への指導など ・苦情者への報告</p> <p>【参考】 平成16年度処理件数：9件 内訳：騒音5件、悪臭（屋外燃焼行為）4件</p>	<p>【概要】 生活環境に係る苦情等の発生に対し、調査等を行い解決を図る。</p> <p>【業務内容】 ・電話、窓口等による苦情等の受付 ・現地調査、事業所立ち入り（随時、2人体制） ・事業者等への指導など ・苦情者への報告</p> <p>【参考】 平成16年度処理件数：20件 内訳：不法投棄：13件、悪臭5件、大気1件、その他1件</p>	<p>【概要】 生活環境に係る苦情等の発生に対し、調査等を行い解決を図る。</p> <p>【業務内容】 ・電話、窓口等による苦情等の受付 ・現地調査、事業所立ち入り（随時2人体制） ・事業者等への指導など ・苦情者への報告</p> <p>【参考】 平成16年度処理件数：3件 内訳：騒音1件、野焼き行為2件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い				環境保全部会				
事務事業番号	事務事業名				協議ランク				
17	土砂等による盛土及び土地の埋立て並びに切土の規制事務				A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町				
担当課名	環境保全課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課				
根拠法令等	神奈川県土砂の適正処理に関する条例・相模原市盛土等の規制に関する条例	神奈川県土砂の適正処理に関する条例・城山町環境保全に関する条例	神奈川県土砂の適正処理に関する条例・津久井町住環境整備条例	神奈川県土砂の適正処理に関する条例・相模湖町土砂等による土地の埋立て及び盛土等の規制に関する条例・	神奈川県土砂の適正処理に関する条例・藤野町土砂等による土地の埋立て及び盛土等の規制に関する条例・				
歳出予算額（平成17年度）	0千円	34千円	0千円	0千円	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円	5千円	0千円	0千円	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>土砂等による盛土等について必要な規制を行うことにより、良好な自然環境及び生活環境を保全する。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域の面積が500㎡を超えるもの ・高さが1mを超え、土量が500m³を超えるもの <p>【事務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく盛土等許可申請書の受理 ・許可決定通知書等の発送 ・盛土等行為監視パトロール（年8回程度） ・盛土等に関する相談や苦情の対応 <p>【許可実績】</p> <p>13年度： 0件 14年度： 1件 15年度： 0件 16年度： 0件</p> <p>【参考】</p> <p>事務担当者：主1名 補助1名 対象地域 主に宅地以外（約 53.1k㎡） 盛土状土地件数（平成16年度末現在）（条例施行前のもの含む） 約 97箇所</p>	<p>【目的】</p> <p>土砂等に埋め立て等（切土、盛土、埋立、堆積）について必要な規制を行うことにより、良好な自然環境及び生活環境を保全する。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域の面積が500㎡を超えるもの <p>【事務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく埋め立て等許可申請書の受理 ・許可決定通知書等の発送 ・埋め立て等行為監視パトロール（年10回程度） ・埋め立て等に関する相談や苦情の対応 <p>【許可実績】</p> <p>13年度： 2件 14年度： 1件 15年度： 0件 16年度： 0件</p> <p>【参考】</p> <p>事務担当者：主1名 補助1名 対象地域 城山町全域（約 1.9k㎡） 埋め立て等の現在までの許可件数 36件 許可申請手数料 5000円 / 1件</p>	<p>【目的】</p> <p>この条例は、自然と調和した安全、快適かつ健康的、文化的な住環境を形成するため必要な事項を定めることにより、水源文化都市宣言の都市としてふさわしい住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の土地又は500m³以上の発生土による埋め立て行為若しくはたい積行為又は切土行為。 <p>【許可基準】</p> <p>埋め立てに使用する発生土の内、公共工事の発生土を30%以上使用する。 行為後の土地利用が明らかであること。</p> <p>【事務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく許可申請書の受理 ・許可決定通知書等の発送 ・盛土等に関する相談や苦情の対応 <p>【許可実績】</p> <p>許可実績なし</p> <p>【参考】</p> <p>事務担当者：2名 対象地域：津久井町全域（約12.2K㎡）</p>	<p>【目的】</p> <p>土砂等による盛土等について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び環境の保全を図り、もって良好な生活環境を保全する。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域の面積が500㎡を超えるもの <p>【事務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく盛土等許可申請書の受理 ・許可決定通知書等の発送 ・盛土等に関する相談や苦情の対応 <p>【許可実績】</p> <p>13年度： 1件 14年度： 0件 15年度： 1件 16年度： 0件</p> <p>*町が管理する土地についての埋立てについて運用指針を定めています。</p> <p>【参考】</p> <p>事務担当者：3名（兼任） 対象地域 町内全域（31.591k㎡） 盛土状土地件数（H16年度末現在）（条例施行前のもの含む） 未調査のため不明</p>	<p>【目的】</p> <p>この条例は、藤野町の区域内における土砂等による土地の埋め立て、盛土行為について、必要な規制を行うことにより、災害の防止及び環境の保全を図り、町民の良好な生活環境を確保することを目的とする。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の面積が500㎡以上の事業 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく盛土等許可申請書の受理 ・許可決定通知書等の発送 ・盛土等に関する相談や苦情の対応 <p>【許可実績】</p> <p>13年度：0件 14年度：0件 15年度：0件 16年度：0件</p> <p>【参考】</p> <p>事務担当：1名（兼任） 対象地域：町内全域（64,91K㎡）</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	浄化槽の設置届出等に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	浄化槽法（第5条）				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】 浄化槽法第5条に基づき設置等の届出の受理、廃止届の受理を行う</p> <p>【事務内容】 ・浄化槽の設置届や変更届の受理（建築主事への通知を伴わないもの） ・浄化槽の廃止届の受理 ・年度ごとの浄化槽の設置及び廃止基数の集計</p> <p>【負担金の概要】 名称：神奈川県合併処理浄化槽普及促進協議会 目的・活動：合併処理浄化槽の普及と維持管理の適正を図る。 負担金：年間 17,000円</p> <p>【参考】 事務担当者：主1名 補助1名 浄化槽数増減：年間約 400基減 浄化槽設置基数（平成16年度末現在） 合併処理浄化槽 991基 単独処理浄化槽 3,576基</p>	<p>該当なし</p> <p>【負担金の概要】 名称：神奈川県合併処理浄化槽普及促進協議会 目的・活動：合併処理浄化槽の普及と維持管理の適正を図る。 負担金：年間 15,000円</p> <p>【参考】 浄化槽設置基数（概算） 合併処理浄化槽 181基 単独処理浄化槽 1,050基</p>	<p>該当なし</p> <p>【負担金の概要】 名称：神奈川県合併処理浄化槽普及促進協議会 目的・活動：合併処理浄化槽の普及と維持管理の適正を図る。 負担金：年額 12千円</p> <p>【参考】 浄化槽設置基数（浄化槽台帳調査中間結果） ・単独処理浄化槽 4,102基 ・合併処理浄化槽 1,372基 ・汲取り 816基 ・不明 663基 ・集中浄化槽 131戸</p>	<p>該当なし</p> <p>【負担金の概要】 名称：神奈川県合併処理浄化槽普及促進協議会 目的・活動：合併処理浄化槽の普及と維持管理の適正を図る。 負担金：年額 12千円</p> <p>【参考】 浄化槽設置基数（概算） 合併処理浄化槽 350基 単独処理浄化槽 1,768基</p>	<p>該当なし</p> <p>【負担金の概要】 名称：神奈川県合併処理浄化槽普及促進協議会 目的・活動：合併処理浄化槽の普及と維持管理の適正を図る。 負担金：年額12千円</p> <p>【参考】 浄化槽設置基数（概算） 合併処理浄化槽 556基 単独処理浄化槽 1,568基</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	浄化槽保守点検業者の登録		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	浄化槽法（第48条）・ 相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	128千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】 浄化槽法及び相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づき、市内で浄化槽の保守点検を業とする者について登録を受ける。</p> <p>【事務内容】 ・浄化槽保守点検業者登録申請書の受理 ・申請時の登録手数料の受領（手数料：1件32千円） ・申請に係る現地調査 ・登録通知の発送</p> <p>【登録実績】 13年度：2件 14年度：18件 15年度：21件 16年度：3件</p> <p>【使用料・手数料について】 名称：浄化槽保守点検業者登録手数料 金額：1件につき32,000円</p> <p>【参考】 事務担当者：主1名 補助1名 現登録業者数：44件（16年度末） 県登録業者数：215件（16年度末）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・県登録業者数3件（城山町）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・県登録業者数5件（津久井町）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・県登録業者数2件（相模湖町）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・県登録業者数2件（藤野町）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	集中浄化槽維持管理補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等			津久井町集中浄化槽維持管理経費補助金・津久井町集中浄化槽の大規模改修に要する経費に対する補助金交付要綱		
歳出予算額（平成17年度）			1,000千円		
歳入予算額（平成17年度）			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】</p> <p>生活排水による公共用水域の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、20世帯以上で集中浄化槽を維持管理する団体に対し維持管理経費及び大規模改修に要する経費を補助する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>団体数 2団体 維持管理経費の補助 ・1団体50万円を上限とする。 大規模改修に要する経費補助 ・設置後15年を経過した機械、装置等で、対象改修工事経費額を別表で定める。 ・補助金の額は工事費の1/2と加入世帯に59千円を乗じた額のいずれか低い額を限度とする。</p> <p>【補助実績】</p> <p>平成16年度補助実績 大規模改修に要する経費補助 総額 122万円（1団体） 平成16年度補助実績 維持管理経費 維持管理補助額 50万円×2団体</p> <p>【参考】</p> <p>・事務担当者 1名 ・設置年月日 昭和55年3月（又野字道上） ・設置年月日 昭和56年9月（又野字道下）</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名																
29	各種事務事業の取扱い				環境保全部会																
事務事業番号	事務事業名				協議ランク																
22	環境保全に関する条例に基づく事務				A協議会 B幹事会 C専門部会																
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課																
根拠法令等	相模原市環境保全に関する条例・ 相模原市環境保全に関する条例施行規則	城山町環境保全に関する条例・ 城山町環境保全条例施行規則																			
歳出予算額（平成17年度）		4,599千円																			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	12千円																			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公害の防止に必要な事項を定め、市、事業者および市民の責務を明らかにし、市民の健康で快適な生活が営める環境を保全する。</p> <p>【条例概要】 市の責務：環境の的確な把握、状況の公表、違反の公表、公害防止の指導、苦情の処理、公害防止設備費の助成、公害防止協定の締結</p> <p>事業者の責務：公害の防止措置、市への協力、法令の遵守</p> <p>市民等の責務：環境保全努力、発生源等に対する留意、市への協力、自己所有物の適正管理</p> <p>【事務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の状況の測定等 ・生活環境の状況等の公表 ・事業者との協議 ・建築物利用計画書の受理 ・各種公害防止基準の策定・指導 ・特定建設作業に対する指導 ・雑草の除去勧告 ・公害の防止に関する協定の締結 <p>【参考】 事務担当者：規制指導 計12名 環境監視 計6名</p> <p>苦情件数：年間339件（内雑草59件） 指定事業所数：1,602事業所（H17.03.31）</p>	<p>【目的】 すべての町民が健康で文化的な生活を営む上において、良好な環境が極めて重要であることをかんがみ、これらの施策に関する町長、事業者及び町民等それぞれの責務を明らかにし、基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、良好な環境を確保することを目的とする。</p> <p>【条例概要】 町長の責務：良好な環境の確保と形成に関する基本的な施策を策定し、総合的な行政の運営、環境施設の整備、</p> <p>事業者の責務：事業活動に伴う良好な環境の措置環境に関する行政施策の協力、従業員への指導、当該事業に係わる苦情又紛争に対する誠意ある解決</p> <p>町民等の責務：良好な環境の確保努力、土地、建物等の清潔保持、行政施策への協力</p> <p>【事務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生動植物の保護 ・土砂等による土地の埋立て等の規制 ・公共の場所等の清潔保持等 ・空き地の適正な管理 ・放置車両の措置 ・自動車のたい積保管の規制 <p>野生動植物保護事業 動植物監視員による野性動植物の調査及び保護植物の監視</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>【16年度実績】</td> <td style="text-align: right;">216千円</td> </tr> <tr> <td>・動植物監視員報酬</td> <td style="text-align: right;">4名 168千円</td> </tr> <tr> <td>・カタクリ土地所有者助成金</td> <td style="text-align: right;">39千円</td> </tr> <tr> <td>・消耗品等</td> <td style="text-align: right;">9千円</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>【17年度予算】</td> <td style="text-align: right;">223千円</td> </tr> <tr> <td>・動植物監視員報酬</td> <td style="text-align: right;">4名 168千円</td> </tr> <tr> <td>・カタクリ土地所有者助成金</td> <td style="text-align: right;">39千円</td> </tr> <tr> <td>・消耗品等</td> <td style="text-align: right;">16千円</td> </tr> </table>	【16年度実績】	216千円	・動植物監視員報酬	4名 168千円	・カタクリ土地所有者助成金	39千円	・消耗品等	9千円	【17年度予算】	223千円	・動植物監視員報酬	4名 168千円	・カタクリ土地所有者助成金	39千円	・消耗品等	16千円	該当なし	該当なし	該当なし
【16年度実績】	216千円																				
・動植物監視員報酬	4名 168千円																				
・カタクリ土地所有者助成金	39千円																				
・消耗品等	9千円																				
【17年度予算】	223千円																				
・動植物監視員報酬	4名 168千円																				
・カタクリ土地所有者助成金	39千円																				
・消耗品等	16千円																				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	環境保全に関する条例に基づく事務	A協議会	B幹事会	C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		<p>土地埋立等規制事業 土砂等による土地の埋立て等の許可及び違反行為の取締事務並びに啓発</p> <p>【16年度実績】 38千円 ・旅費 15千円 ・消耗品等 23千円 搬入中止指導 0件</p> <p>【17年度予算】 34千円 ・旅費 14千円 ・消耗品等 20千円</p> <p>公共の場所等の清潔保持事業 美化指導員による環境美化に関する啓発、指導等、工事施行者の公共場所等へ適正管理、自動販売機管理者の回収容器の設置に係る責務、町民等の空缶等及び犬のふんの持ち帰り</p> <p>【16年度実績】 4530千円 ・美化指導員報酬 3690千円 ・新聞広告枠による条例啓発 712千円 ・自動車登録費用、重量税 18千円 ・ごみ袋等の清掃用品等 110千円</p> <p>【17年度予算】 4188千円 ・美化指導員報酬 3780千円 ・自動車損害保険料 42千円 ・消耗品、燃料費 366千円</p> <p>空き地の適正な管理 空地の調査を行い、管理不良状態にあるときは、管理者に対し、雑草の草刈等について指導、勧告、命令を行なう。</p> <p>【16年度実績】 30千円 ・非常勤職員賃金 10名 30千円 14年度執行状況 管理不良状態の解消指導件数 163件 指導により措置を行ったもの 139件 指導による措置を行っていないもの 24件 適正管理勧告や命令など</p> <p>0件</p> <p>【17年度予算】 ・非常勤職員賃金 11名 33千円</p> <p>放置車両措置事業 放置車両の自転車、原動機付自転車の措置</p> <p>【16年度実績】 140千円 ・放置車両移動処分手数料 106千円 ・放置車両置場草刈手数料 34千円</p> <p>移動台数 自転車177・原付8・自動車5 処分台数 自転車56・原付8・自動車5</p> <p>原付・自動車は条例適用外事業</p> <p>【17年度予算】 116千円 ・手数料 107千円 ・旅費等 9千円</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	緑地保全活用事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	首都圏近郊緑地保全法（木もれびの森） 都市緑地法（木もれびの森、市民緑地） ふれあいの森実施要領、市民緑地設置要領 相模原市特別保全地区奨励金交付要領 相模原市緑化条例（保存樹林・樹木） 相模原市緑地保全基金条例	城山町みどりのまちづくり基金条例			
歳出予算額（平成17年度）	38,629千円	482千円			
歳入予算額（平成17年度）	5,358千円	482千円			
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>木もれびの森づくり事業 緑地の所有者及び市民の協力により樹林地の林床整備を進め、効果的な保全・活用を図る。 ・予算額 5,514千円 ・対象面積 73h a（民有地約46.5h a、公有地約26.5ha）</p> <p>市民ふれあいの森づくり事業 市街地に残る良好な緑地を市民ふれあいの森として指定し、市民との協働により管理し、効果的な保全・活用を図る。 ・予算額 1,085千円 ・対象面積 5.7ha（10箇所） ・特定財源 その他公園使用料 14千円</p> <p>特別保全地区奨励金 近郊緑地特別保全地区について、自然環境を保全するため緑地の所有者に奨励金を交付する。 ・予算額 530千円 ・対象件数 433件 ・基準日 8月1日 ・算出基準 面積1㎡につき1円（1,000円に満たない場合は1,000円とし、算出額が1,000円を超える場合の100円未満の端数は100円とする）</p> <p>保存樹林・樹木奨励金 貴重な樹林及び樹木を保全するため所有者と協定を結び奨励金を交付する。 ・予算額 31,000千円</p> <p>【参考】</p> <p>・算出基準 （保存樹木）3,600円/本 169本（平成17年3月末） （保存樹林）指定年度の固定資産税及び都市計画税相当額と面積500㎡につき2,500円（500㎡を超える場合は100㎡につき500円加算） 41箇所、66,569㎡（平成17年3月末）</p> <p>・特定財源 緑地等指定事業助成金 4,844千円（財）かながわトラストみどり財団 緑地保全基金繰出金 寄付金による緑地保全基金への繰出しを行う。 ・予算額 500千円 ・平成16年度末基金現在高 2,000,691千円 （現金246,977千円、土地1,753,714千円） ・特定財源 緑地保全基金寄付金 500千円</p>	<p>【内容】</p> <p>みどりのまちづくり基金の運用益を緑化推進を図る事業に充てる。 保存樹林・樹木助成金 貴重な樹林及び樹木を保全するため、所有者に助成金を交付する。 ・予算額 482千円</p> <p>【参考】</p> <p>・算出基準 （保存樹木）5,000円/本 57本（平成17年3月末） （保存樹林）指定年度の固定資産税及び都市計画税相当額か、又は㎡当たり10円を乗じた額のいずれか高い額2箇所19,700㎡（平成17年3月末）</p> <p>・特定財源 保存樹林・樹木助成金 482千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	(財)相模原市みどりの協会補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	90,289千円				
歳入予算額(平成17年度)	3,720千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民参加による、みどりのまちづくりの推進等を目的として、緑のボランティアの育成・支援等の緑化事業を実施している(財)相模原市みどりの協会の運営費を助成する。</p> <p>【(財)相模原市みどりの協会の概要】 設立 平成4年8月 (全国都市緑化フェアの開催を機に任意団体から財団化) 目的 市民の緑化意識を高め、市民総ぐるみによる都市緑化の推進を図るなど、みどり豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。 基本財産 204,293千円(うち市出資額2億円)</p> <p>【協会の主な事業】 緑化意識普及啓発事業 予算額 3,771千円 ・市の花アジサイ普及事業 アジサイ挿し木苗の無料配布 ・クリスマス普及事業 園芸講習会開催 ・花のふれあいサービス 高齢者福祉施設へ花を提供 都市緑化推進事業 予算額 12,907千円 ・花のまちづくり・みどりいっぱい運動 地域の市民緑化推進のため花の種苗を提供 ・屋上緑化等助成 屋上・壁面緑化に対し補助金を交付 交付対象 20,000円/㎡(上限20万円) ・生垣設置助成 新規生垣設置に対し補助金を交付 交付対象 5,000円/㎡(上限10万円) ・フラワーロード事業 横浜水道みちにコスモス、チューリップを市民団体と植栽 ・オープンガーデン事業 ガーデニング見本園事業</p> <p>【協会の組織】 事務局 8人 ・事務局長1、業務係長1、主査1、主事1 (以上市派遣職員)、事務員3 役員 30人 ・理事11、監事2、評議員17</p> <p>【特定財源】みどりのまちづくり基金運用収入 3,720千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	緑地等維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	産業環境課	社会教育課
根拠法令等	森林病虫害等防除法（松くい虫） 相模原市緑化条例施行規則（保存樹林）	城山町町民の森散策施設条例・ 城山町都市公園条例			
歳出予算額（平成17年度）	79,729千円	10,988千円	2,721千円		45千円
歳入予算額（平成17年度）	431千円				0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原近郊緑地特別保全地区等の緑地及び相模川沿岸施設等の維持管理に要する経費</p> <p>【主な経費】 施設賠償責任保険料 105千円 保証内容 対人・・・1名1億円、1事故5億円 対物・・・1事故300万円 緑地は1,000万円 保存樹林・樹木は5,000万円</p> <p>施設の維持管理に要する委託料 58,693千円 高木枝払、枯損木処理、下草刈、剪定枝チップ敷き均し、トイレ清掃等</p> <p>不法投棄物処分等に要する委託料 6,155千円</p> <p>病虫害薬剤散布委託料 960千円 緑地等の市有地に発生する病虫害駆除</p> <p>松くい虫防除等による委託料 4,377千円 【特定財源】 431千円 県補助金 森林病虫害防除対策費補助金 補助率 1/2</p> <p>保存樹林看板設置委託料 44千円</p>	<p>【内容】 ○町民の森散策施設 恵まれた自然環境を生かし、町民が森林に対する理解を深め、併せて自然に親しみながら健康の維持促進を図るための施設として、川尻地区（城山湖周辺）に町民の森散策施設を設置し、樹林地の保全及び活用を図る。</p> <p>【主な経費】 ・非常勤賃金（4名）4,669千円 施設内の維持管理業務 ・施設の維持管理に要する委託料 2,501千円 草刈、定置配管施設等の保守点検 ・対象面積 5ha ・施設面積1.6ha</p> <p>○緑地広場維持管理事業 地区計画における保存緑地及び開発等の際に町に寄付された用地に係る維持管理経費</p> <p>【主な経費】 ・除草、樹木剪定等に要する委託料 4,411千円</p>	<p>【内容】 地区計画における保存緑地及び緑地協定等の際に町に寄付された用地に係る維持管理経費</p> <p>【主な経費】 除草、除間伐に要する委託料 2,721千円</p>	該当なし	<p>【事業名】 ギフチョウ棲息地管理人賃金</p> <p>【目的】 県天然記念物のギフチョウの棲息地の環境整備で主に下刈りのための人夫賃金</p> <p>【賃金】 15,000円×3人=45,000円</p> <p>下草の繁茂する8月を中心に作業をしている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	緑地等整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 横山丘陵緑地から道保川緑地の一部において、自然環境に配慮した散策路等を整備し、みどりのネットワーク化の推進を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横山丘陵緑地 ・道保川緑地 	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>*類似事業 地域住民により、自然環境を活用した散策路、小公園の整備を図っている。 金丸緑地（町有地） ・根小屋地区 6.1ha</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	緑地保全用地購入事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	都市整備課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	都市緑地法 首都圏近郊緑地保全法	都市緑地法			
歳出予算額（平成17年度）	641,000千円				
歳入予算額（平成17年度）	611,200千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 特別緑地保全地区内で都市緑地法の規定に基づく土地買入申出がなされた緑地を対象に国庫補助制度を活用して取得する。</p> <p>近郊緑地特別保全地区 相模原近郊緑地特別保全地区 73ha 相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区 104ha 特別緑地保全地区 下九沢内出緑地保全地区 3.9ha</p> <p>【特定財源】 国庫補助金 352,000千円 古都及び緑地保全事業費統合補助 補助率 ・近郊緑地特別保全地区5.5/10 ・特別緑地保全地区1/3</p> <p>市債 259,200千円 ・一般公共事業債（充当率90%）</p> <p>【中核市事務】 近郊緑地特別保全地区の土地買入れ</p>	<p>該当なし ○特別緑地保全地区 若葉台南側斜面特別緑地保全地区 面積 約 6ha、土地所有者 城山町</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	相模川等保全活用事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等			津久井町中道志川トラスト基金条例		
歳出予算額（平成17年度）	2,032千円		3,616千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円		3,400千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模川散策路及び相模川沿岸施設等の保全活用に関わる経費</p> <p>相模川沿岸施設等活用事業 市民との協働により、相模川沿岸施設等の保全・活用を図る。 予算額 442千円</p> <p>川のボランティア育成事業 相模川の保全・活用に取り組むボランティアを育成するために講習会を開催する。 予算額 390千円</p> <p>相模川を愛する会補助金 相模川の愛護思想の普及・啓発を目的とした「相模川を愛する会」に助成する。 予算額 1,200千円（運営費補助金） 相模川を愛する会の概要 発 足 昭和57年11月27日 会員数 58団体29個人 主な事業 ・相模川愛護指導員の配置 ・相模川クリーン作戦（年2回） ・釣りに親しむつどい ・サマースクール ・相模川絵画コンテスト・入選作品展示会 ・会報発行</p>	該当なし	<p>【目的】 津久井町中道志川トラスト基金 津久井町中道志川の清流を守る川のトラスト運動を展開し、水質保全及び河川美化を図るため。 串川河川敷等を活用した小公園維持 地域住民が河川管理者等から河川敷等を無償で借用し小公園として整備活用する。 津久井湖回遊庭園構想推進事業 津久井湖及び周辺地域の魅力づくりを図る。</p> <p>【内容】 水源を守る中道志川トラスト運動に対する中道志川トラスト基金の活用 中道志川トラスト基金積立金 予算額 2,000千円（積立金）</p> <p>流域での中道志川トラスト協会の活動の支援 中道志川トラスト協会補助金（基金から協会補助金の支出） 予算額 2,000千円</p> <p>中道志川トラスト協会の行う主な活動 ・稚鮎の放流（川のみがえり） ・河川美化活動 ・川とのふれあい企画</p> <p>串川河川敷等を活用した小公園維持 予算額 1公園円当100千円（報償費） ・関・川音公園 ・長竹白山公園 津久井湖回遊庭園構想推進事業 予算化なし</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	みどりの基本計画及び相模川計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	都市整備課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	都市緑地法	都市緑地法	都市緑地法		
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>みどりの基本計画 平成9年3月 さがみはら みどりの基本計画策定 計画目標年次は平成27年</p> <p>【緑地の将来目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑地の確保目標水準 平成27年 約2,000h a 対象とする緑地とは都市公園、広場、樹林地、河川緑地を対象としている 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準 都市公園 平成27年 7.6㎡/人 都市公園等 平成27年 15.5㎡/人 都市公園等とは都市公園に広場、河川緑地を加えたもの <p>相模川計画 相模川の将来像 「水と緑と太陽の相模川」 昭和57年3月 相模川計画策定 平成5年3月 第2次基本計画策定 平成13年3月 第2次基本計画改定 計画目標年次は平成22年 策定範囲 原則として相模川から相模川段丘の斜面緑地まで</p>	<p>みどりの基本計画 平成8年3月 城山町緑の基本計画策定 計画目標年次は平成27年</p> <p>【緑地の将来目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑地の確保目標水準 平成27年 約739h a 対象とする緑地とは都市公園、広場、樹林地、河川緑地を対象としている 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準 都市公園 平成27年 21.8㎡/人 都市公園等 平成27年 113.5㎡/人 都市公園等とは都市公園に広場、河川緑地を加えたもの <p>相模川みどりと安らぎの拠点整備構想 相模川の小倉、葉山島、対岸の相模原市を取り込んだ地区における相模川の活用及び保全を目的とした整備構想である。 平成6年3月 みどりと安らぎの拠点整備構想調査 報告書策定 計画目標年次は平成37年</p>	<p>緑の基本計画 平成11年3月 津久井町緑の基本計画策定 *計画目標年次は平成27年</p> <p>【緑地の確保目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑地の確保目標量 平成27年 約3,564h a 市街地面積に対する割合 183h a 都市計画区域面積に対する割合 3,378h a 都市公園等の整備目標 都市公園 平成27年 33.4㎡/人 都市公園等 平成27年 44.1㎡/人 	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	みどりのまちづくり基金及び緑地保全基金の運用管理	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	財務課・施設管理課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原しみどりのまちづくり基金条例 相模原市緑地保全基金条例	城山町みどりのまちづくり基金条例			
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>みどりのまちづくり基金</p> <p>【目的】 市民等からの寄付を積み立て、その運用益を緑化推進を図る事業に充てる。</p> <p>【基金種別】 資金積立基金</p> <p>【収益】 緑化推進事業に要する費用に充当し、剰余は基金に繰入 平成16年度末基金現在高 678,610千円 内訳 有価証券等 平成16年度寄付 38件 2,507千円</p> <p>緑地保全基金</p> <p>【目的】 市内に残された貴重な緑地を円滑に取得し、将来にわたって保全する。</p> <p>【基金種別】 定額資金運用基金</p> <p>【収益】 一般会計予算で整理</p> <p>平成16年度末基金現在高 2,000,691千円 内訳 現金等 246,977千円 土地 1,753,714千円 平成16年度寄付 0件 0千円</p>	<p>みどりのまちづくり基金</p> <p>【目的】 町民等からの寄付、または予算で定める額を積み立て、その運用益を緑化推進を図る事業に充てる。</p> <p>【基金種別】 資金積立基金</p> <p>【収益】 緑化推進事業に要する費用に充当し、剰余は基金に繰入 平成16年度末基金現在高 60,345千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 *類似事業 コミュニティと緑の環境づくり基金</p> <p>【目的】 目標額を1億円に設定し積立、基金原資も使用しコミュニティ及び緑化関連施策を図る事業に活用する。（当初は運用益だけを活用していた）</p> <p>平成16年度末基金現在高 92,540千円 ・基金活用対象要綱等 コミュニティと緑の環境づくり愛護会実 施活動奨励金交付要綱 広場整備費補助金交付要綱 不法投棄防護資材支給要綱 生け垣設置費補助金交付要綱 その他、コミュニティと緑の環境づくり基金事業計画に基づく事業</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	首都圏近郊緑地保全法及び都市緑地法に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	首都圏近郊緑地保全法 都市緑地法	都市緑地法			
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>近郊緑地保全区域内の行為の届出事務</p> <p>【内容】 区域内での建築物の新築、木竹の伐採等の行為をしようとする者の届出</p> <p>【事務手順】 行為地が区域内に位置しているか確認 届出に必要な書類を渡す 届出書の提出後、現地調査 調査報告書作成（必要に応じて助言・勧告） 届出に対する受理書を交付（助言等あれば明記）</p> <p>特別緑地保全地区内の行為の許可申請</p> <p>【内容】 地区内での建築物での新築、木竹の伐採等の行為をしようとする者の許可</p> <p>【事務手順】 行為地が地区内に位置しているか確認 許可申請に必要な書類を渡す 許可申請書の提出後、審査 許可証（不許可通知書）の交付（通知） 不許可とした場合の買入れ申出書の受付 受理書の送付（買入れが必要な場合） 国庫補助申請 土地売買契約締結</p>	<p>特別緑地保全地区内の行為の許可申請</p> <p>【内容】 地区内での建築物の新築、木竹の伐採等の行為をしようとする者の許可</p> <p>【事務手順】 行為地が地区内に位置しているか確認 許可申請に必要な書類を渡す 許可申請書の提出後、審査 許可証（不許可通知書）の交付（通知）</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	環境防災課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 野生鳥獣の違法な捕獲を未然に防ぐため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣の捕獲の許可及び飼養の登録を行なう。</p> <p>【事業内容】 飼養のための鳥獣捕獲許可 ・愛がん飼養のための捕獲許可 鳥獣の種類 メジロ・ホオジロに限る。 許可対象者 一定の許可要件を満たす者 飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 ・有害鳥獣捕獲、学術研究及び傷病鳥獣の保護のための捕獲許可 鳥獣の種類 鳥類25種、獣類13種 (県から権限移譲されたもの) 鳥獣飼養の登録 ・許可対象鳥獣 法第9条第1項の規定により捕獲した鳥獣(狩猟鳥獣を除く) ・飼養登録期間 許可の日から1年(申請により更新可)</p> <p>【参考】 (平成16年度実施状況) 飼養のための鳥獣捕獲許可 0件 飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 23件 鳥獣飼養登録 2件</p>	<p>【目的】 野生鳥獣の違法な捕獲を未然に防ぐため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣の捕獲の許可及び飼養の登録を行なう。</p> <p>【事業内容】 飼養のための鳥獣捕獲許可 ・愛がん飼養のための捕獲許可 鳥獣の種類 メジロ・ホオジロに限る。 許可対象者 一定の許可要件を満たす者 飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 ・有害鳥獣捕獲、学術研究及び傷病鳥獣の保護のための捕獲許可 鳥獣の種類 鳥類25種、獣類13種 (県から権限移譲されたもの) 鳥獣飼養の登録 ・許可対象鳥獣 法第9条第1項の規定により捕獲した鳥獣(狩猟鳥獣を除く) ・飼養登録期間 許可の日から1年(申請により更新可)</p> <p>【参考】 (平成16年度実施状況) 飼養のための鳥獣捕獲許可 0件 飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 16件 鳥獣飼養登録 0件</p>	<p>【目的】 野生鳥獣の違法な捕獲を未然に防ぐため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣の捕獲の許可及び飼養の登録を行なう。</p> <p>【事業内容】 飼養のための鳥獣捕獲許可 ・愛がん飼養のための捕獲許可 鳥獣の種類 メジロ・ホオジロに限る。 許可対象者 一定の許可要件を満たす者 飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 ・有害鳥獣捕獲、学術研究及び傷病鳥獣の保護のための捕獲許可 鳥獣の種類 鳥類25種、獣類13種 (県から権限移譲されたもの) 鳥獣飼養の登録 ・許可対象鳥獣 法第9条第1項の規定により捕獲した鳥獣(狩猟鳥獣を除く) ・飼養登録期間 許可の日から1年(申請により更新可)</p> <p>【参考】 (平成16年度実施状況) 飼養のための鳥獣捕獲許可 0件 飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 9件 鳥獣飼養登録 0件</p>	<p>【目的】 野生鳥獣の違法な捕獲を未然に防ぐため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣の捕獲の許可及び飼養の登録を行なう。</p> <p>【事業内容】 飼養のための鳥獣捕獲許可 ・愛がん飼養のための捕獲許可 鳥獣の種類 メジロ・ホオジロに限る。 許可対象者 一定の許可要件を満たす者 飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 ・有害鳥獣捕獲、学術研究及び傷病鳥獣の保護のための捕獲許可 鳥獣の種類 鳥類25種、獣類13種 (県から権限移譲されたもの) 鳥獣飼養の登録 ・許可対象鳥獣 法第9条第1項の規定により捕獲した鳥獣(狩猟鳥獣を除く) ・飼養登録期間 許可の日から1年(申請により更新可)</p> <p>【参考】 (平成16年度実施状況) 鳥獣飼養の登録 4件 飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 13件</p>	<p>【目的】 野生鳥獣の違法な捕獲を未然に防ぐため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣の許可及び飼養の登録を行なう。</p> <p>【事業内容】 飼養のための鳥獣捕獲許可 ・愛がん飼養のための捕獲許可 鳥獣の種類 メジロ・ホオジロに限る。 許可対象者 一定の許可要件を満たす者 飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 ・有害鳥獣捕獲、学術研究及び傷病鳥獣の保護のための捕獲許可 鳥獣の種類 鳥類25種、獣類13種 (県から権限移譲されたもの) 鳥獣飼養の登録 ・許可対象鳥獣 法第9条第1項の規定により捕獲した鳥獣(狩猟鳥獣を除く) ・飼養登録期間 許可の日から1年(申請により更新可)</p> <p>【参考】 (平成16年度実施状況) 飼養のための鳥獣捕獲許可 0件 飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 3件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	相模原市相模川ふれあい科学館の管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市立相模川ふれあい科学館条例				
歳出予算額（平成17年度）	97,608千円				
歳入予算額（平成17年度）	230千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】 相模川ふれあい科学館の施設管理運営経費</p> <p>【相模川ふれあい科学館の概要】 所在地 相模原市田名91番地2 館種 科学館（公的科學館） 設立 昭和62年11月15日 敷地面積 15,217㎡ 建築面積 1,594㎡ 開館時間 午前9時30分～午後4時30分 （夏休み期間は開館時間を延長） 休館日 毎週月曜日（祝日の場合は翌日） 年末年始（12/29～1/3） 入館料 大人300円（団体240円） 小・中学生100円（団体80円） 団体は20名以上 無料・・・小学校入学前の幼児 障害者とその介護者 65歳以上の人 ひとり親家庭等の家族</p> <p>【委託先】 （財）相模原市都市整備公社</p> <p>【特定財源】 諸収入 自動販売機光熱水費実費負担金 230千円</p> <p>【利用料金制度】 平成15年度より利用料金制度を導入</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
31	猟区事務に関すること	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	環境防災課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等			鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 津久井町鳥屋猟区入猟承認料徴収条例		
歳出予算額（平成17年度）		0千円	3,111千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）		0千円	3,108千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、規定を定め、環境省令で定めるところにより、当該区域における狩猟の管理について県知事の許可を受ける。 ・ 猟区設定数 1箇所（津久井町鳥屋猟区） ・ 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで ・ 維持管理 津久井町鳥屋鳥獣保護協会へ委託（毎年契約） <p>【平成17年度見込】</p> <p>（歳入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入猟承認料 3,108千円 <p>（歳出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猟区巡視員報酬 608千円 ・ 猟区委託料 2,284千円 ・ 需用費等 219千円 <p>【平成16年度実績】</p> <p>（歳入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入猟承認料 2,847千円 <p>（歳出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猟区巡視員報酬 608千円 ・ 猟区委託料 2,037千円 ・ 需用費等 826千円 <p>【平成15年度実績】</p> <p>（歳入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入猟承認料 3,276千円 <p>（歳出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猟区巡視員報酬 627千円 ・ 猟区委託料 2,153千円 ・ 需用費等 496千円 	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
34	コミュニティと緑の愛護会団体奨励金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等			コミュニティと緑の環境づくり愛護会実施活動奨励金交付要綱 コミュニティと緑の環境づくり基金事業計画		
歳出予算額（平成17年度）			1,020千円		
歳入予算額（平成17年度）			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	コミュニティと緑の環境づくり基金 【目的】 緑との関わりを通じて地域コミュニティの醸成を図る。 【内容】 公園等の緑化の推進及び緑地の保全活動を実施する団体に奨励金を交付する。 ・平成17年度実施団体 20団体 ・平成16年度奨励金交付総額 1,020千円 *1団体奨励金交付限度額 10万円 (参考) ・平成16年度実施団体 19団体 ・平成16年度奨励金交付総額 942千円	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
35	生垣設置費補助事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等		城山町みどりのまちづくり基金条例			
歳出予算額（平成17年度）	0千円	150千円	90千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円	150千円	90千円		
【事務事業の内容】	<p>（財）相模原市みどりの協会が実施している。</p> <p>【補助要件】 新規生垣設置に対し補助金を交付 5,000円/m・上限10万円</p>	<p>【内容】 みどりのまちづくり基金の運用益を緑化推進を図る事業に充てる。</p> <p>【補助要件】 新規生垣設置に対し補助金を交付する。 1,500円/m・上限10万円</p>	<p>コミュニティと緑の環境づくり基金</p> <p>【目的】 都市計画法に基づく地区計画の区域及び住民間の協定等をした区域において生け垣を設置する経費に対し補助金を交付する。</p> <p>【補助要件】 戸建住宅（含兼用住宅）の新規生け垣設置に対し補助金を交付 ・3000円/m、48千円限度 ・公道に5m以上接するものであること。 ・樹木の高さは90cm以上であること。 ・樹木の本数は延長1mにつき2本以上。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会																		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																		
36	里山支援モデル事業		A協議会 B幹事会 C専門部会																		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																
担当課名	みどり対策課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課																
根拠法令等		神奈川県里山づくり推進事業実施要綱																			
歳出予算額（平成17年度）		4,550千円																			
歳入予算額（平成17年度）		1,500千円																			
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 神奈川県が実施する「里山保全推進事業」との連携を図りつつ、町民参加による里山保全管理組織やワークショップに対する事業支援のほか、里山保全活動を行ううえで必要な備品・機機器具の整備、町民参加による直営施行による簡易整備等を実施する。</p> <p>【内容】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>報償費</td><td>240千円</td></tr> <tr><td>旅費</td><td>17千円</td></tr> <tr><td>需用費</td><td>525千円</td></tr> <tr><td>役務費</td><td>138千円</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>170千円</td></tr> <tr><td>原材料費</td><td>960千円</td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td>2,400千円</td></tr> <tr><td>補助金</td><td>100千円</td></tr> </table> <p>【特定財源の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山支援モデル事業補助金（県補助金） 1,500千円 <p>（補助対象事業費：4,500千円 補助率：1/3）</p>	報償費	240千円	旅費	17千円	需用費	525千円	役務費	138千円	使用料	170千円	原材料費	960千円	備品購入費	2,400千円	補助金	100千円	該当なし	該当なし	該当なし
報償費	240千円																				
旅費	17千円																				
需用費	525千円																				
役務費	138千円																				
使用料	170千円																				
原材料費	960千円																				
備品購入費	2,400千円																				
補助金	100千円																				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	公園の管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	公園課	施設管理課	環境課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	相模原市都市公園条例	城山町都市公園条例	津久井町都市公園条例・	相模湖町都市公園条例・	
歳出予算額（平成17年度）	757,210千円	29,117千円	8,544千円	77千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	14,672千円	0千円	126千円	144千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>市立公園の概要（H16年度末供用済）</p> <p>街区公園 414公園</p> <p>近隣公園 10公園</p> <p>地区公園 1公園</p> <p>総合公園 2公園</p> <p>運動公園 2公園</p> <p>特殊公園 4公園</p> <p>都市緑地 8公園</p> <p>緑道 5公園</p> <p>広場公園 1公園</p> <p>合計 447公園</p> <p>他に県立公園（総合公園）1公園</p> <p>管理委託公園（H17 403,386千円）</p> <p>公園名/委託料 委託先</p> <p>相模原麻溝公園 （財）相模原市みどりの協会 210,495千円</p> <p>道保川公園 " 12,631千円</p> <p>相模原北公園 " 42,507千円</p> <p>相模大野中央公園 " 31,893千円</p> <p>鹿沼公園 （財）相模原市都市整備 23,681千円 公社</p> <p>相模台公園 " 9,821千円</p> <p>横山公園 " 41,628千円</p> <p>淵野辺公園 " 30,730千円</p> <p>街美化公園アダプト経費（H17 13,758千円）</p> <p>自治会へ除草・清掃を委託（H16実施数372公園）</p> <p>算出基準： 19,000円 + 1,500 × (面積 - 0.01ha) × 100</p> <p>その他公園管理・維持補修（340,066千円）</p> <p>【使用料】</p> <p>相模原麻溝公園が二乗馬利用料 8,955千円</p> <p>公園用地許可使用料 3,468千円</p> <p>公園自販機光熱水費実費負担金 2,249千円</p>	<p>【内容】</p> <p>公園の概要（H16年度末供用済）</p> <p>街区公園 27公園</p> <p>近隣公園 1公園</p> <p>総合公園 1公園（一部一般開放）</p> <p>・街区公園、近隣公園、総合公園については、施設管理課にて維持管理を行なっている。</p> <p>・その他、剪定、修繕等を業者に個別に委託している。</p> <p>6,459千円</p> <p>・総合公園（中央公園公園エリア）については、平成6年1月に都市計画決定がされ、総合公園として整備を予定していたが、当時、一部地権者に反対者があり整備に着手できない状況であった。現在は、財政的に整備できない状況であるため、当面は、自然林を保全、活用する方向で、一部一般開放を行い維持管理を行っている。</p> <p>全体面積 10.1ha内借地面積 3.5ha (民有地 7ha 公有地 3ha)</p> <p>土地借地料 4,177千円</p> <p>維持管理に要する費用 2,030千円</p>	<p>【内容】</p> <p>公園の概要</p> <p>・総合公園 1公園（平成16年度からの維持管理については一部を除いて教育委員会。その他の公園 6公園（除草等については、愛護会にお願している）</p> <p>*平成16年度愛護会奨励金交付額 6公園合計 288千円</p> <p>【使用料】</p> <p>公園自販機光熱水費実費負担分 126千円</p>	<p>【内容】</p> <p>公園の概要（H16年度末供用済）</p> <p>総合公園 1公園</p> <p>公園の管理は、教育委員会に委託している。</p> <p>その他の公園においては、都市整備課にて維持管理費を予算計上している。(77千円)</p> <p>【使用料】</p> <p>公園自販機光熱水費実費負担分 144千円</p>	<p>該当なし</p> <p>町立の公園なし</p> <p>その他の公園（5公園）は地域管理</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	霊園管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	公園課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	市営霊園条例				
歳出予算額（平成17年度）	58,417千円				
歳入予算額（平成17年度）	38,487千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】 峰山霊園は市都市整備公社に管理運営を委託している。柴胡が原霊園においては、公園課にて管理運営を行っている。</p> <p>峰山霊園（55,428千円） ・公園課分（298千円） 需要費（99千円） 管理料納付書の印刷製本費 役務費（66千円） 管理料の振込手数料等 委託費（133千円） 納付書発付に係る事務作業委託等 ・市都市整備公社委託分（55,130千円） 人件費（15,253千円） 物件費（37,251千円） 樹木・芝生管理業務、清掃業務、警備業務、光熱水費等 消費税（2,626千円） 柴胡が原霊園（2,989千円） 需要費（683千円） 施設修繕、光熱水費 委託料（2,306千円） 除草清掃・剪定委託等</p> <p>【施設管理料】（年額） 峰山霊園（5,586基） 普通墓所4㎡（1,776基）6,500円 普通墓所2.5㎡（232基）4,500円 芝生墓所4㎡（3,023基）6,500円 芝生墓所2.5㎡（389基）4,500円 墓石付芝生墓所2.5㎡（166基）4,500円</p> <p>柴胡が原霊園 普通墓所（737基）3.1～19.8㎡ 1㎡につき500円 ただし、両霊園において、承継等により、市外在住者が使用者となった場合には、上記の管理料がH17は2割増し、H18は5割増しとなる。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
10	公園整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	公園課	都市整備課	環境課	都市整備課	地域整備課	
根拠法令等						
歳出予算額（平成17年度）	1,003,292千円				600千円	
歳入予算額（平成17年度）	834,714千円				0千円	
【事務事業の内容】	<p>新世紀さがみはらプランに基づき、公園の整備を推進している。</p> <p>魅力ある公園づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりとふれあいや休養・散策の場となる個性的で魅了ある公園の整備 ・貴重な遺跡やかけがえのない自然環境等を保全するため、歴史公園や風致公園など地域の特性を生かした公園の整備 <p>身近な生活圏のみどり・公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが気軽に自然に親しめる身近な公園の整備を進め、うるおいのある生活空間の形成 ・自然とのふれあいや憩いの場、さらには防災上の貴重な空間として、公園、広場、緑地等のオープンスペースの確保 <p>【整備内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原麻溝公園整備事業（H17 732,267千円） H16～23以降の計画において第1, 2競技場、野球場、ジョギングコース等の整備を行う。 ・大野中公園整備事業（H17 101,232千円） H21までの計画の中で、多目的グラウンド、斜面緑地、管理事務所等の整備を行う。 ・小山公園整備事業（H17 119,853千円） H18までの計画の中で、多目的グラウンド(H16整備済)、ニュースポーツゾーン等の整備を行う。 ・街区公園整備事業（H17 49,940千円） H17 3公園整備予定 <p>【補助金】（H17メニュー）</p> <p>（国庫補助金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地環境整備総合支援事業補助金（補助率1/2） ・まちづくり交付金（補助率4/10） <p>（県費補助金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村都市公園整備費補助金（補助率1/3） 	<p>該当なし</p> <p>みどりの基本計画で位置付けされている公園</p> <p>街区公園</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備済み 27箇所 未整備 3箇所 <p>近隣公園</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備済み 1箇所 未整備 2箇所 <p>総合公園</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備済み 0箇所 未整備 1箇所（中央公園） 	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域管理公園の修繕工事 ・ネットフェンス設置工事 L = 4.2m H = 1.2m

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	霊園整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	公園課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	市営霊園条例				
歳出予算額（平成17年度）	1,000千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>峰山霊園整備事業</p> <p>【所在地】 相模原市磯部4573-3</p> <p>【概要】 H2年度より供用を開始し、H17.4月現在、整備済面積12.49haの中に、5,586基（普通墓所・永年2,008基、芝生墓所・永年3,412基、墓石付芝生墓所166基）の墓所、管理事務所1棟、外トイレ2棟、駐車場3箇所を整備している。 H16年度に峰山霊園の第6期公募に伴う整備を行った。</p> <p>【内容】 H17年度整備第8期（H22公募予定）、第9期（H25公募予定）地区の整備に伴う測量を行う。</p> <p>【備考】 H33までの整備計画では、計画面積16haの中に、普通・芝生墓所に加え、壁面墓所、合葬型墓所、納骨堂を整備し、9,850基を整備する予定。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	公園用地購入事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	公園課	都市整備課	環境課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,031,590千円				
歳入予算額（平成17年度）	918,020千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>公園整備の計画に基づく用地の購入</p> <p>小山公園用地購入事業（H17 3,096.06㎡） H17予算額 372,550千円</p> <p>田名向原遺跡公園用地購入事業 （H17 3,430.01㎡） H17予算額 659,040千円</p> <p>【補助金】（H17補助メニュー） （国庫補助金） まちづくり交付金（補助率4/10）</p>	<p>該当なし</p> <p>みどりの基本計画で位置付けされている公園</p> <p>街区公園 整備済み 27箇所 未整備 3箇所</p> <p>近隣公園 整備済み 1箇所 未整備 2箇所</p> <p>総合公園 整備済み 0箇所 未整備 1箇所（中央公園）</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

都 市 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	都市計画審議会経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法 相模湖町都市計画審議会条例	都市計画法 藤野町都市計画審議会条例
歳出予算額（平成17年度）	1,682千円	129千円	211千円	55千円	66千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画の決定及び変更を行うにあたり、学識経験のある者、関係行政機関の職員、市議会議員等それぞれの立場から公正かつ適切な意見を反映させるため、相模原市都市計画審議会を設置している。</p> <p>【構成】 学識経験のある者 10名 市議会議員 4名 関係行政機関の職員 1名 神奈川県職員 1名 市の住民 4名</p> <p>【報酬等】 報酬 神奈川県職員、関係行政機関の職員を除く18名（12,600円／出席） 旅費 市外に住所を置く者（本市に入るまでの分）</p> <p>【委託費（平成16年度実績）】 審議会会議録作成委託 @34,335円×3回＝103,005円</p>	<p>【目的】 都市計画の決定及び変更を行うにあたり、学識経験のある者、関係行政機関の職員、町議会議員等それぞれの立場から公正かつ適切な意見を反映させるため、城山町都市計画審議会を設置している。</p> <p>【構成】 学識経験のある者 3名 町議会議員 2名 関係行政機関の職員 3名 町の住民 2名（公募中）</p> <p>【報酬等】 報酬 神奈川県職員、関係行政機関の職員を除く 会長 10,000円／出席 委員 7,400円／出席 学識経験者10,000円／出席</p> <p>【費用弁償】 専門知識を有する者（役場までの分）</p>	<p>【目的】 都市計画の決定及び変更を行うにあたり、学識経験のある者、関係行政機関の職員、町議会議員等それぞれの立場から公正かつ適切な意見を反映させるため、津久井町都市計画審議会を設置している。</p> <p>【構成】 学識経験のある者 4名 町議会議員 6名 関係行政機関又は県の職員 2名 町の住民 3名</p> <p>【報酬等】 報酬 関係行政機関又は県の職員を除く13名（会長8,000円、委員7,400円／出席） 旅費 役場（会場）までの分</p>	<p>【目的】 都市計画の決定及び変更を行うにあたり、学識経験のある者、関係行政機関の職員、町議会議員等それぞれの立場から公正かつ適切な意見を反映させるため、相模湖町都市計画審議会を設置している。</p> <p>【構成】 学識経験のある者 3名 町議会議員 3名 関係行政機関及び県の職員 2名 町の住民 2名</p> <p>【報酬等】 報酬 町議会議員、神奈川県職員、関係行政機関の職員を除く 5名 4時間以上 8,100円／出席 4時間未満 4,100円／出席 旅費 役場までの分</p>	<p>【目的】 都市計画の決定及び変更を行うにあたり、学識経験のある者、関係行政機関の職員、町議会議員等それぞれの立場から公正かつ適切な意見を反映させるため、藤野町都市計画審議会を設置している。</p> <p>【構成】 学識経験のある者 3名 町議会議員 3名 関係行政機関及び県の職員 2名 町の住民 2名</p> <p>【報酬等】 報酬 町議会議員、神奈川県職員、関係行政機関の職員を除く 5名 4時間以上 会長8,600円 委員8,100円／出席 4時間未満 会長4,300円 委員4,050円／出席 旅費 役場までの分</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	市民参加型まちづくり推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法			相模湖町まちづくり条例	
歳出予算額（平成17年度）	1,510千円			0千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住民と行政との協働のまちづくりを推進するため、市民参加の手法等を定める条例の制定に取り組む。</p> <p>（平成16年度実績） 検討委員会 6回開催 公募委員選考委員会 1回開催 委員報償費：351千円 印刷製本費：80千円</p>	該当なし	該当なし	<p>1 【目的】 相模湖町まちづくり条例に基づき、地域の組織等に対し、専門的な知識及び経験を有する者を派遣することにより、まちづくり等の促進を図る。</p> <p>【内容】 地域のまちづくりに関連した講習会・研修会等に対し、必要に応じて助言・指導のための講師等を派遣する。 対象...与瀬地域まちづくり協議会</p> <p>2 【目的】 地域のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的に、地域まちづくり協議会を設立でき、次のことができる。 ・地域のまちづくりを推進するための計画を定める。 ・地域の将来のまちづくりに関する意見をまとめ町長に提言する。 町は、地域まちづくり推進協議会が行う活動を支援するため、まちづくり専門家の派遣等ができる。</p> <p>現在、内郷東地区まちづくり推進協議会及び与瀬地域まちづくり協議会が設立している。</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	都市計画提案制度推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域のまちづくりに対する取り組みを都市計画行政に積極的に取り入れる制度として、新たに導入されたまちづくりに関する都市計画の提案制度について周知を図る共に、具体的にまちづくりを進めるための支援を行う。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	都市防災に係る基盤整備計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	環境防災課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害に強い安全なまちづくりを推進するため「神奈川県都市防災基本計画」及び「相模原地域防災計画」に基づいた「相模原市都市防災基本計画」を策定する。</p> <p>【内容】 市街地における延焼遮断効果を強化するため、市域を道路、河川、緑地等に囲まれたコミュニティ単位とした「防災ブロック圏」に分け、他のブロックに被害を拡大させない都市構造の形成を図るとともに、ブロック圏内での災害対応ができるよう整備計画を策定する。</p> <p>【平成16年度実績】 明治大学危機管理センターとの共同研究に向けた協定締結</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	生産緑地地区内の建築行為等の許可		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法第8条の地域地区 生産緑地法				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 生産緑地地区の指定 生産緑地地区に指定されるためには、現に農林漁業の用に供されている農地等であって、以下の要件を満たすことが必要である。 生活環境機能及び公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること 面積が一団で500㎡以上の農地等であること 農林漁業の継続が可能であること その上で、生産緑地地区の指定は、幹線街路、下水道等の主要な都市施設の整備や合理的な土地利用に支障をきたさないこと</p> <p>生産緑地地区内における行為の規制 生産緑地地区内では、建築物などの新築、改築または増築や宅地造成などの土地の形質の変更（建築等）は、市町村長の許可を受けたもの以外はできないことになる。</p> <p>生産緑地の買取り 生産緑地地区制度には、農地等の所有者の権利救済の観点から、以下の場合に市町村長に対して、時価で生産緑地を買取るよう申し出ることができる。 生産緑地地区に指定されてから30年を経過した場合 農林漁業の主たる従事者が死亡したり、農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	鉄道対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市交通計画課	都市計画課	都市計画課	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	301,036千円	14千円	14千円	19千円	14千円
歳入予算額（平成17年度）	236,100千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1. 鉄道輸送力増強促進事業 (1) 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議 【目的】 県・市域の鉄道輸送力の増強を図り、住民生活の向上と産業分化の進展に寄与することを目的とする。 【内容】 鉄道路線の新設、輸送力増強等の促進運動の展開、情報収集 【構成】 40団体（県、県下全市町村、県商工会議所、県商工連合会）</p> <p>(2) 相模線複線化等促進期成同盟会 【目的】 J R相模線の全線複線化の早期実現と輸送力増強を促進するとともに沿線地域の発展を図る。 【設立年月】 平成10年2月 【構成】 11団体（神奈川県、相模原市、座間市、海老名市、寒川町、茅ヶ崎市、5市町商工団体） 【内容】 複線化の促進に向けた要望活動、調査研究、情報収集 ・相模線沿線魅力アップ推進会議 情報誌の発行、写真コンクール等の開催</p> <p>2. 鉄道新線計画具体化促進事業 (1) リニア中央新幹線整備促進事業 【目的】 リニア中央新幹線新駅の誘致を進め、都市基盤の整備の充実を図り、広域ネットワークの充実にを図る。 【内容】 リニア中央エクスプレス建設促進神奈川県期成同盟会に加盟し、リニアの早期実現に関する活動を行っている。</p>	<p>1. 鉄道輸送力増強促進事業 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議 【目的】 鉄道輸送力の増強を図り、住民生活の向上と産業文化の進展に寄与する。 【事業内容】 鉄道輸送力増強に関する促進運動、情報収集、調査研究等 (1) 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議 【活動内容】 鉄道路線の新設、輸送力増強等の促進運動の展開（京王線の延伸等） 【構成】 40団体（県、県下全市町村、県商工会議所、県商工連合会）</p> <p>2. 新しい交通システムの検討事業 リニア中央新幹線整備促進事業 【目的】 リニア中央新幹線新駅の誘致を進め、都市基盤の整備の充実を図り、広域ネットワークの充実にを図る。 【内容】 リニア中央エクスプレス建設促進神奈川県期成同盟会に加盟し、リニアの早期実現に関する活動を行っている。</p>	<p>1. 鉄道輸送力増強促進事業 【目的】 鉄道輸送力の増強を図り、住民生活の向上と産業の進展に寄与する。 【事業内容】 鉄道輸送力増強に関する促進運動、情報収集、調査研究等 (1) 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議 【活動内容】 鉄道路線の新設、輸送力増強等の促進運動の展開（京王線の延伸等） 【構成】 40団体（県、県下全市町村、県商工会議所、県商工連合会）</p> <p>2. 鉄道新線計画具体化促進事業 (1) リニア中央新幹線整備促進事業 【目的】 リニア中央新幹線新駅の誘致を進め、都市基盤の整備の充実を図り、広域ネットワークの充実にを図る。 【概要】 現在、リニア中央エクスプレス建設促進神奈川県期成同盟会に参加し、誘致活動に取り組んでいる。</p>	<p>1. 神奈川県鉄道輸送力増強促進事業 【目的】 鉄道輸送力の増進を図り、住民生活の向上と産業の進展に寄与する。 【事業内容】 中央線、横浜線の相互乗り入れ、運送本数の増等についての要望活動。 2. 新しい交通システムの検討事業 (事業内容) リニア中央エクスプレス建設促進神奈川県期成同盟会に加盟し、リニアの早期実現に関する活動を行っている。 3. 中央線立川駅以西連続立体化複々線促進事業連絡会 (事業内容) 立川駅以西の中央線立体化複々線を推進することにより、沿線の輸送力増強と関係地域の発展を図る。 【構成団体】 立川市、日野市、八王子市、相模湖町、藤野町、上野原市、大月市の7団体。</p>	<p>1. 鉄道輸送力増強促進事業 (1) 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議 【目的】 鉄道輸送力の増強を図り、住民の生活の向上と産業の進展に寄与する。 【事業内容】 中央線の運行本数の増便、横浜線の相互乗り入れ、藤野駅ホームの屋根増設等要望活動。 【構成団体】 40団体（県、県下全市町村、県商工会議所、県商工連合会）</p> <p>2. 新しい交通システム検討事業 (1) リニア中央新幹線整備促進事業 【事業内容】 リニア中央エクスプレス建設促進神奈川県期成同盟会に加盟し、リニアの早期実現に関する活動を行っている。</p> <p>3. 中央線立川駅以西連続立体化複々線促進事業連絡会 【事業内容】 立川駅以西の中央線立体化複々線を促進することにより、沿線の輸送力増強と関係地域の発展を図る。 【構成団体】 7団体（立川市、日野市、八王子市、相模湖町、藤野町、上野原市、大月市）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	鉄道対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>(2) 東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会</p> <p>【目的】 奥央・湘南都市圏が県の南の玄関口としての機能を高め、広域的な交流と連携の窓口となる都市づくりを進めることにより、都市圏全体の利便性の向上を図る。</p> <p>【内容】 東海道新幹線の横浜～小田原間の「寒川町倉見地区」への新駅設置の促進とまちづくり等の検討を行う。</p> <p>【構成】 16団体（県、県下9市1町、県市長会、県町村会、県商工会議所、県商工連合会）</p> <p>(3) 相模原・町田広域交通計画連絡調整会議</p> <p>【目的】 相模原市及び町田市に共通する広域的な交通課題について協議し、計画の策定と事業の推進を図る。</p> <p>【構成】 2団体（相模原市、町田市）</p> <p>(4) 小田急多摩線延伸計画研究会</p> <p>【目的】 相模原・町田広域交通計画連絡調整会議の所掌事項における小田急多摩線の延伸の実現化に向け、具体的な研究を図る。</p> <p>【構成】 5団体（相模原市、町田市、都市再生機構、小田急電鉄、鉄道建設・運輸施設整備支援機構）</p> <p>(5) 小田急多摩線延伸促進協議会</p> <p>【目的】 小田急多摩線の市内への延伸を促進するため。</p> <p>【公共的団体の概要】 要望・陳情活動、調査研究、情報収集を行う。</p> <p>【構成】 17団体（9地区自治会連合会、8商店会）</p> <p>3. 駅舎及び駅周辺地域計画・整備事業</p> <p>【目的】 地域の快適で安全な生活環境を図るため、駅周辺の交通利便性の向上、地域の分断化を解消をめざし、駅舎の改良や自由通路の整備を行う。また交通結節点機能を強化するため、駅前広場等の整備を行う。</p> <p>(1) 南橋本駅周辺交通施設整備事業</p> <p>【目的】 南橋本地区の均衡ある発展と駅利用者の利便性の向上を図るため、南橋本駅の東西自由通路及び橋上駅舎化の整備を行う。</p> <p>【内容】 総事業費 2,513,646千円（特定財源含む） ・東西自由通路 約491㎡ ・橋上駅舎 約512㎡ 詳細設計 平成15年度 整備工事 平成16～18年度 ・駅前広場 東側2,700㎡ 西側900㎡ 整備工事 平成19年度 ・公衆トイレ、自転車駐車場 整備工事 平成19年度</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	新しい交通システム検討事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市交通計画課	都市計画課	都市計画課	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	12,909千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 増大する自動車交通量、環境問題、高齢化社会などへの対応と交通利便性の向上、拠点間の連携軸を図るために必要な新しい交通システムの導入に向けた取り組みを進める。</p> <p>【内容】 平成12・13年度に「都市モノレール等調査」を実施し、導入ルートの先行検討区間として相模大野～原当麻間を位置付けた後、導入システムや事業採算性等の検討を行いました。</p> <p>この結果を基に平成14年度に市民アンケート等を実施し、市民の意向を調査したところ「導入すべきだと思う」と回答した人が約7割いることがわかり、導入の方向性としては現在の案で概ね理解は得られていると考えられますが、約500億円という総事業費に対しては、多くの人が「事業費が高い」と感じていることから、事業費の低減化や財源確保方策について更に検討する必要があります。</p> <p>そのため、今年度は事業手法の検討、導入空間の確保・整備手法、事業費の低減化及び財源確保方策等について更に詳細な検討を行ない、新しい交通システムの導入実現化に向け取り組みます。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	駅舎自由通路等維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市交通計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	19,119千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 橋本駅・矢部駅・淵野辺駅の自由通路、淵野辺駅(1基)・古淵駅(2基)・町田駅(1基)・原当麻駅(3基)のエレベーター及び淵野辺駅(2基)・町田駅(1基)のエスカレーターの維持管理</p> <p>【内容】 1. 駅自由通路等維持管理 (1) 業務内容 ・ 駅自由通路電気設備保守及び清掃 ・ エレベーター・エスカレーター保守管理及び清掃 等 2. 消防設備保守委託 3. 駅自由通路等光熱水費負担 4. 駅自由通路等施設賠償責任保険加入 5. 駅自由通路等施設修繕</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	交通バリアフリー基本構想推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市交通計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）				高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）
歳出予算額（平成17年度）	0千円				0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円				0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成13年度に策定した「相模原市交通バリアフリー基本構想」を推進するため、基本構想に位置付けられた事業の進捗状況を把握し、目標年次までに事業を終了するために各事業者と連携をとる。また、現在バリアフリー化されていない矢部駅についてバリアフリー化を実現するため、検討を行う。</p> <p>【内容】 平成13年度に重点整備地区を「相模大野駅（小田急線）及びその周辺」地区とし、「相模原市交通バリアフリー基本構想」を策定</p> <p>平成16年度 各特定事業の早期実現を図るため各事業者をメンバーとした「相模原市交通バリアフリー基本構想推進連絡会議」を設置し、進捗状況の確認、事業間の調整を行っている。 また、基本構想の推進体制として、庁内で「相模原市交通バリアフリー基本構想推進会議」及び「同担当者会議」を開催している。</p> <p>各特定事業の状況 公共交通特定事業… （小田急電鉄）14年度事業計画策定済 15年度から事業実施 （神奈川中央交通）15年度事業計画策定済 15年度から事業実施 道路特定事業… （県道路管理者）14年度事業計画策定済 15年度から事業実施 （市道路管理者）14年度事業計画策定済 15年度から事業実施 交通安全特定事業… （公安委員会）15年度事業計画策定済 道路事業に合わせ事業実施 JR横浜線矢部駅のバリアフリー化 JR東日本横浜支社と矢部駅のバリアフリー化検討会を開催（H14年度～） 「矢部駅及び周辺整備に関する市民の会」が発足（H16.2） 16年度はバリアフリー化に向けて庁内及びJRと調整を行った。</p> <p>（鉄道駅垂直移動施設整備事業 保健福祉部事業） 相模原市民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 平成14年度に策定した「藤野駅周辺移動円滑化基本構想」を推進するため、基本構想に位置付けられた事業の進捗状況を把握し、目標年次までに事業を終了するために各事業者と連携をとる。</p> <p>【内容】 平成14年度に重点整備地区を「JR藤野駅及びその周辺地区」とし、「藤野駅周辺移動円滑化基本構想」を策定。</p> <p>平成15～16年度 各特定事業の早期実現を図るため、各事業者と事業間の調整を行っている。</p> <p>各特定事業の状況 ・公共交通特定事業 JR八王子支社とJR藤野駅にエレベーター2基及び多目的トイレの設置について調整済みで、平成17年度に実施予定。</p> <p>・道路特定事業 （県道路管理者）：事業計画策定に向け調整中。 （町道路管理者）：特定経路とした町道藤野駅藤中線について、JR八王子支社との協議のもと、平成17年度～19年度にかけて駅舎へのバリアフリー化を図るべく調整中。</p> <p>・交通安全特定事業 町道のバリアフリー化と合わせて県公安委員会と協議する予定。</p> <p>JR藤野駅のバリアフリー化 平成17年度に実施予定であるが、神奈川県福祉部障害福祉課の「鉄道駅垂直移動施設整備事業補助金」を予定。JR八王子支社からは、国へ補助要望済み。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	都市計画法に規定する開発行為に伴う公共施設管理者の同意及び協議の調整		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	開発指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法第32条	都市計画法第32条	都市計画法第32条	都市計画法32条	都市計画法32条
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>都市計画法第32条の規定に基づく、許可を要する開発行為に伴う公共施設管理者の同意及び協議の調整に関する事。</p> <p>帰属用地の登記事務は、当該施設の担当課又は管財課が行う。</p> <p>なお、同法第33条第3項の規定に基づく技術的細目に係る制限の強化又は緩和及び同条第4項の規定に基づく建築物の敷地面積の最低限度に関する条例は、現在未制定である。</p>	<p>【内容】</p> <p>・都市計画法第32条の規定に基づく、許可を要する開発行為に伴う公共施設管理者の同意及び協議の調整に関する事。</p> <p>・帰属用地の登記</p> <p>・同法第33条第3項の規定に基づく技術的細目に係る制限の強化又は緩和及び同条第4項の規定に基づく建築物の敷地面積の最低限度に関する条例は、現在未制定である。</p>	<p>【内容】</p> <p>都市計画法第32条の規定に基づく、許可を要する開発行為に伴う公共施設管理者の同意及び協議の調整に関する事。</p>	<p>【内容】</p> <p>都市計画法第32条の規定に基づく、許可を要する開発行為に伴う公共施設管理者の同意及び協議の調整に関する事。</p>	<p>都市計画法第32条の規定に基づく、許可を要する開発行為に伴う公共施設管理者の同意及び協議の調整に関する事。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	開発審査会経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	開発審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法第78条				
歳出予算額(平成17年度)	839千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	相模原市開発審査会の運営 都市計画法第78条 【目的】 都市計画法の規定に基づく審査請求に対する 裁決と、市街化調整区域内における開発行為や 建築行為の許可のための審議を行う。 【内容】 委員の数 5人 (法律・経済・都市計画・建築・公衆衛生 の各分野より1名づつ) 平成16年度開発審査会開催数 6回 平成16年度審査請求件数 0件 平成16年度提案件数審議の件数 15件	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	都市計画法に規定する開発行為及び建築等の制限の許可、証明及び承認		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	開発審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法第29条 都市計画法第37条 都市計画法第43条 都市計画法第44条 都市計画法第45条 都市計画法施行規則第60条				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全を行うことを目的とする。</p> <p>【内容】 開発行為の許可 平成16年度許可件数 155件 建築制限等解除の許可 平成16年度許可件数 24件 許可に基づく地位の承継承認 平成16年度許可件数 2件 開発行為又は建築に関する証明書等の交付 平成16年度証明件数 74件</p>	<p>該当なし（神奈川県事務）</p> <p>開発行為の許可 平成16年度経由件数 14件 建築行為の許可 平成16年度経由件数 6件 建築制限解除の許可 平成16年度経由件数 2件</p>	<p>該当なし（神奈川県事務）</p> <p>開発行為の許可 平成16年度経由件数 5件 建築行為の許可 平成16年度経由件数 0件 建築制限解除の許可 平成16年度経由件数 1件</p>	<p>該当なし（神奈川県事務）</p> <p>開発行為の許可 平成16年度経由件数 3件 建築行為の許可 平成16年度経由件数 0件 建築制限解除の許可 平成16年度経由件数 3件</p>	<p>該当なし（神奈川県事務）</p> <p>開発行為の許可 平成16年度経由件数 0件 建築行為の許可 平成16年度経由件数 0件 建築制限解除の許可 平成16年度経由件数 0件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	開発行為等の違反防止		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	開発審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法の規定に違反する開発行為及び建築物等の建築について、違反行為の防止及び是正を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 都市計画法 ・違反把握件数 720件 （平成17年3月末現在） ・是正済件数 144件 （平成17年3月末現在）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	地域整備推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	12,200千円			0千円	
歳入予算額（平成17年度）	3,500千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p><麻溝台・新磯野地域></p> <p>【目的】 首都圏における拠点都市として自立性の高い都市の創造が求められており、そのため、各拠点の特性に応じた都市機能の集積と適切な機能連携により有機的な都市構造の構築を図るとともに、市内産業のさらなる活性化を促進するなど地域経済の強化に努め、魅力と活力のあるまちづくりを進めている。</p> <p>麻溝台・新磯野地域もそのひとつとして、周辺環境等との調和を図りながら、研究開発、産業、文化などの都市機能が複合的に集積する新しい市街地の整備に努めるなど、新しい拠点づくりを進めている。</p> <p>【内容】 麻溝台・新磯野地域の特性を生かし、土地区画整理事業による基盤整備を図るとともに研究開発等高度な産業の集積や良質な住宅の供給を行う。</p> <p>（事務事業の別：特定財源）</p> <p>【名称】 街路交通調査費補助</p> <p>【内容等】 早急に土地区画整理事業に着手する必要があると認められる区域において、基本構想の作成、現況測量、事業計画の案の作成及び事業化推進のための換地設計準備等を行うための調査。</p> <p>【補助率】 1/3</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 宅地開発を計画的に誘導することで、無秩序開発や小規模開発等によるスプロール化を防止良好な住み易い新市街地の形成を図る。</p> <p>【内容】 内郷地区の一部地域約45.5haについて、農用地等から住宅地に土地利用転換を図り、道路、下水道等の生活基盤の整備を行う。そのため、用途地域等の指定を行った。</p> <p>用途地域の指定 平成10年5月 地区計画の指定 平成10年5月 ・地区計画を推進するため、街なみ環境整備事業(国庫補助)の採択を受け、小公園(2箇所)を整備した。なお、同事業は平成14年度から休止している。 準防火地域の指定 平成10年5月 街なみ景観形成要綱の制定 平成12年11月</p> <p>【平成17年度予算】 なし。（地区内公園管理費251千円除く。）</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	駅周辺施設維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課	地域整備課・まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	13,174千円				106千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円				0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 中心市街地として位置付けられている橋本駅周辺地区、相模原駅周辺地区、相模大野駅周辺地区及び地区中心市街地として位置付けられている上溝、淵野辺、小田急相模原、東林間、古淵の各駅周辺地区において整備した施設の内、道路区域外の施設の維持管理を行うもの。</p> <p>【対象施設】 橋本駅北口自由通路 （延長-70m、幅員-8m、面積-約600㎡） 相模原駅南北自由通路北口階段 （面積-約320㎡） 淵野辺駅北口自由通路 （面積-約800㎡） 相模大野駅コリドー（1,252㎡） 相模大野駅北口タクシーレーン（1,282㎡）</p> <p>【内容】 清掃、警備、設備保守、光熱水費等</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 町の玄関である藤野駅周辺整備の一環として、公共交通であるバス利用者の安全性及び利便性の向上を図るため、バス待合所の新設を実施している。この施設の完成後の維持管理を行うもの。</p> <p>【対象施設】 藤野駅前広場バス待合所及び既設階段上屋 ・バス待合所（借地面積：約9.2㎡） ・既存階段上屋（面積：約2.5㎡）</p> <p>【内容】 清掃・電気料・修繕料・借地料</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	安全で快適な歩行者空間創出事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	安全で快適な歩行者空間創出事業奨励金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	3,000千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 街区別整備計画、商店街整備計画策定区域（橋本地区、JR相模原駅周辺地区、相模大野地区、湘野地区、上溝地区、小田急相模原地区、東林地区、若松地区）において、魅力あるまちづくり、商業地づくりを推進するため、安全で快適な歩行者空間を創出する壁面後退を行った者に対して奨励金を交付する。</p> <p>【奨励金の産出】 建築物の壁面後退 壁面後退部分の固定資産税及び都市計画税相当額に2.0を乗じたもの。 但し、奨励金額が50,000円に満たないものは50,000円を最低奨励金とし、3,000千円を最高奨励金とする。 建物がない敷地の空地確保 空地確保部分の固定資産税及び都市計画税相当額に5を乗じたもの。 但し、奨励金額が50,000円に満たないものは12,000円を最低奨励金とし、750,000円を最高奨励金とする。 また、5年毎4回を限度とする。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	市街地整備基金積立金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	市街地整備に関わる基金の設置について				
歳出予算額（平成17年度）	300千円				
歳入予算額（平成17年度）	300千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市街地再開発事業等の財源を計画的に確保し、一時的に集中する財政負担の軽減を図るため、事業に充当する費用の積み立てを行い、事業実施年度の予算状況に応じて基金を取り崩し、財源とする。</p> <p>【内容】 市街地再開発事業等の計画的かつ積極的な整備促進に必要な財源を確保するため、基金へ積み立てる。</p> <p>(事務事業の別：特定財源) 【名称】 市街地整備基金</p> <p>【内容】 市街地整備基金の利子が一般会計に入るため利子収入額相当を基金会計に支出するもの。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	アドバイザー派遣事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市市街地・商業地整備推進アドバイザー派遣事業要綱				
歳出予算額（平成17年度）	240千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>市総合計画に基づき、魅力ある市街地整備及び商業地整備等を進めるために必要な指導と助言を行うため、地域の組織等に対し専門的な知識及び経験を有する者を派遣することにより、まちづくり等の促進を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>まちづくり事業における拠点整備（再開発事業等）に関連した講習会・研修会等に対し、必要に応じて助言・指導のための講師等を派遣する。</p> <p>対象...相模原市商業地形成事業計画策定区域内で、魅力ある市街地整備及び商業地整備等を進めるために住民等が組織する委員会または研究会、講習会で市長が認めたもの。</p> <p>謝礼...30,000円/回</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	優良建築物等整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市 都市整備課・駅周辺整備事務所 相模原市優良建築物等整備事業補助要綱	城山町 都市整備課	津久井町 都市計画課	相模湖町 都市整備課	藤野町 まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	70,400千円				
歳入予算額（平成17年度）	35,200千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 計画的な再開発の促進を図るため、面的整備及び高度利用の必要性が高く具体的なまちづくり計画が進められている橋本駅周辺地区、相模原駅周辺地区、相模大野駅周辺地区、上溝地区、淵野辺地区、小田急相模原地区、東林地区において、市街地の環境の整備改善に資する良好な建築物の整備を図るとともに、あわせて良好な市街地住宅の促進を図る。</p> <p>（補助金） 【名称】 相模原市優良建築物等整備事業補助</p> <p>【目的】 優良建築物等整備事業を行う者に対して市がその事業に要する経費の一部について助成を行い、もって市街地環境の整備及び改善を促進する。</p> <p>【内容】 （1）調査設計計画費 ア 事業計画作成費 イ 地番調査費 ウ 建築設計費 （2）土地整備費 ア 建築物除却費 イ 整地費 ウ 補償費 （3）共同施設整備費 ア 空地等整備費 イ 供給処理施設整備費 ウ その他施設整備費 ・テレビ障害防除 ・立体的遊歩道・人工地盤等整備費 ・電気室・機械室 ・共用通行部分整備費 ・公共用通路 ・駐車場整備費 ・生活基盤施設 ・高齢者生活支援 （4）付帯事務費 （事務事業の別：特定財源） 【名称】優良建築物等整備事業費補助金 【内容】市の支出する補助金に対する国の補助金 【補助率】 1 / 2</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	土地区画整理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	土地区画整理法 相模原市土地区画整理事業助成規則	土地区画整理法 城山町土地区画整理事業助成規則	土地区画整理法 津久井町土地区画整理事業助成要綱		
歳出予算額（平成17年度）	56,000千円	0千円	0千円		
歳入予算額（平成17年度）	15,000千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【趣旨】 組合等施行の土地区画整理事業の促進を図ることを目的に決められた範囲の助成を行うもの。</p> <p>（補助金） 【名称】 土地区画整理事業補助金 【目的】 組合等施行の土地区画整理事業の促進を図る 【内容】 （1）技術的援助 土地区画整理法第75条に規定する技術的援助 （2）図書の作成 事業の施行又は組合の設立認可に要する図書の作成に係る測量、調査及び設計に要する費用の全額 （3）補助金の交付 ・道路の築造に要する費用…工事費及び移転補償費の40%以内 ・施行地区に接する道路の築造に要する費用…工事費及び移転補償費の40%以内 ・下水道の布設に要する費用…工事費の40%以内 ・施行地区外の下水道の布設に要する費用…工事費の40%以内 ・雨水調整地の築造に要する費用…工事費の40%以内 ・文化財等調査に要する費用…公共施設用地に係る調査費の全部及びその他用地に係る調査費の50%以内 ・事務及び調査設計に要する費用…事務費及び調査設計費の10%以内</p> <p>（事務事業の別：特定財源） 【名称】 都市再生推進事業費補助 【補助率】 1 / 3</p>	<p>【趣旨】 組合等施行の土地区画整理事業の促進を図ることを目的に決められた範囲の助成を行うもの。</p> <p>（助成金） 【名称】 土地区画整理事業助成金 【目的】 組合等施行の土地区画整理事業の促進を図る 【内容】 （1）法第75条に規定する技術的援助 （2）組合の設立認可及び事業の施行の認可のために要する費用の全額 （3）事業費の一部の助成金 ・施行地区内の施設の築造費及び地下埋設物等支障物件の移転補償又は除去工事費、整地費及び調査設計費の10%以内 ・施行地区に接する道路の築造費、施行地区外の排水施設の築造費、雨水排水を考慮して築造される雨水調整池及び6mを超える部分の道路の築造に要する費用の25%以内 ・埋蔵文化財の発掘調査に要する費用の50%以内 ・公園整備に要する費用の全額 ・その他特に町長が必要と認める費用については予算の範囲内で定める。</p> <p>【金額】 平成17年度予算計上なし</p>	<p>【趣旨】 組合等施行の土地区画整理事業の促進を図ることを目的に決められた範囲の助成を行うもの。</p> <p>（助成） 【名称】 土地区画整理事業助成 【目的】 組合等施行の土地区画整理事業の促進を図る 【内容】 （1）技術的援助 法第75条に規定する技術的援助 （2）図書の作成 事業の施行又は組合の設立認可に要する図書の作成に係る測量、調査及び設計に要する費用の全額 （3）補助金の交付 ・道路の築造に要する費用…工事費及び移転補償費の1/2以内 ・施行地区に接する道路の築造に要する費用…工事費の1/2以内 ・公園の築造に要する費用…工事費及び移転補償費の1/2以内 ・広場の築造に要する費用…工事費及び移転補償費の1/2以内 ・水路の築造に要する費用…工事費及び移転補償費の1/2以内 ・緑地の築造に要する費用…工事費及び移転補償費の1/2以内 ・下水道の築造に要する費用…工事費及び移転補償費の1/2以内 ・消防の用に供する貯水施設の築造に要する費用…工事費及び移転補償費の1/2以内 ・公共施設の整備に要する調査設計費（測量、換地設計、工事設計、施行管理、埋蔵文化財調査費）…1/2以内 ・公共施設の整備に要する事務費…国庫補助の市町村割合を乗じた額の1/2以内</p> <p>【金額】平成17年度予算計上なし</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	市街地開発・再開発事業（補助事業含む）	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市再開発法 相模原市市街地再開発事業補助要綱				
歳出予算額（平成17年度）	1,277,022千円				
歳入予算額（平成17年度）	951350千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。</p> <p>（補助金） 【名称】 相模原市市街地再開発事業補助金 【補助の対象】</p> <p>（1）調査設計計画費 ・事業計画作成費 ・地盤調査費 ・建築設計費 ・権利変換計画作成費</p> <p>（2）土地整備費 ・建築物除却費 ・整地費 ・仮設店舗費 ・補償費等</p> <p>（3）共同施設整備費 ・空地等整備費 ・供給処理施設整備費 ・その他施設整備費</p> <p>（4）建築物の防災性能の強化に要する費用 ・特殊基礎工事</p> <p>（5）事務費</p> <p>（事務事業の別：特定財源） 【名称】 市街地再開発事業補助金 【補助率】 1 / 3以内</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	個人施行及び組合施行の土地区画整理事業に係る促進、指導及び許可等	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	土地区画整理法 相模原市土地区画整理事業助成規則	土地区画整理法 城山町土地区画整理事業助成規則	土地区画整理法 津久井町土地区画整理事業助成要綱		
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	108千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる組合等施行の土地区画整理事業の促進を図るとともに必要な指導を行う。 また、中核市として個人及び組合施行の土地区画整理事業に係る必要な許認可を行う。</p> <p>【内容】（法 = 土地区画整理法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人施行土地区画整理事業の施行認可（法第4条） ・基準又は規約及び事業計画の変更認可（法第10条） ・個人施行土地区画整理事業の終了の認可（法第13条第1項） ・土地区画整理組合の設立認可（法第14条） ・定款及び事業計画の変更認可（法第39条） ・土地区画整理組合の解散認可（法第45条） ・測量又は調査のための土地の立入りの許可（法第72条第1項） ・測量又は調査のための障害物の伐除の許可（法第72条第6項） ・技術的援助（法第75条） ・建築物移転又は除去の許可（法第77条第7項） ・個人及び組合施行土地区画整理事業の換地計画の認可（法第86条第1項） ・組合施行土地区画整理事業の決算報告の承認（法第49条） 	<p>【目的】 公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる組合等施行の土地区画整理事業の促進を図るとともに必要な指導を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的援助（法第75条） ・その他許可及び認可等は神奈川県事務 <p>事業検討地区【一般保留地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区名：川尻字大島界（工業系） ・方式：組合施行（予定） ・面積：6.2ha ・地権者：46名 	<p>【目的】 公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる組合等施行の土地区画整理事業の促進を図るとともに必要な指導を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的援助（法第75条） ・その他許可及び認可等は神奈川県事務 <p>事業検討地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根小屋字東金原地区 方式：組合施行 面積：5.8ha 地権者：40名 準備委員会で検討中 	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	土地区画整理法第76条に規定する土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	土地区画整理法 相模原市土地区画整理事業施行地区内における建設行為等の許可に関する規則	土地区画整理法 城山町土地区画整理事業施行地区内における建設行為等の許可に関する規則			
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 土地区画整理事業の施行地区内における建築行為を制限し、事業に支障をきたすことがないようにする。</p> <p>【内容】 土地区画整理法第76条第1項に規定する施行地区内における建設行為等について許可するもの。</p> <p>【審査基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業の施行の障害となる恐れのないもの。 申請書類等 土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 設計書（行為の内容により異なる） ・建築物設計書 ...付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図 ・土地形質変更設計書 ...付近見取図、平面図、断面図 ・工作物・物件設置設計書 ...付近見取図、配置図、平面図 構造図 ・物件たい積設計書 ...付近見取図、配置図 	<p>【目的】 土地区画整理事業の施行地区内における建築行為を制限し、事業に支障をきたすことがないようにする。</p> <p>【内容】 土地区画整理法第76条第1項に規定する施行地区内における建設行為等について許可するもの。</p> <p>【審査基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業の施行の障害となる恐れのないもの。 申請書類等 土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 設計書（行為の内容により異なる） ・建築物設計書 ...付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図 ・土地形質変更設計書 ...付近見取図、平面図、断面図 ・工作物・物件設置設計書 ...付近見取図、配置図、平面図 構造図 ・物件たい積設計書 ...付近見取図、配置図 	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	都市計画法第53条に規定する土地区画整理事業施行区域内における建築行為等の許可		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画決定された土地区画整理事業区域内の建設行為を制限し、事業に支障をきたすことがないようにする。</p> <p>【内容】 事業の円滑な施行を確保するため、建築物の建築物の建築について事業に支障のない範囲に限り許可を行うもの。</p> <p>1. 計画建築物が次の各号に該当していること</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 土地区画整理事業に関する都市計画に適合していること。 (2) 容易に移転し、若しくは除去することができるものであること。 (3) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。 (4) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。 <p>2. 都市計画施設等区域内建築許可申請に次の図面を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付近見取図（縮尺1:2,500位） ・配置図（縮尺1:500以上） ・平面図（縮尺1:200以上） ・断面図（縮尺1:200以上） ・立面図（縮尺1:200以上） <p>【その他】 現在、本市における該当箇所は南相模原第5地区であるが、当該箇所は土地区画整理事業の中止が決定されているため、申請のあったものは内容の1に該当しなくても許可をしている。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	土地区画整理組合が行った土地区画整理法に基づく処分に係る審査請求	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	行政不服審査法 土地区画整理法				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>土地区画整理組合が土地区画整理法に基づいて行った処分、その他公権力の行使に当たる行為（処分）に不服がある者が、行政不服審査法による審査請求をした場合の審査を行うもの。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等の許可		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市再開発法第61条第1項及び同法第66条第1項 都市計画法第53条第1項				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1 土地の試掘等の許可</p> <p><目的> 市街地再開発事業を推進するため、支障をきたさないようにする。</p> <p><内容> 都市再開発法第61条第1項に基づき、再開発の施行等で、土地の所有者及び占有者の同意を得ることができず、やむを得ない必要があつて、他人の占有する土地に立ち入って障害物の伐採及び試掘等を行うことについて、許可申請があつた場合の許可を行うもの。</p> <p>16年度処理件数 0件</p> <p>2 建築行為等の許可</p> <p><目的> 市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等を制限し、事業に支障をきたさないようにする。</p> <p><内容> 都市再開発法第66条第1項に規定する施行地区内における建築行為等について許可するもの。</p> <p>16年度処理件数 0件</p> <p><内容> 都市計画法第53条第1項の規定に基づき、市街地再開発事業の施行区域内における建築行為等について許可するもの。</p> <p>16年度処理件数 0件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	民間自動車駐車場整備促進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	駐車場対策課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則 相模原市民間自動車駐車場整備補助金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	5,814千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 駐車需要の高い市街地において、路上駐車が引き起こす渋滞や事故を解消し、安全で快適な都市環境を保持するため、立体自動車駐車場の建設事業を助成するもの。</p> <p>【内容】 自動車駐車場の建設費及び借入金の利子に対する資金援助事務。</p> <p>【補助金の概要】 民間自動車駐車場整備利子補給金</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	自転車整理指導事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	駐車場対策課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 相模原市自転車等の放置防止に関する条例 相模原市自転車等の放置防止に関する条例 施行規則				
歳出予算額（平成17年度）	46,087千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 放置自転車等が多い駅前等に自転車整理指導員を配置し、啓発活動をおこない、放置自転車等の減少に努めるもの。</p> <p>【内容】 放置自転車対策の一環として、シルバー人材センターに無料自転車駐車場や駅周辺等の自転車整理や啓発活動等を、民間ガードマンに駅周辺等の放置自転車等を防止するための啓発活動を委託している。 委託料 - 事務作業等委託料</p> <p>【公共的団体の概要】 (社)シルバー人材センター</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	自転車駐車場管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	駐車場対策課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	総務課
根拠法令等	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 相模原市営自転車駐車場条例 相模原市営自転車駐車場条例施行規則				藤野町自転車等駐車場条例 藤野町自転車等駐車場条例施行規則
歳出予算額（平成17年度）	401,031千円	28千円			6,104千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			7,996千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 適正な自転車駐車場の維持・管理を行い、利用者の安全性及び利便性等の向上をはかるもの。</p> <p>【内容】 有料自転車駐車場の管理運営を（財）相模原市都市整備公社に委託している。 委託料 - 施設等管理運営委託料</p> <p>有料自転車駐車場維持管理費 需要費 - 施設修繕費 委託料 - 自動車損害保険料・その他保険料 使用料及び賃借料 - 土地賃借料 公課費 - 国公課費</p> <p>無料自転車駐車場維持管理費 需要費 - 消耗品費・高熱水費・施設修繕費 委託料 - 維持補修委託料 使用料及び委託料 - 土地賃借料</p> <p>【公共的団体の概要】 （財）相模原市都市整備公社</p> <p>【負担金の概要】 都市駐車場対策協議会負担金</p>	<p>【目的】 公共交通利用者用自転車駐車場の適正な維持管理を行い、利用者の安全の確保と利用の促進及び利便性の向上を図る。</p> <p>【内容】 自転車駐車場維持管理経費 公共交通利用者用自転車駐車場の管理として、年2～3回職員による放置自転車の撤去及び清掃を行っている。 需用費 - 消耗品費、光熱水費、施設修繕料</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 適正な自転車駐車場の維持・管理を行い、利用者の安全性及び利便性等の向上をはかるもの。</p> <p>【内容】 自転車等駐車場管理人として6名臨時職員を雇用し駐車場の管理・運営を行っている。 共済費 - 雇用保険料・労災保険料 賃金 - 臨時職員賃金 需要費 - 消耗品費 役務費 - 保険料（施設） 工事請負費 - 工事費</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	民間自転車駐車場助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	駐車場対策課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 相模原市民間自転車駐車場維持管理補助金交付要綱 相模原市民間自転車駐車場整備補助金交付要綱 相模原市民間自転車駐車場整備資金利子補給金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	7,142千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 安全で快適な都市環境の保持。</p> <p>【内容】 駐輪需要の高い駅周辺の民間自転車駐車場の整備事業及び維持管理事業に対し助成をおこなう。</p> <p>民間自転車駐車場の支援・育成を図る 負担金・補助及び交付金 - 運営費等補助金・建設事業補助金</p> <p>【補助金の概要】 民間自転車駐車場維持管理補助金 民間自転車駐車場整備補助金 民間自転車駐車場整備資金利子補給金</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	自転車駐車場整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	駐車場対策課	環境防災課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 相模原市自転車対策基本計画				
歳出予算額（平成17年度）	3,551千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 特に放置自転車の多い相模大野駅周辺で放置自転車対策を緊急の対策として実施し、自転車駐車場の不足を補う路上自転車駐車場を整備する。 バス停に自転車駐車場を設置することにより、市内交通の利便性の向上を図る。</p> <p>【内容】 路上自転車駐車場の整備費 バス停留所自転車駐車場整備事業の建設工事費</p> <p>【公共的団体の概要】 (財)相模原市都市整備公社</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	自動車駐車場管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	駐車場対策課	都市整備課	都市計画課	産業環境課	総務課
根拠法令等	相模原市営自動車駐車場条例 相模原市営自動車駐車場条例施行規則			相模湖町立相模湖ふれあいパーク設置条例 相模湖町立相模湖ふれあいパーク設置条例施行規則	
歳出予算額（平成17年度）	588,858千円			3,520千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 適正な自転車駐車場の維持管理を行い、利用者の安全性や利便性等の維持及び向上をはかる。</p> <p>【内容】 （財）相模原市都市整備公社へ委託 ・ 駐車料金の徴収（駐車場駐車料として） ・ 回数駐車券及び定期券の発行等</p> <p>施設修繕・消耗品等</p> <p>【公共的団体の概要】 （財）相模原市都市整備公社</p> <p>【負担金の概要】 有料道路整備資金対象駐車場推進協議会負担金 全国駐車場整備促進協会年会費 有料道路整備資金対象駐車場推進協議会出席負担金</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 町民と相模湖町を訪れる者の利便を図るとともに、町民と来訪者の交流及び憩いの場を提供するため。</p> <p>相模湖町生きがい事業団へ管理委託。</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	駐車場整備地区における駐車場整備計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	駐車場対策課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法 第8条第1項 駐車場法 第3条第1項 相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例				
歳出予算額(平成17年度)	0千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 商業地等における自動車の駐車需要に対応するもの。</p> <p>【内容】 指定された地域内で、一定規模以上の新築・改築・増築等を行なう場合に、駐車施設の設置を義務付けている。</p> <p>附置義務届出の書類審査</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	路外駐車場の設置等の届出		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	駐車場対策課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	駐車場法 駐車場法施行令	駐車場法 駐車場法施行令	駐車場法 駐車場法施行令	駐車場法 駐車場法施行令	駐車場法 駐車場法施行令
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 届出書類の審査・届出駐車場の技術的指導を行い、駐車場法を適性に運用するもの。</p> <p>【内容】 届出駐車場届出の書類審査 届出駐車場の技術的指導</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	駐車場対策課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	駐車場法 相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 自動車の駐車需要が予想される建築物について、駐車施設の整備を義務付け、良好な都市環境の保持を図るもの。</p> <p>【内容】 特定の用途に使用する部分の延べ床面積が150.0㎡を超える建築物の届出書類の審査</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

土 木 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	相模原市みちの協会補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	都市計画課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	91,541千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 （財）相模原市みちの協会が自主事業として実施する道路愛護意識の普及啓発や道路の環境美化推進等に関する事業及び法人の運営に係る経費に対する補助。</p> <p>【事業内容】 自主事業 ・道路愛護意識の普及啓発に関する事業 ・道路の環境美化推進に関する事業 ・道路の適正利用啓発事業 ・機関誌その他印刷物等による広報事業 ・街路樹の再利用事業 管理費等 ・人件費 ・施設使用料等</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	道路交通量調査委託	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	都市計画課・都市整備課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 現況道路の断面交通量等の調査を行い、道路の利用実態や現状を把握し、交通対策や道路の計画・整備のための基礎資料とする。</p> <p>【内容】 全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）に合わせ市内幹線道路の交通量を把握する。</p> <p>（調査方法） * 断面交通量調査 * 方向別交通量調査 * 旅行速度調査</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	土木工事積算事務電算処理経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	都市整備課・施設管理課・財務課	建設課・上下水道課	都市整備課・下水道課・産業環境課	地域整備課・上下水道課
根拠法令等	相模原市土木工事費積算システム運用要領				
歳出予算額（平成17年度）	14,995千円	1,474千円〔754千円〕	1,896千円	3,271千円	840千円
歳入予算額（平成17年度）	305千円	140千円〔140千円〕	255千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共工事の設計積算事務の効率化、合理化を図るための電算処理に係わる経費であり、積算事務の省力化により、市担当職員の現場での住民対応サービス向上を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 主に土木工事費積算システム運用利用に係る連絡調整等の事務。 ・相模原市土木工事費積算システムの機器等のリース賃借料及び使用料 ・積算基準改定（年1回）、基礎単価改定（年4回）に伴うシステムデータ改定作業 ・積算基準となる、関連図書（神奈川県土木工標準積算基準書等）の購入 ・消耗品（システムのプリンタートナー、用紙等）の購入 ・土木工事共通仕様書等、有償頒布用印刷製本費</p> <p>【特定財源】 名称 行政資料コーナーでの有償刊行物の販売 内容 道路標準構造図、土木工事共通仕様書等の販売見込数量 215冊 金額 305千円</p>	<p>【目的】 公共工事の設計積算事務の効率化、合理化を図るための電算処理に係わる経費であり、積算事務の省力化により、町担当職員の現場での住民対応サービス向上を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 土木工事積算システム利用に係る事務 ・ソフトウェア、ハードウェアのリース ・歩掛、単価データの修正業務委託（年1回） ・単価データの改定作業（年3回） ・積算基準となる関連図書（神奈川県土木工標準積算基準書等）の購入</p> <p>【特定財源】 ・国庫補助 40千円〔40千円〕 ・町債 100千円〔100千円〕</p>	<p>【目的】 公共工事の設計積算事務の効率化、合理化を図るための電算処理に係わる経費であり、積算事務の省力化により、担当職員の現場での住民対応サービス向上を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 主に土木工事費積算システム運用利用に係る連絡調整等の事務。 ・機械器具借上 ・歩掛データ作成業務 ・機器及び積算システム賃借料及び使用料 ・歩掛改定（年1回）、単価改定（年4回）に伴うデータ作成、修正業務委託 作成、修正等したデータはCDR等により納品されるため、職員がデータ入力を行なう。</p> <p>【特定財源】 ・国庫補助 255千円</p>	<p>【目的】 公共工事の設計積算事務の効率化、合理化を図るための電算処理に係わる経費であり、積算事務の省力化により、町担当職員の設計上の違算を無くし、工事監督の効率化を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 主に土木工事費積算システム運用利用に係る連絡調整等の事務。 ・相模湖町土木工事費積算システムの機器等のリース賃借料及び使用料 ・積算基準改定（年1回）、基礎単価改定（年4回）に伴うシステムデータ改定作業</p> <p>【特定財源】 ・無し</p>	<p>【目的】 公共工事の設計積算事務の効率化、合理化及び一貫性を図るための電算処理に係わる経費であり、積算事務の省力化により、町担当職員の設計上の違算を無くし、工事監督の効率化を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 主に土木工事費積算システム運用利用に係る連絡調整等の事務。 ・（財）神奈川県都市整備技術センターが運営する市 町村積算システムの使用料</p> <p>【特定財源】 ・無し</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	災害時仮設トイレ用移動型人孔蓋整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	相模原市災害用トイレマンホール蓋の運用要領				
歳出予算額（平成17年度）	5,911千円				
歳入予算額（平成17年度）	2,200千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地震等災害発生時における家庭用水洗トイレ等の使用不能に備え、在宅被災者用に既設の下水道用マンホールを溜置き式の簡易トイレとして利用する仮設トイレ用移動型人孔蓋を市内の小中学校の防災備蓄倉庫等に計画的に配備していく。</p> <p>【事業概要】 平成10年度から事業を着手し、平成17年度までに市内の小中学校82箇所に各5組、一般倉庫4箇所に120組（計530組）を配備する。</p> <p>【配備計画】 相模原市地域防災計画（平成12年度修正）による《総人口平成7年8月1日現在人口》 被災者数 87,362人... 避難所収容者数34,945人... 在宅被災者数 52,417人... 在宅被災者100人に対し1組を設置 計530組を配備</p> <p>【特定財源】 名称 災害時仮設トイレ用移動型人孔蓋整備事業補助金 補助 1/2</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	開発行為（開発行為に準ずるものを含む）における道路及び下水道に係る協議、指導及び検査	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	施設管理課	上下水道課・建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法 津久井町住環境整備条例	都市計画法 相模湖町まちづくり条例	藤野町開発行為指導要綱
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 本市の道路及び下水道計画と開発行為との整合性や、開発行為により整備され帰属を受ける道路及び下水道設備の整備水準の維持。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第32条、同法第39条及び同法第40条に基づく事務 ・道路計画・下水道計画（雨水（貯留、浸透を含む）・汚水）との整合性の協議や技術的援助 ・帰属用地の登記事務・道路・下水道施設の完了検査 <p>【開発行為に伴う技術基準】</p> <p>道路の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内の新設道路の幅員は6.0m以上 ・ただし、道路延長70m超、100m以下の道路幅員は5.0m以上、道路延長70m以下の道路幅員は4.5m以上とすることが出来る ・袋状道路の場合で、幅員6m未満の道路については延長35mごとに回転広場を設置 ・袋状道路の場合で、幅員6m以上で延長35m以上は終端部に回転広場を設置 ・交差部の隅切り長は3m以上確保 雨水調整池 ・事業区域面積が0.5ha以上の場合は雨水調整池を設置 ・事業区域面積が0.5ha未満の場合は雨水浸透施設を設置 <p>下水道管渠の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分流式、自然流下方式 ・最小管径は汚水 200mm、雨水 250mm以上 ・管渠の最低土被りは1.5m以上 汚水樹の基準 ・官民境界から50cm以内の民地で道路面との差が1m以内 <p>詳細については「開発行為等技術基準」「道路に係る事務取扱要領」「雨水調整施設設置基準」等により指導している。</p>	<p>【目的】 本町の道路及び下水道計画と開発行為との整合性や、開発行為により整備され帰属を受ける道路及び下水道設備の整備水準の維持。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第32条、同法第39条に基づく事務 ・道路計画・下水道計画（雨水・汚水）との整合性の協議や技術的援助 ・道路・下水道施設の完了検査 <p>【開発行為に伴う技術基準】</p> <p>道路の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内の新設道路の幅員は6.0m以上 ・ただし、道路延長70m超、100m以下の道路幅員は5.0m以上、道路延長70m以下の道路幅員は4.5m以上とすることが出来る ・交差部の隅切り長は3m以上確保 <p>雨水調整池</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて雨水調整池を設置 <p>下水道管渠の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分流式、自然流下方式 ・最小管径は汚水 200mm以上 ・管渠の最低土被りは1.2m以上 <p>汚水樹の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民境界から1m以内の民地 <p>詳細については「城山町開発指導要綱」「道路構造令」「下水道施設計画・設計指針と解説」等により指導している。</p>	<p>【目的】 本町の道路及び下水道計画と開発行為との整合性や、開発行為により整備され帰属を受ける道路及び下水道設備の整備水準の維持。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第32条、同法第39条及び同法第40条に基づく事務 ・道路計画・下水道計画との整合性の協議や技術的援助 ・帰属用地の登記事務・道路・下水道施設の完了検査 <p>【開発行為に伴う技術基準】</p> <p>道路の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内の新設道路の幅員は4.5m以上 ・袋状道路の場合で、幅員6m未満の道路については延長35mごとに回転広場を設置 ・交差部の隅切り長は3m以上確保 下水道管渠の基準 ・分流式、自然流下方式 ・最小管径は汚水 200mm以上、雨水 250mm以上 ・管渠の最低土被りは1.0m以上 汚水樹の基準 ・官民境界から50cm以内の民地で道路面との差が1.4m以内 <p>詳細については「津久井町住環境整備条例技術基準」「道路構造令」「下水道施設計画・設計指針と解説」等により指導している。</p>	<p>【目的】 本町の道路及び下水道計画と開発行為との整合性や、開発行為により整備され帰属を受ける道路及び下水道設備の整備水準の維持。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第32条、同法第39条及び同法第40条に基づく事務 ・道路計画・下水道計画との整合性の協議や技術的援助 ・帰属用地の登記事務・道路・下水道施設の完了検査 <p>【開発行為に伴う技術基準】</p> <p>道路の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内の新設道路の幅員は4.5m以上 ・原則として袋状または階段状としない ・交差部の隅切り長は3m以上確保 下水道管渠の基準 ・分流式、自然流下方式 ・最小管径は汚水 200mm以上、雨水 250mm以上 ・管渠の最低土被りは1.0m以上 汚水樹の基準 ・官民境界から1.5m以内の民地 <p>詳細については「相模湖町まちづくり条例技術基準」「道路構造令」「下水道施設計画・設計指針と解説」等により指導している。</p> <p>会計の種別については、道路関係は、一般会計 下水道関係は、特別会計</p>	<p>【目的】 本町の道路及び下水道計画と開発行為との整合性や、開発行為により整備され帰属を受ける道路及び下水道設備の整備水準の維持。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第32条、同法第39条及び同法第40条に基づく事務 ・道路計画・下水道計画との整合性の協議や技術的援助 ・帰属用地の登記事務・道路・下水道施設の完了検査 <p>【開発行為に伴う技術基準】</p> <p>道路の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内の新設道路の幅員は4.0m以上 ・原則として袋状または階段状としない ・交差部の隅切り長は3m以上確保 下水道管渠の基準 ・分流式、自然流下方式 ・最小管径は汚水 150mm以上、雨水 250mm以上 ・管渠の最低土被りは1.0m以上 汚水樹の基準 ・官民境界から1.0m以内の民地 <p>会計の種別については、道路関係は、一般会計、下水道関係は、特別会計</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	公共工事に伴う発生残材の有効利用の推進		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施に関する指針 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施に関する指針 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施に関する指針 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施に関する指針 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施に関する指針
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共工事に伴う発生残材の有効利用の促進を図る。</p> <p>【内容】 公共工事に伴い発生するアスファルト塊、コンクリート塊等の有効利用の取りまとめに関すること</p>	<p>【目的】 公共工事に伴う発生残材の有効利用の促進を図る。</p> <p>【内容】 公共工事に伴い発生するアスファルト塊、コンクリート塊等の有効利用の取りまとめに関すること</p>	<p>【目的】 公共工事に伴う発生残材の有効利用の促進を図る。</p> <p>【内容】 公共工事に伴い発生するアスファルト塊、コンクリート塊等の有効利用の取りまとめに関すること</p>	<p>【目的】 公共工事に伴う発生残材の有効利用の促進を図る。</p> <p>【内容】 公共工事に伴い発生するアスファルト塊、コンクリート塊等の有効利用の取りまとめに関すること</p>	<p>【目的】 公共工事に伴う発生残材の有効利用の促進を図る。</p> <p>【内容】 公共工事に伴い発生するアスファルト塊、コンクリート塊等の有効利用の取りまとめに関すること</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	公共建設発生土の処理処分対策		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県土砂の適正処理に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県土砂の適正処理に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県土砂の適正処理に関する条例 ・津久井町建設残土利用対策委員会設置要綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県土砂の適正処理に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県土砂の適正処理に関する条例
歳出予算額（平成17年度）	0千円	12,302千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共工事に伴う建設発生土の処理処分対策に関すること。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建設発生土の指定処分場及び改良土プラントの確保 ・指定処分場の処分費の決定 ・公共建設発生土及び改良土の取りまとめ ・「相模原地区建設発生土連絡協議会」に関すること ・「相模原地区建設副産物連絡協議会」に関すること 	<p>【目的】 公共工事に伴う建設発生土の処理処分対策に関すること。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建設発生土の処分対策 ・公共建設発生土に関する取りまとめ ・「津久井地区建設発生土連絡協議会」に関すること ・「津久井地区建設副産物連絡協議会」に関すること ・城山町発生土対策場に関すること 	<p>【目的】 建設残土の処分、利用について、調査研究し、建設残土に関わる諸問題を解決する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設残土の利用計画 ・公共残土処分場の確保 ・「津久井地区建設発生土連絡協議会」に関すること ・「津久井地区建設副産物連絡協議会」に関すること 	<p>【目的】 公共工事に伴う建設発生土の処理処分対策に関すること。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「津久井地区建設発生土連絡協議会」に関すること ・「津久井地区建設副産物連絡協議会」に関すること ・公共建設発生土の指定処分場及び改良土プラントの確保 ・指定処分場の処分費の決定 ・公共建設発生土及び改良土の取りまとめ 	<p>【目的】 公共工事に伴う発生土の処理処分対策に関すること。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設残土の利用計画 ・公共残土処分場の確保 ・「津久井地区建設発生土連絡協議会」に関すること ・「津久井地区建設副産物連絡協議会」に関すること <p>【公共工事建設残土処理対策】 道路屈曲などの解消を図るため、マイロード事業をはじめとした公共工事により発生する残土を道路の急カーブ・傾斜地に盛土し、視距改良などの安全性を図る対策である。これは、指定処分場への町外搬出においては距離があるため経費が多くかかることからであり、その対応として位置づけられている。 現在のところは、予算の関係上、掘え置きとなっている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	路線再編成基準に基づく路線の編成		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課土木システム推進室	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>現在の認定路線の基本は昭和45年に実施した市道再編成事業により形成された。その後、急激な都市化の進展に伴う道路整備により道路施設が増大し、効率的な道路管理業務や迅速な市民サービスへの対応に支障が生じている。</p> <p>このため、機能的な道路網を確立し、市道の維持管理の効率化や円滑な管理体制による道路管理業務の適正化を図ることを目的に市道認定路線再編成事業の実施を計画している。</p> <p>【内容】</p> <p>平成15年度までに検討した、再編成事業方針案、認定廃止基準案等に基づき、平成16年度は市域全域について事業シミュレーションを行ない、事業効果、費用、労力、市民生活への影響等について検討を行った。今後は、これらの結果を踏まえ、編成方針案等の再編成実施対象の絞り込みなどの実務的見直しを図り、より効率的な再編成実施案を確定すると併に実務組織についての検討を進める。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 土木部会			
事務事業番号 7	事務事業名 道路情報管理システム業務委託	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課土木システム推進室	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法 測量法 公共測量作業規程				
歳出予算額（平成17年度）	61,678千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>多様化する道路形態等に対し、道路管理の適正化が従来以上に求められており、膨大な各種道路情報を電子化し共有化を図ることが不可欠なものとなっている。</p> <p>道路台帳整備により作成された図面と調書の一元管理を行い、道路財産管理の適正化・効率化を図る。併せて市内LANを利用し、各課における業務への活用を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>平成16年度に行った、国の仕様に合わせたシステムの見直し及び開発対象範囲の明確化やデータ取得方法の再検討により、平成17年度は、道路台帳調書等管理機能・道路台帳平面図等管理機能の詳細設計を行い、併せて道路台帳平面図の数値地形図データの作成を行なう。</p> <p>道路情報管理システム開発業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路台帳調書等管理機能詳細設計 ・道路台帳平面図等管理機能詳細設計 ・認定路線網図管理機能詳細設計 <p>道路情報管理システムデータ整備測量業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路台帳平面図の数値地形図データ作成 ・当年度データ補正業務 <p>既存機器保守業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路情報通報システム運用サーバ保守業務 ・道路情報管理システム保守業務 ・既存システム消耗品購入 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	首都圏中央連絡自動車道（さがみ縦貫道路）の整備促進		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	土木計画課国道対策室	都市計画課	都市計画課	都市整備課	地域整備課
歳出予算額（平成17年度）	80千円	40千円	40千円	40千円	40千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 首都圏中央自動車道（さがみ縦貫道路）の整備促進を図る。</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施</p> <p>首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会 負担金 8万円 首都圏中央連絡自動車道建設促進会議 負担金無し 広域幹線道路整備事業県央8市連絡会 負担金無し さがみ縦貫道路（圏央道）事業推進連絡調整会議 負担金無し 圏央道神奈川地区連絡会 負担金無し</p>	<p>【目的】 首都圏中央連絡自動車道（さがみ縦貫道路）の整備促進を図る。</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施</p> <p>首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会 負担金 40千円 首都圏中央連絡自動車道建設促進会議 負担金無し さがみ縦貫道路（圏央道）事業推進連絡調整会議 負担金無し 圏央道神奈川地区連絡会 負担金無し さがみ縦貫道路（圏央道）及び津久井広域道路を促進する議員連絡協議会 負担金無し</p>	<p>【目的】 首都圏中央自動車道（さがみ縦貫道路）の整備促進を図る。</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施</p> <p>首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会 負担金 40千円 首都圏中央連絡自動車道建設促進会議 負担金無し さがみ縦貫道路（圏央道）事業推進連絡調整会議 負担金無し 圏央道神奈川地区連絡会 負担金無し</p>	<p>【目的】 首都圏中央自動車道（さがみ縦貫道路）の整備促進を図る。</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施</p> <p>首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会 負担金 40千円 首都圏中央連絡自動車道建設促進会議 負担金無し さがみ縦貫道路（圏央道）事業推進連絡調整会議 負担金無し 圏央道神奈川地区連絡会 負担金無し</p>	<p>【目的】 首都圏中央自動車道（さがみ縦貫道路）の整備促進を図る。</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施</p> <p>首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会 負担金 40千円 首都圏中央連絡自動車道建設促進会議 負担金無し さがみ縦貫道路（圏央道）事業推進連絡調整会議 負担金無し 圏央道神奈川地区連絡会 負担金無し</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	広域幹線道路整備構想の推進の要請		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課国道対策室	都市計画課	都市計画課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	185千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 京浜津久井連携軸の整備・強化を図るため、さがみ縦貫道路から核都市広域幹線道路方向への「（仮称）相模野幹線構想」及び保土谷バイパスに続き国道246号以北への延伸路線の「（仮称）横浜多摩幹線構想」について、実現化に向けた活動をおこなう</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	国道道の整備促進	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課国道対策室	都市計画課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	699千円	140千円	265千円	135千円	214千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	65千円（財産区繰入金）	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の国道、県道の整備促進を図る</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施</p> <p>市長が会長の協議会 相模原津久井広域道路及び国道4 1 3号整備促進協議会 負担金180千円 相模原市幹線道路網整備促進協議会 補助金185千円 関東国道協会 負担金40千円 関東国道協会神奈川県地区協議会 負担金等 無し</p> <p>負担金等の支出がある協議会 都市計画道路相模原二ツ塚線及び水窪座間線建設促進協議会 負担金80千円 神奈川県都市計画街路事業促進協議会 負担金170千円 神奈川県道路利用者会議 負担金44千円</p> <p>負担金等無しの協議会 道路整備促進期成同盟会全国協議会 道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会 全国街路事業促進協議会 全国高速道路建設協議会</p>	<p>【目的】 町内の国道、県道の整備促進を図る。</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施。</p> <p>相模原、津久井広域道路及び国道413号整備促進協議会 負担金 60千円 関東国道協会 負担金 20千円 関東国道協会神奈川県地区協議会 負担金無し 神奈川県道路利用者会議 負担金 60千円 道路整備促進期成同盟会全国協議会 負担金無し 道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会 負担金無し</p>	<p>【目的】 町内の国道、県道の整備促進を図る</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施</p> <p>負担金等の支出がある協議会 関東国道協会 負担金20千円 神奈川県道路利用者会議 負担金65千円 相模原津久井広域道路及び国道4 1 3号整備促進協議会 負担金60千円 国道4 1 2号線建設改良促進協議会 負担金40千円 主要地方道山北藤野線改良整備促進協議会 負担金30千円 町内組織 国道4 1 3号建設促進協議会 負担金40千円 主要地方道伊勢原津久井線改良促進協議会 負担金50千円</p> <p>負担金等無しの協議会 道路整備促進期成同盟会全国協議会 道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会</p> <p>【特定財源】 財産区繰入金 65千円</p>	<p>【目的】 町内の国道、県道の整備促進を図る</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施</p> <p>負担金等の支出がある協議会 関東国道協会 負担金2 0千円 神奈川県道路利用者会議 負担金1 5千円 相模原津久井広域道路及び国道4 1 3号整備促進協議会 負担金6 0千円 国道4 1 2号線建設改良促進協議会 負担金4 0千円</p> <p>負担金等無しの協議会 道路整備促進期成同盟会全国協議会 道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会</p> <p>国道20号整備促進</p> <p>【目的】 国道2 0号の相模湖町～藤野町間の整備に当たって、課題・問題点を抽出し、整備手法・優先順位を検討し、関係機関相互の連絡調整を強化することにより、事務事業の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>【構成メンバー】 相模湖町事務所長・相模湖町長・藤野町長 関係機関幹部職員 事務担当については、相模湖町事務所及び両町で持ち回り。資料については、個々に用意をして、事務局が用意をする。</p>	<p>【目的】 町内の国道、県道の整備促進を図る</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施</p> <p>負担金等の支出がある協議会 関東国道協会 負担金20千円 神奈川県道路利用者会議 負担金74千円 相模原津久井広域道路及び国道4 1 3号整備促進協議会 負担金60千円 国道4 1 2号線建設改良促進協議会 負担金40千円 主要地方道山北藤野線改良整備促進協議会 負担金20千円</p> <p>負担金等無しの協議会 道路整備促進期成同盟会全国協議会 道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会</p> <p>国道20号整備促進</p> <p>【目的】 国道2 0号の相模湖町～藤野町間の整備に当たって、課題・問題点を抽出し、整備手法・優先順位を検討し、関係機関相互の連絡調整を強化することにより、事務事業の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>【構成メンバー】 相模湖町事務所長・相模湖町長・藤野町長 関係機関幹部職員 事務担当については、相模湖町事務所及び両町で持ち回り。資料については、個々に用意をして、事務局が用意をする。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	国道道の整備促進	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】					<p>内容】 年に1回国道20号の整備の状況や今後の整備の仕方について、意見交換を行う。懇談会に提出する資料については、当町においては、一般国道20号改良整備促進協議会や各地区分科会において発言された内容も精査したうえで提出をし、国道20号の管理者である相武国道事務所長や幹部職員から、要望事項に対する回答をその場でいただく。 平成15年度までに、4回開催済み。</p> <p>【一般国道20号整備懇談会】 《目的》 一般国道20号改良整備に関する調査研究及び関係機関との連絡調整を図り、改良整備を促進させることを目的とする。 《内容》 一般国道20号改良整備促進協議会を設置。その協議回の下、吉野地区には吉野地区分科会を、藤野地区には藤野地区分科会を設置し、協議会及び分科会を通じ、要望活動や地元地権者の連絡調整並びに用地交渉で難航する部分について調整を行い事業の促進を図る。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	公共工事安全点検パトロール経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	市公共工事安全点検パトロール員制度実施要綱				
歳出予算額（平成17年度）	7,721千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	54千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 道路の安全点検を積極的かつ効果的にするため、安全点検パトロール員を置き、公共工事の安全点検のパトロールを実施することにより、道路の安全を確保する。</p> <p>【内容】 毎週月曜日 9:00～17:00 毎週火・木曜日 14:30～19:30 毎週水曜日 9:00～16:00 毎週金曜日 9:00～15:00</p> <p>【参考】（平成15年度実績） 公共工事安全点検パトロール数 パトロール日数 239日 道路関係 576件（72工事箇所） 下水道関係 581件（60工事箇所） 合計 1,157件（132工事箇所）</p> <p>【その他】 「公共土木施設破損処理」 公共土木施設（道路、道路付属物）の破損原因者に原形復旧をさせるもの ガードレール 55件 カーブミラー 13件 ガードポール 30件 道路照明 5件 街路樹 5件 その他 15件 合計 123件</p> <p>【特定財源】 労働保険（雇用保険料本人支払分） 54千円</p>	<p>【目的】 道路の安全点検を積極的かつ効果的にするため、公共工事の安全点検のパトロールを実施することにより、道路の安全を確保する。</p> <p>【内容】 道路の安全確保のため、公共工事に対して、職員によるパトロールを実施している。</p>	<p>【目的】 道路の安全点検を積極的かつ効果的にするため、公共工事の安全点検のパトロールを実施することにより、道路の安全を確保する。</p> <p>【内容】 道路の安全確保のため、公共工事に関して、随時職員がパトロールを実施する。</p> <p>【その他】 「公共土木施設破損処理」 公共土木施設（道路、道路付属物）の破損原因者に原形復旧をさせるもの 5件 車止ポール 2件 ガードレール 1件 ガードパイプ 1件 横断防止柵 1件 合計 5件</p>	<p>【目的】 道路の安全点検を積極的かつ効果的にするため、公共工事の安全点検のパトロールを実施することにより、道路の安全を確保する。</p> <p>【内容】 職員によるパトロールを実施している。</p>	<p>【目的】 道路の安全点検を積極的かつ効果的にするため、公共工事の安全点検のパトロールを実施することにより、道路の安全を確保する。</p> <p>【内容】 道路の安全確保のため、公共工事に関して、随時職員がパトロールを実施する。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	路上違反広告物撤去事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	屋外広告物法 相模原市屋外広告物条例	屋外広告物法	屋外広告物法	屋外広告物法	屋外広告物法
歳出予算額（平成17年度）	14,529千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 路上違反広告物の除去及び是正指導を実施することにより、美観風致の保持及び公衆に対する危害を防止する。</p> <p>【内容】 H15年度実績 委託料13,531千円 業者委託による路上違反広告物の除去 ・はり紙 37,548枚 ・はり札 70,042枚 ・立看板 16,829枚 合計撤去枚数 124,419枚 路上違反広告物追放推進員による撤去 延125回、430人 ・はり紙 3,526枚 ・はり札 5,551枚 ・立看板 1,019枚 合計撤去枚数 10,096枚 市民参加による撤去活動 参加団体 46団体、612人 ・はり紙 2,222枚 ・はり札 954枚 ・立看板 495枚 合計撤去枚数 3,671枚 職員による違反是正及び指導</p>	<p>【目的】 路上違反広告物の除去及び是正指導を実施することにより、美観風致の保持及び公衆に対する危害を防止する。</p> <p>【内容】 平成15年度 実績 0件 路上違反広告物撤去作業 非常勤特別職員で撤去 年1回 4人 26千円 違反是正及び指導、看板や張り紙の撤去作業を職員により実施している。</p>	<p>【目的】 路上違反広告物の除去及び是正指導を実施することにより、美観風致の保持及び公衆に対する危害を防止する。</p> <p>【内容】 予算計上なし 違反是正及び指導、看板や張り紙の撤去作業を職員により実施している。</p>	<p>【目的】 路上違反広告物の除去及び是正指導を実施することにより、美観風致の保持及び公衆に対する危害を防止する。</p> <p>【内容】 予算計上なし 違反是正及び指導、看板や張り紙の撤去作業を職員により実施している。</p>	<p>【目的】 路上違反広告物の除去及び是正指導を実施することにより、美観風致の保持及び公衆に対する危害を防止する。</p> <p>【内容】 予算計上なし 違反是正及び指導、看板や張り紙の撤去作業を職員により実施している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	道路認定路線網図作成委託		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路認定路線網図作成委託仕様書				
歳出予算額（平成17年度）	1,800千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 最新の認定資料により道路行政を推進するため、平成16年4月～平成17年3月までの市道認定、廃止及び区域変更に伴う市道認定路線網図の改訂を行う。</p> <p>【内容】 全額が市道認定路線網図作成委託料 製図費、製本等(縮小原図作成49枚) 作成部数 B1版(SSP) 1/2,500 2冊 B1版(陽画焼) 1/2,500 2冊 B3版(陽画焼) 1/5,000 70冊 配布先 警察署、県土木、市関係各課等</p>	<p>【目的】 最新の認定資料により道路行政を推進するため、町道認定、廃止及び区域変更に伴う町道認定路線網図の改訂については、変更が少ないため数年に一度改定作業を行う。</p> <p>【内容】 平成15年度実施ナシ</p>	<p>【目的】 最新の認定資料により道路行政を推進するため、平成16年4月～平成17年3月までの町道認定、廃止及び区域変更に伴う町道認定路線網図の改訂を行う。</p> <p>【内容】 道路台帳補正更新業務委託の中で作成しており、路線網図単独での委託はない。 作成部数 A 0版(SSP) 1/10,000 4枚 A 0版(第二原図) 1/10,000 4枚</p>	<p>【目的】 最新の認定資料により道路行政を推進するため、町道認定、廃止及び区域変更に伴う町道認定路線網図の改訂については、毎年改訂している。予算については、事務事業番号11（道路境界整備事業）に含む。</p>	<p>【目的】 最新の認定資料により道路行政を推進するため、町道認定、廃止及び区域変更に伴う町道認定路線網図の改訂については、毎年改訂している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	道路境界整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法28条	道路法28条	道路法第28条	道路法第28条	道路法第28条
歳出予算額（平成17年度）	69,380千円	5,325千円	1,848千円	1,481千円	1,500千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 道路台帳整備に係る事業で道路台帳調査及び図面の整備補正を行う。</p> <p>【内容】 平成17年度の事業内容 道路境界整備 60,000千円 境界確定図整備以降、新たに寄附・開発及び改良された道路について境界確定図面の補正業務を実施する。 約13Km</p> <p>窓口支援システム入力・補正事務1,200千円 道路境界点管理事務や窓口業務の効率化、迅速化を目的に道路台帳整備事業の一般確定、区画整理、その他改良・開発寄附等の道路境界点及び基準点について未入力データを入力補正する。 約3750点入力 道路台帳調査集計表補正業務 3,180千円 「道路区域線基礎数値表」について、認定・廃止・区域変更のあった路線及び道路境界確定した路線の延長、面積を入力、修正を行う。 約800件</p> <p>実施率94%（実施延長/平成15年度認定総延長）</p>	<p>【目的】 道路台帳整備に係る事業で道路台帳調査及び図面の整備補正を行う。</p> <p>【内容】 平成17年度の事業内容 道路台帳整備測量業務 7路線 4,325千円 道路管理調査作成業務 1,000千円</p>	<p>【目的】 道路台帳整備に係る事業で道路台帳調査及び図面の整備補正を行う。</p> <p>【内容】 平成17年度の事業内容 道路台帳補正更新業務 1,848千円 補正距離は不明</p>	<p>【目的】 道路台帳整備に係る事業で道路台帳調査及び図面の整備補正を行う。</p> <p>【内容】 平成17年度の事業内容 道路台帳整備事務委託 1,481千円</p>	<p>【目的】 道路台帳整備に係る事業で道路台帳調査及び図面の整備補正を行う。</p> <p>【内容】 平成17年度の事業内容 道路台帳整備事務委託 1,500千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	国有財産取得事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	国有財産法 道路法（90条2項、94条2項）	国有財産法 道路法（90条2項、94条2項）	国有財産法 道路法（90条2項、94条2項）	国有財産法 道路法（90条2項、94条2項）	国有財産法 道路法（90条2項、94条2項）
歳出予算額（平成17年度）	5,679千円	0千円	280千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国土交通省・財務省所管の国有財産の取得に伴う登記図書の作成を行う。</p> <p>【平成17年度の事業の内容】 申請件数 有地番 21件 無地番 33件</p> <p>【平成15年度の事業の内容】 申請件数 有地番 42件 無地番 54件 決算額 9,705千円</p>	<p>【目的】 財務省所管の国有財産の取得に伴う登記図書の作成を行う。</p> <p>【平成17年度の事業の内容】 保留になっている国有財産の取得に伴う申請書類の作成</p>	<p>【目的】 国土交通省・財務省所管の国有財産の取得に伴う譲与申請書の作成を行う。</p> <p>【平成17年度の事業の内容】 国有財産の取得に伴う申請書類の作成</p>	<p>【目的】 財務省所管の国有財産の取得に伴う登記図書の作成を行う。</p> <p>【平成17年度の事業の内容】 保留になっている国有財産の取得に伴う申請書類の作成</p>	<p>【目的】 国土交通省・財務省所管の国有財産の取得に伴う譲与申請書の作成を行う。</p> <p>【平成17年度の事業の内容】 平成16年度で業務完了</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	道路境界確定事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	民法223・224・229条	民法223・224・229条	民法223・224・229条	民法223・224・229条	民法223・224・229条
歳出予算額（平成17年度）	62,477千円	2,000千円	14,198千円	0千円	4,000千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 道路境界協議申請に基づき道路境界を確定する。</p> <p>【内容】 平成17年度の事業内容 道路境界確定業務委託 58,000千円 道路境界協議申請に基づき道路境界の確定を行う。</p> <p>事務作業等委託 マイクロフィルム作成委託 400千円 （平成14年度完結分の道路境界協議書類のマイクロ化）</p> <p>廃杭等処分委託 0千円</p> <p>境界標等購入 3,954千円 プレート標2,000個 コンクリート杭1,030本 紙 0本 基準点 16個</p> <p>事務費等 123千円 陽画焼付他</p> <p>確定率91%（確定延長/平成15年度認定総延長） （平成15年度受付件数 189件）</p>	<p>【目的】 道路境界協議申請に基づき道路境界を確定する。</p> <p>【内容】 平成17年度の事業内容 道路境界確定測量作業業務委託 4路線 2,000千円 道路境界協議申請に基づき道路境界の確定を行う。</p>	<p>【目的】 下水道事業等に伴う道路境界の確定及び道路境界確定申請に基づく道路境界の確定を行う。</p> <p>【内容】 平成17年度の事業内容 道路境界確定図作成委託 9,750千円 下水道事業等に伴う道路境界の確定及び道路境界確定申請に基づく道路境界の確定を行う。</p> <p>境界標埋石業務委託料 4,448千円</p>	<p>【目的】 道路と私有地との境界を確定する。</p> <p>【内容】 平成17年度の事業内容 道路境界確定事務 道路境界設定願に基づき、道路境界を確定する。</p> <p>確定作業については、申請者において立会日時の設定を行う。費用については、申請者が負担する。 年間約20件の申請がある。 町境界標等については、町から支給を行う。</p>	<p>【目的】 道路境界確定申請に基づき、道路（町道・農林道・認定外道路・水路）と私有地との境界を確定する。</p> <p>【内容】 平成17年度の事業内容 道路境界確定事務（丈量測量委託） 4,000千円（箇所未特定分） 境界確定申請に基づき、道路境界を確定する。</p> <p>町道及び農林道との境界確定について、費用負担及び日程等の調整事務は町が行うが、認定外道路及び水路については、費用負担及び立会日程等の調整事務は申請者の負担となる。 なお、道路の種類に関わらず、官民境界の境界標（O・プレ・ト）は町が支給する。</p> <p>【実績】 平成15年度 39件 平成14年度 38件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	廃道路敷等測量委託	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法 相模原市市有財産条例				
歳出予算額（平成17年度）	3,500千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 廃道路敷等処分に係わる地積測量図等の登記関係図書作成委託</p> <p>【内容】 平成17年度の事業の内容 件数（予定） 10箇所 事業名 廃道路敷等測量委託 事業費 3,500千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	路上放置自動車等撤去委託		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	道路管理課 道路法第42条 市路上放置自動車取扱要綱(県警 県路上放置自動車取扱要領)	施設管理課	建設課 道路法第42条	都市整備課	地域整備課
歳出予算額(平成17年度)	9,925千円		120千円		
歳入予算額(平成17年度)	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市道上の所有者不明の放置自動車や不法投棄物を適正迅速に撤去・処分し、安全・円滑な道路交通の確保を図る。</p> <p>【内容】 事業費内訳 需用費(消耗品費、印刷製本費)79千円 委託料 9,846千円 路上放置自動車撤去委託 3,197千円 予定台数 4輪車両 フロン有50台無78台 660cc以下 フロン有16台無26台 *フロン回収H15年度より実施 不法投棄物収集運搬業務委託 4,035千円 路上不法投棄物(混在物、残土等)及び家電リサイクル対象物(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)の路上不法投棄物の収集運搬業務委託(H13年度より実施) 規模説明 塵芥車 2tバッカ-車 20台 4tバッカ-車 60台 シャベル車 自走シャベル車 6台 家電リサイクル対象物 テレビ55台 冷蔵庫58台 洗濯機45台 エアコン13台 再商品化物郵便振替手数料 (家電リサイクル処分費振替手数料) 171件 不法投棄物処分業務委託 2,615千円 混在物42t 残土26t 【H15年度路上放置自動車撤去台数】 市(道路管理者)161台 所有者等130台</p>	該当なし	<p>【目的】 町道上の所有者不明の放置自動車や不法投棄物を適正迅速に撤去・処分し、安全・円滑な道路交通の確保を図る。</p> <p>【内容】 路上放置自動車撤去については、環境課職員で随時行っている。 放置自動車台数 2台</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	道路の認定、区域決定、供用開始等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法第8条、第10条、第18条 相模原市道認定基準要綱	道路法第8条、第10条、第18条	道路法第8条、第10条、第18条	道路法第8条、第10条、第18条	道路法第8条、第10条、第18条
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 道路法第8条、第10条、第18条に基づく事務</p> <p>【平成15年度取扱件数】 認定 53路線 廃止 9路線 区域変更 705路線 供用開始 26路線 合計 793路線</p> <p>【参考】 平成15年度の認定・廃止については、9月・3月市議会に議案提出し承認を受けた。又、区域変更・供用開始については、年間随時、告示行為を行った。</p> <p>【認定基準】 道路法等に定めるもののほか、市道の路線認定に関して「相模原市道認定基準要綱」で認定する道路の要件、幅員等を定めている。</p>	<p>【目的】 道路法第8条、第10条、第18条に基づく事務</p> <p>【平成15年度取扱件数】 認定 12路線 廃止 3路線 区域変更 13路線 供用開始 14路線 合計 42路線</p> <p>【参考】 平成15年度の認定、廃止については3月町議会に議案を提出し、承認を受けた。又、区域変更、供用開始については、年度末に告示行為を行った。</p> <p>【認定基準】 道路法に基づき処理を行なっている。</p>	<p>【目的】 道路法第8条、第10条、第18条に基づく事務</p> <p>【平成15年度取扱件数】 認定 4路線 区域変更 5路線 供用開始 6路線 廃止 1路線 合計 16路線</p> <p>【参考】 平成15年度の認定・廃止については、3月町議会に議案提出し承認を受けた。又、区域変更・供用開始については、年間随時、告示行為を行った。</p> <p>【認定基準】 道路法に基づき処理を行なっている。</p>	<p>【目的】 道路法第8条、第10条、第18条に基づく事務</p> <p>【平成15年度取扱件数】 認定 1路線</p> <p>【参考】 平成15年度の認定については、12月町議会に議案提出し、承認を受けた。</p> <p>【認定基準】 道路法に基づき処理を行なっている。</p>	<p>【目的】 道路法第8条、第10条、第18条に基づく事務</p> <p>【平成15年度取扱件数】 認定 0路線 区域変更 9路線 供用開始 9路線 合計 18路線</p> <p>平成15年度の区域変更・供用開始については、年間随時、告示行為をおこなった。</p> <p>【認定基準】 道路法に基づき処理を行なっている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	廃道路敷の処分		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	相模原市市有財産条例	普通財産及び物品の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	津久井町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 津久井町財産規則	相模湖町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	藤野町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 藤野町財産規則 藤野町認定外道路の管理及び処分に関する事務処理要綱及び指針
歳出予算額（平成17年度）	3,500千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	20,000千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 市道の路線廃止、区域の変更により、不要になった道路敷地（廃道路敷等）の処分</p> <p>【廃道路敷等売払の流れ】 窓口相談等</p> <p>現地調査・売払可否照会（関係課）</p> <p>要望書の提出</p> <p>処理方針の決定</p> <p>価格評価・決定</p> <p>申請書の提出（登記図書等の添付）</p> <p>路線廃止等の告示</p> <p>契約の締結・代金の入金</p> <p>登記・登記済証の交付</p>	<p>【内容】 町道の路線廃止、区域の変更により、不要になった道路敷地（廃道路敷等）の処分</p> <p>【廃道路敷等売払の流れ】 窓口相談等</p> <p>現地調査・売払可否照会（関係課）</p> <p>要望書の提出</p> <p>処理方針の決定</p> <p>価格評価・決定（財務課担当）</p> <p>申請書の提出（登記図書等の添付）</p> <p>路線廃止等の告示</p> <p>契約の締結・代金の入金（財務課担当）</p> <p>登記・登記済証の交付（財務課担当）</p>	<p>【内容】 町道及び認定外道路の路線、用途廃止、区域の変更により、不要になった道路敷地（廃道路敷地等）の処分</p> <p>【廃道路敷等売払の流れ】 用途廃止事前協議申請書</p> <p>現地調査・用途廃止協議</p> <p>用途廃止</p> <p>表示・保存登記</p> <p>財産の引継ぎ（建設課 財務課）</p> <p>価格評価・決定</p> <p>申請書の提出（登記図書等添付）</p> <p>契約の締結・代金の入金</p> <p>登記・登記済証の交付</p>	<p>【内容】 町道及び認定外道路の路線、用途廃止、区域の変更により、不要になった道路敷地（廃道路敷地等）の処分</p> <p>【廃道路敷等売払の流れ】 用途廃止事前協議申請</p> <p>現地調査・用途廃止事前協議</p> <p>用途廃止申請</p> <p>用途廃止協議</p> <p>用途廃止決定</p> <p>表示・保存登記</p> <p>財産の引継ぎ（都市整備課 総務課）</p> <p>価格評価・決定</p> <p>申請書の提出（登記図書等添付）</p> <p>契約の締結・代金の入金</p> <p>登記・登記済証の交付</p>	<p>【内容】 町道及び認定外道路の路線、用途廃止、区域の変更により、不要になった道路敷地（廃道路敷地等）の処分</p> <p>【廃道路敷等売払の流れ】 用途廃止事前協議・現地調査</p> <p>用途廃止申請</p> <p>用途廃止協議</p> <p>用途廃止決定</p> <p>表示・保存登記</p> <p>財産の引継ぎ（地域整備課 総務課） 引継ぎ後、総務課担当業務</p> <p>申請書の提出（登記図書等添付）</p> <p>価格評価・決定</p> <p>契約の締結・代金の入金</p> <p>登記・登記済証の交付</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	未登記道路の取得		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法	道路法	道路法	道路法	・道路法 ・藤野町道路用地取得事務処理内規
歳出予算額（平成17年度）	1,500千円	0千円	2,068千円	1,205千円	2,500千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 未登記・未取得道路の取得に伴う、地積測量図等の作成のため測量を行う。</p> <p>【内容】 平成17年度の事業の内容 測量委託 5件 事業の内訳 事業名 未登記・未取得道路測量委託 事業費 1,500千円</p> <p>【平成15年度の事業の実績】 寄附件数 7件 事業費 1,062千円</p>	<p>【目的】 未登記・未取得道路の取得に伴う、地積測量図等の作成のため測量を行う。（道路境界確定を含む）</p> <p>【内容】 平成17年度の事業の内容 一元費予算対応</p> <p>【平成15年度の事業の実績】 寄附件数 2件 委託料 347千円（一元費）</p>	<p>【目的】 未登記道路用地取得のための、測量業務委託をおこなう。（道路境界確定を含む）</p> <p>【内容】 平成17年度の事業の内容 委託延長 120mを予定 事業費 2,068千円</p> <p>【平成15年度の事業の実績】 寄附件数 25件 事業費 4,116千円</p>	<p>【目的】 未登記・未取得道路の取得に伴う、地積測量図等の作成のため測量を行う。</p> <p>【内容】 平成17年度の事業内容 測量委託 6路線 事業費 1,205千円</p> <p>平成15年度の事業実績 測量委託 5路線 事業費 2,252千円</p>	<p>【目的】 未登記道路用地取得のための、測量業務委託をおこなう。（道路境界確定を含む）</p> <p>【内容】 平成17年度の事業の内容 丈量測量委託 2路線 事業費 2,500千円</p> <p>【平成15年度の事業の実績】 測量委託 1路線 事業費 2,593千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	道路の通行禁止及び車両制限		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法第47条及び車両制限令	道路法第47条及び車両制限令	道路法第47条及び車両制限令	道路法第47条及び車両制限令	道路法第47条及び車両制限令
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 道路法第47条及び車両制限令に基づく事務</p> <p>【平成15年度取扱件数】</p> <p>通行止め 2件</p> <p>通行許可 特殊車両(協議) 282件 472台 特殊車両(許可) 3件 12台 大型車両(認定) 11件 127台</p>	<p>【目的】 道路法第47条及び車両制限令に基づく事務</p> <p>【平成15年度取扱件数】</p> <p>通行許可 特殊車両(協議) 8件 9台 特殊車両(許可) 8件 9台</p>	<p>【目的】 道路法第47条及び車両制限令に基づく事務</p> <p>【平成15年度取扱件数】 なし</p>	<p>【目的】 道路法第47条及び車両制限令に基づく事務</p> <p>【平成15年度取扱件数】</p> <p>通行許可 特殊車両(協議) 8件 12台</p>	<p>【目的】 道路法第47条及び車両制限令に基づく事務</p> <p>【平成15年度取扱件数】</p> <p>通行許可 特殊車両(協議) 2件 2台</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																
29	各種事務事業の取扱い		土木部会																
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																
21	都市基準点の管理		A協議会 B幹事会 C専門部会																
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町														
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課														
根拠法令等	測量法24条等、相模原市測量標移設等事務取扱要綱	測量法24条等	測量法第24条		測量法第24条														
歳出予算額（平成17年度）	8,840千円	3,300千円	0千円		0千円														
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円		0千円														
【事務事業の内容】	<p>【目的】 道路境界点の座標付や座標管理の基準となる都市基準点の管理を行っているもので基準点の使用許可、設置、修繕等の業務である。</p> <p>【内容】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">1級</td><td style="text-align: right;">122箇所</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">2級</td><td style="text-align: right;">116箇所</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">3級</td><td style="text-align: right;">4,121箇所</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">4級</td><td style="text-align: right;">40,000箇所</td></tr> </table> <p>【参考】 測地2000対応済</p> <p>道路境界基準点修繕 3,840千円</p> <p>道路上に設置したマンホール型基準点の老朽化に伴う破損等について、事故防止のために必要な修繕を行う。 約12箇所</p> <p>三級基準点維持管理 5,000千円</p> <p>道路台帳整備を目的として市内全域に基準点を設置してきたが、道路状況の変化による移動、亡失等があり、各種業務に支障をきたしているため、経年変化の少ない所に設置し管理をしている。 約30箇所</p>	1級	122箇所	2級	116箇所	3級	4,121箇所	4級	40,000箇所	<p>【目的】 道路境界点の座標付や座標管理の基準となる都市基準点の管理を行っているもので、基準点の設置、修繕等の業務である。</p> <p>【内容】</p> <p>平成15年度の事業内容 公共基準点（1級基準点）11箇所 平成17年度の事業内容 公共基準点（2級基準点） 予定32点</p>	<p>【目的】 道路境界点の座標付や座標管理の基準となる都市基準点の管理を行っているもので基準点の使用許可、設置、修繕等の業務である。</p> <p>【内容】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">1級</td><td style="text-align: right;">29箇所</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">2級</td><td style="text-align: right;">38箇所</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">3級</td><td style="text-align: right;">270箇所</td></tr> </table>	1級	29箇所	2級	38箇所	3級	270箇所	該当なし（都市基準点がないため。）	<p>【目的】 道路境界点の座標付や座標管理の基準となる都市基準点の管理を行っているもので基準点の使用許可、設置、修繕等の業務である。</p>
1級	122箇所																		
2級	116箇所																		
3級	4,121箇所																		
4級	40,000箇所																		
1級	29箇所																		
2級	38箇所																		
3級	270箇所																		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	道路台帳の整備、保管及び閲覧		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法28条	道路法28条	道路法28条	道路法28条	道路法28条
歳出予算額（平成17年度）	78千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	300千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 道路境界整備事業及び道路境界確定事業等で得られた成果で補正された道路台帳（調査、図面）の整備、保管及び閲覧の業務を行う。</p> <p>【内容】 認定延長 1,651,877m 路線本数 8,543本 779図郭 縮尺1/500 閲覧用に道路情報管理システムによるディスプレイ3台を設置。 （土木システム推進室による電子化）</p> <p>また窓口にて台帳図、座標等の閲覧とコピー用複写機を設置している。 平成15年度閲覧者数等 道路台帳調査 7,700件 タッチパネルによる調査 22,400件 建築確認裏書 900件</p> <p>複写機使用料 @ 10円×30,000枚 なお、閲覧は無料</p> <p>【特定財源の内訳】 道路台帳平面図閲覧用コピーサービス代金 300千円</p>	<p>【目的】 道路境界整備事業及び道路境界確定事業等で得られた成果で補正された道路台帳（調査、図面）の整備、保管及び閲覧の業務を行う。</p> <p>【内容】 予算計上なし 認定延長 124km 路線本数 584本</p> <p>窓口において台帳図、座標等の閲覧とコピー用複写機を設置し対応している。</p> <p>複写機使用料 1枚 10円 （閲覧は無料）</p>	<p>【目的】 道路境界整備事業及び道路境界確定事業等で得られた成果で補正された道路台帳（調査、図面）の整備、保管及び閲覧の業務を行う。</p> <p>【内容】 認定延長 140km 路線本数 380本</p> <p>窓口にて台帳図、座標等の閲覧を行っている。</p> <p>平成15年度閲覧者数等 建築確認裏書 167件</p> <p>複写機使用料 @ 10円/枚 なお、閲覧は無料</p>	<p>【目的】 道路境界整備事業及び道路境界確定事業等で得られた成果で補正された道路台帳（調査、図面）の整備、保管及び閲覧の業務を行う。</p> <p>【内容】 予算計上なし 認定延長 79km 路線本数 320本</p> <p>窓口において台帳図、座標等の閲覧。</p> <p>コピー代1枚 20円 閲覧は無料</p>	<p>【目的】 道路境界整備事業及び道路境界確定事業等で得られた成果で補正された道路台帳（調査、図面）の整備、保管及び閲覧の業務を行う。</p> <p>【内容】 予算計上なし 認定延長 107km 路線本数 193本</p> <p>窓口において台帳図、座標等の閲覧。</p> <p>コピー代1枚 10円 閲覧は無料</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	道路に係る不服申立て、訴訟等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	行政不服審査法 国家賠償法	行政不服審査法 国家賠償法	行政不服審査法、国家賠償法	行政不服審査法 国家賠償法	行政不服審査法 国家賠償法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【取扱件数】</p> <p>案件なし</p> <p>【参 考】（平成15年度苦情等の件数）</p> <p>道路管理に関する苦情処理等 枝葉・雑草・倒木65件 路面汚損14件 不正使用7件 汚水等たれ流し3件 不法投棄455件 路面損壊3件 その他39件 合計 586件</p> <p>道路賠償補償状況 件数10件 賠償額 963千円 損害額 1,908千円</p>	<p>【取扱件数】</p> <p>案件なし</p> <p>【参 考】（平成15年度苦情等の件数）</p> <p>道路管理に関する苦情処理等 枝葉・雑草・倒木等 15件 路面汚損 13件 雨水排水 15件 害虫駆除 9件 違法駐車 6件 電柱・カーブミラー移設 2件 その他 17件 合計 77件</p> <p>道路賠償補償状況 平成15年度 案件なし</p>	<p>【取扱件数】</p> <p>案件なし</p> <p>【参 考】（平成15年度苦情等の件数）</p> <p>道路管理に関する苦情処理等 排水関係 10件 路面補修 25件 道路施設 21件 伐採剪定等 10件 境 界 12件 その他 66件 合計 144件</p>	<p>【取扱件数】</p> <p>案件なし</p> <p>【参 考】（平成15年度苦情等の件数）</p> <p>道路管理に関する苦情処理等 排水関係 5件 路面補修 34件 防護柵 3件 伐採剪定等 8件 不法投棄 3件 法面補修 5件 歩道補修 2件 カーブミラー設置移設 5件 境 界 2件 その他 3件 合計 70件</p> <p>道路賠償補償状況 平成15年度 案件なし</p>	<p>【取扱件数】</p> <p>案件なし</p> <p>【参 考】（平成15年度苦情等の件数）</p> <p>道路管理に関する苦情処理等 排水関係 10件 路面補修 22件 防護柵 4件 伐採剪定等 5件 不法投棄 3件 法面補修 4件 境 界 1件 その他 3件 合計 61件</p> <p>道路賠償補償状況 平成15年度 1件 194千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	道路の占用許可		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法第32条 相模原市道路占用規則 道路占用許可基準要綱ほか	道路法第32条 城山町道路占用等に関する規則	道路法第32条 津久井町道路占用規則 津久井町法定外公共物の管理に関する条例 津久井町法定外公共物の管理に関する条例施行規則	道路法第32条 相模湖町道路占用規則	道路法第32条 藤野町道路占用規則 藤野町道路占用料徴収条例 藤野町水路及び認定外道路に関する条例 藤野町水路及び認定外道路に関する条例施行規則
歳出予算額（平成17年度）	26,000千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	731千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 道路法第32条に基づく道路占用許可申請に関して、許可及び指導等を行う。</p> <p>【内容】 申請内容（水道、ガス、電気等）により、各担当毎に占用物件の占用位置、掘削面積、復旧範囲などを指示し、許可書を発行する。</p> <p>占用許可件数 15年度 ・東京電力㈱ 662件 ・東京瓦斯㈱ 1,212件 ・東日本電信電話㈱ 272件 ・上水道 1,612件 ・下水道 308件 ・一般地上 176件 ・一般地下 283件 合計 4,525件</p> <p>占用許可に伴う路面復旧費の徴収 15年度 2,961件 29,021千円</p> <p>【道路情報管理システム】 パーソナルコンピューターを使用した、「道路情報管理システム」の一部として、accessプログラムにより許可書の発行、納入通知書の発行、調定及び進行管理を行うシステム</p>	<p>【目的】 道路法第32条に基づく道路占用許可申請に関して、許可及び指導等を行う。</p> <p>【内容】 申請内容（水道、ガス、電気等）により、占用物件の占用位置、掘削面積、復旧範囲などを指示し、許可書を発行する。</p> <p>占用許可件数 15年度 ・東京電力㈱ 3件 ・東京瓦斯㈱ 4件 ・上水道 57件 ・下水道 14件 ・一般地上 20件 合計 98件</p> <p>占用許可に伴う路面復旧費の徴収 平成15年度 件数なし 0円 （市をベースに捉えた数値） 98件 961千円</p>	<p>【目的】 道路法第32条に基づく道路占用許可申請に関して、許可及び指導等を行う。</p> <p>【内容】 申請内容（水道、ガス、電気等）により、占用物件の占用位置、掘削面積、復旧範囲などを確認し、許可書を発行する。</p> <p>占用許可件数 15年度 403件</p> <p>なお、本町では、水源地域という特性から下水道未整備区域への合併浄化槽の普及を図っており、その処理水の道路側溝への接続を認めています。平成15年度は58件です。</p> <p>【道路情報管理システム】 パーソナルコンピューターを使用した許可書の発行等は実施しておりません。</p>	<p>【目的】 道路法第32条に基づく道路占用許可申請に関して、許可及び指導等を行う。</p> <p>【内容】 申請内容（水道、電気等）により、占用物件の占用位置、掘削面積、復旧範囲などを指示し、許可書を発行する。</p> <p>占用許可件数 平成15年度 ・東京電力㈱ 4件 ・上水道 27件 ・下水道 9件 ・一般地上 40件 合計 80件</p> <p>占用許可に伴う路面復旧工事監督事務費 15年度 29件 613,914円</p>	<p>【目的】 道路法第32条に基づく道路占用許可申請に関して、許可及び指導等を行う。</p> <p>【内容】 申請内容（水道、電気等）により、占用物件の占用位置、掘削面積、復旧範囲などを指示し、許可書を発行する。</p> <p>占用許可件数 平成15年度 ・東京電力㈱ 4件 ・上水道 17件 ・下水道 19件 ・一般地上 25件 合計 65件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	道路管理者以外の者が行う道路工事の承認、監督、検査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法第24条 相模原市道路占用規則	道路法第24条 城山町道路占用等に関する規則	道路法第24条 津久井町道路占用規則 神奈川県道路法第24条の規定に基づく審査基準(準用)	道路法第24条 相模湖町道路占用規則	道路法第24条 藤野町水路及び認定外道路に関する条例 施行規則
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 道路法第24条に係る歩道切り下げや防護柵の撤去等に係る申請を審査し、承認し、完成検査を行う。</p> <p>【内容】 承認・検査件数 平成15年度 ・歩道切り下げ 113件 ・側溝切り下げ 96件 ・防護柵撤去 21件 ・その他 173件 合 計 403件</p> <p>【道路情報管理システム】 パーソナルコンピューターを使用した、「道路情報管理システム」の一部として、accessプログラムにより許可書の発行、納入通知書の発行、調定及び進行管理を行うシステム</p>	<p>【目的】 道路法第24条に係る歩道切り下げや防護柵の撤去等に係る申請を審査し、承認し、完成検査を行う。</p> <p>【内容】 承認・検査件数 平成15年度 ・歩道切り下げ 2件 ・下水取付け 1件 ・雨水枳取付け 3件 ・側溝切り下げ 2件 ・その他 8件 合 計 16件</p>	<p>【目的】 道路法第24条に係る歩道切り下げや防護柵の撤去等に係る申請を審査し、承認し、完成検査を行う。</p> <p>【内容】 承認・検査件数 平成15年度 ・道路排水整備 11件 ・道路形態整備 7件 ・出入口整備 4件 ・その他 7件 合 計 29件</p> <p>【道路情報管理システム】 パーソナルコンピューターを使用しての許可書の発行等は実施しておりません。</p>	<p>【目的】 道路法第24条に係る歩道切り下げや防護柵の撤去等に係る申請を審査し、承認し、完成検査を行う。</p> <p>【内容】 承認・検査件数 平成15年度 ・側溝切り下げ 2件 ・防護柵撤去 2件 ・進入路設置 4件 ・その他 6件 合 計 14件</p>	<p>【目的】 道路法第24条、認定外道路に係る歩道切り下げや防護柵の撤去等に係る申請を審査し、承認し、完成検査を行う。</p> <p>【内容】 承認・検査件数 平成15年度 ・側溝切り下げ 3件 ・防護柵撤去 1件 ・進入路設置 1件 ・その他 1件 合 計 6件</p> <p>(認定外道路等) 承認・検査件数 平成15年度 ・舗装工 2件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	道路改良事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路整備課	都市整備課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,211,794千円	107,012千円	37,370千円	0千円	71,040千円
歳入予算額（平成17年度）	357,309千円	0千円	21,955千円	0千円	2,050千円
【事務事業の内容】	<p>【事業の内容】 用地取得を伴う市道の拡幅整備を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良工事 18箇所 L = 1,208m ・用地購入 16路線 取得面積 2,291.84㎡ <p>【歳出予算額の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費 353,200千円 ・用地補償費 595,714千円 ・物件補償費 237,170千円 ・測量設計委託 20,870千円 ・負担金等 4,840千円 <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金 287,109千円 国土交通省所管補助金 ・市債 70,200千円 一般公共事業債 	<p>【事業の内容】 用地取得を伴う町道の拡幅整備を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良工事 4箇所 L = 395m ・用地購入 3路線 取得面積 303.92㎡ <p>【歳出予算額の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費 72,500千円 ・用地補償費 4,547千円（繰越） ・測量等委託 5,285千円 ・その他 20千円 	<p>【事業の内容】 用地取得を伴う町道の拡幅整備を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良工事 1箇所 L = 80.4m ・用地購入 1路線 <p>【歳出予算額の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費 25,000千円 ・用地費 12,370千円 <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県補助金 10,625千円（振興補助金） ・県負担金 11,330千円 	<p>【事業の内容】 歩道設置工事を含めた町道の新設改良整備</p> <p>平成15年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良工事 2箇所 L = 165m ・用地購入 1路線 取得面積 54㎡ <p>【歳出決算額の内訳】</p> <p>平成15年度決算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費 8,411千円 ・用地補償費 2,061千円 	<p>【事業の内容】 歩道設置を含めた町道の新設改良整備</p> <p>平成15年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良工事 6路線 ・用地補償費 0路線 <p>【歳出決算額の内訳】</p> <p>平成15年度決算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費 230,650千円 ・測量設計委託 4,407千円 <p>【マイロード事業】 町道名倉葛原線は、「藤野ふるさと芸術村構想」の『芸術の道』に位置づけされている。沿道には芸術作品が点在し、来訪者が増加している。現況の道路は歩車道の分離がされていない幅員狭小の道路であり、大型バスの運行や歩行者の安全な通行を図るため改良工事を行う。</p> <p>《経過》 平成2年より事業着手。H4～H9まで緊急地方道路整備事業で実施。連絡強化型（Bタイプ）であるが申請当時は「マイロード事業」というメニューである。 全体計画 = 1,960m 幅員W = 8.5m（歩道2.0m） 実施済延長L = 300m 平成9年より補助金での整備休止。平成15年より取得済区間を振興補助金での整備再開。</p> <p>《事業費》 11,000円 （特定財源5,500千円）</p> <p>《参考》 平成2年当時、地域の特性を生かした道路について採択されるメニューであり、構造物等の目的にあったグレードアップが出来る事業であり、整備済の区間には自然石を使用した石積に野外展示用のスポットやカラー舗装を実施している。現在は当メニューなし。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	踏切改良関連事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路整備課	都市整備課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	205,400千円				
歳入予算額（平成17年度）	115,300千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業の内容】 J R 横浜線小山踏切の改良に伴う周辺道路の整備</p> <p style="margin-left: 20px;">L = 215m W = 9.0 - 12.0m</p> <p>【歳出予算額の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費 43,400千円 <li style="padding-left: 20px;">28,647千円（繰越） ・ 補償費 96,500千円（繰越） ・ 委託費 162,000千円 <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助金 86,900千円 <li style="padding-left: 20px;">44,000千円（繰越） <li style="padding-left: 20px;">国土交通省所管補助金 ・ 市債 28,400千円 <li style="padding-left: 20px;">14,500千円（繰越） <li style="padding-left: 20px;">一般公共事業債 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	都市計画道路事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路整備課	都市整備課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法第16条 都市計画法第59条	道路法第16条 都市計画法第59条			
歳出予算額（平成17年度）	1,275,921千円	78,317千円			
歳入予算額（平成17年度）	651,300千円	14,350千円			
【事務事業の内容】	<p>【事業の内容】 都市計画道路の整備を行うもの</p> <p>道路改良工事 5箇所 L = 533m 用地購入 6路線 取得面積 2,245.99㎡</p> <p>【歳出予算額の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費 201,100千円 ・用地補償費 995,291千円 ・測量など委託 71,000千円 ・負担金等 8,530千円 <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金 408,700千円 国土交通省所管補助金 ・市債 215,600千円 臨時地方道整備事業債 一般公共事業債 ・諸収入 27,000千円 	<p>【事業の内容】 都市計画道路の整備を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良工事 L = 188m ・用地購入 1路線 取得面積 2,619.67㎡ <p>【歳出予算額の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費 25,000千円 ・用地補償費 50,678千円 ・業務委託費 2,600千円 ・その他 39千円 <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金 9,350千円 地方道路整備臨時交付金 ・町債 5,000千円 神奈川県市町村振興資金貸付金 	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	駅前等交通広場の整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路整備課	都市整備課	建設課	都市整備課	地域整備課・まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>駅前広場については、道路整備10ヶ年計画に基づき整備を行っているが、優先順位としては、市街地再開発事業や駅舎・自由通路等の整備に合わせて、整備を行っている。</p> <p>現在、南橋本駅前広場整備のため、用地を債務保証にて取得中</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	魅力あるみちづくり事業等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路整備課	都市整備課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	市の内規「商業地形成事業に伴う計画区域内の道路整備の基本的な考え方について」				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>商業地形成事業における街区別整備計画等において主要歩行者動線として位置づけられている道路について魅力ある道路整備を行う。</p> <p>また、その道路の進捗を見ながら、その他の一般歩行者動線についてもこれに相応しい道路整備を行う。整備順位については、道路整備10ヶ年計画に基づき整備を行っている。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	道路の用地取得に係る残地の管理及び処分		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路整備課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路用地の取得に伴う残地の売払いに関する事務取扱い要領				
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【残地の管理】 緑地として整備し、管理している箇所もあるが、利用未決定で、更地で管理している部分もあります。 行政財産の1年以内の目的外使用許可有り（公的用途の使用は使用料免除、隣接地の所有者等が工事関連等で使用は有料。市市有財産条例第6条）</p> <p>【残地の売払い】 道路用地の取得に伴う残地については、次のものを対象に売払っている</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 単独利用が可能なものは、一般競争入札又は公募抽選による定価売払い 2 単独利用が難しいものは、残地に隣接する土地の地権者 3 代替地の場合は、道路用地を提供した地権者 4 公共的団体等 	<p>【残地の管理】 更地で管理している。</p>	<p>管理については、町及び自治会等が管理している。</p> <p>処分については、道路管理課事業番号18「廃道路敷の処分」に準じる。</p>	<p>該当なし</p> <p>道路取得用地の残地についてはありません。</p>	<p>該当なし</p> <p>道路取得用地の残地についてはありません。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	道路用地維持管理費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路整備課	都市整備課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	4,093千円	0千円		0千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>【事業の内容】 道路用地として取得した用地で、工事着手までの間について、パイプ柵を設置する等により、車両等が進入できないようにしている。また、除草等を行っている。</p> <p>【事業費】 除草 2,200千円 パイプ柵等設置 1,893千円</p>	<p>【事業内容】 道路用地として取得した用地を、道路工事着手まで除草等を行い、用地の適正な管理をしている。また、車両進入禁止等事故防止やゴミ等の不法投棄防止の措置として、柵等を必要に応じて設置している。</p>	<p>該当なし 事業実施前年度及び事業実施年度に用地確保を実施している。</p>	<p>【事業内容】 道路用地として取得した用地で、道路工事着手までの間については、職員が除草等を行っている。</p>	<p>該当なし 事業実施前年度及び事業実施年度に用地確保を実施している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	道路点検パトロール経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	761千円	0千円	714千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 道路の維持補修のため、市内一円の道路点検パトロールを実施する。</p> <p>【内容】 嘱託職員が2名1組でパトロール車両により市内を巡回し、市道の点検を実施する。 H17予 761千円 内訳はパトロール車両の維持管理経費</p> <p>（体制） 嘱託職員（4名） パトロール車（2台） 週5日（9：00～16：00）</p>	<p>【目的】 ・道路の維持管理のため町内一円の道路点検、パトロールを実施する。 予算計上なし</p> <p>【内容】 ・随時において、職員2名1組で町内を巡回し道路点検を実施する。 ・台風、大雪時のパトロール</p> <p style="text-align: right;">0千円</p>	<p>【目的】 道路の構造を保全し円滑な交通を確保する。</p> <p>【内容】 職員が3名1組で公用車により町内を巡回し道路のパトロールを実施する。</p> <p>（体制） ・職員（3名） ・町道パトロール実施回数 年8回及び台風、豪雨等の際に必要に応じて実施する。</p>	<p>【目的】 道路の維持管理のため町内の道路点検パトロールを実施する。 予算計上なし</p> <p>【内容】 随時、職員が巡回パトロールを行っている。</p>	<p>【目的】 道路の維持管理のため、町内の道路点検パトロールを実施する。 予算計上なし。</p> <p>【内容】 随時及び異常気象時（豪雨及び台風等）職員が巡回パトロールを行っている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	道路維持補修事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等			町道バトロール実施要領 生活道路舗装促進事業実施要綱 町道維持管理報償費支給要領		
歳出予算額（平成17年度）	1,016,139千円	40,072千円	80,988千円	10,108千円	25,918千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市道の維持補修工事、清掃を行う。</p> <p>【内容】 道路維持補修工事の実施 舗装打替・L型側溝布設（替）など 箇所指定工事（1箇所5,000千円以上） H17予 36箇所39路線 L=5,854m 399,400千円 一円費工事（1箇所5,000千円未満） H17予 129,000千円 補修工事に伴う境界測量・抵触物件調査委託 H17予 15,537千円 道路維持補修業務委託の実施 舗装道、砂利道の補修、雨水枡の設置など H17予 269,400千円 除雪業務委託の実施 H17予 2,000千円 駅前広場清掃業務委託の実施 淵野辺・矢部・原当麻の各駅前広場の清掃（社団法人シルバー人材センターに委託） 相模大野・小田急相模原の各駅前広場の清掃（財団法人みちの協会に委託） H17予 17,806千円 排水溝等清掃業務委託の実施 排水溝の清掃、土砂の収集運搬処理、除草 H17予 102,407千円 道路陥没、防護柵破損等の緊急維持補修の実施 H17予 33,884千円 市作業員による道路補修業務の実施 原材料費 H17予 9,848千円</p>	<p>【目的】 安全で快適な町道を保持するために、道路の維持管理、補修等を行う。</p> <p>【内容】 道路維持補修工事の実施 舗装打替 箇所指定工事 H17予 5路線 18,044千円 一円費工事 H17予 12,519千円 除雪業務委託の実施（災害復旧費で対応している。） H17予 2,553千円 排水溝等清掃業務委託の実施 排水溝の清掃、土砂の収集運搬処理 H17予 5,466千円 道路作業員による道路補修業務の実施</p>	<p>【目的】 町道の維持補修工事の実施。</p> <p>【内容】 道路維持補修工事の実施 舗装打替 箇所指定工事 H17予 9箇所9路線 L=672m 43,900千円 一円費工事 H17予 10,000千円 町道バトロールに伴う工事 H17予 6,000千円 町道等測量設計業務委託料 H17予 1,000千円 生活道路舗装促進事業 町が支給する原材料により自治会が行う舗装に対し支援、助成する。 H17予 4,778千円 道路維持管理報償費支給事業 自治会が町道の管理に要した労苦に対し支給する。 H17予 310千円 除雪業務委託の実施 H17予 15,000千円</p>	<p>【目的】 安全で快適な町道を保持するために、道路の維持管理、補修等を行う。</p> <p>【内容】 道路維持補修工事の実施 舗装打替、排水溝補修 一円費工事 H17予 9,108千円 除雪業務委託の実施 H17予 1,000千円 道路作業員による道路補修業務の実施</p>	<p>【目的】 町道を保持するために、道路の維持管理、補修等を行う。</p> <p>【内容】 道路維持補修工事の実施 舗装打替、排水溝補修 箇所指定工事 H17予 5路線 14,700千円 一円費工事 H17予 3,000千円 除雪業務委託の実施 H17予 1,000千円 町が支給する原材料により自治会が行う道路補修等 H17予 1,913千円 道路作業員による道路維持補修業務の実施</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	街路樹維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	196,901千円	10,700千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 街路樹の維持管理を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場除草業務委託の実施 （社団法人シルバー人材センターに委託） 橋本・矢部・淵野辺・原当麻・古淵・相模大野の各駅前広場 H17予 901千円 ・街路樹管理委託の実施 （財団法人相模原市みちの協会に委託） 植栽帯の除草・樹木剪定・街路樹補植・街路樹支柱の付替・除草など H17予 185,000千円 ・街路樹緊急管理委託の実施 枯損木の撤去等 H17予 3,000千円 ・街路樹管理委託（モデル事業分） H17予 8,000千円 	<p>【目的】 街路樹の維持管理を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町道草刈業務委託（3路線・年2回実施） H17予 4,452千円 ・町道街路樹剪定業務委託（寄植刈込み） H17予 1,785千円 ・町道街路樹剪定業務委託（中・高木） H17予 2,069千円 	<p>【目的】 街路樹の維持管理を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員で対応。 	<p>【目的】 街路樹の維持管理を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員で対応。 	<p>【目的】 街路樹の維持管理を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員で対応。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	交通安全施設整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	202,894千円	4,847千円	5,000千円	3,000千円	1,000千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 交通安全施設の整備を行う。</p> <p>【内容】 カーブミラー等の交通安全施設の整備、歩道の切り下げ等の補修工事を実施する。</p> <p>区画線設置工事 H17予 設置 L = 37km 切削 L = 11km 26,160千円</p> <p>カーブミラー設置工事 H17予 180基 36,000千円</p> <p>道路標識設置工事 H17予 一般標識47基 5,200千円</p> <p>道路照明灯設置工事 H17予 独立式8基 共架式8基 8,000千円</p> <p>点字ブロック設置工事 H17予 L = 1,110m 4,962千円</p> <p>カラーニート舗装 H17予 15箇所 13,300千円</p> <p>歩道補修工事（歩道の切り下げ・改良） H17予 100箇所 53,700千円</p> <p>防護柵設置工事 H17予 L = 1,481m 17,372千円</p> <p>交差点紙設置工事 H17予 40基 6,000千円</p> <p>その他一円工事 H17予 15,000千円</p> <p>自転車走行空間、歩行者通行空間のネットワーク整備に向け道路のカラー化を試行する。 H17予 3箇所3路線 L = 2,640m 17,100千円</p>	<p>【目的】 交通安全施設の整備維持管理を行う。</p> <p>【内容】 ・カーブミラーの設置工事 H17予 2,723千円</p> <p>・路面標示工事（一円費） 1,474千円</p> <p>・道路照明灯設置工事 独立式 1基 650千円</p> <p>【参考】 H15実績 ・カーブミラー設置 2基 257千円 ・道路照明灯設置 1基 525千円 ・路面標示工事 123千円</p>	<p>【目的】 交通安全施設の整備を行う。</p> <p>【内容】 カーブミラー等の交通安全施設の整備及び補修工事等を実施する。</p> <p>ガードレール設置等 H17予 3,500千円 カーブミラー補修等 H17予 1,500千円</p>	<p>【目的】 交通安全施設の整備を行う。</p> <p>【内容】 カーブミラー等の交通安全施設の整備、歩道の切り下げ等の補修工事を実施する。</p> <p>カーブミラー設置工事 H17予 400千円</p> <p>防護柵設置工事 H17予 1,100千円</p> <p>歩道設置工事 H17予 1,500千円</p>	<p>【目的】 交通安全施設の整備を行う。</p> <p>【内容】 カーブミラー等の交通安全施設の整備及び補修工事を実施する。</p> <p>カーブミラー・ガードレール設置等 H17予 1,000千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	交通安全施設維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
歳出予算額（平成17年度）	295,795千円	2,888千円	1,945千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 交通安全施設の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 カーブミラー、道路照明灯などの交通安全施設、駅前広場のエレベーター、駐車場案内システムなどの施設維持管理を行う。</p> <p>清掃等管理業務委託の実施 （財団法人みちの協会） ・駅前広場の清掃業務 （橋本・相模原・上溝の各駅） ・エレベーター等の管理保守点検業務 （橋本・相模原・淵野辺・相模大野・上溝・町田（南口）の各駅、古淵歩道橋） H17予 169,360千円</p> <p>駐車場案内システム保守点検業務委託の実施 （N T T 東日本株式会社委託） ブロック案内板（9）・個別案内板（7） 補助案内板（4） H17予 16,380千円</p> <p>道路照明灯の維持管理 ・道路照明灯の修繕（H17予 11,415千円） ・塗替業務委託の実施（H17予 3,000千円） ・電気料の支払いなど（H17予 77,291千円）</p> <p>カーブミラーの維持管理 カーブミラー補修業務委託の実施 H17予 13,450千円</p> <p>【参考】 交通安全施設の整備状況（H16.4.1） ・ガードレール延長（92.9km） ・カーブミラー（4,991基） ・道路標識（2,586基） ・道路照明灯（3,992基） ・歩道延長（353km） ・区画線延長（817.8km）</p>	<p>【目的】 交通安全施設の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 カーブミラー、道路照明灯などの交通安全施設などの施設維持管理を行う。</p> <p>道路照明灯の維持管理 ・道路照明灯の修繕（H17予 587千円） ・電気料の支払いなど（H17予 2,170千円）</p> <p>カーブミラーの維持管理 カーブミラー補修業務委託の実施 H17予 230千円</p> <p>【参考】 交通安全施設の整備状況（H16.4.1） ・ガードレール延長（8.7km） ・カーブミラー（385基） ・道路標識（37基） ・道路照明灯（98基） ・歩道延長（22.9km） ・区画線延長（不明）</p>	<p>【目的】 交通安全施設の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 カーブミラー、道路照明灯などの交通安全施設などの施設維持管理を行う。</p> <p>道路照明灯の維持管理 ・道路照明灯の修繕（H17予 712千円） ・電気料（H17予 1,233千円）</p> <p>【参考】 交通安全施設の整備状況（H16.4.1） ・ガードレール延長 1.8km ・カーブミラー 806基 ・道路照明灯 82基 ・歩道延長 12.0km ・区画線延長 11.6km ・安全柵延長 13.1km ・トンネル照明灯 366基</p>	<p>該当なし。 （交通安全施設整備事業の中で整備する。）</p> <p>【参考】 交通安全施設の整備状況（H16.4.1） ・ガードレール延長（14.1km） ・カーブミラー（293基） ・歩道延長（5.5km） ・区画線延長（4.0km）</p>	<p>該当なし。 （交通安全施設整備事業の中で整備する。）</p> <p>【参考】 交通安全施設の整備状況（H16.4.1） ・ガードレール延長（16.3km） ・歩道延長（2.4km） ・道路照明灯（6基）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	狭あい道路拡幅整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	都市整備課・施管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	相模原市狭あい道路拡幅整備要綱	城山町特定道路指導要綱	津久井町狭あい道路拡幅整備要綱	相模湖町まちづくり条例	
歳出予算額（平成17年度）	83,686千円	2,400千円	2,896千円	1,589千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 狭あい道路の解消を図るため、建築確認申請時に道路後退用地の寄附を受け、拡幅整備を行う。</p> <p>【内容】 道路幅員が4m未満の狭あいな道路（建築基準法第42条第2項に定める道路）に接して建物を建築する場合、その道路後退用地について土地所有者と協議を行い、市へ寄附していただき、測量・所有権移転登記等を代行し市道を拡幅整備するもの。</p> <p>用地：寄附（無償使用承諾） 隅切りのみ買取り。 測量：市負担（土地家屋調査士協会に委託） 登記：市負担 補償：あり。 道路後退用地内のブロック塀、生垣等の撤去移設費用を補償する。 整備：市負担 原則、舗装整備を行う。</p> <p>境界測量・支障物件調査・分筆登記等の業務委託 H17予 31,650千円</p> <p>支障物件の移転補償 H17予 31,200千円</p> <p>舗装工事 H17予 19,460千円</p> <p>コンクリート杭・プレート標購入 H17予 1,376千円</p> <p>【参考】 H15年度実績 ・狭あい協議受付件数 151件 ・舗装整備件数 47件 ・舗装整備延長 1,359m</p>	<p>【目的】 狭あい道路の解消を図るため、建築確認申請時に申請者に道路後退用地の境界確定、分筆登記、を指導し、申請者の買取り請求により町が買取り、整備を行う。</p> <p>【内容】 道路幅員が4m未満1.8m以上の公道（以下、「特定道路」という。）に接して建築物を建築する場合、その道路後退用地について土地所有者が、境界確定を行い町に買取り請求をした場合に、買取りをし、町道を拡幅整備するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路後退用地の取得は買取り請求による。 ・当該地が角地である場合、隅切地の取得も買取り。 ・買取面積の確定(測量)は申請者において行う。 ・公衆用道路としての分筆は申請者において行う。 <p>H17年度予算 2,400千円（用地購入費）</p> <p>【参考】 H15年度実績 ・特定道路指導件数 7件 ・特定道路買取請求件数 0件</p>	<p>【目的】 狭あい道路の解消を図るため、建築確認申請時に道路後退用地の寄附または無償使用承諾を受け、将来の町道等整備用地の取得を行う。</p> <p>【内容】 道路幅員が4m未満の狭あいな道路（建築基準法第42条第2項に定める道路）に接して建物を建築する場合、その道路後退用地について土地所有者と協議を行い、町へ寄附することに同意していただけた場合に、分筆・所有権移転登記等を代行し町道等整備用地の取得を行うもの。</p> <p>要網施行日（平成15年7月1日）以降の建築行為については、道路及び建築敷地の境界確定の費用負担を建築行為者に求めている。 要網施行以前の後退用地の取得は、道路及び建築敷地の境界確定の費用を含め町が負担している。（既建築行為）</p> <p>用地：寄附 測量：建築主負担（道路境界確定） 町負担（分筆に係る測量） 登記：町負担 補償：なし 整備：なし</p> <p>登記事務等委託料 H17予 2,896千円</p> <p>【参考】 H15年度実績 ・狭あい協議受付件数 21件</p>	<p>【目的】 狭あい道路の解消を図るため、建築確認申請時に道路後退用地の寄附若しくは無償使用承諾をしていただき、町が将来的に道路として整備を行う。</p> <p>【内容】 道路幅員が4m未満の狭あいな道路（建築基準法第42条第2項に定める道路）に面した敷地に建築物を建築する場合、その後退道路用地について土地所有者と協議を行い、町へ寄附することに同意していただけた場合に、分筆・所有権移転登記等を代行し、町道等を拡幅整備するもの。</p> <p>用地：寄附（無償使用承諾） 隅切りのみ買取り可 （寄附あり） 測量：町負担 登記：町負担 補償：あり（一部） 隅切地に存する支障物件移転費用を補助する。 整備：なし</p> <p>境界測量・分筆登記・所有権移転登記等の業務委託 H17予 1,345千円</p> <p>隅切地の取得費用 H17予 194千円</p> <p>隅切地支障物件の移転補償費 H17予 50千円</p> <p>【参考】 H15年度実績 ・狭あい協議受付件数 7件</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	私道路整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	相模原市私道路敷整備要綱				
歳出予算額（平成17年度）	12,000千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 私道路の舗装整備を行い、生活環境の改善を図る。</p> <p>【内容】 位置指定道路などの私道路について、地権者からの要望に応じて舗装整備を行う。 H17予 12,000千円</p> <p>【参考】 H15年度実績 ・申請件数 18件 ・舗装整備延長 593m</p>	該当なし	<p>該当なし (町の管理道路以外は整備しないため。)</p> <p>【参考】 私道の現状 ・私道箇所数 約150箇所 ・私道延長 約4.5km</p>	<p>該当なし (町の管理道路以外は整備しないため。)</p>	<p>該当なし (町の管理道路以外は整備しないため。)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	橋りょう維持補修事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,153千円	300千円	0千円	0千円	1,628千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 橋りょう軽微な修繕を行う。</p> <p>【内容】 橋りょうの維持補修に要する経費（需要費施設修繕料） H17予 1,153千円</p> <p>【参考】 H15年度実績 欄干修繕（1箇所）</p>	<p>【目的】 橋りょうの軽微な修繕を行う。</p> <p>【内容】 橋りょうの維持補修に要する一円費経費 H17予 300千円</p> <p>【参考】 H15年度実績 橋梁修繕 1箇所</p>	<p>【目的】 橋りょうの修繕を行う。</p> <p>【内容】 橋りょうの維持補修に要する経費（道路維持費） H17予 0千円</p> <p>【参考】 H15年度実績 なし</p>	<p>【目的】 橋りょう軽微な修繕を行う。</p> <p>【内容】 橋りょうの維持補修に要する経費（需要費施設修繕料） H17予 1,628千円</p> <p>【参考】 H15年度実績 欄干塗装修繕（2箇所） 20千円</p>	<p>【目的】 橋りょうの修繕を行う。</p> <p>【内容】 橋りょうの維持補修に要する経費（需要費施設修繕料） H17予 1,628千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛染橋塗装工事 1,000千円 ・ 一円費 500千円 ・ その他 128千円 <p>【参考】 H15年度実績 なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	寄附道路整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	相模原市私道路敷整備要綱	城山町道路用地寄付取扱要綱			
歳出予算額（平成17年度）	501,065千円	0千円			0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 狭い道路の解消を図るため、道路後退用地等の寄附を受け拡幅整備を行う。</p> <p>【内容】 道路幅員が4m未満の狭い道路（建築基準法第42条第2項に定める道路）について、一定区間の道路に接する地権者から道路後退用地の寄附を受け、路線として道路幅員4mの舗装、側溝等の整備を行うもの。 位置指定を受けた道路（建築基準法第42条第1項第5号に定める道路）、開発行為によって築造された道路（建築基準法第42条第1項第2号に定める道路）で、土地の所有権を市に移管し舗装整備を希望するものについても同様に取扱う。</p> <p>用地：寄附（無償使用承諾） 2項道路の隅切りのみ買取り。 測量：市負担（土地家屋調査士協会に委託） 登記：市負担 補償：あり。 道路後退用地内のブロック塀、生垣等の撤去移設費用を補償する。 整備：市負担 側溝の整備を含め、舗装整備を行う。</p> <p>境界測量・支障物件調査・分筆登記等の業務委託 H17予 58,065千円</p> <p>支障物件の移転補償 H17予 33,000千円</p> <p>舗装工事 H17予 410,000千円</p> <p>【参考】 H15年度実績 ・申請件数 55件 ・舗装延長 3,639m</p>	<p>【趣旨】 道路法に規定する道路以外の道路で、現に一般の用に供されている道路（私道）の寄付の取扱いについて必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 道路用地として寄付する私道は、次に該当するものとする。 ・広く生活道路として利用され、かつ道路の起終点が公道又は公共用地等に接続するものであること。 ・私道の幅員は、4m以上あること。 ・提供する私道は、すべて無償とし、道路敷内には原則として電柱類その他占用物件がなく、かつ道路の交差点所には、角きりが設置されていること。 ・道路と民地との境界が明確であること。</p> <p>【費用負担】 境界測量、分筆登記等（申請者負担） 所有権移転登記等（町負担）</p> <p>【参考】 H15実績 1件</p>	<p>該当なし （狭い道路拡幅整備事業（既建築建築行為）として対応可能）</p>	<p>該当なし （狭い道路拡幅整備事業で対応可能）</p>	<p>該当なし （狭い道路拡幅整備事業で対応可能）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	歩道整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	34,900千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	9,350千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 歩行者通行の利便性向上を図るため、歩道の拡幅整備（歩道有効幅員2m以上）を行う。</p> <p>【内容】 現状の道路幅員の範囲内で車道を狭め歩道の拡幅整備を行うもの（用地取得は行わない）。 H17予 34,900千円 （市道南大野 L=160m）</p> <p>（特定財源の内訳） 国庫：交通安全施設費補助金（9,350千円） 市債：一般公共事業債（3,000千円）</p> <p>【参考】 H15年度実績 歩道拡幅整備 105m（市道南大野）</p>	<p>該当なし （拡幅整備を伴わない歩道の整備は該当なし）</p>	<p>該当なし （拡幅整備を伴わない歩道の整備は該当なし）</p>	<p>該当なし （交通安全施設整備事業の中で整備するため。）</p>	<p>該当なし （拡幅整備を伴わない歩道の整備は該当なし）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	交通バリアフリー道路特定事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	50,400千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	6,000千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 交通バリアフリー道路特定事業計画に基づき、特定エリアに指定された相模大野駅周辺の整備を行う。</p> <p>【内容】 相模大野駅周辺の点字ブロック等の改善整備を行う。 H17予 50,400千円 点字ブロックの設置及び改修 歩道の段差解消工事 (特定財源の内訳) 県費：市町村振興補助金(6,000千円)</p> <p>【参考】 H15年度実績 相模大野駅周辺の点字ブロック改善整備 (L=393m)</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 H12年度実績 点字ブロック設置延長 54m</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>【参考】 藤野駅周辺移動円滑化基本構想の特定経路に指定されている町道を道路特定事業計画に基づき法の年限までに整備を行う。</p> <p>主な内容 町道藤野駅藤中線のバリアフリー化 平成17年度：測量調査・土地鑑定等 平成18年度：実施設計・用地買収 平成19年度：本体工事 ・駅への階段を撤去しスロープ化を図る。 ・国庫補助金を予定</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	河川維持管理補修事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	河川整備課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	河川法				
歳出予算額（平成17年度）	42,110千円	2,000千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市管理河川における河川施設を適正に維持管理するため、修繕及び補修工事等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄物等収集処分委託 ・ 河川堆積物等浚渫等委託 ・ 河川産業廃棄物処理処分委託 ・ 除草等委託 ・ 河川賠償責任保険 ・ 街美化アダプト活動奨励金の交付 ・ 河川維持修繕 ・ 河川維持補修工事 	<p>【目的】 町管理河川における河川施設を適正に維持管理するため、修繕及び維持工事等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川維持補修工事 2,000千円 	<p>（目的） 町管理河川における河川施設を適正に維持管理するため、修繕及び維持工事等を行う。</p> <p>（内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の維持補修 <p>維持管理補修に要する費用は河川整備工事費</p>	<p>該当なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相模湖町が管理する河川が無い 	<p>（目的） 町管理河川における河川施設を適正に維持管理するため、修繕及び維持工事等を行う。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	河川安全施設整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	河川整備課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	河川法				
歳出予算額（平成17年度）	400千円		0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 河川への転落防止対策及び取得した河川用地の管理のため、柵やフェンスの設置を行う。</p> <p>【内容】 ・管理柵等設置工事</p>	<p>該当なし</p> <p>* 町で管理している河川、水路用地の管理のため必要な経費であるが予算計上なし、一円費対応となります。</p>	<p>（目的） 小河川への転落防止等危険防止のため、柵やフェンスの設置を行う。</p> <p>安全施設整備に要する費用は河川整備工事費</p>	<p>（目的） 町管理の小河川への転落防止等危険防止の管理のため、除草や堆積物の清掃を行う。</p> <p>（内容） ・道路維持補修事業費の中で整備する。</p>	<p>（目的） 町管理河川への転落防止等危険防止のため、柵やフェンスの設置を行う。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	水位観測施設管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	河川整備課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,595千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 水害防止のために設置している水位観測施設の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 （施設設置場所） 準用鳩川 1箇所（妙見橋） 姥川 1箇所（虹吹橋） 計 2箇所</p>	<p>該当なし</p> <p>【県管理施設】 ・施設設置場所 下倉沢（水路） 2箇所 残土を不法投棄された箇所の水路の水位観測を行う。</p>	<p>該当なし</p> <p>【県管理施設】 ・施設設置場所 1級河川串川 1箇所（串川橋）</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	水路維持管理補修事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	河川整備課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	8,259千円		0千円	0千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成12年度から平成16年度の5年間に無償譲与を受けた国有水路について、適正な利用、正常な機能の維持及び管理を行うため、管理柵の設置や浚渫等を実施する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄物等収集処分 ・ 堆積物等浚渫 ・ 除草 ・ 管理柵の設置 ・ 境界確定 <p>【譲与件数】 水路 1,640件</p>	<p>該当なし 無償譲与を受けた法定外公共物(認定外道路・水路)の適正な利用、正常な機能の維持及び管理を行う必要がありますが、一円費対応で行う。</p> <p>【内容】 除草等</p> <p>【譲与件数】 水路 380件</p>	<p>【目的】 平成12年度から平成16年度の5年間に無償譲与を受けた国有水路について、適正な利用、正常な機能の維持及び管理を行うため、管理柵の設置や浚渫等を実施する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土留め、除草等 <p>維持管理補修に要する費用は河川整備工事費</p> <p>【譲与件数】 水路 1,060件</p>	<p>現在では当該事業はありません。 無償譲与を受けた法定外公共物(認定外道路・水路)の適正な利用、正常な機能の維持及び管理を行う必要ありませんが、一円費対応で行う。</p> <p>【内容】 除草等</p> <p>【譲与件数】 水路 455件</p>	<p>現在では当該事業はありません。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土留め、除草等 <p>維持管理補修に要する費用は河川整備工事費</p> <p>【譲与件数】 水路 530件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	河川改修事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	河川整備課 河川法	都市整備課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	480,415千円	0千円	800千円		3,000千円
歳入予算額（平成17年度）	134,200千円	0千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 浸水被害の解消と市民生活の安全性を確保し、個性豊かな水辺空間を創出するため、都市基盤河川及び準用河川の整備を行う。</p> <p>【内容】 都市基盤河川改修事業 (補助率 国1/3 県1/3) 一級河川鳩川・道保川 補助対象額 51,000千円 一般公共事業債(充当率60%)</p> <p>統合準用河川改修事業 (補助率 国1/3) 鳩川 補助対象額 210,000千円 八瀬川 補助対象額 60,000千円</p> <p>【河川延長】 ・一級河川鳩川 1,370m ・一級河川道保川 2,530m ・準用鳩川 6,100m ・準用八瀬川 4,900m ・準用姥川 6,500m</p>	<p>【目的】 浸食された河川の護岸整備を実施することにより、災害や事故の防止を図る。</p> <p>【内容】 ・護岸整備工事 (16年度 小松川護岸整備工事 8,000千円)</p> <p>*本町では、河川法により管理している河川はありません。</p>	<p>【目的】 浸水被害の解消と町民生活の安全性を確保し、個性豊かな水辺空間を創出するため、河川の整備を行う。</p> <p>【内容】 ・河川整備工事</p> <p>整備に要する費用は河川整備工事費</p>	<p>該当なし ・町管理河川が無いため。</p>	<p>【目的】 浸食された河川の護岸整備を実施することにより、災害や事故の防止を図る。</p> <p>【内容】 ・17年度 大和田水路整備工事 3,000千円 L = 50m</p> <p>*本町では、河川法により管理している河川はありません。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	河川に係る整備計画の策定、認可及び変更		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	河川整備課	施設管理課 / 都市整備課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】 市が管理する河川の実態把握や調査を行い、整備計画を策定するとともに、その計画に基づく整備について、認可申請等の事務を行う。</p> <p>【内容】 準用河川鳩川に係る河川改修計画 準用河川八瀬川に係る河川改修計画 ふるさとの川整備計画</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	廃水路敷の処分	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	河川整備課	施設管理課 / 財務課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					地方自治法第238条の4及び同条の5 藤野町財産規則
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 水路として機能していない土地について、申請に基づき処分を行う。</p> <p>【内容】 （事務手順） 要望書の受理 処理方針の決定 測量及び測量図の作成（申請者負担） 申請書の受理 表示登記・保存登記 公用廃止 売買契約 所有権移転登記</p> <p>（実績） 平成15年度相談及び申請件数 相 談： 16件 要望書： 7件（7/16） 申請書： 3件（3/7）</p> <p>（譲与件数） 水路 1,640件</p>	<p>【目的】 水路として機能していない土地について申請に基づき処分を行う。</p> <p>【内容】 （事務手順） 事前協議の受理 処理方針の決定 測量及び測量図の作成（申請者負担） 申請書の受理 表示登記・保存登記 公用廃止申請 売買契約（財務課担当事務） 所有権移転登記（財務課担当事務）</p> <p>（実績） 平成15年度相談及び申請件数 相 談： 1件 要望書： 1件（1/1） 申請書： 1件（1/1）</p> <p>（譲与件数） 水路 380件</p>	<p>【目的】 水路の用途廃止により、不要になった廃水路敷地の処分</p> <p>【内容】 （廃水路敷等売払の流れ） 用途廃止事前協議申請書 現地調査・用途廃止協議 用途廃止決定 表示・保存登記 財産の引継ぎ（建設課 財務課） 価格評価・決定 申請書の提出（登記図書等添付） 契約の締結・代金の入金 登記・登記済証の交付</p> <p>【実績】 平成15年度廃止件数 13件 用途廃止、表示・保存登記は建設課所管 売払い事務は財務課所管</p> <p>【譲与件数】 水路 1,060件</p>	<p>【目的】 水路の用途廃止により、不要になった廃水路敷地の処分を行なう。</p> <p>【内容】 （廃水路敷等売払の流れ） 都市整備課（行政財産担当） 用途廃止事前協議申請 現地調査・用途廃止事前協議 用途廃止申請 用途廃止協議 用途廃止決定 表示・保存登記 財産の引継ぎ（行政財産 普通財産） 総務課（行政財産担当） 価格評価・決定 申請書の提出（登記図書等添付） 契約の締結・代金の入金 登記・登記済証の交付</p> <p>【実績】 平成15年度路線廃止件数 0件</p> <p>【譲与件数】 水路 455件</p>	<p>【目的】 水路の用途廃止により、不要になった廃水路敷地の処分を行なう。</p> <p>【内容】 （廃水路敷等売払の流れ） 地域整備課（行政財産担当） 用途廃止事前協議・現地調査 用途廃止申請 用途廃止協議 用途廃止決定 表示・保存登記 財産の引継ぎ（行政財産 普通財産） 総務課（普通財産担当） 申請書の提出（登記図書等添付） 価格評価・決定 契約の締結・代金の入金 登記・登記済証の交付</p> <p>【実績】 平成15年度路線廃止件数 0件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	河川及び水路の指定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	河川整備課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	河川法 相模原市水路管理条例			相模湖町水路管理条例 相模湖町議会17年6月定例会で条例化の予定	
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市が管理する河川及び水路について、指定または廃止に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 （河川指定延長） 準用河川鳩川 6,100m 準用河川八瀬川 4,900m 準用姥川 6,500m</p> <p>（水路指定件数） 1,640件</p>	<p>【目的】 町が管理する法定外公共物（水路・認定外道路）について指定または廃止に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 （水路数） 380件</p>	<p>【目的】 町が管理する法定外公共物（水路）について、指定又は廃止に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 （水路数） 1,060件</p>	<p>【目的】 町が管理する法定外公共物（水路）について指定、廃止に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 （河川指定延長） 準用河川 0m</p> <p>（水路指定件数） 455件</p>	<p>【目的】 町が管理する法定外公共物（水路）について、指定又は廃止に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 （水路数） 530件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	河川・湖に係る急傾斜地の崩壊防止		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	河川整備課	環境防災課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	森林法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
歳出予算額（平成17年度）	0千円	2,000千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 急傾斜地崩壊危険区域に指定されている土地について、神奈川県が主体となって行う崩壊防止工事に対して事業費の一部負担を行う。</p> <p>【内容】 (指定箇所) ・古淵地区(工事完了済み) 1.66ha ・上鶴間地区 0.73ha</p>	<p>【目的】 急傾斜地崩壊危険区域に指定されている土地について、神奈川県が主体となって行う崩壊防止工事に対して事業費の一部負担を行う。</p> <p>【内容】 (指定箇所) ・久保沢地区 0.9ha</p>	<p>【目的】 津久井湖周辺の湖岸崩落対策を神奈川県と合同で実施する。</p> <p>【内容】 ・津久井湖湖岸崩落箇所 21箇所 対応済箇所 11箇所 経過観察箇所 9箇所 地域調整箇所 1箇所</p>	<p>【目的】 急傾斜地崩壊危険区域に指定されている土地について、神奈川県が主体となって行う崩壊防止工事に対して事業費の一部負担を行う。</p> <p>【内容】 与瀬橋地区 17～20年度 工事箇所 1箇所</p>	<p>【目的】 急傾斜地崩壊危険区域に指定されている土地について、神奈川県が主体となって行う崩壊防止工事に対して事業費の一部負担を行う。</p> <p>【内容】 ・実施箇所なし</p>

管 理 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	教育委員会運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	地方自治法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方自治法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方自治法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方自治法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方自治法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
歳出予算額（平成17年度）	9,323千円	672千円	640千円	585千円	836千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的・内容】 教育委員会の運営 教育委員会の会議 ・定例会・・・原則として毎月1回 ・臨時会・・・必要の都度</p> <p>【事業費の主な内訳】 報酬 7,218千円 ・委員長 ①168,000円 / 月 (2,016,000円 / 年) ・委員(3名) ①144,500円 / 月 (1,734,000円 / 年) 負担金、補助及び交付金 103千円 ・県市町村教育委員会連合会負担金 97,000円 ・関東甲信静市町村教育委員会連合会 総会出席負担金 6,000円</p>	<p>【目的・内容】 教育委員会の運営 教育委員会の会議 ・定例会・・・原則として毎月1回 ・臨時会・・・必要の都度</p> <p>【事業費の主な内訳】 報酬 615千円 ・委員長 ①177,000円 / 年 ・職務代理 ①150,000円 / 年 ・委員(2名) ①144,000円 / 年 負担金、補助及び交付金 57千円 ・県市町村教育委員会連合会負担金 16,000円 ・関東甲信静市町村教育委員会連合会 総会出席負担金 18,000円 ・郡地域教育振興協議会負担金 22,200円</p>	<p>【目的・内容】 教育委員会の運営 教育委員会の会議 ・定例会・・・原則として毎月1回 ・臨時会・・・必要の都度</p> <p>【事業費の主な内訳】 報酬 576千円 ・委員長 ①169,000円 / 年 ・委員(3名) ①135,500円 / 年 負担金、補助及び交付金 64千円 ・県市町村教育委員会連合会負担金 18,000円 ・関東甲信静市町村教育委員会連合会 総会出席負担金 19,000円 ・郡地域教育振興協議会負担金 26,200円</p>	<p>【目的・内容】 教育委員会の運営 教育委員会の会議 ・定例会・・・原則として隔月 ・臨時会・・・必要の都度</p> <p>【事業費の主な内訳】 報酬 562千円 ・委員長 ①166,000円 / 年 ・委員(3名) ①132,000円 / 年 負担金、補助及び交付金 23千円 ・県市町村教育委員会連合会負担金 4,000円 ・関東甲信静市町村教育委員会連合会 総会出席負担金 3,000円 ・郡地域教育振興協議会負担金 16,000円</p>	<p>【目的・内容】 教育委員会の運営 教育委員会の会議 ・定例会・・・原則として毎月1回 ・臨時会・・・必要の都度</p> <p>【事業費の主な内訳】 報酬 587千円 ・委員長 ①172,300円 / 年 ・職務代理 ①142,800円 / 年 ・委員(2名) ①135,600円 / 年 費用弁償 102千円 交際費 100千円 食料費 17千円 負担金、補助及び交付金 30千円 ・県市町村教育委員会連合会負担金 30,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	日直代行員等経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	日直代行員服務要領				
歳出予算額（平成17年度）	72,341千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 小中学校の施設環境の維持及び管理</p> <p>【内容】 休日等の日直業務を行うため、日直代行員を各小中学校へ1名配置 平日の学校管理等の業務を行うため、学校作業員を配置 ・正規学校作業員61人 ・退職者不補充 ・正規職員のない18校は嘱託職員と非常勤職員の2名配置 ・新設3校については民間委託 新設小学校3校の学校作業員業務、及び日直代行員業務を民間へ委託 (3校以外の学校作業員については、退職者不補充を基本に、再雇用も活用しながら順次民間委託を予定)</p> <p>【基礎数値】 小学校 55校 中学校 27校 ・日直代行員の勤務日 土曜・日曜・祝日・年末年始・開校記念日 ・日直代行員の報酬 日給5,540円 年末年始8,160円 ・予算 日直代行員報酬等 小学校52校 38,282千円 日直代行員報酬等 中学校27校 19,884千円 学校作業員、日直代行員業務委託 新設小学校3校 14,175千円</p>	<p>【目的】 小中学校の施設環境の維持及び管理</p> <p>【内容】 日直代行員制度 該当なし 学校管理業務 ・学校用務員3人 ・退職者不補充 ・正規職員のない3校は非常勤職員の1名と生きがい事業団委託で対応</p> <p>【基礎数値】 小学校 4校 中学校 2校</p>	<p>【目的】 小中学校の施設環境の維持及び管理</p> <p>【内容】 日直代行員制度 該当なし 学校管理業務 ・学校用務員3人 ・退職者不補充 ・正規職員のない9校は非常勤職員1名配置</p> <p>【基礎数値】 小学校 7校 中学校 5校</p>	<p>【目的】 小中学校の施設環境の維持及び管理</p> <p>【内容】 日直代行員制度 該当なし 学校管理業務 ・学校用務員4人 ・退職者不補充 ・正規職員のない1校は非常勤職員1名配置</p> <p>【基礎数値】 小学校 3校 中学校 2校</p>	<p>【目的】 小中学校の施設環境の維持及び管理</p> <p>【内容】 日直代行員制度 該当なし 学校管理業務 ・学校用務員 3名 ・退職者不補充 ・正規職員のない15校は非常勤職員5名配置</p> <p>【基礎数値】 小学校 6校(H17.4.1現在) 中学校 1校</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	職員の研修	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	891千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 栄養士、給食調理員、学校作業員、介助員を対象に、それぞれの専門性に応じて必要とされる知識、技能の習得を図るための研修。 その他、管理部内職員を含む専門派遣研修。</p> <p>【内容】 職場専門研修 職種別研修 4回 給食調理員中堅層研修 1回 学校作業員実技研修 2回 安全衛生講習会 2回 専門派遣研修 管理部内職員を対象を含む派遣研修 各種10回</p>	<p>【目的】 給食センター調理員を県等が主催する研修会に参加し、必要とされる知識、技能の習得を図る。特殊学級介助員、補助教員等を対象に、日ごろの業務について確認しあう等の目的のため連絡会議を行う。</p> <p>【内容】 給食センター調理員研修 年間3回程度 連絡会議 ・特殊学級介助員 3回 ・補助教員連絡会議 3回</p>	<p>【目的】 学校用務員を対象に、必要とされる知識、技能の習得を図るための研修。</p> <p>【内容】 職場専門研修 学校用務員実務研修 1回</p>	<p>【目的】 栄養士、給食調理員、学校作業員、介助員を対象に、それぞれの専門性に応じて必要とされる知識、技能の習得を図るための研修。 その他、管理部内職員を含む専門派遣研修。</p> <p>【内容】 職場専門研修 給食調理員研修 1回 介助員研修 3回</p>	<p>【目的】 給食調理員を県等が主催する研修会に参加させ必要とされる知識、技能の習得を図る。特殊学級介助員を対象に、業務の取り組み方に対する指導と連絡会議を行う。</p> <p>【内容】 職場専門研修 給食調理員 1回程度 介助員研修 1回</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	構造改革特別区域計画（名倉小）	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教育総務課				企画課
根拠法令等					構造改革特別区域法
歳出予算額（平成17年度）					0千円
歳入予算額（平成17年度）					2,400千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 町の特性に応じた規制の特優を受けることにより、地域の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 少子高齢化傾向と大規模開発に対する制限を持つ地域性、既存の環境と方針、設備を活かしたまちおこしが望まれる状況から、芸術支援と資源環境保護を柱とする教育を核とした地域の活性化を図る。具体的には、構造改革特区計画認定により、「校地・校舎の自己所有を要件としない小学校等設置事業」「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」という特例措置を受け、学校法人シュタイナー学園が、平成17年3月末に廃校となった町立名倉小学校の貸与を受け、平成17年4月より、文部科学省の学習指導要領によらない教育を行う学校を開設した。</p> <p>・認定特区名：「藤野『教育芸術』特区」</p> <p>【その他】 ・市町村合併により申請者の法人格が消滅した場合、計画の変更申請をする必要がある。 ・歳入は、土地貸付収入</p> <p>【参考】 内閣府構造改革特区担当室、内閣府構造改革特区推進本部評価委員会、文部科学省より特区計画の進捗状況調査がある。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名
29	各種事務事業の取扱い				管理部会
事務事業番号	事務事業名				協議ランク
16	廃校利用				A協議会 B幹事会 C専門部会
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教育総務課				企画課
根拠法令等					藤野町公共施設等適正配置計画
歳出予算額（平成17年度）					20千円
歳入予算額（平成17年度）					840千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 町立小学校の統廃合により廃校となった施設を有効利用するために、跡地利用について検討し、新たな利用を進める。 地域の自主的な取組みによる利用を優先とし、外部団体の利用も積極的に検討する。廃校舎の利活用により廃校となった学区の地域の活性化を目的とする。</p> <p>【内容】 平成15年3月31日に廃校となった小学校のうち1校について、利活用がなされている。 牧郷小学校・・・施設名「牧郷ラボ」 （用途）芸術アトリエ、地域コミュニティ施設</p> <p>【参考】 ・平成20年度未までに3校の小学校が廃校となる予定。（沢井小学校・小淵小学校・吉野小学校） ・予算について、歳入は土地建物貸付収入、歳出は施設保険料等の役務費</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	私立幼稚園教育振興補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市私立幼稚園教育振興補助金交付要綱	城山町私立幼稚園教育振興補助金交付要綱	津久井町私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱		
歳出予算額（平成17年度）	65,300千円	2,360千円	450千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 私立幼稚園教育の振興及び私立幼稚園の教育条件の改善を図る。</p> <p>【補助金額】 ・学級割 80,000円 ・幼児数割 3,000円 5月1日、学校基本調査数値による</p> <p>【17年度予算内訳】 学級割 @80,000円×415学級 幼児数割 @3,000円×10,700人 1園平均 1,451千円 1人平均 6千円</p>	<p>【目的】 町内の私立幼稚園の教育の充実を図る</p> <p>【補助金額】 ・均等割 1,000,000円/園 ・園児数割 2,000円/人 6月1日現在の在園在住4、5歳児数</p> <p>【17年度予算内訳】 均等割 @1,000,000円×2園 園児数割 @2,000円×180人 1園平均 1,180千円 1人平均 13千円</p>	<p>【目的】 幼稚園教育の重要性をかんがみ、町内の私立幼稚園の教育の充実を図る。</p> <p>【補助金額】 ・予算に対し、均等割70%、園児割30%で町内2幼稚園に交付する。 6月1日現在の在園在住3、4、5歳児数</p> <p>【17年度予算内訳】 均等割 315,000円 園児割 135,000円 1園平均 225千円 1人平均 2千円</p>	<p>該当なし 町内私立幼稚園 1園</p>	<p>該当なし 町内私立幼稚園はなし。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	私立幼稚園運営助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱 相模原市私立幼稚園健康診断事業補助金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	62,269千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 預かり保育補助金</p> <p>【対象】 市立幼稚園が預かり保育担当職員を配置し、年間を通じて継続的に1時間以上行う預かり保育又は夏季休業期間にあっては1日4時間以上かつ15日以上行う預かり保育事業。</p> <p>【17年度予算内訳】 課業期間 1日の平均預かり保育園児数により補助 A 1人～10人 @ 900千円×20園 B 11人～20人@1,100千円×16園 C 21人以上 @1,300千円×9園 計 47,300千円 45園</p> <p>夏季休業期間 23園実施予定 5,200千円</p> <p>2. 私立幼稚園健康診断事業補助金</p> <p>【対象】 市内私立幼稚園設置者が行う健康診断事業（内科検診）について補助</p> <p>【17年度予算内訳】 @500円×10,700人=5,350千円</p> <p>3. 団体運営補助</p> <p>【対象】 市内私立幼稚園団体（3団体あり）に、団体運営経費を対象に加盟園数に応じて補助</p> <p>【17年度予算内訳】 @30,000円×45園=1,350千円</p> <p>4. 治癒証明書発行</p> <p>【対象】 ・認可私立幼稚園の相模原市在住園児（市内在住であれば、市外園でも可） ・対象疾病 百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、溶連菌感染症、手足口病、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、とびひ、中耳炎</p> <p>【実施方法】 医療機関の請求に基づいて支払</p> <p>【17年度予算内訳】 ・手数料 @840×3,600件=3,024千円 ・証明書印刷 40千円</p> <p>6. 永年勤続者感謝状贈呈 市内私立幼稚園に15年以上勤務している常勤の職員に対し感謝状贈呈 諸費5千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	私立幼稚園障害児教育助成金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市私立幼稚園障害児教育補助金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	10,920千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【対象】 障害児検討委員会において統合保育を実施することにより心身の健全な発達を助長できると判断された園児で、市内在住の者</p> <p>【補助対象施設】 市内に設置された私立幼稚園</p> <p>【補助単価】 14,000円/月・人</p> <p>【17年度予算内訳】 14,000円×12ヶ月×65人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	奨学金貸付金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市奨学金条例 相模原市奨学金条例施行規則		津久井町育英奨学資金貸付基金条例 津久井町育英奨学資金貸付基金条例施行規則		
歳出予算額（平成17年度）	4,011千円		0千円		
歳入予算額（平成17年度）	2,087千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 修学困難者に対し、修学を奨励するため、奨学金を貸与することを目的とする。</p> <p>【貸与資格】 (1)本市に居住し、高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、高等専門学校及び専修学校（高等課程に限る。）に在学する者であること。 (2)経済的理由により就学困難な者であること。 (3)学業を続けようとする意欲のある者であること。 (4)神奈川県その他の公共団体又は公共の団体から奨学金その他これに類する金品を受ける予約又は貸与若しくは給与を受けていない者であること。</p> <p>【貸与金額（月額）】 9,600円（県立高校授業料相当額） （ただし平成15年度以前に貸与の決定を受けているものは9,300円）</p> <p>【実施状況】 17年度貸与者数：27名（平成17年4月末現在） 16年度貸与者数：25名（平成16年4月末現在） 16年度貸付金額 2,738千円</p>	該当なし	<p>【目的】 修学困難者に対し、修学を奨励するため、奨学金を貸与することを目的とする。</p> <p>【貸与資格】 (1)本町に住所を有する高等学校に在学中の者であること。 (2)経済的理由により高等学校課程の修学が困難で、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。 学業成績が優秀であること。 身体強健であること。 強固な意志をもち、性格善良な者であること。</p> <p>【貸与金額（月額）】 10,000円以内で町長が定める額 （17年度は9,600円）</p> <p>【実施状況】 17年度貸与者数：1名（平成17年5月末現在） 16年度貸与者数：0名（平成16年4月末現在） 16年度貸付金額 0千円 17年度貸付金額 116千円（年間予定）</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	奨学基金積立金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市奨学基金条例 相模原市奨学基金条例施行規則		津久井町育英奨学資金貸付基金条例		
歳出予算額（平成17年度）	36千円		1千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円		1千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 奨学基金に積み立てた使途指定寄付金分（600万円）について、その趣旨を考慮し、当該金額に係る利子相当額を基金に編入するもの。</p> <p>【事業費内訳（積算根拠）】 600万円に対する利子収入相当額 公共債の購入にてにて適用 年利率0.6%</p> <p>【奨学基金現在高（H17.3.31現在）】 24,940,018円</p>	該当なし	<p>【目的】 奨学基金に積み立てた使途指定寄付金分（500万円）について、その趣旨を考慮し、当該金額に係る利子相当額を基金に編入するもの。</p> <p>【事業費内訳（積算根拠）】 500万円に対する利子収入相当額 普通預金にて管理</p> <p>【奨学基金現在高（H17.3.31現在）】 普通預金 6,657,453円 運 用 673,000円 合 計 7,330,453円</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	中学校課外活動助成金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則 中学校課外活動助成金交付要綱	城山町補助金等に係る予算の執行に関する規則			藤野町立小中学校幼稚園大会出場経費助成要綱
歳出予算額（平成17年度）	25,685千円	1,900千円			1,334千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生徒の積極的な参加を目的とした魅力ある課外活動の場づくりを通し、中学校における生徒の健全育成を図るために助成するもの</p> <p>【対象】 各中学校における課外活動に要する経費（用具等の購入に係る経費・対外試合等に係る経費）</p> <p>【事業予算額】 25,685千円</p> <p>【交付先】 相模原市立中学校の課外活動運営委員会（代表者は校長）27校</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・中：951千円（27校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・中：1.6千円（15,627人）</p>	<p>【目的】 生徒の積極的な参加を目的とした魅力ある課外活動の場づくりを通し、中学校における生徒の健全育成を図るために助成するもの</p> <p>【対象】 各中学校における課外活動に要する経費（対外試合等に係る経費）</p> <p>【事業予算額】 1,900千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・中：950千円（2校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・中：2.9千円（634人）</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 生徒の積極的な参加を目的とし、スポーツ等を通して生徒の健全育成の場づくりを助成するもの</p> <p>【対象】 中学校における大会等出場経費（対外試合等に係る経費）</p> <p>【事業予算額】 1,334千円</p> <p>《参考》 1校あたりに係る経費 ・中：1,334千円（1校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・中：4.5千円（298人）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	各種教育研究団体補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則	城山町補助金等に係る予算の執行に関する規則	津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則		藤野町予算決算会計規則
歳出予算額（平成17年度）	10,638千円	150千円	87千円		1,683千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教育研究団体の自主的な調査・研究活動の促進を図ることにより、教育内容のより一層の充実・向上を目的とし、運営費等補助金を交付するもの 【補助金分類・事業予算額】 相模原市立小学校校長会補助金：368千円 相模原市立中学校校長会補助金：328千円 相模原市立小学校教頭会補助金：241千円 相模原市立中学校教頭会補助金：115千円 相模原市立小学校教育研究会補助金 ：2,332千円 相模原市立中学校教育研究会補助金 ：1,476千円 相模原市立小中学校教育器楽合奏研究会補助金 ：239千円 相模原市立小中学校視聴覚教育研究会補助金 ：450千円 相模原市学校図書館協議会補助金：155千円 相模原市中学校体育連盟補助金：4,255千円 相模原市支援教育研究会補助金：90千円 相模原市立学校事務研究協議会補助金：26千円 神奈川県高等学校定通教育振興会補助金 ：71千円 県央東北地区高等学校定時制通信制教育振興会補助金 ：292千円 相模原市立小中学校教育連合会補助金 ：200千円</p> <p>【公共的団体】 相模原市立小学校校長会 相模原市立中学校校長会 相模原市立小学校教頭会 相模原市立中学校教頭会</p>	<p>【目的】 教育研究団体の自主的な調査・研究活動の促進を図ることにより、教育内容のより一層の充実・向上を目的とし、運営費等補助金を交付するもの 【補助金分類・事業予算額】 城山町校長会補助金：140千円 城山町教頭会補助金：10千円</p> <p>【公共的団体】 城山町校長会 城山町教頭会</p>	<p>【目的】 教育研究団体の自主的な調査・研究活動の促進を図ることにより、教育内容のより一層の充実・向上を目的とし、運営費等補助金を交付するもの 【補助金分類・事業予算額】 津久井町校長会補助金：50千円 津久井町教頭会補助金：37千円</p> <p>【公共的団体】 津久井町小中学校校長会 津久井町小中学校教頭会</p>	<p>該当なし</p> <p>【公共的団体】 相模湖町校長会 相模湖町教頭会</p>	<p>【目的】 教育研究団体の自主的な調査・研究活動の促進を図ることにより、教育内容のより一層の充実・向上を目的とし、運営費等補助金を交付するもの 【補助金分類・事業予算額】 藤野町校長会補助金：326千円 藤野町教頭会補助金：15千円 藤野町学校事務職員研究会：12千円 藤野町養護部会：14千円 藤野町研究指定校補助金：60千円（小） 藤野町研究指定校補助金：60千円（中） 藤野町視聴覚教育研究会補助金：13千円 神奈川県高等学校定通教育振興会補助金 ：4千円 県央東北地区高等学校定時制通信制教育振興会補助金：3千円 授業改革補助金（小中学校）：240千円 情報発信補助金（小中学校）：140千円 藤野町障害児交流会：33千円 津久井郡地域教育振興会：19千円 町学校経営費補助金：540千円（小） 町学校経営費補助金：204千円（中）</p> <p>【公共的団体】 藤野町校長会 藤野町教頭会</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	各種教育研究大会等分担金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則				
歳出予算額（平成17年度）	7,942千円	828千円	1,332千円	347千円	866千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 各種教育研究大会の市負担金及び学校分担金等を負担することにより、大会及び研究会の円滑な運営を図り、研究活動の促進・教育の向上を目指す。</p> <p>【負担金分類・事業予算額】 小学校校長会負担金（7件）：1,760千円 中学校校長会負担金（5件）：864千円 小学校教頭会負担金（4件）：935千円 中学校教頭会負担金（4件）：450千円 小学校教育研究会負担金（6件）：118千円 中学校教育研究会負担金（3件）：170千円 視聴覚教育研究会負担金（1件）：82千円 学校図書館協議会負担金（1件）：82千円 中学校体育連盟負担金（2件）：2,238千円 支援教育研究会負担金（7件）：244千円 市防災協会負担金（1件）：360千円 各種大会等分担金（9件）：639千円</p>	<p>【目的】 各種教育研究大会の町負担金及び学校分担金等を負担することにより、大会及び研究会の円滑な運営を図り、研究活動の促進・教育の向上を目指す。</p> <p>【負担金分類・事業予算額】 小学校校長会負担金（2件）：67千円 中学校校長会負担金（1件）：28千円 小学校教育研究会負担金（3件）：65千円 中学校教育研究会負担金（3件）：130千円 中学校体育連盟負担金（2件）：450千円 教育団体関係機関への負担金（6件）：60千円 各種大会等分担金（2件）：28千円</p> <p>【公共的団体】 津久井郡小学校長会 津久井郡中学校長会</p>	<p>【目的】 各種教育研究大会の町負担金及び学校分担金等を負担することにより、大会及び研究会の円滑な運営を図り、研究活動の促進・教育の向上を目指す。</p> <p>【負担金分類・事業予算額】 小学校校長会負担金（1件）：87千円 中学校校長会負担金（1件）：56千円 小学校教育研究会負担金（5件）：147千円 中学校教育研究会負担金（4件）：235千円 中学校体育連盟負担金（2件）：711千円 教育団体関係機関への負担金（8件）：96千円</p> <p>【公共的団体】 津久井郡小学校長会 津久井郡中学校長会</p>	<p>【目的】 各種教育研究大会の町負担金及び学校分担金等を負担することにより、大会及び研究会の円滑な運営を図り、研究活動の促進・教育の向上を目指す。</p> <p>【負担金分類・事業予算額】 郡等 小学校校長会負担金（1件）：49千円 中学校校長会負担金（1件）：28千円 中学校体育連盟負担金（1件）：206千円 教育団体関係機関への負担金（14件）：164千円</p> <p>【公共的団体】 津久井郡小学校長会 津久井郡中学校長会</p>	<p>【目的】 児童・生徒指導上の今日の問題について理解を深めるとともに、具体的対応について研修し、連携を図っている。</p> <p>【負担金分類・事業予算額】 小学校校長会負担金（2件）：134千円 中学校校長会負担金（2件）：34千円 小学校教育研究会負担金（3件）：107千円 中学校教育研究会負担金（2件）：92千円 中学校体育連盟負担金（1件）：210千円 教育団体関係機関への負担金（6件）：289千円</p> <p>【公共的団体】 津久井郡小学校長会 津久井郡中学校長会</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	児童生徒指導対策助成金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	学務課 相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則 相模原市児童生徒指導対策助成金交付要綱	教育総務課 城山町補助金等に係る予算の執行に関する規則	教育総務課 津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則	教育総務課	教育総務課 県費負担教職員及び町臨時職員に対する教育活動経費助成金要綱
歳出予算額（平成17年度）	3,033千円	1,070千円	486千円	48千円	160千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童生徒の問題行動の予防、早期発見及び早期治療を図ることを目的として、児童生徒指導対策に係る経費の一部を助成するもの</p> <p>【対象】 児童生徒指導対策に要する経費（交通費・食糧費・その他）の他、校外学習に係る拝観・入場料金も助成 小学校校長会及び中学校校長会に交付</p> <p>【事業予算額】 小学校（55校）：1,228千円 中学校（27校）：1,805千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：22千円（55校） ・中：67千円（27校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・小：0.03千円（35,627人） ・中：0.12千円（15,627人）</p>	<p>【目的】 生徒指導について各学校での指導を充実させるための経費を助成するもの</p> <p>【対象】 生徒指導に要する経費（講師謝礼、指導資料、校外指導）に係る経費を助成</p> <p>【事業予算額】 小学校（4校）：567千円 中学校（2校）：503千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：142千円（4校） ・中：252千円（2校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・小：0.44千円（1,297人） ・中：0.79千円（634人）</p>	<p>【目的】 生徒指導について各学校での指導を充実させるため、5校で研究会を設置し、研究・研修及び情報交換を深め、今後の指導体制の充実を図ることを目的として、研究会の経費を助成するもの</p> <p>【対象】 生徒指導に要する経費（講師謝礼、指導資料、環境美化、校外指導）に係る経費を助成 町立中学校生徒指導研究会（町小・中学校校長会）に交付</p> <p>【事業予算額】 中学校（5校）：486千円 ・均等割 40% 194千円 ・生徒数割60% 292千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・中：97.2千円（5校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・中：0.51千円（954人）</p>	<p>【目的】 児童・生徒指導上の今日の問題について理解を深めると共に、具体的対応について研修し、連携を図っている。</p> <p>【対象】 児童・生徒の校外活動時に発生する教職員引率時施設入場料</p> <p>【事業予算額】 小学校（3校）：32千円 中学校（2校）：16千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：10.7千円（3校） ・中：8.0千円（2校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・小：0.07千円（488人） ・中：0.05千円（298人）</p>	<p>【目的】 小中学校が実施する修学旅行（下見含む）、遠足、校外行事の教育活動に係る経費の一部（交通費、入場料等）を県費教職員や町障害児介助員へ助成することにより教育活動を支援する。</p> <p>【対象】 各学校へ配分した予算範囲内における県費教職員及び町臨時職員の入場料等</p> <p>【事業予算額】 小学校（6校）：150千円 中学校（1校）：10千円</p> <p>《参考》 1校あたりに係る経費 ・小：25千円（6校） ・中：10千円（1校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・小：0.27千円（548人） ・中：0.03千円（298人）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	進路指導対策助成金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則 相模原市進路指導対策助成金交付要綱	城山町補助金等に係る予算の執行に関する規則	津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則	相模湖町補助金等に係る予算の執行に関する規則	
歳出予算額（平成17年度）	2,823千円	180千円	630千円	40千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 中学校において適切な進路指導を行うため、調査研究及び進路指導対策に係る経費の一部を助成するもの</p> <p>【対象】 進路指導対策に要する経費（渉外費・交通費・進路対策委員会に係る経費）を助成 中学校長会に交付（27校分）</p> <p>【事業予算額】 ・総額：2,823千円 ・渉外費（学校割）：1,709千円 3年生の普通学級数を基準に積算 ・3クラス：50千円×6校＝300千円 ・4クラス：58千円×4校＝232千円 ・5クラス：63千円×7校＝441千円 ・6クラス：70千円×4校＝280千円 ・7クラス：76千円×6校＝456千円 ・交通費（学校割）：610千円 3年生の普通学級数を基準に積算 ・2～3クラス：18千円×6校＝108千円 ・4～5クラス：22千円×11校＝242千円 ・6～7クラス：26千円×10校＝260千円 進路対策委員会への分担金：504千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・中：105千円（27校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・中：0.18千円（15,627人）</p>	<p>【目的】 中学校において適切な進路指導を行うため、調査研究及び進路指導対策に係る経費を助成するもの</p> <p>【対象】 進路指導対策に要する経費（各学校への研究助成・関係機関の負担金に係る経費）を助成（2校分）</p> <p>【事業予算額】 ・総額：180千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・中：90千円（2校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・中：0.28千円（634人）</p>	<p>【目的】 中学校において適切な進路指導を行うため、調査研究及び進路指導対策に係る経費を助成するもの</p> <p>【対象】 進路指導対策に要する経費（各学校への研究助成・関係機関の負担金に係る経費）を助成 町立中学校進路指導研究会（町小・中学校校長会）に交付（5校分）</p> <p>【事業予算額】 ・総額：630千円 郡への分担金 ：均等割 一律 16千円 ：学級割 2.5千円×クラス数 県北協議会分担金等：163千円 学校配分研究費 ：360千円 3年生のみ対象</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・中：126千円（5校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・中：0.66千円（954人）</p>	<p>【目的】 中学校において適切な進路指導を行うため、調査研究及び進路指導対策に係る経費を助成するもの</p> <p>【対象】 進路指導対策に要する経費（各学校への研究助成・関係機関の負担金に係る経費）を助成 町立中学校進路指導研究会（町小・中学校校長会）に交付（2校分）</p> <p>【事業予算額】 ・総額：40千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・中：20千円（2校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・中：0.13千円（298人）</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	学童及び生徒の通学安全事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学童通学安全指導員運営要綱				<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤野町コミュニティバス運行規則 ・ 藤野町スクールバス運行規則 ・ 藤野町立中学校生徒の通学費助成要綱 ・ 町立小学校の統廃合に係る通学手段の基準について ・ 町立小学校の統廃合に係る通学費助成要綱
歳出予算額（平成17年度）	23,561千円	2,294千円			13,922千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 通学時における学童の安全確保を図るため、通学路に学童通学安全指導員を配置するとともに、全児童生徒に防犯ブザーを配付する。</p> <p>【指導箇所】 H17年度 96箇所 H16年度末 94箇所</p> <p>【17年度予算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学童通学安全指導員経費 21,531千円 ・ 学童通学安全経費（防犯ブザー）2,030千円 <p>【16年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学童通学安全指導員経費 17,974千円 ・ 学童通学安全経費（防犯ブザー）12,741千円 	<p>【目的】 通学時における学童の安全確保を図るため、通学路に学童通学安全指導員を配置する。</p> <p>【指導箇所】 H17年度 3箇所 H16年度末 3箇所</p> <p>【17年度予算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学童通学安全指導員経費 1,167千円 ・ 湘南小学校公用車運行経費 707千円 ・ バス通学費補助金 420千円 <p>【16年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学童通学安全指導員経費 1,101千円 ・ 湘南小学校公用車運行経費 499千円 ・ バス通学費補助金 362千円 <p>* 湘南小学校及び相模が丘中学校のバス通学児童生徒に対して定期代の2分の1を補助。 * 湘南小学校に通学する児童に対しては、帰宅時間帯により路線バス利用が不便なため、公用車を配備。</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 小中学校統廃合事業に伴い、通学距離が大幅に延長することや通学経路の安全確保が困難にあることから遠距離通学児童生徒に対し、路線バス定期代や通学費の助成を行っている。</p> <p>【17年度予算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 小学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期支給 5,391千円 ・ 通学費助成 338千円 * 中学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期支給 8,010千円 ・ 通学費助成 183千円 <p>【16年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 小学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期支給 2,474千円 ・ 通学費助成 306千円 * 中学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期支給 8,334千円 ・ 通学費助成 68千円

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名
29	各種事務事業の取扱い				管理部会
事務事業番号	事務事業名				協議ランク
18	小・中学校維持管理補修費				A協議会 B幹事会 C専門部会
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	学務課				
歳出予算額（平成17年度）	929,390千円	33,188千円	56,878千円	21,276千円	21,958千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	500千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 暗幕・舞台幕購入費</p> <p>【目的】 体育館・視聴覚室等の使用に必要な暗幕・舞台幕を整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事業予算額】 暗幕 ・小：1,800千円 ・中：1,100千円 舞台幕 ・小：3,600千円 ・中：2,000千円</p> <p>2 校舎等小破修繕料（再配当）</p> <p>【目的】 日常的に発生する小破損修繕に対応するため、学校に再配当し、概ね200千円以下の修繕を学校長決裁により執行するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事業予算額】 平成7年度以降大規模改修を実施した学校及び平成14年度以降新設された学校 ・小：8,500千円（17校）1校あたり：500千円 ・中：3,500千円（7校）1校あたり：500千円 その他の学校 ・小：34,200千円（38校）1校あたり：900千円 ・中：18,000千円（20校）1校あたり：900千円</p> <p>3 光熱水費・燃料費</p> <p>【目的】 学校を運営するために必要な光熱水費・燃料費の管理・支払処理を行うもの</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 区分により、対象外の学校あり</p> <p>【事業予算額】 電気料 ・小：209,560千円 ・中：114,092千円 上下水道料 ・小：297,367千円 ・中：104,410千円 都市ガス ・小：5,719千円 ・中：240千円 プロパンガス ・小：4,656千円 ・中：947千円</p>	<p>1 暗幕・舞台幕購入費</p> <p>【目的】 体育館・視聴覚室等の使用に必要な暗幕・舞台幕を整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事業予算額】 予算措置なし</p> <p>2 校舎等小破修繕料（再配当）</p> <p>【目的】 日常的に発生する小破損修繕に対応するため、学校に再配当し、概ね100千円以下の修繕を学校長決裁により執行するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事業予算額】 ・その他の学校（学校数割・学級割で再配分） ・小：1,090千円（4校）1校あたり：272千円 ・中：900千円（2校）1校あたり：450千円</p> <p>3 光熱水費・燃料費</p> <p>【目的】 学校を運営するために必要な光熱水費・燃料費の管理・支払処理を行うもの</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事業予算額】 電気料 ・小：7,333千円 ・中：7,080千円 上下水道料 ・小：5,446千円 ・中：2,940千円 都市ガス 該当なし プロパンガス ・小：146千円 ・中：133千円</p>	<p>1 暗幕・舞台幕購入費</p> <p>【目的】 体育館・視聴覚室等の使用に必要な暗幕・舞台幕を整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事業予算額】 舞台幕 ・小：500千円</p> <p>2 校舎等小破修繕料（再配当）</p> <p>【目的】 日常的に発生する小破損修繕に対応するため、学校に再配当し、概ね100千円以下の修繕を学校長決裁により執行するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事業予算額】 平成14年度新築校 ・小：50千円（1校）1校あたり：50千円 その他の学校（学校数割・学級割で再配分） ・小：1,950千円（6校）1校あたり：325千円 ・中：2,000千円（5校）1校あたり：400千円</p> <p>3 光熱水費・燃料費</p> <p>【目的】 学校を運営するために必要な光熱水費・燃料費の管理・支払処理を行うもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事業予算額】 電気料 ・小：12,000千円 ・中：9,700千円 上下水道料 ・小：10,256千円 ・中：7,664千円 都市ガス 該当なし プロパンガス ・小：300千円 ・中：200千円</p>	<p>1 暗幕・舞台幕購入費</p> <p>【目的】 体育館・視聴覚室等の使用に必要な暗幕・舞台幕を整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事業予算額】 予算措置なし</p> <p>2 校舎等小破修繕料（再配当）</p> <p>【目的】 日常的に発生する小破損修繕に対応するため、学校に再配当し、概ね100千円以下の修繕を学校長決裁により執行するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事業予算額】 ・その他の学校（学校数割・学級割で再配分） ・小：435千円（3校）1校あたり：145千円 ・中：480千円（2校）1校あたり：240千円</p> <p>3 光熱水費・燃料費</p> <p>【目的】 学校を運営するために必要な光熱水費・燃料費の管理・支払処理を行うもの</p> <p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事業予算額】 電気料 ・小：5,973千円 ・中：4,730千円 上下水道料 ・小：1,868千円 ・中：1,109千円 都市ガス 該当なし プロパンガス ・小：324千円 ・中：433千円</p>	<p>1 暗幕・舞台幕購入費</p> <p>【目的】 体育館・視聴覚室等の使用に必要な暗幕・舞台幕を整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校</p> <p>【事業予算額】 予算措置なし</p> <p>2 校舎等小破修繕料（再配当） 該当なし</p> <p>3 光熱水費・燃料費</p> <p>【目的】 学校を運営するために必要な光熱水費・燃料費の管理・支払処理を行うもの</p> <p>【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校</p> <p>【事業予算額】 電気料 ・小：7,300千円 ・中：2,850千円 上下水道料 ・小：3,040千円 ・中：1,120千円 都市ガス 該当なし プロパンガス ・小：300千円 ・中：84千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	小・中学校維持管理補修費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>灯油（冬期暖房用） ・小： 11,275千円 ・中： 6,600千円 その他燃料（無鉛・混合ガソリン等） ・小： 436千円 ・中： 14千円</p> <p>4 電話料 【目的】 学校に設置しているピンク電話・公衆電話・携帯電話の管理・支払処理を行うもの 【対象】 一般電話 ・小学校：55校 ・中学校：27校 ピンク電話 ・小学校：51校 ・中学校： 4校 公衆電話 ・小学校： 4校 ・中学校：24校 携帯電話 ・小学校：55校 ・中学校：27校 【事業予算額】 ・小：19,381千円 ・中10,992千円</p> <p>5 カーテン・暗幕・柔道着クリーニング手数料 【目的】 学校で使用しているカーテン・柔道着・暗幕等のクリーニングを行い、その手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 【事業予算額】 カーテン ・小：2,915千円 ・中：1,296千円 暗幕等 ・小： 386千円 ・中： 180千円 柔道着（中学校のみ） ・中：482千円</p> <p>6 ピアノ調律手数料 【目的】 学校で使用しているピアノ類の調律を行うもの 【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 小学校：グランドピアノ 1台 アップライトピアノ 1台 中学校：グランドピアノ 2台 アップライトピアノ 1台 【事業予算額】 グランドピアノ ・小：1,248千円 ・中：1,225千円 アップライトピアノ ・小： 548千円 ・中： 247千円</p> <p>7 オージオメーター点検校正料 【目的】 小学校4校に設置されたオージオメーターの点検校正を行うもの 【対象】 ・小学校：4校 点検については、年2校ずつ行う 【事業予算額】 ・校正点検費：148千円（1校あたり：74千円）</p> <p>8 ごみ処理手数料 【目的】 学校から大量に排出される個人情報（紙）・除草ごみ・落ち葉を直接清掃工場へ持ち込んだ場合の処分手数料を支払うもの 公用トラックを使用し学校職員が清掃工場へ持ち込む</p>	<p>灯油（冬期暖房用） ・小： 575千円 ・中： 385千円 その他燃料（無鉛・混合ガソリン等） 予算措置なし</p> <p>4 電話料 【目的】 学校に設置しているピンク電話・公衆電話・携帯電話の管理・支払処理を行うもの 【対象】 一般電話 ・小学校： 4校 ・中学校： 2校 ピンク電話 ・小学校： 4校 ・中学校： 2校 公衆電話 なし 携帯電話 ・小学校： 2校 ・中学校： 2校 【事業予算額】 ・小： 1,080千円 ・中 650千円</p> <p>5 カーテン暗幕・柔道着等クリーニング手数料 【目的】 学校で使用しているカーテン・柔道着・暗幕等のクリーニングを行い、その手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校： 4校 ・中学校： 2校 【事業予算額】 カーテン・その他 ・小： 110千円 ・中： 150千円 暗幕等 予算措置なし 柔道着（中学校のみ） 該当なし</p> <p>6 ピアノ調律手数料 【目的】 学校で使用しているピアノ類の調律を行うもの 【対象】 ・小学校： 4校 ・中学校： 2校 小学校：グランドピアノ 2台 中学校：グランドピアノ 2台 【事業予算額】 ・グランドピアノ ・小：152千円 ・中：76千円</p> <p>7 オージオメーター点検校正料 【目的】 小学校4校・中学校2校に設置されたオージオメーターの点検校正を行うもの 【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校 点検については、毎年行う 【事業予算額】 学校保健課・保健室管理運営費で計上している。</p> <p>8 ごみ処理手数料 【目的】 学校から大量に排出される個人情報（紙）・除草ごみ・落ち葉を直接清掃工場へ持ち込んだ場合の処分手数料を支払うもの 公用トラックを使用し学校職員が清掃工場へ持ち込む</p>	<p>灯油（冬期暖房用） ・小： 800千円 ・中： 765千円 その他燃料（無鉛・混合ガソリン等） 予算措置なし</p> <p>4 電話料 【目的】 学校に設置しているピンク電話・公衆電話・携帯電話の管理・支払処理を行うもの 【対象】 一般電話 ・小学校：7校 ・中学校：5校 【事業予算額】 ・小：1,978千円 ・中：1,934千円</p> <p>5 カーテン・暗幕・柔道着クリーニング手数料 【目的】 学校で使用しているカーテン・柔道着・暗幕等のクリーニングを行い、その手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校 【事業予算額】 カーテン・その他 ・小：230千円 ・中：160千円 暗幕等 予算措置なし 柔道着（中学校のみ） 予算措置なし</p> <p>6 ピアノ調律手数料 【目的】 学校で使用しているピアノ類の調律を行うもの 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校 小学校：グランドピアノ 全13台 アップライトピアノ 全 6台 中学校：グランドピアノ 全11台 アップライトピアノ 全 1台 【事業予算額】 グランドピアノ ・小：195千円 ・中：165千円 アップライトピアノ ・小： 78千円 ・中： 13千円</p> <p>7 オージオメーター点検校正料 【目的】 小学校7校・中学校5校に設置されたオージオメーターの点検校正を行うもの 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校 点検については、毎年行う 【事業予算額】 ・小：143千円（1台あたり：13千円） ・中： 91千円（1台あたり：13千円）</p> <p>8 ごみ処理手数料 【目的】 学校から大量に排出される個人情報（紙）・除草ごみ・落ち葉を直接清掃工場へ持ち込んだ場合の処分手数料を支払うもの 公用トラックを使用し学校職員が清掃工場へ持ち込む</p>	<p>灯油（冬期暖房用） ・小： 212千円 ・中： 144千円 その他燃料（無鉛・混合ガソリン等） ・小： 8千円 ・中： 3千円 農機具用・草刈用</p> <p>4 電話料 【目的】 学校に設置しているピンク電話・公衆電話・携帯電話の管理・支払処理を行うもの 【対象】 一般電話 ・小学校：3校 ・中学校：2校 【事業予算額】 ・小：693千円 ・中：442千円</p> <p>5 カーテン・暗幕・柔道着クリーニング手数料 【目的】 学校で使用しているカーテン・柔道着・暗幕等のクリーニングを行い、その手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校 【事業予算額】 カーテン・その他 ・小：54千円 ・中：14千円 暗幕等 予算措置なし 柔道着（中学校のみ） 予算措置なし</p> <p>6 ピアノ調律手数料 【目的】 学校で使用しているピアノ類の調律を行うもの 【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校 小学校：グランドピアノ 全 3台 アップライトピアノ 全 5台 中学校：グランドピアノ 全 4台 アップライトピアノ 全 1台 【事業予算額】 グランドピアノ ・小：38千円 ・中：51千円 アップライトピアノ ・小：53千円 ・中：11千円</p> <p>7 オージオメーター点検校正料 【目的】 小学校3校に設置されたオージオメーターの点検校正を行うもの 【対象】 ・小学校：3校 点検については、毎年行う 【事業予算額】 ・小：12千円（1台あたり：12千円）</p> <p>8 ごみ処理手数料 【目的】 学校から大量に排出される一般ゴミを、津久井郡広域行政組合へ依頼し学校専用ゴミ捨て場を確保する。なお、個人情報等のものは、各学校が直接搬入し手数料は町一括して町長部局へ請求される。 公共トラックを使用し学校職員が清掃工場へ持ち込む。</p>	<p>灯油 ・小： 696千円 ・中： 290千円 その他燃料（無鉛・混合ガソリン等） 予算措置なし</p> <p>4 電話料 【目的】 学校に設置しているピンク電話・公衆電話・携帯電話の管理・支払処理を行うもの 【対象】 一般電話 ・小学校：6校 ・中学校：1校 【事業予算額】 ・小：2,727千円 ・中：938千円</p> <p>5 カーテン・暗幕・柔道着クリーニング手数料 【目的】 学校で使用しているカーテン・柔道着・暗幕等のクリーニングを行い、その手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校 【事業予算額】 ・小：73千円 ・中：5千円 各学校の配分予算内において対応。 15年度決算額から推計。</p> <p>6 ピアノ調律手数料 【目的】 学校で使用しているピアノ類の調律を行うもの 【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校 小学校：グランドピアノ 全7台 アップライトピアノ 全8台 中学校：グランドピアノ 全2台 アップライトピアノ 全1台 【事業予算額】 ・小：176千円 ・中：45千円</p> <p>7 オージオメーター点検校正料 【目的】 町に3台あるオージオメーターを点検・校正するもの。3台を順番に小中学校で使用。 【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校 点検は毎年3台のうち1台行なう。 【事業予算額】 教育委員会費 13千円</p> <p>8 ごみ処理手数料 【目的】 学校から大量に排出される一般ゴミを、津久井郡広域行政組合へ依頼し学校専用ゴミ捨て場を確保する。なお、個人情報等のものは、各学校が直接搬入し手数料は町一括して町長部局へ請求される。 公共トラックを使用し学校職員が清掃工場へ持ち込む。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	小・中学校維持管理補修費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 【事業予算額】 ・小：843千円 ・中：685千円</p> <p>9 カーベットの清掃委託 【目的】 全校を対象として学校にあるカーベットの敷きのスペースの洗浄・清掃を委託するもの 【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 【事業予算額】 ・小：1,725千円 ・中：796千円</p> <p>10 資源・塵芥回収等処分委託 【目的】 学校から排出される資源ごみ・産業廃棄物等の回収・処分を委託するもの 【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 【事業予算額】 資源回収処分委託：年12回 資源ごみ（紙類・缶・ビン等）に類する物の回収処分委託 ・小：1,188千円 ・中：584千円 産業廃棄物回収処分委託（金属くず等） ：年2回 産業廃棄物の内、金属くず・木製可燃物の回収処分委託 ・小：4,290千円 ・中：2,172千円 産業廃棄物回収処分委託（その他）：年3回 産業廃棄物の内、廃プラスチック・コンクリートくず・ガラスくず等の回収処分委託 ・小：8,557千円 ・中：4,526千円 塵芥回収処分委託：週3日（月・水・金） 塵芥（紙くず・除草ごみ・落ち葉等）の回収処分委託 ・小：11,558千円 ・中：7,706千円 一袋当たりの重さは5kgまで（単備契約） ごみ処理の有料化（公共施設のごみ処理手数料の減免廃止）に伴う民間回収処分委託 不用薬品・廃液等回収処分委託：年1回 理科室等から排出される不用薬品・廃液等の回収処分委託 ・小：378千円 ・中：662千円 蛍光管・乾電池回収・処分委託：年2回 蛍光管・乾電池の回収処分委託 ・小：1,310千円 ・中：1,073千円 剪定枝収集運搬委託：年2回 学校から排出される剪定枝を回収し、相模原市剪定枝資源化施設への運搬委託 ・小：2,940千円 ・中：1,470千円 ペットボトル回収処分委託：年1回 給食室から排出されるペットボトルの回収処分委託 ・小：644千円（小学校のみ） リサイクル可能なペットボトルのみ対象</p> <p>11 NHK受信料 【目的】 学校の校長室・職員室・事務室に設置してあるテレビの受信料をNHKに支払うもの 【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 対象台数については、各校2台まで 【事業予算額】 ・小：1,641千円 ・中：806千円</p> <p>12 モップ借料 【目的】 体育館・PC教室等の清掃のためのモップを業者から借用するもの</p>	<p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校 【事業予算額】 ・小：480千円 ・中：199千円</p> <p>9 カーベットの清掃委託 【目的】 全校を対象として学校にあるカーベットの敷きのスペースの洗浄・清掃を委託するもの 【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校 【事業予算額】 予算措置なし</p> <p>10-1 不燃物・粗大ごみ処理処分手数料 【目的】 学校から排出される不燃物・粗大ごみ等の処分手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校 【事業予算額】 不燃物処理手数料（随時） ・小：117千円 ・中：59千円 粗大ごみ処分手数料（随時） ・小：20千円 ・中：10千円 不用薬品処理手数料：数年に1回 理科室等から排出される不用薬品・廃液等の処理手数料 ・小：250千円 ・中：250千円</p> <p>10-2 除草、草刈手数料 【目的】 学校の美化を整備するための手数料を支払うもの 【対象】 ・中学校：2校 【事業予算額】 ・中：146千円</p> <p>11 NHK受信料 【目的】 学校の校長室・職員室に設置してあるテレビの受信料をNHKに支払うもの 【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校 対象台数については、各校2台まで 【事業予算額】 ・小：120千円 ・中：45千円</p> <p>12 モップ借料 該当なし</p>	<p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校 【事業予算額】 ・小：730千円 ・中：520千円</p> <p>9 カーベットの清掃委託 該当なし</p> <p>10 資源・塵芥回収等処分委託（該当なし） 8. ごみ処理手数料により随時対応のため該当なし。</p> <p>11 NHK受信料 【目的】 学校の校長室・職員室・事務室に設置してあるテレビの受信料をNHKに支払うもの 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校 【事業予算額】 ・小：105千円 ・中：75千円</p> <p>12 モップ借料 【目的】 体育館・PC教室等の清掃のためのモップを業者から借用するもの</p>	<p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校 【事業予算額】 ・小：761千円 ・中：421千円</p> <p>9 カーベットの清掃委託 【目的】 全校を対象として学校にあるカーベットの敷きのスペースの洗浄・清掃を委託するもの 【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校 【事業予算額】 予算措置なし</p> <p>10 不燃物・粗大ごみ処理処分手数料 【目的】 学校から排出される不燃物・粗大ごみ等の処分手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校 【事業予算額】 予算措置なし</p> <p>11 NHK受信料 【目的】 学校の校長室・職員室に設置してあるテレビの受信料をNHKに支払うもの 【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校 対象台数については、各校2台まで 【事業予算額】 ・小：45千円 ・中：60千円</p> <p>12 モップ借料 【目的】 体育館・PC教室等の清掃のためのモップを業者から借用するもの</p>	<p>【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校 【事業予算額】 ・小：205千円 ・中：91千円</p> <p>9 カーベットの清掃委託 該当なし</p> <p>10 不燃物・粗大ごみ処理処分手数料 【目的】 学校から排出される不燃物・粗大ごみ等の処分手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校 【事業予算額】 予算措置なし</p> <p>11 NHK受信料 【目的】 学校の校長室・職員室に設置してあるテレビの受信料をNHKに支払うもの 対象台数については、各校1台まで。 【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校 【事業予算額】 ・小：90千円 ・中：15千円</p> <p>12 モップ借料 【目的】 体育館清掃のためのモップを業者から借用するもの</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	小・中学校維持管理補修費	A協議会	B幹事会	C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校：55校 ・中学校：27校 納入本数については、使用場所の種類・面積により積算 <p>【事業予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小：1,900千円 ・中：1,100千円 <p>13 学校農園利用料</p> <p>【目的】</p> <p>体験学習等を目的に契約している学校農園の固定資産税・都市計画税相当額を土地所有者に支払うもの</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校：17校 ・中学校：1校 <p>【事業予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：1,789千円 ・中：1千円 一部、無償賃貸借契約もあり <p>14 印刷機賃借料</p> <p>【目的】</p> <p>学校を運営するために印刷機のリース契約を締結し、その賃借料を支払うもの</p> <p>16年度より、契約期間満了校から順次購入へ切り替えを行う</p> <p>【事業予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：255千円（42校分） ・中：24千円（20校分） <p>15 その他維持管理補修費：1,703千円</p> <p>物品運搬料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校：180千円 ・中学校：180千円 通学路用地借料：1,343千円 <p>参考</p> <p>1校あたりに係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：11,678千円（55校） ・中：10,634千円（27校） <p>1人あたりに係る経費（H17.5.1現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：18.0千円（35,627人） ・中：18.4千円（15,627人） 	<p>13 学校農園利用料</p> <p>該当なし</p> <p>14 印刷機等賃借料</p> <p>【目的】</p> <p>学校を運営するために印刷機等のリース契約を締結し、その賃借料を支払うもの</p> <p>ファックスについては、契約期間満了校から順次購入へ切り替えを行う</p> <p>【事業予算額】</p> <p>印刷機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：772千円（4校分） ・中：386千円（2校分） <p>複写機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：945千円（4校分） ・中：598千円（2校分） <p>電話機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：536千円（4校分） ・中：9千円（2校分） <p>15 その他維持管理経費</p> <p>該当なし</p> <p>参考</p> <p>1校あたりに係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：4,793千円（4校） ・中：7,008千円（2校） <p>1人あたりに係る経費（H17.5.1現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：14.8千円（1,297人） ・中：22.1千円（634人） 	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校：3校 ・中学校：2校 納入本数については、学校の状況により積算 <p>【事業予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小：75千円 ・中：125千円 <p>13 学校農園利用料</p> <p>該当なし</p> <p>14 印刷機等賃借料</p> <p>【目的】</p> <p>学校を運営するために印刷機等のリース契約を締結し、その賃借料を支払うもの</p> <p>【事業予算額】</p> <p>印刷機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：1,124千円（7校分） ・中：870千円（5校分） <p>ファックス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：177千円（7校分） ・中：126千円（5校分） <p>シュレッダー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：300千円（7校分） ・中：215千円（5校分） <p>電話機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：593千円（7校分） ・中：548千円（5校分） <p>拡大プリンタ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：123千円（2校分） <p>15 その他維持管理補修費</p> <p>該当なし</p> <p>【歳入内容】</p> <p>財産区繰入金（500千円）</p> <p>参考</p> <p>1校あたりに係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：4,530千円（7校） ・中：5,034千円（5校） <p>1人あたりに係る経費（H17.5.1現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：19.3千円（1,641人） ・中：26.4千円（954人） 	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校：3校 ・中学校：2校 納入本数については、使用場所の種類・面積により積算 <p>【事業予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小：381千円 ・中：392千円 <p>13 学校農園利用料</p> <p>該当なし</p> <p>14 印刷機等賃借料</p> <p>【目的】</p> <p>学校を運営するために印刷機等のリース契約を締結し、その賃借料を支払うもの</p> <p>ファックスについては、契約期間満了校から順次購入へ切り替えを行う</p> <p>【事業予算額】</p> <p>印刷機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：237千円（3校分） ・中：346千円（2校分） <p>ファックス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：96千円（3校分） ・中：64千円（2校分） <p>複写機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：1,134千円（3校分） ・中：252千円（2校分） <p>15 その他維持管理経費</p> <p>該当なし</p> <p>参考</p> <p>1校あたりに係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：4,108千円（3校） ・中：4,476千円（2校） <p>1人あたりに係る経費（H17.5.1現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：25.3千円（488人） ・中：30.0千円（298人） 	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校：6校 ・中学校：1校 <p>【事業予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：474千円 ・中：95千円 <p>13 学校農園利用料</p> <p>該当なし</p> <p>14 印刷機等賃借料</p> <p>【目的】</p> <p>学校を運営するために印刷機等のリース契約を締結し、その賃借料を支払うもの</p> <p>【事業予算額】</p> <p>印刷機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：567千円（6校分） ・中：126千円（1校分） <p>複写機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：508千円（6校分） ・中：108千円（1校分） <p>シュレッダ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：19千円（6校分） ・中：3千円（1校分） <p>15 その他維持管理経費</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>1校あたりに係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：2,698千円（6校） ・中：5,770千円（1校） <p>1人あたりに係る経費（H17.5.1現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小：29.5千円（548人） ・中：19.4千円（298人）

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名
29	各種事務事業の取扱い				管理部会
事務事業番号	事務事業名				協議ランク
19	小・中学校運営費				A協議会 B幹事会 C専門部会
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等			・津久井中立交小児童及び中学生生徒の大会等派遣事業に伴う補助金等交付要綱		
歳出予算額（平成17年度）	509,712千円	18,527千円	40,092千円	3,341千円	18,968千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 各種大会参加報償費</p> <p>【目的】 教育活動の一環として生徒が参加する体育及び文化大会について、その派遣費を支給するもの</p> <p>【対象】 ・中学校：27校</p> <p>【事業予算額】 ・中：11,000千円</p> <p>2 消耗品費（学務課分）</p> <p>【目的】 小・中学校で使用する各種消耗品について、学務課が調達するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事業予算額】 卒業証書用筒 ・小：838千円 ・中：730千円 内外教育 ・小：2,248千円 ・中：1,104千円 教務手帳 ・小：2,505千円 ・中：1,426千円 旧JIS天板 ・小：3,600千円 ・中：1,900千円 その他消耗品（クロス表紙・室名札等、各学校に配付するもの） ・小：655千円 ・中：226千円</p> <p>3 印刷製本費（学務課分）</p> <p>【目的】 小・中学校で使用する各種印刷物について、学務課が調達するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事業予算額】 あゆみ・通知票 ・小：3,510千円 ・中：1,028千円 その他印刷物 ・小：851千円 ・中：651千円</p> <p>4 学校運営用消耗品（再配当）</p> <p>【目的】 小・中学校の運営に必要な消耗品費で、学校に再配当するもの</p>	<p>1 各種大会参加報償費</p> <p>【目的】 教育活動の一環として生徒が参加する体育及び文化大会について、その派遣費を支給するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事業予算額】 ・小：301千円 ・中：202千円</p> <p>2 消耗品費（教育総務課分）</p> <p>【目的】 小・中学校で使用する各種消耗品について、教育総務課が調達するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事業予算額】 ・小：367千円 ・中：183千円</p> <p>3 印刷製本費（教育総務課分）</p> <p>【目的】 給食費納入通知書兼領収書等</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事業予算額】 ・小：100千円 ・中：50千円 小3・4年生を対象とする副読本「わたしたちの津久井」の印刷については、5年に1度のため予算措置なし（次回平成19年度）</p> <p>4 学校運営用消耗品費（再配当）</p> <p>【目的】 小・中学校の運営に必要な各種消耗品で、学校に再配当するもの</p>	<p>1 各種大会派遣事業補助金</p> <p>【目的】 教育活動の一環として生徒が参加する体育及び文化大会について、その派遣費を補助するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事業予算額】 ・小：20千円 ・中：5,400千円</p> <p>2 消耗品費（教育総務課分）</p> <p>【目的】 小・中学校で使用する各種消耗品について、教育総務課が調達するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事業予算額】 小（英語辞書）中（卒業証書用筒・印鑑） ・小：290千円 ・中：236千円 内外教育 予算措置なし 教務手帳 予算措置なし 旧JIS天板 予算措置なし その他消耗品 ・小：1,950千円 ・中：1,700千円</p> <p>3 印刷製本費（教育総務課分）</p> <p>【目的】 小3・4年生を対象とする副読本「わたしたちの津久井」の印刷を行なう。</p> <p>【対象】 ・小学校：7校</p> <p>【事業予算額】 5年に1度のため、予算措置無し 次回 平成19年度</p> <p>4 学校運営用消耗品（再配当）</p> <p>【目的】 小・中学校の運営に必要な消耗品費で、学校に再配当するもの</p>	<p>1 各種大会参加報償費</p> <p>【目的】 教育活動の一環として生徒が参加する体育及び文化大会について、その派遣費を支給するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：2校 ・中学校：2校</p> <p>【事業予算額】 ・小：0円 ・中：1,000千円</p> <p>2 消耗品費（教育総務課分）</p> <p>【目的】 小・中学校で使用する各種消耗品について、教育総務課が調達するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事業予算額】 卒業証書用筒 予算措置なし 内外教育 予算措置なし 教務手帳 予算措置なし 旧JIS天板 予算措置なし その他消耗品（クロス表紙・室名札等、各学校に配付するもの） 予算措置なし</p> <p>3 印刷製本費（教育総務課分）</p> <p>【目的】 小3・4年生を対象とする副読本「わたしたちの津久井」の印刷を行なう。</p> <p>【対象】 ・小学校：3校</p> <p>【事業予算額】 5年に1度のため、予算措置なし 次回 平成19年度</p> <p>4 学校運営用消耗品（再配当）</p> <p>【目的】 小・中学校の運営に必要な消耗品費で、学校に再配当するもの</p>	<p>1 各種大会参加報償費</p> <p>【目的】 教育活動の一環として生徒が参加する体育及び文化大会について、その派遣費を支給するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校</p> <p>【事業予算額】 予算措置なし（但し、町バス利用及び借上バス利用が別にできる場合有り）</p> <p>2 消耗品費（教育総務課分）</p> <p>【目的】 小・中学校で使用する各種消耗品について、教育総務課が調達するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校</p> <p>【事業予算額】 ・小：794千円 ・中：183千円</p> <p>3 印刷製本費（教育総務課分）</p> <p>【目的】 小3・4年生を対象とする副読本「わたしたちの津久井」の印刷を行う。</p> <p>【対象】 ・小学校：6校</p> <p>【事業予算額】 5年に1度のため、予算措置なし 次回 平成19年度</p> <p>4 学校運営用消耗品（再配当）</p> <p>【目的】 小・中学校の運営に必要な消耗品費で、学校に再配当するもの</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	小・中学校運営費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事業予算額】 学校割、児童・生徒数割、学級数割等により積算 ・小：263,822千円 ・中：162,059千円</p> <p>5 学校運営用脩（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な脩費で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 【事業予算額】 ・小：646千円 ・中：302千円 弁当代不可（来費用製茶・茶菓子代のみ）</p> <p>6 学校運営用印刷製本費（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な印刷製本費で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 【事業予算額】 学校割、児童・生徒数割により積算 ・小：14,072千円 ・中：15,715千円</p> <p>7 学校備品修繕（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な備品修繕料で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 【事業予算額】 学校割、学級割により積算 ・小：10,530千円 ・中：8,876千円</p> <p>8 堆肥運搬料 【目的】 相模原市内の麻布大学で作っている堆肥を小・中学校へ運ぶもの 【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 【事業予算額】 ・小：673千円 ・中：145千円</p> <p>9 学校飼育用動物治療費 【目的】 小学校で飼育している小動物が怪我・病気をした場合、動物病院へ治療費を支払うもの 【対象】 ・小学校：55校 【事業予算額】 ・小：600千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：5,537千円（55校） ・中：7,599千円（27校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・小：8.5千円（35,627人） ・中：13.1千円（15,627人）</p>	<p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事業予算額】 各種消耗品 ・小：6,259千円 ・中：3,423千円 プール用品代等 ・小：417千円 ・中：189千円 教育振興費消耗品 ・小：3,899千円 ・中：716千円</p> <p>5 学校運営用脩（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な脩費で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校 【事業予算額】 ・小：44千円 ・中：20千円 弁当代不可（来費用製茶・茶菓子代のみ）</p> <p>6 学校運営用印刷製本費（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な印刷製本費で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校 【事業予算額】 その他印刷物 ・小：460千円 ・中：480千円</p> <p>7 学校備品修繕料 【目的】 小・中学校の運営に必要な備品修繕料で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校 【事業予算額】 ・小：500千円 ・中：500千円</p> <p>8、9は該当なし</p> <p>10 学校運営用使用料及び賃借料 【目的】 小・中学校の運営に必要な使用料及び賃借料で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校 【事業予算額】 野外体験教室バス借上料 遠足・修学旅行引率入場料 ・小：327千円 ・中：90千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：3,169千円（4校） ・中：2,927千円（2校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・小：9.8千円（1,297人） ・中：9.2千円（634人）</p>	<p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事業予算額】 学校割、児童・生徒数割、学級数割等により積算 各種消耗品 ・小：13,050千円 ・中：10,300千円 教育振興費消耗品 ・小：1,400千円 ・中：2,000千円</p> <p>5 学校運営用脩（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な脩費で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校 【事業予算額】 学校割・学級割で再配分 ・小：93千円 ・中：66千円 弁当代不可（来費用製茶のみ）</p> <p>6 学校運営用印刷製本費（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な印刷製本費で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校 【事業予算額】 学校割、児童・生徒数割により積算 ・小：948千円 ・中：692千円</p> <p>7 学校備品修繕（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な備品修繕料で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校 【事業予算額】 学校割、学級割により積算 ・小：1,021千円 ・中：926千円</p> <p>8 堆肥運搬料 該当なし</p> <p>9 学校飼育用動物治療費 該当なし</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：2,682千円（7校） ・中：4,264千円（5校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・小：11.4千円（1,641人） ・中：22.3千円（954人）</p>	<p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事業予算額】 学校割、児童・生徒数割等により積算 ・小：817千円 ・中：988千円</p> <p>5 学校運営用脩（再配当） 該当なし</p> <p>6 学校運営用印刷製本費（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な印刷製本費で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校 【事業予算額】 ・小：220千円 ・中：316千円</p> <p>7 学校備品修繕（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な備品修繕料で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校 【事業予算額】 予算措置なし</p> <p>8 堆肥運搬料 該当なし</p> <p>9 学校飼育用動物治療費 【目的】 小学校で飼育している小動物が怪我・病気をした場合、動物病院へ治療費を支払うもの 【対象】 ・小学校：3校 【事業予算額】 予算措置なし</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：346千円（3校） ・中：1,152千円（2校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・小：2.1千円（488人） ・中：7.7千円（298人）</p>	<p>【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校</p> <p>【事業予算額】 学校割、児童・生徒数割等により積算 ・小：11,299千円 ・中：4,235千円</p> <p>5 学校運営用脩（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な脩費で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校 【事業予算額】 ・小：99千円 ・中：42千円</p> <p>6 学校運営用印刷製本費（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な印刷製本費で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校 【事業予算額】 ・小：444千円 ・中：160千円</p> <p>7 学校備品修繕（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な印刷製本費で、学校に再配当するもの 【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校 【事業予算額】 ・小：162千円 ・中：200千円</p> <p>8、9は該当なし</p> <p>10 借上げバス代の助成 【目的】 小学校統廃合や路線バス撤退等の藤野町特有の事情から、校外活動事業の支援をする。 【内容】 小学校が校外行事等を実施する場合、各小学校年間60,000円以内において借上げバス代を助成。ただし、町コミュニティバスが利用できる場合はこれを優先とする。 【事業予算額】 バス運転手賃金 990,000円 （バス維持費はまちづくり課） 借上げバス助成金 @60,000円×6校=360,000円</p> <p>《参考》 1校あたりに係る経費 ・小：2,358千円（6校） ・中：4,820千円（1校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・小：25.8千円（548人） ・中：16.2千円（298人）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項					専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い					管理部会				
事務事業番号	事務事業名					協議ランク				
20	小・中学校教材等整備事業					A協議会 B幹事会 C専門部会				
担当課名	相模原市		城山町		津久井町		相模湖町		藤野町	
根拠法令等	学務課 ・理科教育振興法（11理科教育教具購入費に該当）		教育総務課 ・理科教育振興法（11理科教育教具購入費に該当）		教育総務課		教育総務課		教育総務課	
歳出予算額（平成17年度）	297,098千円		16,307千円		16,079千円		516千円		9,125千円	
歳入予算額（平成17年度）	4,000千円		103千円		0千円		0千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>1 児童用図書購入費</p> <p>【目的】 学校図書に整備する児童・生徒用の図書を購入するもの</p> <p>業者は、学校の「図書購入計画表」に基づき受注した図書に、契約付帯条件の台帳、分類・配架ラベル等を貼付の上、納入する</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事務予算額】 ・小：31,360千円 ・中：22,448千円</p> <p>2 ピアノ購入費</p> <p>【目的】 小・中学校の授業に必要なピアノを更新するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事務予算額】 グランドピアノ ・小：3,000千円（3台） ・中：3,000千円（3台） アップライトピアノ ・小：565千円（1台） ・中：2,260千円（4台） 指導用オルガン（小学校のみ） ・小：2,310千円（20台）</p> <p>3 デスクアンプ購入費</p> <p>【目的】 小・中学校の運営に必要なデスクアンプを更新するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：1校 年1校ずつの更新</p> <p>【事務予算額】 ・小：924千円</p> <p>4 柔道畳購入費</p> <p>【目的】 中学校の授業に必要な柔道畳を更新するもの</p> <p>【対象】 ・中学校：27校</p> <p>【事務予算額】 ・中：927千円</p>		<p>1 児童用図書購入費</p> <p>【目的】 学校図書に整備する児童・生徒用の図書を購入するもの</p> <p>業者は、教育委員会の「契約・購入スケジュール」に基づき受注した図書に、契約付帯条件の台帳、分類・配架ラベル等を貼付の上、納入する</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 ・小：3,360千円 ・中：1,733千円</p> <p>2 ピアノ購入費</p> <p>【目的】 小・中学校の授業に必要なピアノを更新するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 予算措置無し</p> <p>3 デスクアンプ購入費</p> <p>【目的】 小・中学校の運営に必要なデスクアンプを更新するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 予算措置無し</p> <p>4 柔道畳購入費</p> <p>【目的】 中学校の授業に必要な柔道畳を更新するもの</p> <p>【対象】 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 予算措置無し</p>		<p>1 児童用図書購入費</p> <p>【目的】 学校図書に整備する児童・生徒用の図書を購入するもの</p> <p>業者は、学校の「図書購入計画表」に基づき受注した図書に、契約付帯条件の台帳、分類・配架ラベル等を貼付の上、納入する</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事務予算額】 ・小：2,000千円 ・中：1,500千円</p> <p>2 ピアノ購入費</p> <p>【目的】 小・中学校の授業に必要なピアノを更新するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事務予算額】 ・中：700千円（1校）</p> <p>3 デスクアンプ購入費</p> <p>【目的】 小・中学校の運営に必要なデスクアンプを更新するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし</p> <p>4 柔道畳購入費</p> <p>【目的】 中学校の授業に必要な柔道畳を更新するもの</p> <p>【対象】 ・中学校：5校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし</p>		<p>1 児童用図書購入費</p> <p>【目的】 学校図書に整備する児童・生徒用の図書を購入するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 ・小：150千円 ・中：100千円</p> <p>2 ピアノ購入費</p> <p>【目的】 小・中学校の授業に必要なピアノを更新するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし</p> <p>3 デスクアンプ購入費</p> <p>【目的】 小・中学校の運営に必要なデスクアンプを更新するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：3校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし</p> <p>4 柔道畳購入費 該当なし</p>		<p>1 児童用図書購入費</p> <p>【目的】 学校図書に整備する児童・生徒の図書を購入するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校</p> <p>【事務予算額】 ・小：781千円 ・中：400千円</p> <p>2 ピアノ購入費</p> <p>【目的】 小・中学校の授業に必要なピアノを購入するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし</p> <p>3 デスクアンプ購入費</p> <p>【目的】 小・中学校の運営に必要なデスクアンプを購入するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし</p> <p>4 柔道畳購入費 該当なし</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	小・中学校教材等整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>5 児童・生徒用机・椅子購入費</p> <p>【目的】 児童用机・椅子を学務課において整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事務予算額】 学校割、学級割、児童・生徒割で積算 旧JIS児童用机（児童割で配布51校） ・小：2,000千円（450台） ・中：1,000千円（300台） 配付数は児童割により積算 新JIS児童用椅子 ・小：12,400千円（2,480脚） ・中：6,900千円（1,500脚）</p> <p>6 教室・職員室用備品購入費</p> <p>【目的】 教室・職員室の管理用備品等を学務課において整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事務予算額】 学校割、学級割、児童・生徒割で積算 教室・職員室用備品購入費 ・小：14,500千円 ・中：8,500千円 職員室用等備品（椅子更新） ・小：4,500千円（195脚） ・中：2,300千円（100脚） その他備品 ・小：7,700千円 ・中：3,699千円 クラス・児童増用備品等に対応</p> <p>7 F F式ストーブ購入費</p> <p>【目的】 普通教室・障害児学級のF F式ストーブを更新・整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事務費の内容】 ・小：2,584千円 ・中：3,027千円</p> <p>8 印刷機購入費</p> <p>【目的】 学校にリース契約で導入している印刷機について、契約期間満了校から各学校における購入に切り替えていくもの</p> <p>【対象】 ・小学校：23台 ・中学校：7台 15年度までのリース契約満了校が対象</p> <p>【事業予算額】 ・小：2,208千円 ・中：672千円 1台あたりの購入限度額：98千円</p> <p>9 準拠教材購入費</p> <p>【目的】 学習指導要領に基づき、教科書発行会社が教科書に準じて作成する指導用教材（準拠教材）を、教科書改訂に伴い、学校の希望により購入する</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事務予算額】 ・中：46,500千円 17年度は中学校のみ対象</p> <p>10 学校教材用備品購入費（再配当）</p> <p>【目的】 小・中学校を運営していくために必要な教材・教具備品を購入する備品購入費で学校に再配当するもの</p>	<p>5 児童・生徒用机・椅子購入費</p> <p>【目的】 児童用机・椅子を教育総務課において整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 JIS児童・生徒用机・椅子 ・小：1,203千円（110組） ・中：357千円（30組）</p> <p>6 教室・職員室用備品購入費</p> <p>【目的】 教室・職員室の管理用備品等を教育総務課において整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 管理用備品購入 ・小：935千円 ・中：1,455千円</p> <p>7 F F式ストーブ購入費</p> <p>【目的】 普通教室・障害児学級のF F式ストーブを更新・整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事務費の内容】 ・小：802千円 ・中：148千円</p> <p>8 印刷機購入費</p> <p>リースで対応のため該当なし</p> <p>9 準拠教材購入費</p> <p>【目的】 学習指導要領に基づき、教科書発行会社が教科書に準じて作成する指導用教材（準拠教材）を、教科書改訂に伴い、学校の希望により購入する</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 ・小：920千円 17年度は小学校のみ対象</p> <p>10 学校教材用備品購入費（再配当）</p> <p>【目的】 小・中学校を運営していくために必要な教材・教具備品を購入する備品購入費で学校に再配当するもの</p>	<p>5 児童・生徒用机・椅子購入費</p> <p>【目的】 児童用机・椅子を教育総務課において整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし</p> <p>6 教室・職員室用備品購入費</p> <p>【目的】 教室・職員室の管理用備品等を教育総務課において整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事務予算額】 一般備品購入 ・小：650千円 ・中：300千円</p> <p>7 F F式ストーブ購入費</p> <p>【目的】 普通教室・障害児学級のF F式ストーブを更新・整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：5校</p> <p>【事務費の内容】 予算措置無し</p> <p>8 印刷機購入費</p> <p>リースで対応のため該当なし</p> <p>9 準拠教材購入費</p> <p>【目的】 学習指導要領に基づき、教科書発行会社が教科書に準じて作成する指導用教材（準拠教材）を、教科書改訂に伴い、学校の希望により購入する</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事務予算額】 ・小：5,000千円 17年度は小学校のみ対象</p> <p>10 学校教材用備品購入費（再配当）</p> <p>【目的】 小・中学校を運営していくために必要な教材・教具備品を購入する備品購入費で学校に再配当するもの</p>	<p>5 児童・生徒用机・椅子購入費</p> <p>【目的】 児童用机・椅子を教育総務課において整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 新JIS児童用机・椅子 ・小：0千円 ・中：266千円</p> <p>6 教室・職員室用備品購入費</p> <p>【目的】 教室・職員室の管理用備品等を教育総務課において整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし</p> <p>7 F F式ストーブ購入費</p> <p>【目的】 普通教室・障害児学級のF F式ストーブを更新・整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事務費の内容】 予算措置なし</p> <p>8 印刷機購入費</p> <p>リースで対応のため該当なし</p> <p>9 準拠教材購入費</p> <p>【目的】 学習指導要領に基づき、教科書発行会社が教科書に準じて作成する指導用教材（準拠教材）を、教科書改訂に伴い、学校の希望により購入する</p> <p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし</p> <p>10 学校教材用備品購入費（再配当）</p> <p>【目的】 小・中学校を運営していくために必要な教材・教具備品を購入する備品購入費で学校に再配当するもの</p>	<p>5 児童・生徒用机・椅子購入費</p> <p>【目的】 児童用机・椅子を教育総務課において整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし（基本は各校配分予算対応）</p> <p>6 教室・職員室用備品購入費</p> <p>【目的】 教室・職員室の管理用備品等を教育総務課において整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし</p> <p>7 F F式ストーブ購入費</p> <p>該当なし</p> <p>8 印刷機購入費</p> <p>リースで対応のため該当なし</p> <p>9 準拠教材購入費</p> <p>【目的】 学習指導要領に基づき、教科書発行会社が教科書に準じて作成する指導用教材（準拠教材）を、教科書改訂に伴い、学校の希望により購入する</p> <p>【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校</p> <p>【事務予算額】 ・小：4,507千円 17年度は小学校のみ対象</p> <p>10 学校教材用備品購入費（再配当）</p> <p>【目的】 小・中学校を運営していくために必要な教材・教具備品を購入する備品購入費で学校に再配当するもの</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	小・中学校教材等整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事務予算額】 学校割、学級割、障害児学級分で積算 ・小：55,561千円 ・中：41,822千円 児童・生徒用の机・椅子など学務課で執行する管理用備品などを除く</p> <p>11 理科教材教具購入費 【目的】 理科教育振興法に基づき、理科教育に関する備品を購入するもの 【対象】 ・小学校：10校 ・中学校：10校 年度毎に対象校を選定する 【事業予算額】 補助基準 ・小学校：取得金額が1組1万円以上の設備 ・中学校：取得金額が1組2万円以上の設備 国庫補助率：1/2 対象校決定方法 ・前年度末の現有額を参考に決定 予算額 ・小：4,000千円 ・中：4,000千円</p> <p>12 大規模改修等備品整備費 【目的】 学校施設課が実施する大規模改修工事に伴い、必要となる管理備品を整備するもの 【対象】 ・平成17年度：中央小学校 C・D棟 【事務予算額】 ・消耗品費：524千円 ・物品等修繕料：626千円 ・委託料：360千円（環境衛生検査業務委託） ・備品購入費：4,920千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：2,728千円（55校） ・中：5,447千円（27校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・小：4.2千円（35,627人） ・中：9.4千円（15,627人）</p>	<p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 学校割、人数割で積算 教材備品 ・小：3,322千円 ・中：1,578千円 児童・生徒用の机・椅子など教育総務課で執行する管理用備品などを除く</p> <p>11 理科教材教具購入費 【目的】 理科教育振興法に基づき、理科教育に関する備品を購入するもの 【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校 【事業予算額】 補助基準 ・小学校：取得金額が1組1万円以上の設備 ・中学校：取得金額が1組2万円以上の設備 国庫補助率：1/2 予算額 ・小：494千円 17年度は小学校のみ対象</p> <p>12 大規模改修等備品整備費 該当なし</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：2,759千円（4校） ・中：2,636千円（2校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・小：8.5千円（1,297人） ・中：8.3千円（634人）</p>	<p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事務予算額】 学校割、学級割、障害児学級分で積算 教材備品 ・小：2,929千円 ・中：3,000千円 児童・生徒用の机・椅子など学務課で執行する管理用備品などを除く</p> <p>11 理科教材教具購入費 理科教材振興法の適用を受けていないため 10. 学校教材用備品購入費で対応</p> <p>12 大規模改修等備品整備費 該当なし</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：1,511千円（7校） ・中：1,100千円（5校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・小：6.4千円（1,641人） ・中：5.8千円（954人）</p>	<p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし</p> <p>11 理科教材教具購入費 【目的】 理科教育振興法に基づき、理科教育に関する備品を購入するもの 【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校 【事業予算額】 特に理科教材としての予算措置なし</p> <p>12 大規模改修等備品整備費 該当なし</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：50千円（3校） ・中：184千円（2校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・小：0.3千円（488人） ・中：1.2千円（298人）</p>	<p>【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校</p> <p>【事務予算額】 ・小：1,774千円 ・中：1,663千円</p> <p>11 理科教材教具購入費 【目的】 理科教育振興法に基づき、理科教育に関する備品を購入するもの 【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校 【事務予算額】 特に理科教材としての予算措置なし</p> <p>12 大規模改修等備品整備費 該当なし</p> <p>【参考】 1校あたりに係る経費 ・小：1,177千円（6校） ・中：2,063千円（1校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・小：12.9千円（548人） ・中：6.9千円（298人）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	小・中学校教科書等購入費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 相模原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の施行規定	城山町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則	津久井町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則	相模湖町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則	藤野町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則
歳出予算額（平成17年度）	26,760千円	2,206千円	2,878千円	931千円	756千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教師用教科書の購入及び準教科書等の購入</p> <p>【準教科書等の種類】 小学校 体育の学習 中学校 中学体育実技、中学生活と進路</p> <p>【17年度予算内訳】 小学校13,666千円、中学校13,094千円</p> <p>【16年度決算】 小学校 8,619千円、中学校12,828千円</p>	<p>【目的】 教師用教科書の購入及び準教科書等の購入</p> <p>【準教科書等の種類】 小学校 道徳、体育 中学校 中学体育実技、中学生活と進路、道徳 きらめき</p> <p>【17年度予算内訳】 小学校1,339千円、中学校867千円</p> <p>【16年度決算】 小学校1,007千円、中学校479千円</p>	<p>【目的】 教師用教科書の購入及び準教科書等の購入</p> <p>【準教科書等の種類】 小学校 道徳、体育の学習 中学校 道徳、中学体育実技、中学生活と進路</p> <p>【17年度予算内訳】 小学校1,504千円、中学校1,374千円</p> <p>【16年度決算】 小学校1,199千円、中学校1,303千円</p>	<p>【目的】 教師用教科書の購入及び準教科書等の購入</p> <p>【準教科書等の種類】 小学校 道徳、性教育、体育、読書感想文集 中学校 道徳資料集、体育実技、中学生活と進路、読書感想文集</p> <p>【17年度予算内訳】 小学校498千円、中学校433千円</p> <p>【16年度決算】 小学校134千円、中学校519千円</p>	<p>【目的】 教師用教科書の購入及び準教科書等の購入</p> <p>【準教科書等の種類】 小学校 道徳、体育 中学校 道徳、体育、進路</p> <p>【17年度予算内訳】 小学校335千円、中学校421千円</p> <p>【16年度決算】 小学校224千円、中学校408千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	校外活動助成費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	生涯学習課	教育総務課
根拠法令等		城山町補助金等に係る予算の執行に関する規則			藤野町予算決算会計規則
歳出予算額（平成17年度）	68,311千円	1,400千円	931千円	915千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	457千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 学校行事等委託料：43,956千円</p> <p>【目的】 校外活動を通じて、児童・生徒の体力の向上、豊かな感性を養うために実施</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事業予算額】 小学校：36,593千円 音楽鑑賞会委託：8,058千円 ・小学5年生が対象 ・相模原市文化会館でオーケストラ演奏鑑賞連合運動会委託：6,963千円 ・小学6年生が対象 ・横山公園陸上競技場で実施 スケート教室委託 21,572千円 ・小学4～6年生を対象（各校3回） ・銀河アリーナスケート場で実施 児童の送迎は借上げ路線バスを使用（1台65名計算） 中学校：7,363千円 演劇教室：7,363千円 ・中学1年生が対象 ・相模原市民会館で実施 生徒の送迎は借上げ路線バスを使用（1台65名計算）</p> <p>2 公共施設使用料：5,665千円</p> <p>【目的】 学校行事で公共施設を利用する場合に、教育委員会で使用料を負担するもの（公共施設は50%減免）</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事業予算額】 ・小：2,027千円 ・中：3,638千円</p> <p>3 その他使用料及び賃借料：18,690千円</p> <p>【目的】 授業、学校行事等で利用するバス・トラックの使用料を負担するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p>	<p>1 情操教育推進事業費補助金</p> <p>【目的】 芸術鑑賞、音楽鑑賞等の校外活動を通じて、生徒の豊かな感性を養うために実施</p> <p>【対象】 ・中学校：2校</p> <p>【事業予算額】 中学校：1,400千円</p>	<p>1 学校行事等委託料 該当なし</p> <p>2 公共施設等入場料：155千円</p> <p>【目的】 学校行事で公共施設等を利用する場合に、教育委員会で入場料を負担するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事業予算額】 ・小：105千円 ・中：50千円</p> <p>3 その他使用料及び賃借料：該当なし</p> <p>【目的】 授業、学校行事等で利用するバス・トラックの使用料を負担するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：1校 ・中学校：1校</p>	<p>1 芸術文化振興事業費</p> <p>【目的】 芸術文化に直接触れることにより、情操豊かな心を育むよう芸術鑑賞を実施。音楽、古典芸能、演芸の順に毎年行う。</p> <p>【対象】 ・小学校3校、中学校2校</p> <p>【事業予算額】 出演者委託料 600,000円 送迎バス借上料 315,000円 歳入 457千円（市町村青少年行政推進等補助金事業：補助率1/2）</p>	<p>1 芸術鑑賞会</p> <p>【目的】 芸術鑑賞、音楽鑑賞等に直接触れることで、情操豊かな心を育む。</p> <p>【内容】 町内校長会への補助金内での事業で、毎年小学校6年生を対象に芸術鑑賞事業を年1回実施。バスについては、町コミュニティバス利用または借上げバスにて教育委員会で対応。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	管理部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
22	校外活動助成費	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	<p>【事業予算額】</p> <p>小学校：18,090千円 市内めぐり用バス運行業務：10,290千円 ・小学校3年生が対象 観光バスを借上げて実施（1台55名計算） 夢の丘小・富士見小・小山小水泳授業送迎用バス運行業務：6,100千円 ・プールのない小学校3校を対象に実施 路線バスを借上げ、横山公園水泳場まで送迎（1台65名計算） 大会等参加バス運行業務：1,200千円 ・市を代表して参加する文化大会への児童送迎用バス 大会等参加器具運搬業務：500千円 ・市を代表して参加する文化大会への楽器等運搬</p> <p>中学校：600千円 大会等参加器具運搬業務：600千円 ・市を代表して参加する文化大会への楽器等運搬</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：1,031千円（55校） ・中：430千円（27校） 1人あたりに係る経費 全学年共通事業が少ないため、未算出</p> <p>小学校（H17.5.1現在） 5年生児童数：6,091人（179cl） 6年生児童数：5,788人（171cl） 4～6年生児童数：17,727人（521cl） 中学校（H17.5.1現在） 1年生生徒数：5,245人（144cl）</p>	<p>参考 1校あたりに係る経費 ・中学校：700千円（2校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・中学校：2.2千円（634人）</p> <p>小学校（H17.5.1現在） 5年生児童数：226人（7cl） 6年生児童数：214人（7cl） 4～6年生児童数：663人（22cl） 中学校（H17.5.1現在） 1年生生徒数：211人（6cl）</p>	<p>【事業予算額】</p> <p>青野原小・中水泳授業送迎用バス借上げバス借上げ： ・小：646千円 ・中：130千円 ・プールのない小中学校2校を対象に実施 路線バスを借上げ、小学校は相模原グリーンプール・中学校は町内プールまで送迎（小学校は3台×5日・中学校は1台×3日で積算）</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小学校：107千円（7校） ・中学校：36千円（5校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・小学校：0.5千円（1,641人） ・中学校：0.2千円（954人） 小学校（H17.5.1現在） 5年生児童数：293人（11cl） 6年生児童数：267人（10cl） 4～6年生児童数：832人（32cl） 中学校（H17.5.1現在） 1年生生徒数：333人（11cl）</p>	<p>参考 1校あたりに係る経費 ・小学校：549.0千円（3校） ・中学校：234.5千円（2校） 1人あたりに係る経費（H17.5.1現在） ・小学校：1.1千円（488人） ・中学校：1.2千円（298人） 小学校（H17.5.1現在） 5年生児童数：86人（4cl） 6年生児童数：86人（4cl） 4～6年生児童数：245人（11cl） 中学校（H17.5.1現在） 1年生生徒数：116人（4cl）</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	管理部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
23	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校教育法 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国） 相模原市就学奨励規則 相模原市就学奨励金交付事務処理要綱	学校教育法 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国） 城山町就学援助事務要綱 城山町就学援助費事務処理要綱	学校教育法 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国） 津久井町就学援助事務要綱	学校教育法 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国） 相模湖町就学奨励金交付事務処理要綱	学校教育法 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国） 藤野町就学援助費事務処理要綱	学校教育法 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国） 藤野町就学援助費事務処理要綱
歳出予算額（平成17年度）	352,962千円	10,266千円	15,214千円	3,557千円	1,237千円	1,237千円
歳入予算額（平成17年度）	2,206千円	75千円	3,498千円	701千円	370千円	370千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、奨励金を交付し、就学を奨励する</p> <p>【認定基準】 （１）生活保護が受けられなくなった世帯 （２）市民税（退職所得割分を除く）がからない世帯（保護者が障害のある人、65歳以上の人、寡婦、寡夫に限る） （３）市民税・固定資産税・個人事業税のいずれかが減免された世帯 （４）国民健康保険税の減免又は徴収猶予並びに国民年金の掛金が減免された世帯 （５）児童扶養手当を受けている世帯 （６）生活福祉資金の貸付を受けた世帯 （７）世帯の年間総所得が最低生活費の1.5倍以下の世帯 *最低生活費の算出（相模原市は1級地-2）</p> <p>【平成16年度の実施状況】 *小学校 ・援助対象者 3,677人 ・決算額221,121千円 *中学校 ・援助対象者 1,610人 ・決算額 86,883千円 【申請方法】 学務課又は学校に置いてある申請書に証明書類を添付して、学校に提出する 【申請時期】 在校生 3月15日頃まで 新入生 4月15日頃まで 年度の途中から申請した場合は、学校に申請書を提出した月から援助の対象となる 【支給方法】 年3回学期末（8・12・3月）保護者又は校長（委任された場合のみ）の口座に振込む</p>	<p>【目的】 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、奨励金を交付し、就学を奨励する</p> <p>【認定基準】 （１）生活保護が受けられなくなった世帯 （２）町民税が非課税または減免された世帯 （３）固定資産税・個人事業税のいずれかが減免された世帯 （４）国民健康保険税又は国民年金保険料が減免された世帯 （５）児童扶養手当を受けている世帯 （６）世帯更正貸付資金の貸付を受けた世帯 （７）保護者が日雇労働者である （８）世帯の年間総所得が最低生活費の1.5倍以下の世帯 *最低生活費の算出（城山町は2級地-1）</p> <p>【平成16年度の実施状況】 *小学校 ・援助対象者 99人 ・決算額 5,322千円 *中学校 ・援助対象者 59人 ・決算額 4,898千円 【申請方法】 教育総務課に置いてある申請書に証明書類を添付して、教育総務課に提出する 【申請時期】 在校生 3月31日まで 新入生 4月30日まで 年度の途中から申請した場合は、教育総務課に申請書を提出した月から援助の対象となる 【支給方法】 年2回（10・3月）保護者の口座に振込む</p>	<p>【目的】 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、奨励金を交付し、就学を奨励する</p> <p>【認定基準】 （１）生活保護が受けられなくなった世帯 （２）市民税所得割分がからない世帯 （３）市民税・固定資産税・個人事業税のいずれかが減免された世帯 （４）国民健康保険税又は国民年金の掛金が減免された世帯 （５）児童扶養手当を受けている世帯 （６）生活福祉資金の貸付を受けた世帯 （７）世帯の年間総所得が最低生活費の1.5倍以下の世帯 *最低生活費の算出（津久井町は3級地-1）</p> <p>【平成16年度の実施状況】 *小学校 ・援助対象者 145人 ・決算額 8,349千円 *中学校 ・援助対象者 70人 ・決算額 6,544千円 【申請方法】 教育総務課に置いてある申請書に証明書類を添付して、教育総務課に提出する 【申請時期】 在校生 4月30日頃まで 新入生 4月30日頃まで 年度の途中から申請した場合は、教育総務課に申請書を提出した日から援助の対象となる 【支給方法】 年3回学期末（7・12・3月）保護者の口座に振込む</p>	<p>【目的】 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、奨励金を交付し、就学を奨励する</p> <p>【認定基準】 （１）生活保護が受けられなくなった世帯 （２）市民税所得割分がからない世帯 （３）市民税・固定資産税・個人事業税のいずれかが減免された世帯 （４）国民健康保険税又は国民年金の掛金が減免された世帯 （５）児童扶養手当を受けている世帯 （６）生活福祉資金の貸付を受けた世帯 （７）世帯の年間総所得が最低生活費の1.5倍以下の世帯 *最低生活費の算出（相模湖町は3級地-1）</p> <p>【平成16年度の実施状況】 *小学校 ・援助対象者 31人 ・決算額 1,895千円 *中学校 ・援助対象者 22人 ・決算額 1,254千円 【申請方法】 教育総務課に置いてある申請書に証明書類を添付して、教育総務課に提出する 【申請時期】 在校生 5月14日頃まで 新入生 5月14日頃まで 年度の途中から申請した場合は、教育総務課に申請書を提出した日から援助の対象となる 【支給方法】 年3回学期末（8・12・3月）保護者又は校長（委任された場合のみ）の口座に振込む</p>	<p>【目的】 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、奨励金を交付し、就学を奨励する</p> <p>【認定基準】 （１）生活保護が受けられなくなった世帯 （２）町民税が非課税または減免された世帯 （３）固定資産税・個人事業税のいずれかが減免された世帯 （４）国民健康保険税または国民年金の掛金が減免された世帯 （５）児童扶養手当を受けている世帯 （６）世帯更正資金の貸付を受けた世帯 （７）保護者が失業対策事業適格者を有するまたは職業安定所に登録された日雇労働者 （８）経済的理由により児童生徒の欠席日数が多い者 （９）その他 （10）世帯の年間総所得が最低生活費の1.5倍以下の世帯 *最低生活費の算出（藤野町は3級地-1）</p> <p>【平成16年度の実施状況】 *小学校 ・援助対象者..... 14人 ・決算額..... 395千円 *中学校 ・援助対象者..... 9人 ・決算額 585千円 【申請方法】 教育総務課に置いてある申請書に証明書類を添付して、教育総務課に提出する 【申請時期】 在校生.....4月30日頃迄 新入生.....4月30日頃迄 年度の途中から申請した場合は、教育総務課に申請書を提出した日から援助の対象となる 【支給方法】 年3回学期末締め保護者又は校長（委任された場合のみ）の口座に振込む</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【その他】</p> <p>* 市単独めがね購入費援助事業 勉学に必要なめがねを購入することが経済的理由により困難な児童生徒に対し、学習能率と教育成果の向上を図るためにめがねを給付する。めがね購入費の援助の限度額は14,000円とし、めがね購入に伴う視力検査料も援助対象になる。</p> <p>* 平成16年度実施状況 ・ 援助対象者 316人 ・ 決算額 5,316千円</p> <p>【就学援助システムの内容】</p> <p>要保護及び準要保護就学援助事務と障害児学級就学奨励事務のシステムを一本化し、学齢簿マスタ・生活保護（教育扶助）受給者マスタ・住民基本台帳管理マスタ・市民税課税マスタ・児童扶養手当受給者マスタを定期的にLANシステム（庁内ネットワーク）を通して提供を受け管理し、事務処理の合理化、省力化を図り支払の正確性・迅速化を確保し、市民サービスの向上を図る目的のシステムである。</p>			<p>【その他】</p> <p>* 市単独めがね購入費援助事業 勉学に必要なめがねを購入することが経済的理由により困難な児童生徒に対し、学習能率と教育成果の向上を図るためにめがねを給付する。めがね購入費の援助の限度額は10,000円とし、めがね購入に伴う視力検査料も援助対象になる。</p> <p>* 平成16年度実施状況 ・ 援助対象者 0人</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
24	障害児学級児童生徒就学奨励費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国） 相模原市障害児教育就学奨励費事務処理要綱	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国）	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国）	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国）	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国）
歳出予算額（平成17年度）	8,710千円	554千円	1,411千円	218千円	216千円
歳入予算額（平成17年度）	4,353千円	276千円	584千円	43千円	64千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教育の機会均等の趣旨にのっとり障害児学級への就学の特殊事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、障害児教育の普及を図るため、障害児教育奨励費を交付するものとする。</p> <p>【対象世帯】 相模原市立小学校及び中学校の障害児学級に在籍する児童又は生徒の保護者とする。ただし、要保護及び準要保護児童生徒の保護者は対象とならない。</p> <p>【交付内容】 (1) 収入額が必要額の1.5倍超2.5倍未満の場合学用品費・学校給食費・校外活動費等を支給する。 (2) 収入額が必要額の2.5倍以上の場合通学費のみ実費額を支給する。</p> <p>【平成16年度実績】 * 小学校 ・ 援助対象者 112人 ・ 決算額 3,637千円 * 中学校 ・ 援助対象者 42人 ・ 決算額 1,341千円</p> <p>「きこえとことばの教室児童通級費援助事業」</p> <p>【目的】 相模原市立小学校難聴学級及び言語障害学級（きこえとことばの教室）児童の保護者の負担軽減のために、通級に要する費用を援助する。</p> <p>・ 援助対象者 94人 ・ 決算額 236千円</p> <p>【システムの内容】 要保護及び準要保護就学援助事務と障害児学級就学奨励費事務のシステムを一本化し、学齢簿マスタ・生活保護（教育扶助）受給者マスタ・住民基本台帳管理マスタ・市民税課税マスタ・児童扶養手当受給者マスタを定期的にLANシステム（庁内ネットワーク）を通して提供を受け管理し、事務処理の合理化、省力化を図り支払の正確性・迅速化を確保し、市民サービスの向上を図る目的のシステムである。</p>	<p>【目的】 教育の機会均等の趣旨にのっとり障害児学級への就学の特殊事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、障害児教育の普及を図るため、障害児教育奨励費を交付するものとする。</p> <p>【対象世帯】 城山町立小学校及び中学校の障害児学級に在籍する児童又は生徒の保護者とする。ただし、要保護及び準要保護児童生徒の保護者は対象とならない。</p> <p>【交付内容】 (1) 収入額が必要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合学用品費・学校給食費・校外活動費等を支給する。 (2) 収入額が必要額の2.5倍以上の場合通学費のみ実費額を支給する。</p> <p>【平成16年度実績】 * 小学校 ・ 援助対象者 6人 ・ 決算額 155千円 * 中学校 ・ 援助対象者 6人 ・ 決算額 251千円</p>	<p>【目的】 教育の機会均等の趣旨にのっとり障害児学級への就学の特殊事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、障害児教育の普及を図るため、障害児教育奨励費を交付するものとする。</p> <p>【対象世帯】 津久井町立小学校及び中学校の障害児学級に在籍する児童又は生徒の保護者とする。ただし、要保護及び準要保護児童生徒の保護者は対象とならない。</p> <p>【交付内容】 (1) 収入額が必要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合学用品費・学校給食費・校外活動費等を支給する。 (2) 収入額が必要額の2.5倍以上の場合通学費のみ実費額を支給する。</p> <p>【平成16年度実績】 * 小学校 ・ 援助対象者 20人 ・ 決算額 628千円 * 中学校 ・ 援助対象者 9人 ・ 決算額 480千円</p>	<p>【目的】 教育の機会均等の趣旨にのっとり障害児学級への就学の特殊事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、障害児教育の普及を図るため、障害児教育奨励費を交付するものとする。</p> <p>【対象世帯】 相模湖町立小学校及び中学校の障害児学級に在籍する児童又は生徒の保護者とする。ただし、要保護及び準要保護児童生徒の保護者は対象とならない。</p> <p>【交付内容】 (1) 収入額が必要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合学用品費・学校給食費・校外活動費等を支給する。 (2) 収入額が必要額の2.5倍以上の場合通学費のみ実費額を支給する。</p> <p>【平成16年度実績】 * 小学校 ・ 援助対象者 1人 ・ 決算額 30千円 * 中学校 ・ 援助対象者 1人 ・ 決算額 45千円</p>	<p>【目的】 教育の機会均等の趣旨にのっとり障害児学級への就学の特殊事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、障害児教育の普及を図るため、障害児教育奨励費を交付するものとする。</p> <p>【対象世帯】 藤野町立小学校及び中学校の障害児学級に在籍する児童又は生徒の保護者とする。ただし、要保護及び準要保護児童生徒の保護者は対象とならない。</p> <p>【交付内容】 (1) 収入額が必要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合学用品費・学校給食費・校外活動費等を支給する。 (2) 収入額が必要額の2.5倍以上の場合通学費のみ実費額を支給する。</p> <p>【平成16年度実績】 * 小学校 ・ 援助対象者 1人 ・ 決算額 76千円 * 中学校 ・ 援助対象者 4人 ・ 決算額 49千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																																														
29	各種事務事業の取扱い		管理部会																																																														
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																																														
25	児童及び生徒の就学		A協議会 B幹事会 C専門部会																																																														
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																												
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課																																																												
根拠法令等	学校教育法 教育基本法 相模原市小学校及び中学校に関する条例 学校教育法施行細則	学校教育法 教育基本法 城山町立の中学校等の設置に関する条例 学校教育法施行細則	学校教育法 教育基本法 津久井町小学校及び中学校の設置に関する条例 学校教育法施行細則	学校教育法 教育基本法 相模湖町小学校及び中学校の設置に関する条例 学校教育法施行細則	学校教育法 教育基本法 藤野町小学校及び中学校の設置に関する条例 学校教育法施行細則																																																												
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																												
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																												
【事務事業の内容】	<p>【事務概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立小中学校の就学事務及び就学相談 ・就学予定者の把握 ・就学予定者名簿の作成 ・学齢簿の編制及び保管 ・卒業生名簿の保管 <p>【平成16年度就学についての申請等の件数】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>指定変更</td><td style="text-align: right;">790件</td></tr> <tr><td>区域外就学（協議・承諾）</td><td style="text-align: right;">337件</td></tr> <tr><td>区域外就学（私学等）</td><td style="text-align: right;">650件</td></tr> <tr><td>外国籍</td><td style="text-align: right;">185件</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">282件</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">2,244件</td></tr> </table>	指定変更	790件	区域外就学（協議・承諾）	337件	区域外就学（私学等）	650件	外国籍	185件	その他	282件	合計	2,244件	<p>【事務概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町立小中学校の就学事務及び就学相談 ・就学予定者の把握 ・就学予定者名簿の作成 ・学齢簿の編制及び保管 ・卒業生名簿の保管 <p>【平成16年度就学についての申請等の件数】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>指定変更</td><td style="text-align: right;">17件</td></tr> <tr><td>区域外就学（協議・承諾）</td><td style="text-align: right;">55件</td></tr> <tr><td>区域外就学（私学等）</td><td style="text-align: right;">17件</td></tr> <tr><td>外国籍</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">89件</td></tr> </table>	指定変更	17件	区域外就学（協議・承諾）	55件	区域外就学（私学等）	17件	外国籍	0件	その他	0件	合計	89件	<p>【事務概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町立小中学校の就学事務及び就学相談 ・就学予定者の把握 ・就学予定者名簿の作成 ・学齢簿の編制及び保管 ・卒業生名簿の保管 <p>【平成16年度就学についての申請等の件数】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>指定変更</td><td style="text-align: right;">25件</td></tr> <tr><td>区域外就学（協議・承諾）</td><td style="text-align: right;">45件</td></tr> <tr><td>区域外就学（私学等）</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td>外国籍</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">73件</td></tr> </table>	指定変更	25件	区域外就学（協議・承諾）	45件	区域外就学（私学等）	1件	外国籍	1件	その他	1件	合計	73件	<p>【事務概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町立小中学校の就学事務及び就学相談 ・就学予定者の把握 ・就学予定者名簿の作成 ・学齢簿の編制及び保管 ・卒業生名簿の保管 <p>【平成16年度就学についての申請等の件数】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>指定変更</td><td style="text-align: right;">5件</td></tr> <tr><td>区域外就学（協議・承諾）</td><td style="text-align: right;">14件</td></tr> <tr><td>区域外就学（私学等）</td><td style="text-align: right;">23件</td></tr> <tr><td>外国籍</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">4件</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">46件</td></tr> </table>	指定変更	5件	区域外就学（協議・承諾）	14件	区域外就学（私学等）	23件	外国籍	0件	その他	4件	合計	46件	<p>【事務概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町立小学校の就学事務及び就学相談 ・就学予定者の把握 ・就学予定者名簿の作成 ・学令簿の編制及び保管 ・卒業生名簿の保管 <p>【平成16年度就学についての申請等の件数】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>指定変更</td><td style="text-align: right;">6件</td></tr> <tr><td>区域外就学（協議・承諾）</td><td style="text-align: right;">14件</td></tr> <tr><td>区域外就学（私学等）</td><td style="text-align: right;">20件</td></tr> <tr><td>外国籍</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">40件</td></tr> </table>	指定変更	6件	区域外就学（協議・承諾）	14件	区域外就学（私学等）	20件	外国籍	0件	その他	0件	合計	40件
指定変更	790件																																																																
区域外就学（協議・承諾）	337件																																																																
区域外就学（私学等）	650件																																																																
外国籍	185件																																																																
その他	282件																																																																
合計	2,244件																																																																
指定変更	17件																																																																
区域外就学（協議・承諾）	55件																																																																
区域外就学（私学等）	17件																																																																
外国籍	0件																																																																
その他	0件																																																																
合計	89件																																																																
指定変更	25件																																																																
区域外就学（協議・承諾）	45件																																																																
区域外就学（私学等）	1件																																																																
外国籍	1件																																																																
その他	1件																																																																
合計	73件																																																																
指定変更	5件																																																																
区域外就学（協議・承諾）	14件																																																																
区域外就学（私学等）	23件																																																																
外国籍	0件																																																																
その他	4件																																																																
合計	46件																																																																
指定変更	6件																																																																
区域外就学（協議・承諾）	14件																																																																
区域外就学（私学等）	20件																																																																
外国籍	0件																																																																
その他	0件																																																																
合計	40件																																																																

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	学級編制		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	義務教育標準法	義務教育標準法	義務教育標準法	義務教育標準法	義務教育標準法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【事務概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月 学級編制認可申請 5月 5月1日現在の児童生徒・学級数報告 9月 学級編制推計報告 1月 学級編制仮査定 3月 学級編制変更報告 <p>平成17年5月1日現在児童生徒・学級数 小学校 55校 35,627人 1,117クラス 中学校 27校 15,627人 462クラス</p>	<p>【事務概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月 学級編制認可申請 5月 5月1日現在の児童生徒・学級数報告 9月 学級編制推計報告 1月 学級編制仮査定 3月 学級編制変更報告 <p>平成17年5月1日現在児童生徒・学級数 小学校 4校 1,297人 53クラス 中学校 2校 634人 22クラス</p>	<p>【事務概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月 学級編制認可申請 5月 5月1日現在の児童生徒・学級数報告 9月 学級編制推計報告 1月 学級編制仮査定 3月 学級編制変更報告 <p>平成17年5月1日現在児童生徒・学級数 小学校 7校 1,641人 73クラス 中学校 5校 954人 40クラス</p>	<p>【事務概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月 学級編制認可申請 5月 5月1日現在の児童生徒・学級数報告 9月 学級編制推計報告 1月 学級編制仮査定 3月 学級編制変更報告 <p>平成17年5月1日現在児童生徒・学級数 小学校 3校 488人 26クラス 中学校 2校 298人 13クラス</p>	<p>【事務概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月 学級編制認可申請 5月 5月1日現在の児童生徒・学級数報告 9月 学級編制推計報告 1月 学級編制仮報告 3月 学級編制変更報告 <p>平成17年5月1日現在児童生徒・学級数 小学校 6校 548人 42クラス 中学校 1校 298人 11クラス</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	通学区域		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校教育法施行令 学校教育法施行細則 相模原市条例学校教育法施行細則	学校教育法施行令 学校教育法施行細則 城山町公立学校学区に関する規則	学校教育法施行令 学校教育法施行細則 津久井町立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則	学校教育法施行令 学校教育法施行細則 相模湖町立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則	学校教育法施行令 学校教育法施行細則 学校の指定変更申立の認定基準
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 通学区域を設定し学校規模の適正化を図る</p> <p>【事務概要】 通学区域の設定及び指定変更許可区域（学校を選択できる区域）の指定</p> <p>【指定変更許可区域箇所数】 小学校 3 8箇所 中学校 3 7箇所</p>	<p>【目的】 通学区域を設定し学校規模の適正化を図る</p> <p>【事務概要】 通学区域の設定及び指定変更許可区域（学校を選択できる区域）の指定</p> <p>【指定変更許可区域箇所数】 小学校 0箇所 中学校 0箇所</p>	<p>【目的】 通学区域を設定し学校規模の適正化を図る</p> <p>【事務概要】 通学区域の設定及び指定変更許可区域（学校を選択できる区域）の指定</p> <p>【指定変更許可区域箇所数】 小学校 0箇所 中学校 0箇所</p>	<p>【目的】 通学区域を設定し学校規模の適正化を図る</p> <p>【事務概要】 通学区域の設定及び指定変更許可区域（学校を選択できる区域）の指定</p> <p>【指定変更許可区域箇所数】 小学校 0箇所 中学校 0箇所</p>	<p>【目的】 通学区域を設定し学校規模の適正化を図る</p> <p>【事務概要】 通学区域の設定及び指定変更許可の基準を定める</p> <p>【指定変更許可区域箇所数】 小学校 0箇所 中学校 0箇所</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	学校規模の適正化		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校教育法施行規則 通学区域のあり方に関する検討会設置要綱				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円				0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 よりよい教育環境をすることや、めざすべき教育目標を達成するため、学校規模の適正化を図る。</p> <p>【事業内容】 平成10年の学校規模適正化懇談会からの提言に基づき、過大規模校と過小規模校の適正化を図る。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 公共施設の適性化を図る</p> <p>【事業内容】 平成20年度迄に小学校3校態勢を整える</p> <p>現在、町公共施設等適正配置計画に基づき小学校の統廃合事業を実施中</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
32	義務教育事務委託事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等			学校教育法	学校教育法	学校教育法
歳出予算額（平成17年度）			840千円	370千円	100千円
歳入予算額（平成17年度）			840千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 学校教育法第31条（学齢児童の教育事務の委託）に基づき本町に隣接する藤野町、相模湖町及び山梨県道志村と教育事務委託契約を締結し、3町村の児童・生徒を受入れる。</p> <p>【内容】 受託児童・生徒数 藤野町 小学生0人、中学生1人 相模湖町 小学生3人、中学生1人 道志村 小学生1人、中学生1人 委託料 児童一人当たり 90,000円/年 生徒一人当たり 100,000円/年 受託校 青根小学校 1人 青野原小学校 3人 青根中学校 2人 青野原中学校 1人</p>	<p>【目的】 学校教育法第31条（学齢児童の教育事務の委託）に基づき本町に隣接する津久井町と教育事務委託契約を締結し、児童・生徒を委託している。</p> <p>【内容】 委託児童・生徒数 津久井町 小学生3人、中学生1人 委託料 児童一人当たり 90,000円/年 生徒一人当たり 100,000円/年 委託校 青野原小学校 3人 青野原中学校 1人</p>	<p>【目的】 学校教育法第31条（学齢児童の教育事務の委託）に基づき本町に隣接する津久井町と教育事務委託契約を締結し、児童・生徒を委託している。</p> <p>【内容】 委託児童・生徒 津久井町 中学生1名 委託料 生徒一人当たり 100,000円/年 委託料 青根中学校 1名</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
34	町立小学校統合		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課				教育総務課
根拠法令等					藤野町立小学校及び中学校の設置に関する条例
歳出予算額（平成17年度）					0千円
歳入予算額（平成17年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 平成14年に策定された「藤野町公共施設等適正配置計画」に基づき、よりよい教育環境整備のため小学校を統合する。</p> <p>【内容】 平成14年度現在10校ある町立小学校を平成20年度には3校へ統合する。なお、平成17年度現在6校。 ・牧野小、牧郷小、篠原小、菅井小南小学校（H15.4.1開校） ・日連小、名倉小 ・藤野小（H17.4.1開校） ・吉野小、小淵小は平成20年度に藤野小に統合 ・沢井小、佐野川小 ・仮称北小学校（統合予定）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	学校医等公務災害補償費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例、同施行規則等	城山町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例、同施行規則等	津久井町立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等	相模湖町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等	藤野町立学校の学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等
歳出予算額（平成17年度）	100千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的、目標】 市条例に基づく学校医等の公務上の災害に対する補償</p> <p>【内容】 学校医、学校歯科医、学校薬剤師数 小学校 学校医 2 0 5名 学校歯科医 9 5名 学校薬剤師 5 5名 計 3 5 5名</p> <p>中学校 学校医 9 7名 学校歯科医 4 3名 学校薬剤師 2 7名 計 1 6 7名</p> <p>予算額・災害補償費 1 0 0千円</p>	<p>【目的、目標】 町条例に基づく学校医等の公務上の災害に対する補償</p> <p>【内容】 学校医、学校歯科医、学校薬剤師数 小学校 学校医 4 名 学校歯科医 4 名 学校薬剤師 4 名 計 1 2 名</p> <p>中学校 学校医 2 名 学校歯科医 2 名 学校薬剤師 2 名 計 2 名</p> <p>予算計上なし</p>	<p>【目的、目標】 町条例に基づく学校医等の公務上の災害に対する補償</p> <p>【内容】 学校医、学校歯科医、学校薬剤師数 小学校 学校医 7 名 学校歯科医 7 名 学校薬剤師 7 名 計 2 1 名</p> <p>中学校 学校医 5 名 学校歯科医 5 名 学校薬剤師 5 名 計 1 5 名</p> <p>予算計上なし</p>	<p>【目的、目標】 町条例に基づく学校医等の公務上の災害に対する補償</p> <p>【内容】 学校医、学校歯科医、学校薬剤師数 小学校 学校医 3 名 学校歯科医 2 名 学校薬剤師 1 名 計 6 名</p> <p>中学校 学校医 2 名 学校歯科医 2 名 学校薬剤師 1 名 計 5 名</p> <p>予算計上なし</p>	<p>【目的、目標】 町条例に基づく学校医等の公務上の災害に対する補償</p> <p>【内容】 学校医、学校歯科医、学校薬剤師数 小学校 学校医 2 名 学校歯科医 2 名 学校薬剤師 1 名 計 5 名</p> <p>中学校 学校医 1 名 学校歯科医 1 名 学校薬剤師 1 名 計 3 名</p> <p>予算計上なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																																		
29	各種事務事業の取扱い	管理部会																																																																		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																																		
7	児童生徒災害見舞金	A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																															
担当課名	学校保健課 市児童生徒災害見舞金条例、同施行規則	教育総務課 城山町立学校等災害見舞金条例、同施行規則	教育総務課	教育総務課	教育総務課 藤野町立学校等災害見舞金条例、同施行規則																																																															
根拠法令等																																																																				
歳出予算額（平成17年度）	3,131千円	50千円			50千円																																																															
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			0千円																																																															
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校管理下における児童生徒の負傷、疾病、身体障害又は死亡について、その保護者に対し、見舞金を贈呈する。先例のない災害事例が発生した場合には、学校医、学校歯科医、PTA、校長、保育所長を構成員（8人）とする児童生徒災害見舞金審査委員会を開催する。</p> <p>【内容】 見舞金 怪我等による入院5日以内1万円の入院見舞金 6日以上1日につき2千円の入院見舞金 スポーツ振興センターの障害の程度に準ずる障害がある場合に等級別障害見舞金 怪我による前歯（上下の1番から3番まで）の抜歯又は抜髄の場合に、1本につき5万円の歯科見舞金</p> <p>予算内訳 報酬 126千円 児童生徒災害見舞金審査委員報酬 12,600円×10人 報償費 3,000千円 児童生徒災害見舞金 需要費 5千円（災害見舞金袋）</p> <p>16年度実績</p> <table style="font-size: small;"> <tr><td>小学校</td><td>（千円）</td><td>件</td></tr> <tr><td>医療</td><td>194</td><td>14</td></tr> <tr><td>歯科</td><td>450</td><td>7</td></tr> <tr><td>障害</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>死亡</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>特別</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>計</td><td>644</td><td>21</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>（千円）</td><td>件</td></tr> <tr><td>医療</td><td>666</td><td>32</td></tr> <tr><td>歯科</td><td>700</td><td>11</td></tr> <tr><td>障害</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>死亡</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>特別</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,366</td><td>43</td></tr> <tr><td>小計</td><td>（千円）</td><td>件</td></tr> <tr><td>医療</td><td>860</td><td>46</td></tr> <tr><td>歯科</td><td>1,150</td><td>17</td></tr> <tr><td>障害</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>死亡</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>特別</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,010</td><td>63</td></tr> </table>	小学校	（千円）	件	医療	194	14	歯科	450	7	障害	0	0	死亡	0	0	特別	0	0	計	644	21	中学校	（千円）	件	医療	666	32	歯科	700	11	障害	0	0	死亡	0	0	特別	0	0	計	1,366	43	小計	（千円）	件	医療	860	46	歯科	1,150	17	障害	0	0	死亡	0	0	特別	0	0	合計	2,010	63	<p>【目的】 学校管理下において児童生徒が災害を受けた場合に保護者に対し学校等災害見舞金を支給することにより、学校教育の円滑な実施を図る。</p> <p>【内容】 見舞金の支給について ・医療見舞金 災害により7日以上入院した場合、別に定めた等級に応じた額を支給する。 ・障害見舞金 災害を受け治ったときに、別に定めた障害の等級に応じた額を支給する。 ・弔慰見舞金 災害に起因して1年以内に死亡した場合 1,000,000円 16年度実績 なし</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 学校管理下において児童生徒が災害を受けた場合に保護者に対し学校等災害見舞金を支給することにより、学校教育及び保育の円滑な実施を図る。</p> <p>【内容】 見舞金の支給 ・医療見舞金 災害により7日以上入院した場合、別に定めた等級に応じた額を支給する。 ・障害見舞金 災害を受け治ったときに、別に定めた障害の等級に応じた額を支給する。 ・弔慰見舞金 災害に起因し、1年以内に死亡した場合 1,000,000円</p>
小学校	（千円）	件																																																																		
医療	194	14																																																																		
歯科	450	7																																																																		
障害	0	0																																																																		
死亡	0	0																																																																		
特別	0	0																																																																		
計	644	21																																																																		
中学校	（千円）	件																																																																		
医療	666	32																																																																		
歯科	700	11																																																																		
障害	0	0																																																																		
死亡	0	0																																																																		
特別	0	0																																																																		
計	1,366	43																																																																		
小計	（千円）	件																																																																		
医療	860	46																																																																		
歯科	1,150	17																																																																		
障害	0	0																																																																		
死亡	0	0																																																																		
特別	0	0																																																																		
合計	2,010	63																																																																		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	各種教育研究団体補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市学校保健会規約	津久井郡学校保健会会則	津久井郡学校保健会会則	津久井郡学校保健会会則	津久井郡学校保健会会則
歳出予算額（平成17年度）	513千円	9千円	12千円	9千円	6千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校保健会 児童生徒の健康を増進するため、学校保健の推進に寄与することを目的とする。 学校給食運営協議会 学校給食の趣旨に基づき、学校給食の充実及び円滑な運営を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 学校保健会 小中学校長、小中学校養護教諭、PTA、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校給食主任、学校給食栄養士、保健所の各代表者19名で構成し、目標達成のため、次の事業を実施している。 役員会、評議員会、講演会、研究発表会、歯の図画、ポスター、標語等の表彰事業。 補助金額 285千円 学校給食運営協議会 小中学校及び教育委員会の関係者で組織し、次の事業を実施している。 物資納入選定委員会、物資選定委員会、献立計画委員会、基準献立作成委員会、原案策定委員会、献立策定小委員会、献立研究小委員会、特別課題検討委員会等の実施。 補助金額 228千円</p> <p>【公共的団体の概要】 相模原市学校保健会補助金 相模原市学校給食運営協議会補助金</p>	<p>【目的】 学校保健会 児童生徒の健康を増進するため、学校保健の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 津久井郡学校保健会 教育長、小中学校長、小中学校養護教諭、PTA、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、4町教育委員会保健担当、保健所の各代表者17名で構成し、目標達成のため、次の事業を実施している。 委員会、運営委員会、研究協議会、歯の図画、ポスター、標語等の表彰事業。 補助金額 9千円</p> <p>【公共的団体の概要】 津久井郡学校保健会補助金</p>	<p>【目的】 学校保健会 児童生徒の健康を増進するため、学校保健の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 津久井郡学校保健会 教育長、小中学校長、小中学校養護教諭、PTA、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、4町教育委員会保健担当、保健所の各代表者17名で構成し、目標達成のため、次の事業を実施している。 委員会、運営委員会、研究協議会、歯の図画、ポスター、標語等の表彰事業。 補助金額 12千円</p> <p>【公共的団体の概要】 津久井郡学校保健会補助金</p>	<p>【目的】 学校保健会 児童生徒の健康を増進するため、学校保健の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 津久井郡学校保健会 教育長、小中学校長、小中学校養護教諭、PTA、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、4町教育委員会保健担当、保健所の各代表者17名で構成し、目標達成のため、次の事業を実施している。 委員会、運営委員会、研究協議会、歯の図画、ポスター、標語等の表彰事業。 補助金額 9千円</p> <p>【公共的団体の概要】 津久井郡学校保健会補助金</p>	<p>【目的】 学校保健会 児童生徒の健康を増進するため、学校保健の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 津久井郡学校保健会 教育長、小中学校長、小中学校養護教諭、PTA、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、4町教育委員会保健担当、保健所の各代表者17名で構成し、目標達成のため、次の事業を実施している。 委員会、運営委員会、研究協議会、歯の図画、ポスター、標語等の表彰事業。 補助金額 6千円</p> <p>【公共的団体の概要】 津久井郡学校保健会補助金</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 管理部会			
事務事業番号 9	事務事業名 給食センター施設管理運営事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課学校給食センター	学校給食センター	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校給食法 学校給食衛生の基準	学校給食法 学校給食衛生の基準	学校給食法 学校給食衛生の基準	学校給食法 学校給食衛生の基準	
歳出予算額（平成17年度）	36,331千円	15,299千円	13,268千円	24,360千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	155千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 給食センターの施設を良好に維持するため諸設備の運転、保守、清掃及び検査等を実施する。</p> <p>【内容】 ○給食センター施設数 2場 南部学校給食センター（5校） 清新学校給食センター（5校） ○施設維持管理費 23,718千円</p> <p>（手数料） 簡易専用水道検査 1回/年 温水水質検査 1回/年 （委託料） 警備業務委託 12月 廃水処理施設維持管理委託 12月 自動火災報知設備保守委託 衛生害虫駆除委託 ボイラー運転業務委託 12月 自家用電気保守業務委託 12月 プロパンガス気化器保守委託 2回/年 吸気加熱ユニット清掃委託 1回/年 貯水槽清掃委託 2回/年 庁舎清掃委託 12月 煤煙等測定委託 2回/年 余剰汚泥処理委託 6.5t/年 ボイラー点検委託 1回/年 受電設備清掃業務委託 1回/年 植木剪定委託 圧力容器性能検査準備業務委託 1回/年 （賃借料） 土地賃借料 ○施設維持補修費 11,956千円 （物品修繕・施設修繕） ○一般事務費 6,57千円 （旅費・消耗品・燃料・自動車損害保険）</p> <p>センター校への配送方法 （配送業務委託により対象校へ配送）</p>	<p>【目的】 幼児、児童及び生徒の心身の健全な発達や食生活の改善に向け、衛生的で栄養バランスのとれた給食を提供するため、施設の維持管理を図る。</p> <p>【内容】 ○給食センター施設数 1場 学校給食センター（1圏・6校） 〔フルドライシステム〕 ○施設維持管理費 12,752千円 （賃金） 臨時調理員 （手数料） 水道水質検査（室内） 2回/年 水道水質検査（受水層） 1回/年 細菌検査 ごみ処理料 （委託料） 警備業務委託 12月 廃水処理施設維持管理業務委託 12月 施設清掃業務委託 3回/年 ボイラー運転業務委託 12月 自家用電気工作物保守業務委託 12月 フード・給排気扇清掃業務委託 1回/年 自動ドア保守業務委託 3回/年 （賃借料） モップ賃借料 （備品） 調理備品 （役務費） 火災保険 ○施設維持補修費 2,228千円 （物品修繕・施設修繕） ○一般事務費 3,19千円 （旅費・消耗品・燃料・自動車損害保険）</p> <p>配送方法 （配送業務委託により対象校等へ配送）</p> <p>【使用料の概要】 行政財産目的外使用料（職員の駐車場使用料） 155千円</p>	<p>【目的】 給食センターの施設を良好に維持するため諸設備の運転、保守、清掃及び検査等を実施する。</p> <p>【内容】 ○給食センター施設数 1場 津久井町学校給食センター ○施設維持管理費 11,099千円</p> <p>（手数料） 浄化槽清掃（厨房汚泥） 10回/年 浄化槽清掃（し尿） 6回/年 ごみ処理 火災保険料 （委託料） 警備業務委託 12月 清掃業務委託 1回/年 消防設備保守管理委託 2回/年 電気施設保守管理委託 6回/年 浄化槽保守管理委託 6回/年 自動ドア保守点検委託 1回/年 汚泥処理施設維持管理委託 12月 ボイラー水管理委託 12月 厨房機器保守点検委託 2回/年 ボイラー性能整備委託 1回/年 厨房防虫防除委託 3回/年 地下タンク漏洩検査委託 1回/年 ばい煙等測定業務委託 2回/年 調理室大腸菌消毒委託 3回/年 各小中学校熱風消毒保管 保守点検委託 1回/年 ○施設維持補修費 1,299千円 （物品修繕・施設修繕） ○一般事務費 870千円 （旅費・消耗品・燃料・自動車損害保険）</p> <p>学校への配送方法 （センター職員により対象校へ配送）</p>	<p>【目的】 委託給食センター（民間委託）の施設を良好に維持するため諸設備の運転、保守、清掃及び検査等を実施する。</p> <p>【内容】 ○給食センター施設数 1場 民間委託 調理、運搬、食器清掃・保管、残食の処理、食器の購入 ○委託費 195円×消費税×食数（580） ×180回 委託料合計 21,376千円 ○その他経費計 2,984千円 ○合計 24,360千円</p> <p>衛生については、津久井保健所と相模原市保健所の指導に沿って実施している。</p>	<p>該当なし 自校方式は別に記載。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	学校医等報酬	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校保健法及び同施行令 市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則	学校保健法及び同施行令 城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	学校保健法及び同施行令 津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	学校保健法及び同施行令 相模湖町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例	学校保健法及び同施行令 藤野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
歳出予算額（平成17年度）	186,677千円	4,179千円	7,034千円	2,058千円	2,462千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校における健康診断、環境衛生検査等各分野ごとに学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱し、学校保健の推進体制を確保する。</p> <p>【内容】 学校医数 小学校（55校） 実人数 学校医 205名 114名 （内科医 95名）（77名） （眼科医 55名）（21名） （耳鼻科医 55名）（16名） 学校歯科医 95名 88名 学校薬剤師 55名 55名 計 355名 中学校（27校） 実人数 学校医 97名 69名 （内科医 43名）（41名） （眼科医 27名）（15名） （耳鼻科医 27名）（13名） 学校歯科医 43名 42名 学校薬剤師 27名 26名 計 167名 報酬基準（月額） 学校医、学校歯科医 学校薬剤師 800人以下 30,900円 22,600円 800～1,200人 32,400円 23,300円 1,201～1,500人 34,200円 24,000円 1,501人以上 37,500円 24,900円 複数医（内科、歯科）児童数501人以上、2名配置校40校 支払日：月末 支払方法：口座振込</p> <p>【予算額】 非常勤特別職員報酬 小学校費 127,184千円 中学校費 59,493千円</p>	<p>【目的】 学校における健康診断、環境衛生検査等各分野ごとに学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱し、学校保健の推進体制を確保する。</p> <p>【内容】 学校医数 小学校（4校） 実人数 学校医 4名 4名 学校歯科医 4名 4名 学校薬剤師 4名 2名 計 12名 中学校（2校） 実人数 学校医 2名 2名 学校歯科医 2名 2名 学校薬剤師 2名 2名 計 6名 報酬基準（月額） 学校医、学校歯科医 50人以下 138,100円 104,600円 51～100人 182,000円 137,900円 101～200人 254,000円 192,400円 201～300人 331,800円 251,400円 301～500人 414,100円 313,700円 501～799人 489,500円 370,800円 800人以上 513,200円 388,800円 児童生徒数800人以上から医師2名配置、配置0校 学校薬剤師（1校につき月額） 76,000円 支払日：年度末 支払方法：口座振込</p> <p>【予算額】 非常勤特別職員報酬 小学校費 2,719千円 中学校費 1,460千円</p>	<p>【目的】 学校における健康診断、環境衛生検査等各分野ごとに学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱し、学校保健の推進体制を確保する。</p> <p>【内容】 学校医数 小学校（7校） 実人数 学校医 7名 5名 学校歯科医 7名 6名 学校薬剤師 7名 4名 計 21名 中学校（5校） 実人数 学校医 5名 4名 学校歯科医 5名 5名 学校薬剤師 5名 4名 計 15名 報酬基準（月額） 学校医、学校歯科医 50人以下 138,100円 104,600円 51～100人 182,000円 137,900円 101～200人 254,000円 192,400円 201～300人 331,800円 251,400円 301～500人 414,100円 313,700円 501～799人 489,500円 370,800円 800人以上 513,200円 388,800円 児童生徒数800人以上から医師2名配置 学校薬剤師（1校につき月額） 78,400円 支払日：年度末 支払方法：口座振込</p> <p>【予算額】 非常勤特別職員報酬 小学校費 4,303千円 中学校費 2,731千円</p>	<p>【目的】 学校における健康診断、環境衛生検査等各分野ごとに学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱し、学校保健の推進体制を確保する。</p> <p>【内容】 学校医数 小学校（3校） 学校医 3名 学校歯科医 2名 学校薬剤師 1名 計 6名 中学校（2校） 学校医 2名 学校歯科医 2名 学校薬剤師 1名 計 5名 報酬基準（月額） 学校医、学校歯科医 50人以下 138,100円 104,600円 51～100人 182,000円 137,900円 101～200人 254,000円 192,400円 201～300人 331,800円 251,400円 301～500人 414,100円 313,700円 501～799人 489,500円 370,800円 800人以上 513,200円 388,800円 児童生徒数800人以上から医師2名配置 学校薬剤師（1校につき月額） 42,500円 支払日：年度末 支払方法：口座振込</p> <p>【予算額】 非常勤特別職員報酬 小学校費 1,334千円 中学校費 724千円 学校医の内、内郷小・中は、町立国保診療所医師のため報酬は無し。</p>	<p>【目的】 学校における健康診断、環境衛生検査等各分野ごとに学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱し、学校保健の推進体制を確保する。</p> <p>【内容】 学校医数 小学校（6校） 学校医 2名 学校歯科医 2名 学校薬剤師 1名 計 5名 中学校（1校） 学校医 1名 学校歯科医 1名 学校薬剤師 1名 計 3名 報酬基準（月額） 50人以下 138,100円 104,600円 51～100人 182,000円 137,900円 101～200人 254,000円 192,400円 201～300人 331,800円 251,400円 301～500人 414,100円 313,700円 501～799人 489,500円 370,800円 800人以上 513,200円 388,800円 支払日：年度末 支払方法：口座振込</p> <p>【予算額】 非常勤特別職員報酬 小学校費 1,691千円 中学校費 771千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	児童・生徒健康診断事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校保健法及び同施行令 市児童生徒心臓病検診事業実施要領等	学校保健法及び同施行令	学校保健法及び同施行令	学校保健法及び同施行令	学校保健法及び同施行令
歳出予算額（平成17年度）	73,687千円	2,228千円	3,195千円	775千円	552千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に務める。</p> <p>【内容】 定期健康診断（内科、眼科、耳鼻科、歯科） 心臓病検診（心音心電図検査・管理委員会判定会・精密検査） 腎疾患管理対策（二次尿検査異常有・精密検査） 肥満対策（一次検査・栄養相談又は精密検査・肥満管理委員会） 尿検査（一次尿検査・二次尿検査） 寄生虫卵検査 結核対策（定期健康診断・ツベルクリン反応検査・X線撮影） 就学時健康診断（保健福祉センターを会場とし町職員及び非常勤職員で運営） 健康手帳の配布 ち癒証明書手数料</p> <p>【対象者】 児童数：35,627名 生徒数：15,627名</p> <p>定期健康診断：全児童・生徒 心臓病検診 スクリーニング：全児童・生徒 心音心電図検査：小学1年生・中学1年生及び転入生 腎疾患管理対策：二次尿検査異常有りの者 肥満対策：ローレル指数1.6以上の小学3年生及び中学1年生で健診を希望する者 尿検査：全児童・生徒 寄生虫卵検査：全児童 結核対策：全児童・生徒 就学時健康診断（各小学校区域内就学対象児童） 健康手帳の配布：小学1年生・中学1年生 ち癒証明書手数料：2,380件×@840</p> <p>【予算額】 小学校費 50,793千円（結核予防経費4,203千円） 中学校費 22,894千円（結核予防経費1,223千円）</p>	<p>【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に務める。</p> <p>【内容】 定期健康診断（内科、眼科、歯科） 心臓病検診（心音心電図検査・精密検査） 尿検査（一次尿検査・二次尿検査） 寄生虫卵検査 結核対策（定期健康診断・ツベルクリン反応検査・X線撮影） 就学時健康診断（保健福祉センターを会場とし町職員及び非常勤職員で運営） 健康手帳の配布 ち癒証明書手数料</p> <p>【対象者】 児童数：1,297名 生徒数：634名</p> <p>定期健康診断：全児童・生徒 心臓病検診 心音心電図検査：小学1年生・中学1年生 尿検査：全児童・生徒 寄生虫卵検査：1年生～3年生の児童 結核対策：全児童・生徒 就学時健康診断（各小学校区域内就学対象児童） 健康手帳の配布：小学1年生・中学1年生 ち癒証明書手数料：150件×@840</p> <p>【予算額】 小学校費 1,492千円（結核予防経費98千円） 中学校費 736千円（結核予防経費100千円）</p>	<p>【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に務める。</p> <p>【内容】 定期健康診断（内科、歯科） 心臓病検診（心音心電図検査・精密検査） 尿検査（一次尿検査・二次尿検査） 寄生虫卵検査 結核対策（定期健康診断・ツベルクリン反応検査・X線撮影） 就学時健康診断（各学校を会場とし町職員で運営） 健康手帳の配布 ち癒証明書手数料</p> <p>【対象者】 児童数：1,641名 生徒数：954名</p> <p>定期健康診断：全児童・生徒 心臓病検診 心音心電図検査：小学1年生・中学1年生 尿検査：全児童・生徒 寄生虫卵検査：全児童 結核対策：全児童・生徒 就学時健康診断（各小学校区域内就学対象児童） 健康手帳の配布：小学1年生・中学1年生 ち癒証明書手数料：333件×@840</p> <p>【予算額】 小学校費 2,037千円（結核予防経費341千円） 中学校費 1,158千円（結核予防経費217千円）</p>	<p>【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に務める。</p> <p>【内容】 定期健康診断（内科、歯科） 心臓病検診（心音心電図検査・精密検査） 尿検査（一次尿検査・二次尿検査） 寄生虫卵検査 結核対策（定期健康診断・ツベルクリン反応検査・X線撮影） 就学時健康診断（各学校を会場とし町職員で運営） 健康手帳の配布 ち癒証明書手数料</p> <p>【対象者】 児童数：488名 生徒数：298名</p> <p>定期健康診断：全児童・生徒 心臓病検診 心音心電図検査：小学1年生・中学1年生 尿検査：全児童・生徒 寄生虫卵検査：1年生～3年生の児童 結核対策：全児童・生徒 就学時健康診断（各小学校区域内就学対象児童） 健康手帳の配布：小学1年生・中学1年生 ち癒証明書手数料：110件×@840</p> <p>【予算額】 小学校費 456千円（結核予防経費30千円） 中学校費 319千円（結核予防経費18千円）</p>	<p>【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に務める。</p> <p>【内容】 定期健康診断（内科、歯科） 心臓病検診（心音心電図検査・精密検査） 尿検査（一次検査・二次検査） 寄生虫卵検査 結核対策（定期健康診断・ツベルクリン反応検査・X線撮影） 就学時健康診断（町内1ヶ所で町職員及び非常勤職員で運営） 健康手帳の配布 ち癒証明書手数料</p> <p>【対象者】 児童数：548名 生徒数：298名</p> <p>定期健康診断：全児童・生徒 心臓病検診 心音心電図：小学1年生・中学1年生 尿検査：全児童・生徒 結核対策：全児童・生徒 就学時健康診断（各小学校区域就学対象児童） 健康手帳の配布：小学1年生・中学1年生 ち癒証明書手数料：110件×@840</p> <p>【予算額】 小学校費 298千円（結核予防経費74千円） 中学校費 254千円（結核予防経費28千円）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	学校歯科保健事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	市学校歯科巡回指導実施要領 市学校歯科保健実践研究推進事業実施要領				
歳出予算額（平成17年度）	403千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 学校歯科巡回指導事業</p> <p>【目的】 児童の口腔衛生思想の普及を図り、歯科疾患の予防、抑制を進めると共に、健康意識の高揚を図る。</p> <p>【内容】 1 学級1時間を単位とし、保健所の歯科衛生士により、そしゃく、食物からの予防など歯科保健の基本的なことを指導する。</p> <p>【対象】 2年、5年生の全児童</p> <p>【予算】 2 28千円</p> <p>2. 学校歯科保健実践研究推進事業</p> <p>【目的】 学校における歯科保健活動の充実を図るため、関係職員の相互連携組織により、永久歯の保護、児童の健康管理について実践研究を行い、その成果を全校に普及する。</p> <p>【内容】 歯科医師会、保健所、教育委員会で検討した歯科保健の研究テーマについて小学校に3年間事業として委託、実践研究を行う。</p> <p>【予算】 委託料 175千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	学校環境衛生経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について 市立小中学校プール保健衛生管理事業実施要領等	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について
歳出予算額（平成17年度）	31,087千円	648千円	111千円	176千円	175千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校における適正な環境を確保し、児童を疾病や障害から守り、教育の円滑な実施を図る。</p> <p>【内容】 プール水質検査委託 小学校52校、中学校27校 水素イオン濃度、濁度、残留塩素濃度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、一般細菌数（2～3回）、総トリハロメタン濃度（1回） 環境衛生検査委託 ・照度検査 黒板照度、教室照度 小学校55校、中学校27校・各3教室（2回） ・空気検査 湿度、相対湿度、気流、落下細菌、二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粉塵 小学校55校、中学校27校・各3教室（2回） ・騒音検査 小学校55校、中学校27校・各3教室（2回） ・空気検査（ホルムアルデヒド、トルエン） 小学校52校、中学校27校（前年度基準値の2分の1以下の学校除く）各1教室（1回） 便所清掃委託 小学校52校、中学校27校・月1回</p> <p>【予算額】 小学校費 20,783千円 中学校費 10,304千円</p>	<p>【目的】 学校における適正な環境を確保し、児童を疾病や障害から守り、教育の円滑な実施を図る。</p> <p>【内容】 プール水質検査委託 小学校4校、中学校2校 水素イオン濃度、濁度、残留塩素濃度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、一般細菌数（2～3回）、総トリハロメタン濃度（1回） 環境衛生検査委託 ・照度検査 黒板照度、教室照度 小学校4校、中学校2校・各3教室（2回） ・空気検査 湿度、相対湿度、気流、落下細菌、二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粉塵 小学校4校、中学校2校・各3教室（2回） ・空気検査（ホルムアルデヒド、トルエン） 小学校4校、中学校2校・各校2～3教室（1回）</p> <p>【予算額】 小学校費 426千円 中学校費 222千円</p>	<p>【目的】 学校における適正な環境を確保し、児童を疾病や障害から守り、教育の円滑な実施を図る。</p> <p>【内容】 プール水質検査委託 小学校7校、中学校5校 水素イオン濃度、濁度、残留塩素濃度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、一般細菌数（2～3回）、総トリハロメタン濃度（1回） 環境衛生検査委託 ・照度検査 黒板照度、教室照度 小学校7校、中学校5校・各3教室（2回） ・空気検査 湿度、相対湿度、気流、落下細菌、二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粉塵 小学校7校、中学校5校・各3教室（2回）</p> <p>【予算額】 小学校費 48千円 中学校費 63千円</p>	<p>【目的】 学校における適正な環境を確保し、児童を疾病や障害から守り、教育の円滑な実施を図る。</p> <p>【内容】 プール水質検査委託 小学校3校、中学校2校 水素イオン濃度、濁度、残留塩素濃度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、一般細菌数（2回）、総トリハロメタン濃度（1回） 環境衛生検査委託</p> <p>【予算額】 小学校費 161千円 中学校費 15千円</p>	<p>【目的】 学校における適正な環境を確保し、児童を疾病や障害から守り、教育の円滑な実施を図る。</p> <p>【内容】 プール水質検査委託 小学校6校、中学校1校 水素イオン濃度、濁度、残留塩素濃度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、一般細菌数（2回）、総トリハロメタン濃度（1回）</p> <p>【予算額】 小学校費 150千円 中学校費 25千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	保健室管理運営費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について
歳出予算額（平成17年度）	21,991千円	504千円	851千円	146千円	318千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校における保健活動の円滑な推進を図るため、保健室に必要な設備・備品等の整備に務める。</p> <p>【内容】 需要費 8,130千円 消耗品費 6,839千円 カーテン 携帯用酸素吸入器 保健室用消耗品 保健室用器具 健康診断用医療器具（消毒委託用） 物品等修繕料 362千円 保健室備品修繕 役務費 2,948千円 手数料 2,948千円 寝具類クリーニング代 ふとんクリーニング代 ベットまわりカーテンクリーニング代 オージオメーター定期検査手数料 委託料 8,128千円 健康診断用医療器具消毒委託 計量器定期検査委託 備品購入費 2,952千円 保健室充実・更新用備品 小学校費 15,229千円 中学校費 6,762千円</p>	<p>【目的】 学校における保健活動の円滑な推進を図るため、保健室に必要な設備・備品等の整備に務める。</p> <p>【内容】 需要費 281千円 消耗品費 281千円 カーテン 保健室用消耗品 役務費 223千円 手数料 90千円 オージオメーター検査手数料 使用料及び賃借料 133千円 健康診断用医療器具リース 小学校費 343千円 中学校費 161千円 クリーニング代は、保健室の単独での予算計上はしていません。小・中学校維持管理補修費で計上している。</p>	<p>【目的】 学校における保健活動の円滑な推進を図るため、保健室に必要な設備・備品等の整備に務める。</p> <p>【内容】 需要費 625千円 消耗品費 625千円 保健室用消耗品 役務費 0千円 手数料 0千円 寝具類クリーニング代 ふとんクリーニング代 ベットまわりカーテンクリーニング代 オージオメーター定期検査手数料 委託料 226千円 健康診断用医療器具消毒委託 計量器定期検査委託 小学校費 598千円 中学校費 253千円 クリーニング代・オージオメーターは、保健室の単独での予算計上はしていません。小・中学校維持管理補修費で計上している。</p>	<p>【目的】 学校における保健活動の円滑な推進を図るため、保健室に必要な設備・備品等の整備に務める。</p> <p>【内容】 需要費 140千円 消耗品費 140千円 保健室用消耗品 備品購入費 6千円 小学校費 86千円 中学校費 60千円</p>	<p>【目的】 学校における保健活動の円滑な推進を図るため、保健室に必要な設備・備品等の整備に務める。</p> <p>【内容】 原則として各学校が学校配分予算内で必要な消耗品等を購入する。 需要費 305千円 消耗品費 医薬材料費 手数料 1千円 寝具類クリーニング代 オージオメーター定期検査 小学校費 218千円 中学校費 100千円 保健室単独での予算計上はしていません。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	児童・生徒災害共済負担金等経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	独立行政法人日本スポーツ振興センター法、同施行令	独立行政法人日本スポーツ振興センター法、同施行令	独立行政法人日本スポーツ振興センター法、同施行令	独立行政法人日本スポーツ振興センター法、同施行令	独立行政法人日本スポーツ振興センター法、同施行令
歳出予算額（平成17年度）	62,701千円	2,045千円	2,663千円	886千円	846千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童の学校管理下の事故に関して、治療費等の保護者負担の軽減を図るため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等に加える。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国市長会学校賠償補償保険（市に賠償責任が生じた場合の市への補填） （身体賠償 1名につき 1億円 1事故につき 10億円） ・学校旅行総合保険（児童・生徒の宿泊を伴う旅行中の遭難事故等の費用補填） （身体賠償 1名につき 1千万円 1事故につき 1億円） （財物損壊賠償 1事故につき 5,000万円） ・学校賠償責任保険（学校に賠償責任が生じた場合の学校への補填） ・独立行政法人日本スポーツ振興センター（児童・生徒の怪我等の保険治療の自己負担分への補填） <p>【掛金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国市長会学校賠償補償保険掛金 @65.72×50,987人 = 3,350,867円 ・学校旅行総合保険掛金 411,200円 ・学校賠償責任保険掛金 3,081,180円 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金 51,254人 49,768,385円 <p>【予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校費 42,764千円 中学校費 19,937千円 	<p>【目的】 児童の学校管理下の事故に関して、治療費等の保護者負担の軽減を図るため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等に加える。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校旅行総合保険（児童・生徒の宿泊を伴う旅行中の遭難事故等の費用補填） （身体賠償 1名につき 5千万円 1事故につき 10億円） （財物損壊賠償 1事故につき 5,000万円） ・独立行政法人日本スポーツ振興センター（児童・生徒の怪我等の保険治療の自己負担分への補填） <p>【掛金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校旅行総合保険掛金 95,000円 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金 2,011人 1,827,485円 <p>【予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校費 1,372千円 中学校費 673千円 	<p>【目的】 児童の学校管理下の事故に関して、治療費等の保護者負担の軽減を図るため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等に加える。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校旅行総合保険（児童・生徒の宿泊を伴う旅行中の遭難事故等の費用補填） （身体賠償 1名につき 5千万円 1事故につき 10億円） （財物損壊賠償 1事故につき 5,000万円） ・独立行政法人日本スポーツ振興センター（児童・生徒の怪我等の保険治療の自己負担分への補填） <p>【掛金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校旅行総合保険掛金 39,000円 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金 2,663人 2,623,055円 <p>【予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校費 1,671千円 中学校費 992千円 	<p>【目的】 児童の学校管理下の事故に関して、治療費等の保護者負担の軽減を図るため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等に加える。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校旅行総合保険（児童・生徒の宿泊を伴う旅行中の遭難事故等の費用補填） （身体賠償 1名につき 5千万円 1事故につき 10億円） （財物損壊賠償 1事故につき 5,000万円） ・独立行政法人日本スポーツ振興センター（児童・生徒の怪我等の保険治療の自己負担分への補填） <p>【掛金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校旅行総合保険掛金 62,000円 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金 786人 823,460円 <p>【予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校費 553千円 中学校費 333千円 	<p>【目的】 児童の学校管理下の事故に関して、治療費等の保護者負担の軽減を図るため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等に加える。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校旅行総合保険（児童・生徒の宿泊を伴う旅行中の遭難事故等の費用補填） （身体賠償 1名につき 5千万円 1事故につき 10億円） （財物損壊賠償 1事故につき 5,000万円） ・独立行政法人日本スポーツ振興センター（児童・生徒の怪我等の保険治療の自己負担分への補填） <p>【掛金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校旅行総合保険掛金 26,000円 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金 867人 820,135円 <p>【予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校費 536千円 中学校費 310千円

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	ランチルーム整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課学校給食センター	学校給食センター	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	0千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 豊かな給食の実現に向け、余裕教室を利用し、ランチルームの整備を図る。</p> <p>【内容】 異学年との交流給食や給食を通じての教育活動に利用していく。</p> <p>○ランチルーム整備数 23校/55校</p>	<p>該当なし</p> <p>【基礎数値】 ランチルーム整備校 小学校 1校/4校 中学校 0校/2校</p>	<p>該当なし</p> <p>【基礎数値】 ランチルーム整備校 小学校 1校/7校 中学校 0校/5校</p>	<p>該当なし</p> <p>【基礎数値】 ランチルーム整備校 小学校 3校/3校 中学校 0校/2校</p>	<p>該当なし</p> <p>【基礎数値】 ランチルーム整備校 小学校 1校/6校 中学校 0校/1校</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	学校給食施設・設備整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課学校給食センター	学校給食センター	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	109,687千円				0千円
歳入予算額（平成17年度）	332,475千円				0千円
【事務事業の内容】	<p>【概要】 給食施設の老朽化、給食内容の充実、給食施設整備基準の改定等により、改築整備を推進するため学校給食施設設備整備事業計画を策定（平成15年11月策定）</p> <p>【基本方針】 1 給食室の新築・改築はドライシステム方式で行う。 2 対象校は既存の単独未改築校17校、及びセンター校11校の合計28校とする。 3 整備事業は、平成16年度から着手し各年度2校の整備を行う。</p> <p>【内容】 1 施設整備の推進（学校施設課） 2 食器改善の推進（強化磁器食器） 3 設備品の充実（献立の多様化） 4 衛生管理の充実</p> <p>○平成17年度計画数 単独未改築校の改築整備 1校 センター校の単独校化 1校</p> <p>○概算費用 給食室設置（1校） 150,000千円 厨房機器備品（1校） 60,000千円</p> <p>○単独校化による栄養士の配置 1名</p> <p>【補助金等の概要】 補助金 32,375千円 学校給食施設設備補助金 事業債 300,100千円 義務教育施設整備事業債</p>	<p>該当なし （センター方式で実施しているため）</p>	<p>該当なし （センター方式で実施しているため）</p>	<p>該当なし （完全民間委託のため）</p>	<p>【概要】 完全給食の実施</p> <p>【基本方針】 1 給食室の新築はドライシステム方式で行なう。 2 対象校は、小学校の統廃合で残る3校のうち2校を整備する。 （1校は平成15年度で整備済み） 3 整備事業は、平成19年度に残る1校を整備する。</p> <p>【内容】 1 施設整備の推進 2 食器改善の推進 3 設備品の推進 4 衛生管理の充実</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	小・中学校維持管理補修事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校施設課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	812,141千円	24,106千円	25,107千円	23,461千円	18,666千円
歳入予算額（平成17年度）	343千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 全小中学校の維持管理補修を行う</p> <p>【内容】 維持管理（小174,054千円、中115,700千円） ・検査...飲料水等3項目・延べ176校 ・施設維持管理委託...機械警備委託等26項目・延べ1,216校 ・事務作業委託...漏水調査委託 ・土地賃借料...国の土地を借用している学校の賃借料6校 ・仮設校舎賃借料...小学校5校19教室 ・電柱共架料...中学校3校 ・原材料...砂納入 ・維持補修（小298,060千円、中224,327千円） ・修繕...小中学校小破損修繕・小中学校維持管理修繕 ・建設事業委託...改修工事設計委託 ・維持補修工事...計画工事及び一般補修工事 ・原材料...校舎等補修用材料</p> <p>【歳入内容】 防音事業関連維持費助成金...厚木基地周辺の防音校舎の施工を行った学校のその設備を使用した電気料等の補助（温度保持：1校・換気設備：2校） 騒音等常時測定装置設置経費...防衛施設庁が航空機騒音測定用に学校に設置している機器の設置使用料収入（1校24千円） 地震計設置経費...東京工業大学が地震計を設置している機器設置使用料（1校17千円）</p> <p>【基礎数値】 小学校...56校 中学校...27校</p>	<p>【目的】 全小中学校の維持管理補修を行う</p> <p>【内容】 維持管理（小12,536千円、中5,220千円） ・検査...飲料水等 ・施設維持管理委託...機械警備委託等23項目・延べ6校 ・事務作業委託...漏水調査委託 ・原材料...砂等 ・維持補修（小4,050千円、中2,300千円） ・修繕...小中学校小破損修繕・小中学校維持管理修繕 ・建設事業委託...改修工事実施設計及び監理委託 ・維持補修工事...計画工事及び一般補修工事 ・原材料...校舎等補修用材料</p> <p>【基礎数値】 小学校...4校 中学校...2校</p>	<p>【目的】 全小中学校の維持管理補修を行う</p> <p>【内容】 維持管理（小10,633千円、中12,474千円） ・検査...飲料水等 ・施設維持管理委託...機械警備委託等9項目・延べ82校 ・土地賃借料...排水設備用地として民地を借用している学校1校 ・仮設校舎賃借料...中学校1校、特別教室4教室 ・原材料...砂等 ・維持補修（小1,000千円、中1,000千円） ・修繕...小中学校小破損修繕・小中学校維持管理修繕 ・建設事業委託...改修工事設計委託 ・維持補修工事...計画工事及び一般補修工事 ・原材料...校舎等補修用材料</p> <p>【基礎数値】 小学校...4校 中学校...5校</p>	<p>【目的】 全小中学校の維持管理補修を行う</p> <p>【内容】 維持管理（小15,223千円、4,095中千円） ・検査...飲料水、浄化槽、小規模受水層 ・施設維持管理委託...機械警備委託等7項目・賃借料2校 ・用地賃借料...小学校2校 ・維持補修（小3,266千円、中877千円） ・修繕...小中学校小破損修繕・小中学校維持管理修繕</p> <p>【基礎数値】 小学校...3校 中学校...2校</p>	<p>【目的】 全小中学校の維持管理補修を行う。</p> <p>【内容】 維持管理（小9,716千円、中1,559千円） ・検査...飲料水等 ・施設維持管理委託...機械警備委託等7項目 ・土地賃借料 1,291千円（3校） ・原材料...砂納入 ・維持補修（小5,000千円、中1,100千円） ・修繕...小中学校小破損修繕・小中学校維持管理修繕</p> <p>【基礎数値】 小学校...6校 中学校...1校</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	小・中学校屋内運動場改修事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校施設課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	382,500千円	9,800千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 建設後20年を目安とし、改築整備を図ってきたが、整備費用がかかり、老朽化が進む一方で整備計画には追いつかない状況である。当面は、早期に必要な最低限の改修を行い改築時期の延伸を図る。</p> <p>【内容】 整備内容...床、内壁、外壁及び照明の改修 【改築の考え方】 建築後40年経過したものについて行う。（国庫補助率1/2となるため）</p> <p>【基礎数値】 対象校数...全82校中54校 整備校数...年5校程度（平成17年度は10校） この改修工事の予算額が国庫補助対象額を下回るため採択されない</p>	<p>【目的】 体育館の効用を維持し、利用環境の改善を図ってきたが、整備費用がかかり、老朽化が進む一方で整備計画には追いつかない状況である。当面は、早期に必要な最低限の改修を行い改築時期の延伸を図る。</p> <p>【内容】 整備内容...雨漏り、床、内壁、外壁及び照明の改修</p> <p>【基礎数値】 対象校数...全6校 整備校数...年1校程度</p>	<p>【目的】 老朽化が進む一方であるが、改修整備ができる状況になく、早期に必要な最低限の改修のみ実施。</p> <p>【基礎数値】 対象校数...全10校 整備校数...該当なし</p>	<p>【目的】 老朽化が進む一方であるが、改修整備ができる状況になく、早期に必要な最低限の改修のみ実施。</p> <p>【基礎数値】 対象校数...全5校中2校（小1校、中1校） 整備校数...該当なし</p>	<p>【目的】 老朽化が進む一方であるが、改修整備ができる状況になく、早期に必要な最低限の改修のみ実施。</p> <p>【基礎数値】 対象校数...全7校中6校（小5校、中1校） 整備校数...該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	小・中学校校舎耐震補強事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校施設課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	520,803千円	0千円	0千円	0千円	332千円
歳入予算額（平成17年度）	379,536千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童・生徒の教育環境（安全性）の向上及び防災拠点としての安全性の確保</p> <p>【内容】 昭和56年の建築基準法改正以前に設計施工された校舎を対象に、耐震診断結果に基づき必要な工事を行う。</p> <p>【手順】 Is値0.7未満の校舎のうち、0.6未満（Cランク）の校舎については、平成17年度で改修完了予定0.7未満0.6以上（Bランク）の校舎については、平成18年度以降に校舎大規模改修等の工事に併せ実施予定</p> <p>【補助金等】 公立学校に係る大規模地震対策関係法令及び地震対策関係法令 ・小学校...165,236千円 ・中学校...15,600千円 地方財政法（義務教育施設整備事業債） ・小学校...184,700千円 ・中学校...14,000千円</p> <p>【参考】 小中学校校舎総数 237棟 耐震対象棟数 205棟 要補強棟数 161棟 （Bランク） 34棟 （Cランク） 127棟 Bランク補強済み 15棟 Cランク補強済み 127棟</p> <p>（屋内運動場については15年度で整備済）</p>	<p>該当なし （耐震診断及び補強工事済み）</p> <p>【参考】 小中学校校舎総数 9棟 耐震対象棟数 6棟 Bランク補強済み 2棟 Cランク補強済み 2棟</p>	<p>【目的】 児童・生徒の教育環境（安全性）の向上及び防災拠点としての安全性の確保</p> <p>【内容】 昭和56年の建築基準法改正以前に設計施工された校舎を対象に、耐震診断結果に基づき必要な工事を行う。</p> <p>【手順】 Is値0.7未満の校舎のうち、0.6未満（Bランク）の校舎について改修する。 0.7未満0.6以上（Bランク）の校舎については、未定</p> <p>【参考】 小中学校校舎総数 21棟（うち1棟は木造） 小中学校屋体総数 10棟 耐震対象校舎棟数 11棟（うち1棟は木造） 要補強棟数 7棟 （Bランク） 5棟 （Cランク） 1棟 （Dランク） 1棟 Bランク補強済み 1棟 Cランク補強済み 1棟 Dランク補強済み 1棟 耐震診断未実施 2棟（建替計画1棟、木造1棟） （建替計画1棟は、耐力度調査済・木造は劣化診断済 補強の必要あり） 耐震対象屋体棟数 2棟 要補強棟数 1棟</p>	<p>【目的】 児童・生徒の教育環境（安全性）の向上及び防災拠点としての安全性の確保</p> <p>【内容】 昭和56年の建築基準法改正以前に設計施工された校舎を対象に、耐震診断結果に基づき必要な工事を行う。 ただし、一次診断のみ。</p> <p>【手順】 Is値0.7未満の校舎のうち、0.6未満（Cランク）の校舎、0.7未満0.6以上（Bランク）の校舎補強は、未定 【事業予算額】 予算計上無し</p> <p>【参考】 小中学校校舎総数 6棟 小中学校屋体総数 5棟 耐震対象校舎棟数 1棟 要補強棟数 1棟 （Bランク） 0棟 （Cランク） 1棟 Bランク補強済み 0棟 Cランク補強済み 0棟 耐震診断未実施 0棟 耐震対象屋体棟数 0棟 要補強棟数 1棟</p>	<p>【目的】 児童・生徒の教育環境（安全性）の向上及び防災拠点としての安全性の確保</p> <p>【内容】 昭和56年の建築基準法改正以前に設計施工された校舎を対象に、耐震診断結果に基づき必要な工事を行う。</p> <p>【手順】 Is値0.7未満の校舎のうち、0.6未満（Cランク）の校舎、0.7未満0.6以上（Bランク）の校舎については、6校中平成15年度迄に2校完了、平成18年度に校舎大規模改修等に併せて1校実施予定。あとの学校は閉校するため、実施しない。</p> <p>【事業予算額】 小学校耐震改修評価：1校</p> <p>【参考】 小中学校校舎総数 9棟 （うち1棟は木造） 耐震対象棟数 7棟 （Bランク） 0棟 （Cランク） 1棟 Bランク補強済み 0棟 Cランク補強済み 3棟 残り3棟は閉校のため、補強工事は実施しない。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	小・中学校校舎等整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校施設課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,795,502千円	48,900千円	177,585千円	0千円	90,279千円
歳入予算額（平成17年度）	913,556千円	9,000千円	75,025千円	0千円	13,755千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 校舎等の維持・保全及び機能向上を図る</p> <p>【内容】 校舎改築事業...老朽化した校舎の延命化を図るため、校舎の改築を実施する。 校舎増築事業...児童数増加により、不足した普通教室の解消を図るため、校舎の増築を行う。 障害児学級整備事業...障害児学級整備を図る。 身体障害児用施設整備事業...身体障害児用の施設の整備を図る。 給食室整備事業...小学校の内、センター方式の学校を単独調理施設化及びドライ方式への改築 冷暖房設備整備事業...管理諸室（校長室、職員室及び事務室）への空調設備設置 トイレ整備事業...現状の3Kトイレから利用しやすいトイレへの整備（洋式便器、ドライ床等） 維持補修工事...職員用のシャワー室の設置、作業室兼倉庫設置、防球ネット設置等 用地購入事業...土地開発公社が学校用拡張用地を先行取得した物件について、買戻しを行う。</p> <p>【整備内容・基礎数値】 校舎改築事業...概ね30年を経過した校舎を対象に校舎の内部、外壁、屋上防水、電気、給排水設備等の改築工事を実施する。 給食室整備事業...単独調理施設化（小学校11校整備）及び改築整備 冷暖房設備整備事業...小学校55校中52校・中学校27校中27校整備済（17年度未現在） トイレ整備事業...1次整備として校舎改築を行っていない134校（小21校、中13校）の1棟縦1系列を整備（1フロア全面改修、残ドライ床改修） 用地購入事業...小学校2校未買戻（うち17年度に校1校買戻）</p> <p>【歳入】 義務教育諸学校施設整備費国庫負担法 ・小学校...校舎改築事業...42,101千円 校舎増築事業...49,560千円 冷暖房設備整備事業...3,966千円 トイレ整備事業...16,173千円 ・中学校...冷暖房設備整備事業...7,932千円 トイレ整備事業...9,924千円 地方財政法（義務教育施設整備事業債） ・小学校...校舎改築事業...281,200千円 校舎増築事業...164,200千円 ・中学校...用地購入事業...338,500千円</p>	<p>【目的】 校舎等の維持・保全及び機能向上を図る</p> <p>【内容】 トイレ整備事業...現状の3Kトイレから利用しやすいトイレへの整備（洋式便器、ドライ床等） 維持補修工事...変電施設改修、受水槽改修、非常階段塗装等</p> <p>【整備内容・基礎数値】 トイレ整備事業...1次整備として校舎改築を行っていない13校（小2校、中1校）の1棟縦1系列を整備（1フロア全面改修、ドライ床改修）</p> <p>【歳入】 義務教育諸学校施設整備費国庫負担法 ・小学校...トイレ整備事業...9,000千円</p>	<p>【目的】 校舎等の維持・保全及び機能向上を図る</p> <p>【内容】 青野原地域教育施設整備事業に基づき、青野原中学校校舎建設（平成17.18年度継続事業） ・構造 R C ・規模 3階建 ・建築面積 663,645㎡ ・延床面積 1,462,305㎡ 建築工事 一式 電気設備工事 一式 機械設備工事 一式 青野原中学校（既存校舎）解体の実施設計を行う。</p> <p>【整備内容・基礎数値】 非木造の2階以上または200㎡超建物 小学校：6校（12棟） 中学校：5校（8棟） 木造 小学校：1校（1棟）</p> <p>【歳入】 義務教育諸学校施設整備費国庫負担法 ・中学校...危険改築 19,925千円 義務教育施設整備事業債 ・中学校...校舎改築 55,100千円</p>	<p>【目的】 校舎等の維持・保全及び機能向上を図る</p> <p>【内容】 校舎改築事業...概ね30年を経過した校舎を対象に改築工事を実施する。 小中学校で30年以上の経過建物はない。 障害児学級整備事業...障害児学級整備を図る。 対象者が入学し、施設に不足がある時のみ行なう。 身体障害児用施設整備事業...身体障害児用の施設の整備を図る。 対象者が入学し、施設に不足がある時のみ行なう。 給食室整備事業...小学校の内、センター方式の学校を単独調理施設化及び、ドライ方式への改築 現在のところ単独への予定無し。 冷暖房設備整備事業...管理諸室（校長室、職員室及び事務室）への空調設備設置 全ての小中学校に完備済み。 トイレ整備事業...現状の3Kトイレから利用しやすいトイレへの整備（洋式便器、ドライ床等） 全ての小中学校に完備済み。 維持補修工事...職員用のシャワー室の設置、作業室兼倉庫設置、防球ネット設置等 予算計上なし。 用地購入事業...土地開発公社が学校用拡張用地を先行取得した物件について、買戻しを行う 該当なし。</p> <p>【整備内容・基礎数値】 冷暖房設備整備事業...小学校3校中3校・中学校2校中2校整備済 トイレ整備事業...1次整備として校舎改築を行っていない10校（小0校、中0校）の1棟縦1系列を整備（1フロア全面改修、残ドライ床改修） 用地購入事業...小学校2校未買戻</p>	<p>【目的】 校舎等の維持・保全及び機能向上を図る。</p> <p>【内容】 校舎増築・改修工事実施設計委託 トイレ整備事業...利用しやすいトイレへの整備（洋式便器等） 維持補修工事等...体育館屋根防水工事、防球ネット設置工事、校舎窓ガラス修理等</p> <p>【歳入】 義務教育諸学校施設整備費国庫負担法 ・中学校...トイレ整備事業 13,755千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	小・中学校環境対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校施設課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	339,720千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校教育環境を阻害する要因（臭い・音）について、平成16年度まで実施した調査、評価を踏まえ、冷房設備の設置及び防音サッシ取替整備を行い教育環境の向上を図る。</p> <p>【内容】 阻害要因別に次のことについて行う ・臭い...麻溝台中学校の特別教室に冷房設備を設置する。 ・音 ...航空機騒音の影響が大きい小中学校の窓を防音サッシに取替えるとともに冷房設備を設置する。</p> <p>【経過】 ・平成12年度...委託調査を行い、阻害する要因のうち「音」、「臭い」が顕著にあることが判明 ・平成13・14年度...音、臭いによる教育環境の阻害の有無について、学校の職員等にアンケート調査を実施し、その把握に努める。 ・平成16年度...臭いについては、冷房機器を設置（リース）しその効果を検証する。音については、住宅防音区域内にある窓などの仕様の異なる学校3校に冷房設備を設置（リース）し、測定評価等を行い整備方法を検証する。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

学 校 教 育 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	教職員研修事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	3,319千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教職員が学校経営に必要な専門的内容を習得するために研修を実施する。</p> <p>【内容】 各種教職員研修の実施</p> <p>管理職研修(校長、教頭) 県外委託研修(23人) 教員海外派遣研修(3人) 県主催研修への参加 17年度予算内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職研修講師 52,000円 (2人×2H×@13000) ・県外委託研修奨励金 1,495,000円 (23人×@65000) ・教員海外派遣研修奨励金 600,000円 (3人×@200000) ・県委託研修負担金 1,000,000円 ・消耗品等 94,000円 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	学校教育研究事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	18,910千円	156千円	544千円	0千円	120千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	156千円	350千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 各学校の実態に即した研究課題の解決に向け、教育研究活動の充実を図る。 また、わかる授業の推進をめざした授業改善を行い、フロンティアスクール推進校（2校）に対し普通教室を含めた校内LANの整備を行う。</p> <p>【内容】 課題研究推進事業委託 ・フロンティアスクール推進校（2校） コンピュータをはじめとする情報メディアの学習活用を通して、研究を進める。 1,100千円 推進校委託料 @550,000円×2校 ・特色ある学校教育研究校（13校） 各学校において研究主題を設定し、創意工夫を生かした特色ある教育、特色ある学校づくりのための研究を進める。 3,050千円 研究校委託料 @250,000円×5校 @230,000円×6校 @210,000円×2校 ・創造的教育研究モデル校（2校） 市の主要課題の解明に向けての開発的研究 700千円 C21 @350,000円×2校 ・国際教育実践校（6校） 国際（人的・物的）交流の実践的活動を行う。 1,200千円 @200,000円×6校 ・支援教育推進校（2校） 教育課程にどのように取り組んだら良いのか研究を行う。 400千円 @200,000円×2校 ・校内研究推進校（57校） 各学校において学校教育目標達成や、学校課題解明及び教師の資質向上に向けた研究を推進する。 8,550千円 @150,000円×57校 ・課題研究推進研究 事業委託の上記の対象校を除く学校 研究集録、実践集録の発行 36千円 学校教育研究集録 @360円×100冊 = 36,000円 校内LAN整備（2校） フロンティアスクール推進校に対し、普通教室を含めた校内LANの整備を行う。 3,800千円 @1,900,000円×2校</p>	<p>【目的】 文部科学省及び国立政策研究所の研究指定により学校における教育課題をとらえ、互いに協力して研究、課題解明を行い、教育研究活動全体の充実・発展を図る。</p> <p>【内容】 課題研究推進事業委託 ・教育課程の実施状況に関する自己点検・自己評価に係る研究指定校 16・17年度指定(1校) ・子どもキラキラタイム実践研究指定校 16・17・18年度指定(1校) 県経由予算 ・児童・生徒指導研究校（1校） ・学校安全研究指定校（1校） 17・18年度指定</p>	<p>【目的】 町及び各学校における教育課題について研究を委託し、教育研究活動全体の充実・発展を図る。</p> <p>【内容】 公立小学校英会話活動研究委託校（2校） 生徒指導推進協力員活用調査研究委託校（2校）</p>	<p>【目的】 県及び県の研究指定により学校における教育課題をとらえ、互いに協力して研究、課題解明を行い、教育研究活動全体の充実・発展を図る。</p> <p>【内容】 中学校英語教育推進研究委託（1校） 不登校対策等実践研究委託（1校）</p>	<p>【目的】 町及び各学校における教育課題について研究を委託し、教育研究活動全体の充実・発展を図る。</p> <p>【内容】 ・子どもキラキラタイム実践研究指定校 16・17・18年度指定（1校） ・生徒指導研究校（1校）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	児童生徒指導推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,533千円	0千円	0千円	0千円	25千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教師と児童・生徒相互の人的ふれあいを通じて、児童・生徒理解に努め、一人ひとりの人権を尊重するための適切な指導・援助活動を実施し、児童・生徒の全人格的発達を図る。</p> <p>【内容】 中学校区児童・生徒指導推進事業の委託 2 7中学校区 中学校区を単位とする小・中学校PTA等との具体的な連携を行い、協力指導体制を確立し、地域に根ざした児童・生徒指導を推進する。 実践集録の発行 ⑧330円×100冊=33,000円 1,500千円 推進事業の委託（学校により額が違う）</p>	<p>【目的】 児童・生徒指導上の諸問題の背景や対応について研究し、一人ひとりの人権を尊重するための適切な指導・援助活動を実施する指導に役立てる。</p> <p>【内容】 町内小・中学校の児童・生徒指導主任による部会及び研修会の開催</p>	<p>【目的】 教師と児童・生徒相互の人的ふれあいを通じて、児童・生徒理解に努め、一人ひとりの人権を尊重するための適切な指導・援助活動を実施し、児童・生徒の全人格的発達を図る。</p> <p>【内容】 児童・生徒担当者会議（年3回）</p>	<p>【目的】 児童・生徒指導上の諸問題の背景や対応について研究し、一人ひとりの人権を尊重するための適切な指導・援助活動を実施する指導に役立てる。</p> <p>【内容】 町内小・中学校の児童・生徒指導主任による部会及び研修会の開催</p>	<p>【目的】 幼児・児童・生徒の立場に立って、一人ひとりの個性を伸ばしながら豊かに成長していくことができる校内協力体制の円滑な運営のあり方を研修する。</p> <p>【内容】 幼児・児童・生徒指導担当者研修会（年3回）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	障害児教育推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	3,938千円	15千円	120千円	0千円	805千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 一人ひとりの障害に応じた教育内容・方法の研究や交流教育の実践的研究等を行い、障害児教育の充実を進める。</p> <p>【内容】 障害児教育研修の実施 障害児研修を2回（障害児教育研修1、事例研究1）、専門研修を4回（難3、肢・病1）を実施する。 障害児学級へのコンピュータの配備 より個別的な指導を必要とする児童・生徒の学習態度の形成、概念理解の定着等を目指して障害児学級にコンピュータを配備し、障害児教育の充実を図る。 コンピュータ賃借料12年度更新分 13年度更新分 コンピュータ修繕費120,000円 障害児学級（中学校）の合同宿泊訓練 相模川自然の村野外体験教室への往復バス代 バス借料 670,000円 相模原市支援教育推進プラン策定委員会 ・策定委員謝礼 248,000円 ・推進プラン製本代 15,000円</p>	<p>【目的】 一人ひとりの障害に応じた教育内容・方法の研究や交流教育の実践的研究等を行い、障害児教育の充実を進める。</p> <p>【内容】 障害児教育研修の実施 障害児教育研修を2回実施 県費による研修 障害児部会での行事への共催 町内の障害児部会で町マイクロバスの活用により交流会を開催 田植え・宿泊学習・福刈り・買い物会 等</p>	<p>【目的】 一人ひとりの障害に応じた教育内容・方法の研究や交流教育の実践的研究等を行い、障害児教育の充実を進める。</p> <p>【内容】 ・特殊学級交流会自動車借上料 70千円 ・特殊学級交流会 バスカード 50千円</p>	<p>【目的】 一人ひとりの障害に応じた教育内容・方法の研究や交流教育の実践的研究等を行い、障害児教育の充実を進める。</p> <p>【内容】 障害児教育研修の実施 障害児教育研修を2回実施 障害児学級を対象に遠足等の共催 外出等の機会が制限される障害児学級の児童・生徒に対し、合同で遠足等の機会を確保すると共に交流の場を提供する。 予算 0円</p>	<p>【目的】 一人ひとりの障害に応じた教育内容・方法の研究や交流教育の実践的研究等を行い、障害児教育の充実を進める。</p> <p>【内容】 障害児学級交流会の実施 年5回実施 特殊学級費 805千円 特殊学級数に応じて、各学校へ予算配分し、個々に応じた教材購入等の支援を図る。 小学校 需要費1クラス：20,000円 備品購入1クラス：50,000円 中学校 需要費1クラス：50,000円 備品購入費1クラス：55,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	水泳授業指導協力者派遣事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,350千円	0千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 水泳授業に配慮を要する児童を対象に、水泳授業の実技指導及び介助的指導のための人材を派遣し、授業の充実を図る。</p> <p>【内容】 実施対象校 県費実施校を除く全小学校 指導協力者謝礼 ③3,000円×450回</p>	<p>（県費実施事業のみ）</p> <p>【目的】 学校教育における実技指導の充実を図るとともに、安全を確保するため、実技指導に堪能な補助指導者を配置し指導を行なう。</p> <p>【内容】 小学校(4校)での水泳指導 合計12時間</p>	該当なし	該当なし（夏季期間にPTAが行なっている。）	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 学校教育部会		
事務事業番号 14	事務事業名 部活動技術指導者派遣事業		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	14,595千円	56千円			
歳入予算額（平成17年度）	3,672千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 指導者不足に起因する部活動の沈滞化を防ぐため、地域の人材等による技術指導者を派遣し、部活動の一層の活性化をめざす。</p> <p>【内容】 特殊技能等を要する中学校の部活動に技術指導者を派遣する。 17年度派遣状況（5/1現在） 体育系15部144名 文化系7部34名 合計178名 研修制度 年間2回実施（基礎研修1回・実践研修1回） 17年度予算内訳 指導員謝礼 14,580,000円 （27校×180回×@3,000円） 研修会講師謝礼 15,000円</p> <p>【特定財源】 名称；運動部活動外部指導者活動事業補助金 補助率； 1/3</p>	<p>【目的】 指導者不足に起因する部活動の沈滞化を防ぐため、地域の人材等による技術指導者を派遣し、部活動の一層の活性化をめざす。</p> <p>【内容】 特殊技能等を要する中学校の部活動に技術指導者を派遣する。 17年度派遣状況（5/1現在） 体育系4部8名 17年度予算内訳 指導員謝礼 36,000円 （12回×@3,000円） 指導員傷害保険 14,000円</p>	該当なし	該当なし（体育協会が協力している。）	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	図書整理員経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	47,275千円	2,317千円	1,176千円		1,470千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 図書担当教諭の事務を補佐する図書整理員を小・中学校に配置し、学校図書館の充実を図る。</p> <p>【内容】 小学校55校・中学校27校に週3日図書整理員を配置する。 各校1人配置で年間105日配置 時給 820円</p>	<p>【目的】 図書担当教諭の円滑な図書整備を補佐する巡回図書館司書を小・中学校に派遣し、学校図書館の充実を図る。</p> <p>【内容】 小学校4校・中学校2校に2人の巡回図書館司書を派遣する。 3校に1人 各校年間70日程度の配置 時給 830円</p>	<p>【目的】 図書担当教諭の円滑な図書整備を補佐する巡回図書館司書を小・中学校に派遣し、学校図書館の充実を図る。</p> <p>町内小・中学校12校の学校図書館ボランティア140名の指導にあたるための指導員として派遣している。</p> <p>【内容】 小学校7校・中学校5校に1名の学校図書館ボランティア指導員（司書）を派遣する。 小・中12校を巡回し、年間202日派遣 時給 870円</p>	該当なし	<p>【目的】 図書担当教諭の円滑な図書整備を補佐する巡回図書館司書を小・中学校に派遣し、学校図書館の充実を図る。</p> <p>【内容】 町内小・中学校7校を対象に図書整理員を巡回派遣する。年間70日派遣。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	障害児学級設備整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	5,764千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害児学級等障害児に係わる設備の整備を行い、良好な教育環境を保持する。</p> <p>【内容】 障害児学級用開設備品の購入 小学校 3学級 1,200千円 障害児学級用の教材備品 中学校 1学級 800千円 障害児学級用の教材備品 その他の障害児学級用備品 3,450千円 階段昇降機 200千円 障害児用備品 障害児学級用修繕費 小学校 72,000円 中学校 42,000円</p>	<p>【目的】 障害児学級等障害児に係わる設備の整備を行い、良好な教育環境を保持する。</p> <p>【内容】 今年度備品購入 該当なし</p>	<p>【目的】 障害児学級等障害児に係わる設備の整備を行い、良好な教育環境を保持する。</p> <p>【内容】 該当なし</p> <p>（ただし、翌年度以降整備が必要な場合は、当該年度補正対応で行う。）</p>	<p>【目的】 障害児学級等障害児に係わる設備の整備を行い、良好な教育環境を保持する。</p> <p>【内容】 該当なし</p>	<p>【目的】 障害児学級等障害児に係わる設備の整備を行い、良好な教育環境を保持する。</p> <p>【内容】 該当なし （ただし、翌年度以降整備が必要な場合は補正予算対応）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	教育課程推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	73,244千円	2,487千円	5,030千円	30千円	4,041千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学習指導要領による教育課程の実施及び教科用図書（小学校）をスムーズに行えるよう対応を図る。</p> <p>【内容】 教科書採択検討委員会委員謝礼 教師用指導書の購入 17年度予算内訳 ・採択検討委員謝礼 8,000円 （2人×2H×@2000） ・教師用指導書 73,200,000円 （17年度使用小学校指導書分、少人数対応分、拠点校教員対応分、学級増対応分） ・教科書採択検討委員会会場使用料 36,000円</p>	<p>【目的】 学習指導要領による教育課程の実施及び教科用図書（小学校）をスムーズに行えるよう対応を図る。</p> <p>【内容】 郡教科書採択協議会負担金 教師用指導書の購入 17年度予算内訳 ・教師用指導書 2,487,000円 （16年度使用小学校指導書分、少人数対応分）</p>	<p>【目的】 学習指導要領による教育課程の実施及び教科用図書（小学校）をスムーズに行えるよう対応を図る。</p> <p>【内容】 郡教科書採択協議会への負担 教師用指導書の購入 17年度予算内訳 ・郡教科書採択協議会負担金 30,000円 ・教師用指導書（小学校） 5,000,000円</p>	<p>【目的】 学習指導要領による教育課程の実施及び教科用図書（中学校）をスムーズに行えるよう対応を図る。</p> <p>【内容】 郡教科書採択協議会への負担 教師用指導書の購入 17年度予算内訳 ・郡教科書採択協議会負担金 30,000円 ・教師用指導書（小学校） 0円 教科書変更年度のみ。</p>	<p>【目的】 学習指導要領による教育課程の実施及び教科用図書（小学校）をスムーズに行えるよう対応を図る。</p> <p>【内容】 郡教科書採択協議会への負担 教師用指導書の購入 17年度予算内訳 ・郡教科書採択協議会への負担 50,000円 ・教師用指導書（小学校） 3991,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	地域教育力活用事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	5,425千円			130千円	39千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教育課程に位置付けられた教科・領域において、地域に在住する知識・経験の豊かな人を指導協力者として依頼し、教育活動の創意工夫並びに、学習指導、実技指導等の充実を図り、地域と学校の連携を深める。</p> <p>【内容】 小・中学校全校で、1校あたり年間20回(1回90分)地域の人材に指導協力を求め、1回3,000円相当の図書券をお礼として贈る。指導協力者 延べ1,640人 図書券代83,000×20回×82校=4,920,000円 指導従事者傷害保険25,000人...500,000円</p> <p>(事例) ・伝統技能や特殊技能等指導 ・田植え、麦刈り、芋掘り等の農業体験 ・講話聴取(戦争・職業・地場産業・昔話等) ・外国人による講話や料理指導教室 伝統文化(琴、華道、茶道等)の指導</p>	<p>該当なし</p> <p>*各学校において、ボランティア(学校によっては登録制等)で対応している。</p>	<p>該当なし</p>	<p>【目的】 教育課程に位置付けられた教科・領域において、地域に在住する知識・経験の豊かな人を指導協力者として依頼し、教育活動の創意工夫並びに、学習指導、実技指導等の充実を図り、地域と学校の連携を深める。</p> <p>【内容】 小・中学校全校で、1校あたり年間15回(1回45分)地域の人材に指導協力を求め、指導協力者は基本的にボランティアで無料で実施している。指導協力者 延べ150人</p> <p>学社連携費 小学校 3校 報償費 30千円 需用費 30千円 中学校 2校 報償費 40千円 需用費 30千円</p>	<p>【目的】 総合的な学習等について、各学校が地域の方に講師(ボランティア)として招いている。その際、傷害保険料分については町で助成金として支出している。</p> <p>17年度予算 ・@370円×105名=38,850円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
24	学校評議員事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市学校評議員設置要綱	城山町立小学校及び中学校の学校評議員設置要綱	津久井町立小学校及び中学校の管理運営に関する・規則	相模湖町立小学校及び中学校の管理運営に関する・規則	藤野町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則
歳出予算額（平成17年度）	1,230千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して子どもの健やかな成長を図るために、特色ある教育活動を展開できるよう「学校評議員」を置く。</p> <p>【内容】 学校評議員は、校長の求めに応じて、次の事項について意見を述べるができる。 ・学校の目標や計画 ・特色ある学校づくり ・教育活動の実施にあたっての地域との連携 ・児童・生徒指導に関する事 ・学校の安全 ・その他学校教育に関する事 構成 1校あたりの評議員数 5名（小5校・中2校） 17年度予算内訳 1,230千円 （年間3,000円×5人×82校）</p>	<p>【目的】 小・中学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して子どもの健やかな成長を図るために、特色ある教育活動を展開できるよう「学校評議員」を置く。</p> <p>【内容】 学校評議員は、校長の求めに応じて、次の事項について意見を述べるができる。 ・学校の教育目標や計画 ・学校の特色づくり ・教育活動の実施にあたっての地域との連携 ・教育課程の対応に関する事 ・学校の安全 ・その他学校教育に関する事 構成 1校あたりの評議員数 5名（中2校、小4校）</p>	<p>【目的】 学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して子どもの健やかな成長を図るために、特色ある教育活動を展開できるよう「学校評議員」を置く。</p> <p>【内容】 学校評議員は、校長の求めに応じて、次の事項について意見を述べるができる。 ・学校の目標や計画 ・特色ある学校づくり ・教育活動の実施にあたっての地域との連携 ・児童・生徒指導に関する事 ・学校の安全 ・その他学校教育に関する事 構成 1校あたりの評議員数 5名（小7校、中5校）</p>	<p>【目的】 学校が地域住民等の意向を反映しながらその協力を得て、開かれた学校づくりを推進するため、「学校評議員」を置く。</p> <p>【内容】 学校評議員は、校長の求めに応じて、次の事項について意見を述べるができる。 ・学校の目標や計画 ・特色ある学校づくり ・教育活動の実施にあたっての地域との連携 ・児童・生徒指導に関する事 ・学校の安全 ・その他学校教育に関する事 構成 1校あたりの評議員数 5名程度 （小3校・中2校）</p>	<p>【目的】 学校が地域住民等の意向を反映しながら、その協力を得て開かれた学校運営を推進するため「学校評議員」を置く。</p> <p>【内容】 学校評議員は、校長の求めに応じて次の事項について意見を述べるができる。 ・学校の目標や計画 ・特色ある学校づくり ・教育活動の実施にあたっての地域との連携 ・学校の安全 ・その他学校教育に関する事 構成 ・1校あたりの評議員数5名 （小：5校、中：1校が実施）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	外国人英語指導助手小中学校派遣事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	128,121千円	9,658千円	19,226千円	3,240千円	4,587千円
歳入予算額(平成17年度)	148千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国際社会の一員として必要な基礎的資質や能力、態度等を養うため、英語を聞く・話す活動を中心に援助し、英語教育の充実と国際理解を深める。</p> <p>【内容】 外国人英語指導助手の派遣 ・職務 学校計画訪問、英字通信発行、英語弁論大会参加、教職員への英語研修等 ・人数 30人(在住12、委託18) 17年度予算 報酬 44,640千円(12名) 共済費 5,572千円(労働保険・社会保険) 旅費 1,700千円(学校訪問等旅費) 需用費 85千円(教材消耗品等) 委託料 76,114千円(招致・派遣委託) 使用料及び賃借料 10千円(研修会会場使用料) 【特定財源】 労働保険被保険者負担金</p>	<p>【目的】 国際時代における英語教育の充実と国際理解の振興に資するため小学校と中学校に外国人英語指導助手(AET)を派遣し、英語教育の充実を図る。 各中学校に各1名のAETを通年派遣とし、町内小学校及び町立幼稚園、適応指導教室とも連携をとり調査し派遣する。</p> <p>【内容】 外国人英語指導助手の派遣 ・職務 直接の英語指導援助、校内研修会等の援助、英語教材の作成等校長及び担当教諭、また指導主事の指示による諸活動への協力 ・人数 2人(在住2人) 17年度予算 賃金 8,871千円(2名) 旅費 4千円 使用料及び賃借料 783千円(家賃等)</p>	<p>【目的】 国際化時代における英語教育の充実と国際理解を深めるため、小学校と中学校に外国人英語指導主事助手(ALT)を派遣する。 町内5中学校に2名のALTが、町内7小学校に1名のALTが巡回を行っている。</p> <p>【内容】 外国人英語指導主事助手の派遣 ・職務 英語授業の補助及び英語活動の補助 英語教材の作成の補助 スピーチコンテストの審査 その他教育委員会が指示したこと ・人数 3人(友好都市2名 JET1名) 17年度予算 報酬 13,248千円(3名) 共済費 1,554千円(労働保険・社会保険) 旅費 1,514千円(学校訪問等旅費) 需用費 180千円(教材消耗品等) その他 2,730千円(家賃・雑費等)</p>	<p>【目的】 国際時代における英語教育の充実と国際理解の振興に資するため中学校に外国人英語指導助手(AET)を派遣し、英語教育の充実を図る。 各中学校に各1名のAETを通年派遣とし、町内小学校及び町立幼稚園、適応指導教室とも連携をとり調査し派遣する。</p> <p>【内容】 外国人英語指導助手の派遣 ・職務 直接の英語指導援助、校内研修会等の援助、英語教材の作成等校長及び担当教諭、また指導主事の指示による諸活動への協力 ・人数 2人(在住2人(相模湖町、藤野町)) 17年度予算 賃金 3,240千円(2名) 中学校 2校 週2日×2名 それぞれの学校へ勤務</p>	<p>【目的】 国際時代における英語教育の充実と国際理解の振興に資するため中学校に外国人英語指導助手(AET)を派遣し、英語教育の充実を図る。 中学校に1名のAETを通年派遣し、町内小学校及び幼稚園へも年間数日派遣する。</p> <p>【内容】 外国人英語指導助手の派遣 ・職務 英語授業の補助、教材の作成、幼稚園・小学校・中学校での国際教育の理解と発展、その他教育委員会が指示したこと ・人数 1名(派遣会社委託) 17年度予算 委託料 4,587千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	国際交流教育支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	4,076千円	140千円	8,171千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	2,200千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国際化が進む中、次代に生きる子ども達が、外国人とのふれあいを通し、異文化への理解を深め、国際社会において信頼され、尊敬される日本人として行動できるよう基礎的な資質や態度を養うことを目的とする。</p> <p>【内容】 （1）友好都市生徒海外派遣委託 友好関係都市であるトロント市へ生徒を派遣し、交流を行う。 ・時期 10/15～10/23予定（9日間） ・派遣者 中学生27人、校長1人、教諭2人、引率者（指導課）1人 （引率者1人分は一般事務費で対応） ・内容 表敬訪問、ホームステイ、野外体験、派遣市内施設視察、壮行会、事前研修、報告会、思い出のしおり作成等 ・委託料 3,800千円 生徒27名・教員3名分生徒の自己負担あり（旅費・宿泊費の3割+食費） ・使用料及び賃借料（公共施設使用料）76千円 事前宿泊研修会（8/28～30の3日間を予定） （2）友好都市教育関係者来日時歓迎式等委託 友好関係都市であるトロント市等から学校訪問などのため来市される方々の受入れを行う。 ・委託料 200千円 トロント市中学生来市（4/19～24）</p>	<p>【目的】 国際化社会における英語教育の充実と国際理解教育の推進に資するため、アメリカンスクール等との交流や国際芸術等を直接体験し、触れ合うことで国際理解教育の推進を図る。</p> <p>【内容】 アメリカンスクール（アンスクール）との交流事業 町内1小学校で毎年実施 国際交流推進事業 町内小学校4校、中学校2校で実施 サマーセミナー（英語で遊ぼう）の実施 夏休みに小学校5～6年生を対象に実施</p>	<p>【目的】 友好都市との親善を深めるとともに国際感覚の醸成と国際協調の精神を培うことを目的とし、中学生を海外に派遣する。</p> <p>【内容】 中学生海外派遣事業 友好関係都市であるトレイル市へ中学生を派遣し、交流を行う。 ・時期 9/12～9/23予定（12日間） ・派遣者 中学生22人、引率者3人（校長1人、教諭1人、指導主事1人） ・内容 表敬訪問、ホームステイ、学校授業体験、施設視察、事前研修、報告書作成等 ・委託料 6,000千円【生徒22名・引率者3名分】 生徒の自己負担あり 友好関係都市であるトレイル市から来る学生の受け入れを行う。 ・使用料及び賃借料 840千円（バス借上費等） ・その他 263千円（食糧費、消耗品費等）</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		専科教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	海外帰国及び外国人児童生徒教育支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	21,554千円	0千円	0千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 海外からの帰国児童生徒及び外国人児童生徒に対する教育援助や個別指導等の受入れ体制を整備し、日本での学校生活への適応を図るとともに、海外で身につけた言語や文化等国際性を学校教育の中で生かし、国際教育に資する。</p> <p>【内容】 日本語指導の実施 日本語巡回指導の実施 巡回指導講師17名（教員免許保持者） ・指導方法 市内の学校に在籍する該当児童生徒を対象に1人あたり週1～2回の取出しによる日本語指導を行う。 巡回指導講師報酬 85,970円×延べ2,346回 巡回指導講師旅費（17名） 1,400千円 巡回指導講師用消耗品代 120千円 カウンセリングの実施 日本語指導等協力者の派遣 協力者（母国語に堪能な者） ・勤務等 原則1回2時間単位 ・指導方針、方法 市内の学校に在籍する外国籍生徒のうち生活指導・カウンセリング等の必要な児童・生徒を対象に、学校の要請に基づき週1～2回程度巡回訪問し、担任などと連携して、適応指導を行い援助・協力する。 指導協力者謝礼 85,000×1,200回 6,000千円 指導協力者用消耗品代 20千円</p>	<p>【目的】 海外からの帰国児童・生徒及び外国人児童生徒に対する教育援助や個別指導等の受入れ体制を整備し、日本での学校生活への適応を図るとともに、海外で身につけた言語や文化等国際性を学校教育の中で生かし、国際教育に資する。</p> <p>【内容】 日本語指導及びカウンセリングの実施 ・日本語指導助手の派遣 ・市内の学校に在籍する帰国児童・、カウンセリング等の必要な児童・生徒を対し、学校の要請に基づき指導助手を配置し、 17年度は対象者がなし</p>	<p>【目的】 海外からの帰国児童生徒及び外国人児童生徒に対する教育援助や個別指導等の受入れ体制を整備し、日本での学校生活への適応を図るとともに、海外で身につけた言語や文化等国際性を学校教育の中で生かし、国際教育に資する。</p> <p>【内容】 カウンセリングの実施 ・日本語指導助手の派遣（母国語に堪能でなくても可・教育免許なくても可） ・市内の学校に在籍する外国籍生徒のうち生活指導・カウンセリング等の必要な児童・生徒を対象に、学校の要請に基づき指導助手を配置し、担任などと連携して、適応指導を行い援助・協力する。 17年度は対象者がいないため予算計上なし</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
28	福祉教育推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	3,000千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 実践的な福祉活動を推進し、児童生徒に人間的連帯感を培い、福祉の心を育てる。</p> <p>【内容】 人権・福祉教育実践校の委託（小・中学校80校） @30,000×80校 = 2,400,000円 人権・福祉教育推進校委託（小・中学校各1校） @300,000×2校 = 600,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
29	さがみ風っ子文化祭事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	17,686千円	167千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童生徒の日頃の学習活動を発表することにより、表現力、創造力を育成し、より豊かな情操を養うとともに、児童生徒の相互鑑賞及び市民との交流を図る。</p> <p>【内容】 第27回『さがみ風っ子文化祭』の実施 さがみ風っ子文化祭委託料 15,620千円 湘野辺公園等会場使用料 2,066千円 展示部門 ア.造形「さがみ風っ子展」 期日 10月29日～10月31日 会場 湘野辺公園・女子美アートミュージアム 内容 造形作品展示、開催セミナー、合評会 イ.統計グラフ展 期日 10月29日～10月31日 会場 相模原球場 ウ.学校給食展 期日 10月29日～10月31日 会場 相模原球場 ステージ部門 ア.小学校連合音楽会 期日 10月27日・28日 会場 市民会館ホール イ.中学校英語弁論大会 期日 9月8日 会場 あじさい会館ホール ウ.中学校音楽発表会 期日 11月11日 会場 グリーンホール エ.中学校演劇発表会 期日 11月3日～5日 会場 南市民ホール オ.合同学芸会 期日 11月26日 会場 市民会館ホール・グリーンホール カ.器楽合奏大会 期日 11月12日・13日 会場 グリーンホール 交流部門 銀河連邦教育交流 ア.子ども特使の派遣 期日 夏季休業中の2泊3日 内容 本市児童を2市2町へ派遣 イ.子ども大使の招請 期日 10月29日～10月31日、2泊3日 内容 2市2町児童を招請、本市児童と宿泊、会議 ウ.ホームページ版「銀河タイムス」の発行、 絵画作品の造形展参加</p>	<p>【目的】 児童生徒の日頃の学習活動を発表することにより、表現力、創造力を育成し、より豊かな情操を養うとともに、児童生徒の相互鑑賞及び市民との交流を図る。</p> <p>【内容】 ・郡中学校英語発表大会(郡教育研究会主催) 期日 6月14日 会場 津久井町文化福祉会館 ・郡中学校音楽会(郡教育研究会主催) 期日 11月10日 会場 相模湖交流センター ・郡中学校意見発表会(郡教育研究会主催) 期日 10月13日 会場 相模湖交流センター ・町小学校音楽祭(町校長会主催) 期日 11月 ・町八木重吉文学賞(詩のコンクール) (教育委員会主催) 期日 10月ごろ</p>	<p>【目的】 児童生徒の日頃の学習活動を発表することにより、表現力、創造力を育成し、より豊かな情操を養うとともに、児童生徒の相互鑑賞及び市民との交流を図る。</p> <p>【内容】 ・郡中学校英語発表大会(郡教育研究会主催) 期日 6月14日 会場 津久井町文化福祉会館 ・郡中学校音楽会(郡教育研究会主催) 期日 11月10日 会場 相模湖交流センター ・郡中学校意見発表会(郡教育研究会主催) 期日 10月13日 会場 相模湖交流センター</p>	<p>【目的】 児童生徒の日頃の学習活動を発表することにより、表現力、創造力を育成し、より豊かな情操を養うとともに、児童生徒の相互鑑賞及び市民との交流を図る。</p> <p>【内容】 ・郡中学校英語発表大会(郡教育研究会主催) 期日 6月14日 会場 津久井町文化福祉会館 ・郡中学校音楽会(郡教育研究会主催) 期日 11月10日 会場 相模湖交流センター ・郡中学校意見発表会(郡教育研究会主催) 期日 10月13日 会場 相模湖交流センター</p>	<p>【目的】 児童生徒の日頃の学習活動を発表することにより、表現力、創造力を育成し、より豊かな情操を養うとともに、児童生徒の相互鑑賞及び市民との交流を図る。</p> <p>【内容】 ・郡中学校英語発表大会(郡教育研究会主催) 期日 6月14日 会場 津久井町文化福祉会館 ・郡中学校音楽会(郡教育研究会主催) 期日 11月10日 会場 相模湖交流センター ・郡中学校意見発表会(郡教育研究会主催) 期日 10月13日 会場 相模湖交流センター</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 学校教育部会		
事務事業番号 30	事務事業名 人権教育事業		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課・健康福祉課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	620千円	0千円	652千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	500千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 人間尊重の精神を基盤として、差別をなくそうとする意欲と、これを克服する実践力を養い、差別を許さない人間育成を目指す。</p> <p>【内容】 人権教育移動教室の開催 人権移動教室講師謝礼 ⑧80,000円 資料集の作成 「子どもの権利条約」学習資料リーフレット（児童・生徒用）の作成 200千円 各小学校の4学年と各中学校の1年生に配布 人権研修会の開催 150千円 5校で開催 研修旅費 第57回全国人権・同和教育研究発表大会参加旅費 600千円（宮崎県会場） 同和雑誌・資料等の購入、研修会会場使用料 同和雑誌年間購読料・資料代 410千円 研修会会場使用料 8千円 分担金 神奈川県人権・同和教育推進協議会分担金 80千円</p>	<p>【目的】 人間尊重の精神を基盤として、差別をなくそうとする意欲と、これを克服する実践力を養い、差別を許さない人間育成を目指す。</p> <p>【内容】 人権移動教室の開催等（県費実施）</p>	<p>【目的】 人間尊重の精神を基盤として、差別をなくそうとする意欲と、これを克服する実践力を養い、差別を許さない人間育成を目指す。</p> <p>【内容】 人権移動教室の開催等（県費実施） C A Pワークショップ 平成16年度実施状況： 全校（小7校・中5校）の小学3年生と中学1年生を対象に、心の健康づくりに向けた取り組みを実施。こどもワークショップの前に大人・教職員向けにもワークショップを実施。 対象：小学3年生・中学1年生・保護者・教職員 会場：対象となる小学校・中学校・保健センター等 回数：24回 内訳 小学11クラス・中学10クラス・大人3回 延べ人数：1,008名 おとな・実・延数65名 小学生・実・延数285名 中学生・実329名 延658名 周知方法：広報・ちらし等</p> <p>平成17年度予算： *コミュニティ助成事業助成金 「青少年健全育成助成事業」 講師謝礼： C A P講師514,000円 保育士・・・9,630円 消耗品：6,573円 食料費：9,860円 印刷製本費：1,774円 *その他 他課から213,000円</p> <p>平成17年度実施計画 希望校に実施。 対象：子どもワークショップ 小学校3校5クラス 中学校4校10クラス おとなワークショップ 学校開催5校 町開催5回 講師謝礼：C A P講師644,420円 消耗品：5,140円 印刷製本費：2,000円 *その他 他課から205,580円</p>	<p>【目的】 人間尊重の精神を基盤として、差別をなくそうとする意欲と、これを克服する実践力を養い、差別を許さない人間育成を目指す。</p> <p>【内容】 人権移動教室の開催等（県費実施）</p>	<p>【目的】 人間尊重の精神を基盤として、差別をなくそうとする意欲と、これを克服する実践力を養い、差別を許さない人間育成を目指す。</p> <p>【内容】 人権移動教室の開催等（県費実施）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	協議ランク		
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名				
31	各種相談・指導・訪問事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 創造的で特色ある相模原教育の推進のため各種相談や指導・訪問を行う。</p> <p>【内容】 計画訪問 新教育課程の趣旨を生かした「特色ある学校づくり」に向けて、新学習指導要領の内容についての理解、授業改善のあり方や各学校が教育活動を推進する上で当面している課題等について協議し、学校教育の充実を図るための支援をする。</p> <p>対象校 市内小・中学校 24校 (3年間で全校を訪問)</p> <p>指導課対応人数 学校教育部長・指導課長・担当課長 指導主事10～12名 (各教科・支援教育担当)</p> <p>日程 全日日程または午後半日日程 ・学校経営概要等説明 ・授業公開(教職員全員公開) ・研究協議会・全体会・教科別分科会</p> <p>研究校訪問 本市の教育課題の解明をめざす研究校を計画的に訪問し、研究推進の実情を把握するとともに実践上の諸課題について協議し、今後の研究の充実を図るための支援をする。</p> <p>対象校 創造的教育研究モデル校 2校 フロンティアスクール推進校 2校</p> <p>指導課対応人数 担当課長・指導主事9名(各教科担当)</p> <p>日程 全日日程または午後半日日程 ・研究概要等説明・授業公開 ・研究協議会・全体会・分科会</p> <p>学習指導要領訪問 各学校における校内研究や研修等の充実を図るための支援をする。</p> <p>各学校からの要請にもとづき、実施する。 平成16年度実績 年間要請回数 136回 うち訪問回数 60回</p> <p>生徒指導対応 一人ひとりの児童・生徒の自己実現に向けて、より充実した児童・生徒指導を推進するために相談・連携・調整等を各学校や地域の実態に応じて実施する。</p>	<p>【目的】 豊かな心を持ち、たくましく生きる児童・生徒の育成を期し「城山町 夢・のびやか教育」の推進のため各種相談や指導・訪問を行う。</p> <p>【内容】 計画訪問 新教育課程の趣旨を生かした「特色ある学校づくり」に向けて、新学習指導要領の内容についての理解、授業改善のあり方や各学校が教育活動を推進する上で当面している課題等について協議し、学校教育の充実を図るための支援をする。</p> <p><対象校> 市内小・中学校6校 <教育総務課対応人数> 指導主事1名 <日程> *学校からの要望時間に応じて半日程度 ・学校経営概要等説明・授業公開 ・研究協議会・全体会・分科会</p> <p>研究校訪問 本町内の指定研究校を計画的に訪問し、研究推進の実情を把握するとともに実践上の諸課題について協議し、今後の研究の充実を図るための支援をする。</p> <p><対象校> ・教育課程の実施状況自己点検・自己評価に係る研究指定校 1校 ・子どもキラキラタイム実践研究指定校 1校 ・児童・生徒指導研究校 1校 ・学校安全研究指定校(17・18年度)1校 <教育総務課対応人数> 指導主事1名 <日程> *学校からの要望時間に応じて半日程度 ・研究概要等説明・授業公開 ・研究協議会・全体会・分科会</p> <p>学習指導要領訪問 各学校における校内研究や研修等の充実を図るための支援をする。</p> <p>各学校からの要請にもとづき、実施する。 <平成16年度実績> 年間要請回数 35回 うち訪問回数 32回</p> <p>生徒指導対応 一人ひとりの児童・生徒の自己実現に向けて、より充実した児童・生徒指導を推進するために相談・連携・調整等を各学校や地域の実態に応じて実施する。</p>	<p>【目的】 創造的で特色ある津久井町の教育の推進のため各種相談や指導・訪問を行う。</p> <p>【内容】 研究校訪問 本町の教育課題の解明をめざす研究校を計画的に訪問し、研究推進の実情を把握するとともに実践上の諸課題について協議し、今後の研究の充実を図るための支援をする。</p> <p>対象校 公立小学校英語活動研究委託校 2校 教育課程推薦研究校 2校</p> <p>対応人数 指導主事1名、充て指導主事1名</p> <p>日程 学校の要望時間に応じて ・研究概要等説明・授業公開 ・研究協議会・全体会・分科会</p> <p>学習指導要領訪問 各学校における校内研究や研修等の充実を図るための支援をする。</p> <p>各学校からの要請にもとづき、実施する。 平成16年度実績 年間要請回数 30回 うち訪問回数 20回</p> <p>生徒指導対応 一人ひとりの児童・生徒の自己実現に向けて、より充実した児童・生徒指導を推進するために相談・連携・調整等を各学校や地域の実態に応じて実施する。</p> <p>要請訪問及び情報提供 各小・中学校の児童・生徒指導推進上の諸課題について、相談にあずかり、情報提供及び助言を行う。年間5回 各種関係会議出席 児童相談所、学警連、各教育研究会等の会議に出席し児童・生徒指導関連事項の連絡・調整にあたる。年間20回</p> <p>研究校訪問 本町内の指定研究校を計画的に訪問し、研究推進の実情を把握するとともに実践上の諸課題について協議し、今後の研究の充実を図るための支援をする。</p> <p><対象校> ・中学校英語教育推進研究委託校1校 ・不登校対策実践研究委託校1校</p> <p>支援教育相談対応 教育上個別に配慮を必要としている児童・生徒について、個々の状況や発達段階、能力や適正、教育的ニーズ等に着目し、指導主事が、児童・生徒の観察、保護者面談、担任面談等を行い、対象児のより良い教育環境や支援の方法等についての相談を行う。</p> <p>・障害児学級入級、退級、種別変更に関わる観察・相談(年間約15件)</p>	<p>【目的】 創造的で特色ある相模湖町の教育の推進のため各種相談や指導・訪問を行う。</p> <p>【内容】 学習指導要領訪問 各学校における校内研究や研修等の充実を図るための支援をする。</p> <p>各学校からの要請にもとづき、実施する。 平成16年度実績 年間要請回数 20回 うち訪問回数 15回</p> <p>生徒指導対応 一人ひとりの児童・生徒の自己実現に向けて、より充実した児童・生徒指導を推進するために相談・連携・調整等を各学校や地域の実態に応じて実施する。</p> <p>要請訪問及び情報提供 各小・中学校の児童・生徒指導推進上の諸課題について、相談にあずかり、情報提供及び助言を行う。年間20回 各種関係会議出席 児童相談所、学警連、各教育研究会等の会議に出席し児童・生徒指導関連事項の連絡・調整にあたる。年間20回</p> <p>研究校訪問 本町内の指定研究校を計画的に訪問し、研究推進の実情を把握するとともに実践上の諸課題について協議し、今後の研究の充実を図るための支援をする。</p> <p><対象校> ・中学校英語教育推進研究委託校1校 ・不登校対策実践研究委託校1校</p> <p>支援教育相談対応 教育上個別に配慮を必要としている児童・生徒について、個々の状況や発達段階、能力や適正、教育的ニーズ等に着目し、指導主事が、児童・生徒の観察、保護者面談、担任面談等を行い、対象児のより良い教育環境や支援の方法等についての相談を行う。</p> <p>・障害児学級入級、退級、種別変更に関わる観察・相談(年間約15件)</p>	<p>【目的】 創造的で特色ある藤野町の教育の推進のため各種相談や指導・訪問を行う。</p> <p>【内容】 学習指導要領訪問 各学校における校内研究や研修等の充実を図るための支援をする。</p> <p>各学校からの要請にもとづき、実施する。 平成16年度実績 年間要請回数 20回 うち訪問回数 15回</p> <p>生徒指導対応 一人ひとりの児童・生徒の自己実現に向けて、より充実した児童・生徒指導を推進するために相談・連携・調整等を各学校や地域の実態に応じて実施する。</p> <p>要請訪問及び情報提供 各小・中学校の児童・生徒指導推進上の諸課題について、相談にあずかり、情報提供及び助言を行う。年間20回 各種関係会議出席 児童相談所、学警連、各教育研究会等の会議に出席し児童・生徒指導関連事項の連絡・調整にあたる。年間20回</p> <p>研究校訪問 本町内の指定研究校を計画的に訪問し、研究推進の実情を把握するとともに実践上の諸課題について協議し、今後の研究の充実を図るための支援をする。</p> <p><対象校> ・中学校英語教育推進研究委託校1校 ・不登校対策実践研究委託校1校</p> <p>支援教育相談対応 教育上個別に配慮を必要としている児童・生徒について、個々の状況や発達段階、能力や適正、教育的ニーズ等に着目し、指導主事が、児童・生徒の観察、保護者面談、担任面談等を行い、対象児のより良い教育環境や支援の方法等についての相談を行う。</p> <p>・障害児学級入級、退級、種別変更に関わる観察・相談(年間約15件)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
31	各種相談・指導・訪問事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>要請訪問及び情報提供 各小・中学校の児童・生徒指導推進上の諸課題について、相談にあずかり、情報提供及び助言を行う。年間126回 各種関係会議出席 児童相談所、学警連、各教育研究会等の会議に出席し児童・生徒指導関連事項の連絡・調整にあたる。年間50回 人権福祉教育要請訪問 教職員に対して、人権問題の本質を正しく認識し、児童・生徒の人権を尊重したかかわりや活動を推進すると共に差別の解消に向けて意欲的に取り組めるように啓発活動を進める。 校内研修会の実施 年間27校 参加職員数 約905名 啓発資料の配付 年間約40回 外国籍児童生徒対応 日本語指導及び学校生活への適応を目指す指導や能力や経験を他の児童生徒に及ぼす相互啓発教育、日本語巡回指導の実施及び国際教室への支援及び相談 ・児童生徒の入学、転・編入時の対応や相談(年間約40回) ・日常の相談への対応(年間約50回) 支援教育相談対応 教育上個別に配慮を必要としている児童・生徒について、個々の状況や発達段階、能力や適正、教育的ニーズ等に着目し、指導主事が、児童・生徒の観察、保護者面談、担任面談等を行い、対象児のより良い教育環境や支援の方法等についての相談を行う。 ・障害児学級入級、退級、種別変更等に関わる観察・相談(年間約50件) ・ことばの教室入級に関わる観察・相談(年間約90件) ・配慮の状況確認等についての観察・相談(年間40件) 観察・相談の回数は1ケースにつき、1～数回に及ぶ。 教職員研修講師対応 中核市としての教職員研修を充実させ、十分な研修内容を確保するために、生涯学習部総合学習センター実施の研修会の講師として協力する。 <平成16年度実績> 29研修講座(初任者研修、専門研修等) 63名(講師となった指導員指導主事延べ人数)</p>	<p>して実施する。 <要請訪問及び情報提供> 各小・中学校の児童・生徒指導推進上の諸課題について、相談にあずかり、情報提供及び助言を行う。(年間13回程度) <各種関係会議出席> 児童相談所、学警連、各教育研究会等の会議に出席し児童・生徒指導関連事項の連絡・調整にあたる。年間10回 人権福祉教育要請訪問 教職員に対して、人権問題の本質を正しく認識し、児童・生徒の人権を尊重したかかわりや活動を推進すると共に差別の解消に向けて意欲的に取り組めるように啓発活動を進める。 <実施状況> 参加職員数 約32名 外国籍児童生徒対応 日本語指導及び学校生活への適応を目指す指導や能力や経験を他の児童生徒に及ぼす啓発教育日本語巡回指導の実施及び国際教室への支援及び相談 *必要に応じ随時実施 *15・16・17年度対象児童・生徒なし 支援教育相談対応 教育上個別に配慮を必要としている児童・生徒について、個々の状況や発達段階、能力や適正、教育的ニーズ等に着目し、指導主事が、児童・生徒の観察、保護者面談、担任面談等を行い、対象児のより良い教育環境や支援の方法等についての相談を行う。 ・障害児学級入級、退級、種別変更等に関わる観察・相談(年間約30件) ・配慮の状況確認等についての観察・相談(年間30件) 観察・相談の回数は1ケースにつき、1～数回に及ぶ。 教職員研修講師対応 教職員研修を充実させるため学校等からの依頼研修会の講師として協力する。 <平成16年度実績> 5研修講座(初任者研修、専門研修等) 5名(講師となった指導主事延べ人数)</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
33	教科用図書採択事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市教育委員会は、県教育委員会が定める採択方針を受け、中学校教科用図書の採択基本方針を定め、それに基づいて実施するものである。</p> <p>【内容】 採択委員会等を設置し、小・中学校及び障害児学級の児童生徒が使用する教科用図書の採択に関する事務 各小・中学校において使用している授業などで使用する教材の把握集約事務 職務 ・小・中学校で使用する教科用図書の採択に関する一切の事務(4年に1回採択)(検討委員会等2回、延べ150名参加) ・市内小中学校の障害児学級において使用する教科書の採択(通称:107条本採択)(毎年採択実施)(延べ40名参加)</p> <p>・教材の実態について把握するための集約対応(年1回)</p>	<p>【目的】 城山町教育委員会は、教科用図書津久井採択地区(津久井郡4町)において県教育委員会が定める採択方針を受け、中学校教科用図書の採択基本方針を定め調査研究し、それに基づき実施するものである。</p> <p>【内容】 採択委員会等を設置し、小・中学校及び障害児学級の児童生徒が使用する教科用図書の採択に関する事務 各小・中学校において使用している授業などで使用する教材の把握集約事務 職務 ・小・中学校で使用する教科用図書の採択に関する一切の事務(4年に1回採択)(協議会等2回、延べ58名参加) ・町内小中学校の障害児学級において使用する教科書の採択(通称:107条本採択)(毎年採択実施)</p> <p>・教材の実態について把握するための集約対応(年1回)</p>	<p>【目的】 津久井町教育委員会は、県教育委員会が定める採択方針を受け、中学校教科用図書の採択基本方針を定め、それに基づいて実施するものである。</p> <p>【内容】 採択委員会等を設置し、小・中学校及び障害児学級の児童生徒が使用する教科用図書の採択に関する事務 各小・中学校において使用している授業などで使用する教材の把握集約事務 職務 ・小・中学校で使用する教科用図書の採択に関する一切の事務(4年に1回採択)(検討委員会等2回、延べ58名参加) ・町内小中学校の障害児学級において使用する教科書の採択(通称:107条本採択)(毎年採択実施)</p> <p>・教材の実態について把握するための集約対応(年1回)</p>	<p>【目的】 相模湖町教育委員会は、県教育委員会が定める採択方針を受け、中学校教科用図書の採択基本方針を定め、それに基づいて実施するものである。</p> <p>【内容】 採択委員会等を設置し、小・中学校及び障害児学級の児童生徒が使用する教科用図書の採択に関する事務 各小・中学校において使用している授業などで使用する教材の把握集約事務 職務 ・小・中学校で使用する教科用図書の採択に関する一切の事務(4年に1回採択)(検討委員会等2回、延べ58名参加) ・町内小中学校の障害児学級において使用する教科書の採択(通称:107条本採択)(毎年採択実施)</p> <p>・教材の実態について把握するための集約対応(年1回)</p>	<p>【目的】 藤野町教育委員会は、県教育委員会が定める採択方針を受け、中学校教科用図書の採択基本方針を定め、それに基づいて実施するものである。</p> <p>【内容】 採択委員会等を設置し、小・中学校及び障害児学級の児童生徒が使用する教科用図書の採択に関する事務 各小・中学校において使用している授業などで使用する教材の把握集約事務 職務 ・小・中学校で使用する教科用図書の採択に関する一切の事務(4年に1回採択)(検討委員会等2回、延べ58名参加) ・町内小中学校の障害児学級において使用する教科書の採択(通称:107条本採択)(毎年採択実施)</p> <p>・教材の実態について把握するための集約対応(年1回)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
42	学生ボランティア制度		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 多様な教育活動や地域に開かれた学校づくりを進めるために、学校教育への外部支援者の参画を推進していく一環として、大学との連携から、教師を志す学生や高い専門的知識・技能を持った学生が、相模原市内の小・中学校（以下「学校」という）でボランティア活動を行うことにより、一人一人の子どもたちへのきめ細やかな指導とともに、教育活動の一層の活性化を図る。</p> <p>また、学校での教育活動の体験を通して、学生が自己の資質を向上させる機会とする。</p> <p>【内容】 学校支援情報システム（ホームページ）の運営 学校の募集依頼集約 連携大学への募集周知及び連絡調整 連携大学連絡会の開催 連携各大学とのインターンシップ打合せ 他大学学生の応募集約・管理 学校との連絡調整 学生ボランティア研修の実施 ガイドライン冊子の作成 キャリアアップ認定証の発行</p>	<p>【目的】 多様な教育活動や地域に開かれた学校づくりを進めるために、学校教育への外部支援者の参画を推進していく一環として、大学との連携から、教師を志す学生や高い専門的知識・技能を持った学生が、小・中学校でボランティア活動を行うことにより、一人一人の子どもたちへのきめ細やかな指導とともに、教育活動の一層の活性化を図る。</p> <p>また、学校での教育活動の体験を通して、学生が自己の資質を向上させる機会とする。</p> <p>【内容】 近隣大学と連携し、大学生または大学院生のボランティアを適応指導教室や町内小・中学校で受け入れ 近畿大学とのインターンシップの締結</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名				
43	障害児就学指導事業				
協議ランク					
A協議会 B幹事会 C専門部会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	9,925千円	33千円	45千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 一人ひとりの能力・適性等に応じたきめの細かな教育を進めるための教育相談、就学指導体制の整備充実を図り、障害のある児童生徒に対し適切な教育を受ける機会を確保する。</p> <p>【内容】 就学指導相談 就学指導相談員の配置 4名 @151500/月 ・勤務等週 3日 1日当たり6時間 12月勤務 ・職務 幼稚園・保育園等を巡回訪問し、就学前の障害児の把握、相談、資料収集・作成を行う。 障害児就学指導委員会の設置 ・就学指導委員会 開催5回（会議・学校実情視察1回、判定4回） 委員 27名（医師6、学識経験者1、児童相談所1、学校関係8、幼稚園1、保育園1、行政7） ・就学指導専門部会 開催14回（学校実情視察1回、観察・相談・資料作成13回） 委員 23名（児童相談所1、学校関係13、幼稚園1、保育園1、行政7） 就学指導・専門部会各委員謝礼 医学的診断書代 @5,250円 130件 きこえとことばの教室通級判定会議の設置 委員 8名 学校関係者5、指導主事3 開催 3回 きこえとことばの教室通級希望者 可否判定 判定会議委員謝礼 @1,000円 5名</p>	<p>【目的】 一人ひとりの能力・適性等に応じたきめの細かな教育を進めるための教育相談、就学指導体制の整備充実を図り、障害のある児童生徒に対し適切な教育を受ける機会を確保する。</p> <p>【内容】 就学指導相談 （指導主事による） ・職務 幼稚園・保育園等を巡回訪問し、就学前の障害児の把握、相談、資料収集・作成を行う。 障害児就学指導委員会の設置 児童福祉主管課での障害児（就学前）の訓練会やケース会議に参加し、就学にあたっての情報収集を行う。 障害児就学指導委員会の設置 ・就学指導委員会 開催2回（判定） 委員18名（医師1、児童相談所1、学校関係9、教育事務所1、保健福祉事務所1、養護学校1、民生委員1、行政3） 判定会議委員謝礼 @5,700円×2名×2回 医学的診断書代 @5,000円×2件</p>	<p>【目的】 一人ひとりの障害に応じたきめ細かな教育を進めるための教育相談、就学指導体制の整備充実を図り、障害のある児童・生徒に対し適切な教育を受ける機会を確保する。</p> <p>【内容】 就学指導相談（指導主事による） ・職務 幼稚園・保育園等を巡回訪問し、就学前の障害児の把握、相談、資料収集・作成を行う。 障害児就学指導委員会の設置 委員24名（医師1名、児童相談所1、学校関係16、幼稚園1、民生委員児童委員1、行政4） ・就学指導委員会委員謝礼 7,400円 3名（2回） 45千円</p>	<p>【目的】 一人ひとりの能力・適性等に応じたきめの細かな教育を進めるための教育相談、就学指導体制の整備充実を図り、障害のある児童生徒に対し適切な教育を受ける機会を確保する。</p> <p>【内容】 就学指導相談 （指導主事による） ・職務 幼稚園・保育園等を巡回訪問し、就学前の障害児の把握、相談、資料収集・作成を行う。 障害児就学指導委員会の設置 委員23名（医師1、児童相談所1、学校関係12、教育事務所1、保健福祉事務所1、養護学校1、民生委員1、行政2）</p>	<p>【目的】 一人ひとりの能力・適性等に応じたきめの細かな教育を進めるための教育相談、就学指導体制の整備充実を図り、障害のある児童生徒に対し適切な教育を受ける機会を確保する。</p> <p>【内容】 就学指導相談 （指導主事） ・職務 幼稚園・保育園等を巡回訪問し、就学前の障害児の把握、相談、資料収集・作成を行なう。 障害児就学指導委員会の設置 ・就学指導委員会 開催2回（判定）委員18人（医師1、児童相談所1、学校関係10、教育事務所1、保健福祉事務所1、養護学校1、民生委員1、行政2）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
44	介助員（臨時的任用職員）派遣事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	94,640千円	10,377千円	19,948千円	977千円	6,755千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 一人ひとりの障害に応じた教育内容・方法の研究や交流教育の実践的研究等を行い、障害児教育の充実を進める。</p> <p>【内容】 介助員の配置 生活介助を要する児童生徒に対し介助員を配置し、円滑な学級運営を図る。 介助員の配置 年間 延べ 12,356人 時給 1,150円 看護師の配置 年間 延べ 429人 時給 1,270円障害児教育推進事業</p>	<p>【目的】 生活介助を要する児童・生徒に対し、介助員を配置し、円滑な学級運営を図る。</p> <p>【内容】 介助員の配置 小学校 3校 5人 中学校 2校 3人 年間 延べ 1,414人 時給 890円</p>	<p>【目的】 一人ひとりの障害に応じたきめ細かな教育を進めるための教育相談、就学指導体制の整備を図り、障害のある児童・生徒に対し適切な教育を受ける機会を確保する。</p> <p>【内容】 介助員の配置 生活介助を要する児童生徒に対し介助員を配置し、円滑な学級運営を図る。 介助員の配置 小学校 11名 / 中学校 4名 時給 870円</p>	<p>【目的】 一人ひとりの障害に応じた教育内容・方法の研究や交流教育の実践的研究等を行い、障害児教育の充実を進める。</p> <p>【内容】 (H17年度は小学6年生、1名に配置。) 時給800円×6時間×200日+保険17千円 合計 977千円</p>	<p>【目的】 一人ひとりの障害に応じた教育内容・方法の研究や交流教育の実践的研究等を行い、障害児教育の充実を進める。</p> <p>【内容】 介助員の配置 6,755千円 生活介助を要する児童生徒に対し、介助員を配置し、円滑な学級運営を図る。 小学校 5人 中学校 1人 時給 800円～830円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 学校教育部会		
事務事業番号 6	事務事業名 少人数指導等支援事業		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等		城山町立小学校の低学年多人数学級補助教員派遣・事業実施要綱			
歳出予算額（平成17年度）	28,215千円	7,381千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 入学当初から集団生活に馴染めず、大きな課題を抱える小学新一年生が増加していることから、比較的大規模な学校の新1年に非常勤講師を配置し、小学校生活の第一歩をスムーズな形で迎えられるよう配慮する。</p> <p>【内容】 1学年の児童数が35人以上の学校の新1年に非常勤講師を配置する。</p> <p>【参考】 平成17年度基準該当校数 17校 17年度予算 報酬額 1日勤務 @12,060 半日勤務 @5,970 旅費 市外在住者について、自宅から市内に入るまでの交通費を支給</p>	<p>【目的】 入学当初から集団生活に馴染めず、大きな課題を抱える小学新一年生が増加していることから、低学年多人数学級に対する児童への教科による基礎的・基本的な事項の内容理解及び定着を図るとともに生活指導等による基本的な生活習慣の形成等、学校への適応力を高めるために補助教員を配置する。</p> <p>【内容】 1学年の1学級数の児童数が35人以上の学級に非常勤講師を配置する。</p> <p>【参考】 平成17年度対象校数 2校 4学級 17年度予算 賃金 1日@8,400円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	教職員互助団体補助		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	30,000千円	347千円	561千円	206千円	312千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教職員互助団体の福利厚生の上</p> <p>【内容】 教職員互助団体の福利厚生の上を図るため、運営費補助を行なうもの。 補助額は会費同等程度</p> <p>【参考】 平成17年4月1日現在会員数 2410名 平成17年度会費見込額 34,000千円</p>	<p>【目的】 教職員互助団体の福利厚生の上</p> <p>【内容】 教職員互助団体の福利厚生の上を図るため、運営費補助を行なうもの。 補助額は1人2750円程度</p> <p>【参考】 平成17年4月1日現在会員数 126名 平成17年度会費見込額 1,829千円</p>	<p>【目的】 教職員互助団体の福利厚生の上</p> <p>【内容】 教職員互助団体の福利厚生の上を図るため、運営費補助を行なうもの。 補助額は1人2,700円程度</p> <p>【参考】 平成17年4月1日現在会員数 207名 平成17年度会費見込額 3,004千円</p>	<p>【目的】 教職員互助団体の福利厚生の上</p> <p>【内容】 教職員互助団体の福利厚生の上を図るため、運営費補助を行なうもの。 補助額は1人2800円程度</p> <p>【参考】 平成17年4月1日現在会員数 75名 平成17年度会費見込額 1,089千円</p>	<p>【目的】 教職員互助団体の福利厚生の上</p> <p>【内容】 教職員互助団体の福利厚生の上を図るため、運営費補助を行なうもの。 補助額は1人2,800円程度</p> <p>【参考】 平成17年4月1日現在会員数 97名 平成17年度会費見込額 1,407千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	教職員表彰事務（市表彰）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市職員及び教職員表彰規則	城山町教職員退職に係る表彰規程	津久井町退職教職員感謝状等贈呈内規	相模湖町表彰条例	藤野町表彰条例
歳出予算額（平成17年度）	1,906千円	30千円	31千円	0千円	9千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 退職教職員の長年の勤続の功労を称えるもの</p> <p>【内容】 年度末退職者（定年退職及び勤奨退職）に対し長年の勤続の功労を称えるため、表彰状の授与及び記念品の贈呈を行なう。 表彰の形態：勤続功労表彰 基準 定年退職者又は勤奨退職のうち、勤続15年以上の者</p> <p>【参考】 平成17年度末退職見込数 定年退職 43名 勤奨退職 45名 購入品目 記念品：花瓶 @20,000 記念写真 @1,000 表彰状入 @240 手揚げ袋 @400</p>	<p>【目的】 退職教職員の長年の勤続の功労に感謝の意を表すもの</p> <p>【内容】 退職者（定年退職及び勤奨退職）に対し、本町の学校教育振興、尽力されたものの功労に感謝の意を表わすため、感謝状の授与及び記念品の贈呈を行なう。 表彰の形態：感謝状 基準 定年退職者又は勤奨退職</p> <p>【参考】 平成17年度末退職見込数 定年退職 2名 勤奨退職 0名（見込み） 購入品目 記念品：花瓶等 校長10,000円 その他の教職員等8,000円 表彰状額 2,000円</p>	<p>【目的】 退職教職員の長年の勤続に感謝の意を表すもの</p> <p>【内容】 年度末退職者（定年退職及び勤奨退職）に対し長年の勤続に感謝の意を表わすため、感謝状の授与及び記念品の贈呈を行なう。 表彰の形態：感謝状 基準 定年退職者又は勤奨退職のうち、勤続10年以上の者</p> <p>【参考】 平成17年度末退職見込数 定年退職 1名 勤奨退職 4名 購入品目 記念品：カタログギフト @4,500 表彰状額 @1,600 手揚げ袋 @ 130</p>	<p>【目的】 退職教職員の長年の勤続に感謝の意を表すもの</p> <p>【内容】 年度末校長としての退職者（定年退職）に対し長年の勤続に感謝の意を表わすため、感謝状の授与及び記念品の贈呈を行なう。 表彰の形態：感謝状 基準 校長としての定年退職者</p> <p>【参考】 平成17年度末退職見込数 定年退職 0名 記念品：銀杯 @10,000 表彰状額 @ 1,400 手揚げ袋 @ 100 次年度の賀詞交換の時に一般と一緒に行なう。 役場総務課が担当する。</p>	<p>【目的】 退職教職員の長年の勤続に感謝の意を表すもの</p> <p>【内容】 年度末退職者（定年退職及び勤奨退職）に対し、本町の学校教育振興に寄与し業績が顕著なものに意を表すため感謝状の授与及び記念品の贈呈を行なう。 表彰の形態：感謝状 基準：定年退職及び勤奨退職</p> <p>【参考】 平成17年度末退職見込数 定年退職者 0名 勤奨退職 1名 購入品目：カタログギフト @7,000 表彰状額 @1,500</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	教職員健康診断	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校保健法・ 労働安全法・ 相模原市立小中学校教職員定期健康診断実施要領	学校保健法・ 労働安全法・	学校保健法・ 労働安全法	学校保健法・ 労働安全法	学校保健法・ 労働安全法
歳出予算額（平成17年度）	20,532千円	728千円	650千円	548千円	824千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、教職員の健康の保持増進を図る。</p> <p>【内容】 年1回定期的に健康診断を実施</p> <p>【参考】 17年度定期健康診断受診予定者数 小学校 34歳以下 446人 35歳以上 759人 中学校 34歳以下 167人 35歳以上 537人 検診単価 34歳以下 5,565円 35歳以上 13,167円</p> <p>法定外受診項目 眼底検査 35歳以上 胃部X線検査 35歳以上 大腸ガン検査 全員</p> <p>受診予定者には人間ドック受診予定者を除外している。</p> <p>検診委託機関 (財)結核予防会 検診時期 7月末～8月末 検診回数 6会場 13回</p>	<p>【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、教職員の健康の保持増進を図る。</p> <p>【内容】 年1回定期的に健康診断を実施</p> <p>【参考】 17年度定期健康診断受診予定者数 小学校 30人 中学校 30人 検診単価 8,410円 法定外受診項目 胃部X線検査 35歳以上の希望者</p> <p>受診予定者には人間ドック受診予定者を除外している。</p> <p>検診委託機関 (財)神奈川県予防医学協会 検診時期 8月17日 検診回数 1会場 1回</p>	<p>【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、教職員の健康の保持増進を図る。</p> <p>【内容】 年1回定期的に健康診断を実施</p> <p>【参考】 17年度定期健康診断受診予定者数 小学校 55人 中学校 50人 検診単価 6,200円 法定外受診項目 胃部X線検査 35歳以上の希望者</p> <p>受診予定者には人間ドック受診予定者を除外している。</p> <p>検診委託機関 未定(入札による) 検診時期 8月17日 検診回数 1会場 1回</p>	<p>【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、教職員の健康の保持増進を図る。</p> <p>【内容】 年1回定期的に健康診断を実施</p> <p>小学校 305千円 中学校 243千円 検診機関 県予防医学協会 3町合同 相模原協同病院 町職員合同 どちらかを受ける。</p> <p>【参考】 17年度定期健康診断受診予定者数 小学校 25人 中学校 20人 検診単価 8,830円 法定外受診項目 胃部X線検査 35歳以上の希望者</p> <p>受診予定者には人間ドック受診予定者を除外している。</p> <p>検診委託機関 (財)神奈川県予防医学協会 検診時期 未定 検診回数 1会場 1回</p> <p>教職員用の検診日に受診できない教員は、町職員の検診日には受診していただく。 なお、合同での日程等は現在決まっていない。年明けの予定。</p>	<p>【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、教職員の健康の保持増進を図る。</p> <p>【内容】 年1回定期的に健康診断を実施</p> <p>小学校 531千円 中学校 293千円 *検診機関 県予防医学協会(3町合同)、未受診の場合は町職員検診で受診可(例年1月下旬)</p> <p>【参考】 17年度定期健康診断受診予定者数 小学校 45人 中学校 23人 検診単価：8,410円 法定外受診項目 胃部X線検査 35歳以上の希望者</p> <p>受診予定者には人間ドック受診予定者を除外している。</p> <p>検診委託機関 (財)神奈川県予防医学協会 検診時期 8月予定 検診回数 1会場 1回</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																																																																												
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会																																																																																												
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																																																																												
10	教職員の任免その他の人事の内申		A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																																												
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																																										
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課																																																																																										
根拠法令等	市町村立学校県費負担教職員人事事務の手引き・ (県教委作成)	市町村立学校県費負担教職員人事事務の手引き・ (県教委作成)	市町村立学校県費負担教職員人事事務の手引き・ (県教委作成)	市町村立学校県費負担教職員人事事務の手引き・ (県教委作成)	市町村立学校県費負担教職員人事事務の手 引き(県教委作成)																																																																																										
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																																																										
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																																																										
【事務事業の内容】	<p>【目的】 効率的な教職員の人事事務の執行</p> <p>【内容】 県費負担教職員の採用、異動、育休・産休、臨時的任用職員・非常勤職員等に係る事務について、神奈川県に対し内申するもの。</p> <p>【参考】 主な内申実績 平成16年度末人事異動の概要</p> <table style="font-size: small; margin-left: 20px;"> <tr><td>退職</td><td>94名</td></tr> <tr><td>転出</td><td>27名</td></tr> <tr><td>採用</td><td>99名</td></tr> <tr><td>転入</td><td>28名</td></tr> <tr><td>配置換</td><td>349名</td></tr> </table> <p>臨時的任用職員の任用状況</p> <table style="font-size: small; margin-left: 20px;"> <tr><td>産休代替</td><td>25件</td></tr> <tr><td>育休代替</td><td>28件</td></tr> <tr><td>欠員補充</td><td>129件</td></tr> <tr><td>休職代替</td><td>28件</td></tr> </table> <p>非常勤講師の任用状況 238件</p>	退職	94名	転出	27名	採用	99名	転入	28名	配置換	349名	産休代替	25件	育休代替	28件	欠員補充	129件	休職代替	28件	<p>【目的】 効率的な教職員の人事事務の執行</p> <p>【内容】 県費負担教職員の採用、異動、育休・産休、臨時的任用職員・非常勤職員等に係る事務について、神奈川県に対し内申するもの。</p> <p>【参考】 主な内申実績 平成16年度末</p> <table style="font-size: small; margin-left: 20px;"> <tr><td>退職</td><td>5名</td></tr> <tr><td>転出</td><td>7名(管内7人)</td></tr> <tr><td>採用</td><td>3名</td></tr> <tr><td>転入</td><td>10名</td></tr> <tr><td>配置換</td><td>10名</td></tr> </table> <p>臨時的任用職員の任用状況</p> <table style="font-size: small; margin-left: 20px;"> <tr><td>産休代替</td><td>2件</td></tr> <tr><td>育休代替</td><td>2件</td></tr> <tr><td>欠員補充</td><td>5件</td></tr> <tr><td>休職代替</td><td>1件</td></tr> </table> <p>非常勤講師の任用状況 3件</p>	退職	5名	転出	7名(管内7人)	採用	3名	転入	10名	配置換	10名	産休代替	2件	育休代替	2件	欠員補充	5件	休職代替	1件	<p>【目的】 効率的な教職員の人事事務の執行</p> <p>【内容】 県費負担教職員の採用、異動、育休・産休、臨時的任用職員・非常勤職員等に係る事務について、神奈川県に対し内申するもの。</p> <p>【参考】 主な内申実績 平成16年度末人事異動の概要</p> <table style="font-size: small; margin-left: 20px;"> <tr><td>退職</td><td>7名</td></tr> <tr><td>転出</td><td>9名</td></tr> <tr><td>採用</td><td>7名</td></tr> <tr><td>転入</td><td>8名</td></tr> <tr><td>配置換</td><td>18名</td></tr> </table> <p>臨時的任用職員の任用状況</p> <table style="font-size: small; margin-left: 20px;"> <tr><td>産休代替</td><td>1件</td></tr> <tr><td>育休代替</td><td>8件</td></tr> <tr><td>欠員補充</td><td>14件</td></tr> <tr><td>休職代替</td><td>1件</td></tr> </table> <p>非常勤講師の任用状況 10件</p>	退職	7名	転出	9名	採用	7名	転入	8名	配置換	18名	産休代替	1件	育休代替	8件	欠員補充	14件	休職代替	1件	<p>【目的】 効率的な教職員の人事事務の執行</p> <p>【内容】 県費負担教職員の採用、異動、育休・産休、臨時的任用職員・非常勤職員等に係る事務について、神奈川県に対し内申するもの。</p> <p>【参考】 主な内申実績 平成16年度末人事異動の概要</p> <table style="font-size: small; margin-left: 20px;"> <tr><td>退職</td><td>5名</td></tr> <tr><td>転出</td><td>4名</td></tr> <tr><td>採用</td><td>3名</td></tr> <tr><td>転入</td><td>5名</td></tr> <tr><td>配置換</td><td>3名</td></tr> </table> <p>臨時的任用職員の任用状況</p> <table style="font-size: small; margin-left: 20px;"> <tr><td>産休代替</td><td>0件</td></tr> <tr><td>育休代替</td><td>0件</td></tr> <tr><td>欠員補充</td><td>5件</td></tr> <tr><td>休職代替</td><td>0件</td></tr> </table> <p>非常勤講師の任用状況 5件</p>	退職	5名	転出	4名	採用	3名	転入	5名	配置換	3名	産休代替	0件	育休代替	0件	欠員補充	5件	休職代替	0件	<p>【目的】 効率的な教職員の人事事務の執行</p> <p>【内容】 県費負担教職員の採用、異動、育休・産休、臨時的任用職員・非常勤職員等に係る事務について、神奈川県に対し内申するもの。</p> <p>【参考】 主な内申実績 平成16年度末人事異動の概要</p> <table style="font-size: small; margin-left: 20px;"> <tr><td>退職</td><td>6人</td></tr> <tr><td>転出</td><td>13人</td></tr> <tr><td>採用</td><td>2人</td></tr> <tr><td>転入</td><td>8人</td></tr> <tr><td>配置換</td><td>19人</td></tr> </table> <p>臨時的任用職員の任用状況</p> <table style="font-size: small; margin-left: 20px;"> <tr><td>産休代替</td><td>0件</td></tr> <tr><td>育休代替</td><td>1件</td></tr> <tr><td>欠員補充</td><td>5件</td></tr> <tr><td>休職代替</td><td>0件</td></tr> </table> <p>非常勤講師の任用状況 3件</p>	退職	6人	転出	13人	採用	2人	転入	8人	配置換	19人	産休代替	0件	育休代替	1件	欠員補充	5件	休職代替	0件
退職	94名																																																																																														
転出	27名																																																																																														
採用	99名																																																																																														
転入	28名																																																																																														
配置換	349名																																																																																														
産休代替	25件																																																																																														
育休代替	28件																																																																																														
欠員補充	129件																																																																																														
休職代替	28件																																																																																														
退職	5名																																																																																														
転出	7名(管内7人)																																																																																														
採用	3名																																																																																														
転入	10名																																																																																														
配置換	10名																																																																																														
産休代替	2件																																																																																														
育休代替	2件																																																																																														
欠員補充	5件																																																																																														
休職代替	1件																																																																																														
退職	7名																																																																																														
転出	9名																																																																																														
採用	7名																																																																																														
転入	8名																																																																																														
配置換	18名																																																																																														
産休代替	1件																																																																																														
育休代替	8件																																																																																														
欠員補充	14件																																																																																														
休職代替	1件																																																																																														
退職	5名																																																																																														
転出	4名																																																																																														
採用	3名																																																																																														
転入	5名																																																																																														
配置換	3名																																																																																														
産休代替	0件																																																																																														
育休代替	0件																																																																																														
欠員補充	5件																																																																																														
休職代替	0件																																																																																														
退職	6人																																																																																														
転出	13人																																																																																														
採用	2人																																																																																														
転入	8人																																																																																														
配置換	19人																																																																																														
産休代替	0件																																																																																														
育休代替	1件																																																																																														
欠員補充	5件																																																																																														
休職代替	0件																																																																																														

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	教職員の昇給、昇格、特別昇給等給与の内申		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（県規則） 昇給昇格事務実施要領（県教委作成） 定期昇給昇格調書記入要領（県教委作成）	学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（県規則） 昇給昇格事務実施要領（県教委作成） 定期昇給昇格調書記入要領（県教委作成）	学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（県規則） 昇給昇格事務実施要領（県教委作成） 定期昇給昇格調書記入要領（県教委作成）	学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（県規則） 昇給昇格事務実施要領（県教委作成） 定期昇給昇格調書記入要領（県教委作成）	学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（県規則） 昇給昇格事務実施要領（県教委作成） 定期昇給昇格調書記入要領（県教委作成）
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市町村立学校職員の昇給昇格の適正化を図るもの</p> <p>【内容】 教職員の昇給、昇格、特別昇給等については、昇給昇格事務実施要領の規定に基づき市町村教育委員会が内申を行なうこととなっていることから、県の指示する時期に内申を行なうもの。</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 学校教育部会		
事務事業番号 12	事務事業名 教職員の服務監督		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校経営の適正化を図るため、必要に応じ教職員の服務に関し監督を行なう。</p> <p>【内容】 教職員の服務に関し監督を行なうもの</p> <p>【参考】 平成17年4月5日現在 県費負担教職員定数 小学校 1644人 中学校 923人 給食センター 2人 県費負担教職員現員数 小学校 1573人 中学校 855人 給食センター 2人 人事担当指導主事数 3名</p>	<p>【目的】 学校経営の適正化を図るため、必要に応じ教職員の服務に関し監督を行なう。</p> <p>【内容】 教職員の服務に関し監督を行なうもの</p> <p>【参考】 平成17年4月5日現在 県費負担教職員定数 小学校 85人 中学校 49人 給食センター 2人 県費負担教職員現員数 小学校 81人 中学校 48人 給食センター 1人 人事担当指導主事数 0名</p>	<p>【目的】 学校経営の適正化を図るため、必要に応じ教職員の服務に関し監督を行なう。</p> <p>【内容】 教職員の服務に関し監督を行なうもの</p> <p>【参考】 平成17年4月5日現在 県費負担教職員定数 小学校 122人 中学校 101人 給食センター 2人 県費負担教職員現員数 小学校 117人 中学校 92人 給食センター 2人 人事担当指導主事数 0名</p>	<p>【目的】 学校経営の適正化を図るため、必要に応じ教職員の服務に関し監督を行なう。</p> <p>【内容】 教職員の服務に関し監督を行なうもの</p> <p>【参考】 平成17年4月5日現在 県費負担教職員定数 小学校 46人 中学校 33人 県費負担教職員現員数 小学校 44人 中学校 32人 人事担当指導主事数 0名</p>	<p>【目的】 学校経営の適正化を図るため、必要に応じ教職員の服務に関し監督を行なう。</p> <p>【内容】 教職員の服務に関し監督を行なうもの</p> <p>【参考】 平成17年4月5日現在 県費負担教職員定数 小学校 77人 中学校 25人 県費負担教職員現員数 小学校 68人 中学校 20人 人事担当指導主事数 0名</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																																																																																																																																																							
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会																																																																																																																																																																																							
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																																																																																																																																																							
13	教職員定数の内申	A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																																																																																																																																							
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																																																																																																																																				
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課																																																																																																																																																																																				
根拠法令等	市町村立学校教職員定数条例（神奈川県）	市町村立学校教職員定数条例（神奈川県）	市町村立学校教職員定数条例（神奈川県）	市町村立学校教職員定数条例（神奈川県）	市町村立学校教職員定数条例（神奈川県）																																																																																																																																																																																				
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																																																																																																																																																				
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																																																																																																																																																				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 適正な学校運営を図るため、一定の基準に従い教職員を配置する。</p> <p>【内容】 学校規模や学校運営上配慮を要する事情等に応じて、年度当初に教職員定数を定める。</p> <p>【参考】 平成17年度教職員定数 小学校 55校 中学校27校</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>小学校</td><td>規定</td><td>規定外</td></tr> <tr><td>校長</td><td>55</td><td>0</td></tr> <tr><td>教諭</td><td>1266</td><td>163</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>55</td><td>7</td></tr> <tr><td>学校栄養職員</td><td>36</td><td>1</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>55</td><td>8</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>規定</td><td>規定外</td></tr> <tr><td>校長</td><td>27</td><td>0</td></tr> <tr><td>教諭</td><td>697</td><td>131</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>27</td><td>7</td></tr> <tr><td>学校栄養職員</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>27</td><td>7</td></tr> </table>	小学校	規定	規定外	校長	55	0	教諭	1266	163	養護教諭	55	7	学校栄養職員	36	1	事務職員	55	8	中学校	規定	規定外	校長	27	0	教諭	697	131	養護教諭	27	7	学校栄養職員	0	0	事務職員	27	7	<p>【目的】 適正な学校運営を図るため、一定の基準に従い教職員を配置する。</p> <p>【内容】 学校規模や学校運営上配慮を要する事情等に応じて、年度当初に教職員定数を定める。</p> <p>【参考】 平成17年度教職員定数 小学校 4校 中学校2校</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>小学校</td><td>規定</td><td>規定外</td></tr> <tr><td>校長</td><td>4</td><td>0</td></tr> <tr><td>教諭</td><td>60</td><td>12</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>4</td><td>0</td></tr> <tr><td>学校栄養職員</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>4</td><td>0</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>規定</td><td>規定外</td></tr> <tr><td>校長</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>教諭</td><td>35</td><td>7</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>学校栄養職員</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>2</td><td>0</td></tr> </table>	小学校	規定	規定外	校長	4	0	教諭	60	12	養護教諭	4	0	学校栄養職員	1	0	事務職員	4	0	中学校	規定	規定外	校長	2	0	教諭	35	7	養護教諭	2	0	学校栄養職員	1	0	事務職員	2	0	<p>【目的】 適正な学校運営を図るため、一定の基準に従い教職員を配置する。</p> <p>【内容】 学校規模や学校運営上配慮を要する事情等に応じて、年度当初に教職員定数を定める。</p> <p>【参考】 平成17年度教職員定数 小学校 7校 中学校 5校</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>小学校</td><td>規定</td><td>規定外</td></tr> <tr><td>校長</td><td>7</td><td>0</td></tr> <tr><td>教諭</td><td>86</td><td>12</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>7</td><td>1</td></tr> <tr><td>学校栄養職員 (給食センター)</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>7</td><td>0</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>規定</td><td>規定外</td></tr> <tr><td>校長</td><td>5</td><td>0</td></tr> <tr><td>教諭</td><td>68</td><td>17</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>5</td><td>1</td></tr> <tr><td>学校栄養職員</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>5</td><td>0</td></tr> </table>	小学校	規定	規定外	校長	7	0	教諭	86	12	養護教諭	7	1	学校栄養職員 (給食センター)	2	0	事務職員	7	0	中学校	規定	規定外	校長	5	0	教諭	68	17	養護教諭	5	1	学校栄養職員	0	0	事務職員	5	0	<p>【目的】 適正な学校運営を図るため、一定の基準に従い教職員を配置する。</p> <p>【内容】 学校規模や学校運営上配慮を要する事情等に応じて、年度当初に教職員定数を定める。</p> <p>【参考】 平成17年度教職員定数 小学校 3校 中学校 2校</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>小学校</td><td>規定</td><td>規定外</td></tr> <tr><td>校長</td><td>3</td><td>0</td></tr> <tr><td>教諭</td><td>32</td><td>5</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>3</td><td>0</td></tr> <tr><td>学校栄養職員</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>3</td><td>0</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>規定</td><td>規定外</td></tr> <tr><td>校長</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>教諭</td><td>23</td><td>4</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>学校栄養職員</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>2</td><td>0</td></tr> </table>	小学校	規定	規定外	校長	3	0	教諭	32	5	養護教諭	3	0	学校栄養職員	0	1	事務職員	3	0	中学校	規定	規定外	校長	2	0	教諭	23	4	養護教諭	2	0	学校栄養職員	0	0	事務職員	2	0	<p>【目的】 適正な学校運営を図るため、一定の基準に従い教職員を配置する。</p> <p>【内容】 学校規模や学校運営上配慮を要する事情等に応じて、年度当初に教職員定数を定める。</p> <p>【参考】 平成17年度教職員定数 小学校 7校 中学校 1校</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>小学校</td><td>規定</td><td>規定外</td></tr> <tr><td>校長</td><td>6</td><td>0</td></tr> <tr><td>教諭</td><td>50</td><td>9</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>6</td><td>0</td></tr> <tr><td>学校栄養職員</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>6</td><td>0</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>規定</td><td>規定外</td></tr> <tr><td>校長</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>教諭</td><td>17</td><td>5</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>学校栄養職員</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>1</td><td>0</td></tr> </table>	小学校	規定	規定外	校長	6	0	教諭	50	9	養護教諭	6	0	学校栄養職員	0	0	事務職員	6	0	中学校	規定	規定外	校長	1	0	教諭	17	5	養護教諭	1	0	学校栄養職員	0	0	事務職員	1	0
小学校	規定	規定外																																																																																																																																																																																							
校長	55	0																																																																																																																																																																																							
教諭	1266	163																																																																																																																																																																																							
養護教諭	55	7																																																																																																																																																																																							
学校栄養職員	36	1																																																																																																																																																																																							
事務職員	55	8																																																																																																																																																																																							
中学校	規定	規定外																																																																																																																																																																																							
校長	27	0																																																																																																																																																																																							
教諭	697	131																																																																																																																																																																																							
養護教諭	27	7																																																																																																																																																																																							
学校栄養職員	0	0																																																																																																																																																																																							
事務職員	27	7																																																																																																																																																																																							
小学校	規定	規定外																																																																																																																																																																																							
校長	4	0																																																																																																																																																																																							
教諭	60	12																																																																																																																																																																																							
養護教諭	4	0																																																																																																																																																																																							
学校栄養職員	1	0																																																																																																																																																																																							
事務職員	4	0																																																																																																																																																																																							
中学校	規定	規定外																																																																																																																																																																																							
校長	2	0																																																																																																																																																																																							
教諭	35	7																																																																																																																																																																																							
養護教諭	2	0																																																																																																																																																																																							
学校栄養職員	1	0																																																																																																																																																																																							
事務職員	2	0																																																																																																																																																																																							
小学校	規定	規定外																																																																																																																																																																																							
校長	7	0																																																																																																																																																																																							
教諭	86	12																																																																																																																																																																																							
養護教諭	7	1																																																																																																																																																																																							
学校栄養職員 (給食センター)	2	0																																																																																																																																																																																							
事務職員	7	0																																																																																																																																																																																							
中学校	規定	規定外																																																																																																																																																																																							
校長	5	0																																																																																																																																																																																							
教諭	68	17																																																																																																																																																																																							
養護教諭	5	1																																																																																																																																																																																							
学校栄養職員	0	0																																																																																																																																																																																							
事務職員	5	0																																																																																																																																																																																							
小学校	規定	規定外																																																																																																																																																																																							
校長	3	0																																																																																																																																																																																							
教諭	32	5																																																																																																																																																																																							
養護教諭	3	0																																																																																																																																																																																							
学校栄養職員	0	1																																																																																																																																																																																							
事務職員	3	0																																																																																																																																																																																							
中学校	規定	規定外																																																																																																																																																																																							
校長	2	0																																																																																																																																																																																							
教諭	23	4																																																																																																																																																																																							
養護教諭	2	0																																																																																																																																																																																							
学校栄養職員	0	0																																																																																																																																																																																							
事務職員	2	0																																																																																																																																																																																							
小学校	規定	規定外																																																																																																																																																																																							
校長	6	0																																																																																																																																																																																							
教諭	50	9																																																																																																																																																																																							
養護教諭	6	0																																																																																																																																																																																							
学校栄養職員	0	0																																																																																																																																																																																							
事務職員	6	0																																																																																																																																																																																							
中学校	規定	規定外																																																																																																																																																																																							
校長	1	0																																																																																																																																																																																							
教諭	17	5																																																																																																																																																																																							
養護教諭	1	0																																																																																																																																																																																							
学校栄養職員	0	0																																																																																																																																																																																							
事務職員	1	0																																																																																																																																																																																							

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	教職員褒賞・表彰事務（国・県表彰）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	栄典・表彰等事務提要（神奈川県）・ 神奈川県教育委員会表彰規則及び同要綱		栄典・表彰等事務提要（神奈川県）・ 神奈川県教育委員会表彰規則及び同要綱		栄典・表彰等事務提要（神奈川県）・ 神奈川県教育委員会表彰規則及び同要綱
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 国の栄典制度及び県の表彰制度に基づき、教育に多大な功績を残した者を称え、多年にわたり優良に教職に従事した者を称える。 【内容】 褒賞 春秋叙勲 死亡叙勲 高齢者叙勲 県表彰 優良教職員表彰	【目的】 国の栄典制度及び県の表彰制度に基づき、教育に多大な功績を残した者を称え、多年にわたり優良に教職に従事した者を称える。 【内容】 褒賞 春秋叙勲 死亡叙勲 高齢者叙勲 県表彰 優良教職員表彰	【目的】 国の栄典制度及び県の表彰制度に基づき、教育に多大な功績を残した者を称え、多年にわたり優良に教職に従事した者を称える。 【内容】 褒賞 春秋叙勲 死亡叙勲 高齢者叙勲 県表彰 優良教職員表彰	【目的】 国の栄典制度及び県の表彰制度に基づき、教育に多大な功績を残した者を称え、多年にわたり優良に教職に従事した者を称える。 【内容】 褒賞 春秋叙勲 死亡叙勲 高齢者叙勲 県表彰 優良教職員表彰	【目的】 国の栄典制度及び県の表彰制度に基づき、教育に多大な功績を残した者を称え、多年にわたり優良に教職に従事した者を称える。 【内容】 褒賞 春秋叙勲 死亡叙勲 高齢者叙勲 県表彰 優良教職員表彰

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	教職員の公務（通勤）災害		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	地方公務員災害補償法・ 相模原市職員公務災害等見舞金条例及び同施行規則	地方公務員災害補償法・	地方公務員災害補償法・	地方公務員災害補償法・	地方公務員災害補償法・
歳出予算額（平成17年度）	300千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって本人及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する。</p> <p>【内容】 公務（通勤）災害の認定及びこれに基づく補償並びに福祉事業は、地方公務員災害補償基金神奈川県支部が取り扱っている。 市ではこれとは別に、公務（通勤）による災害を受けた職員又は遺族に対し、条例に基づき見舞金を支給している。 障害見舞金 500千円～30,000千円 傷病見舞金 10千円～100千円</p>	<p>【目的】 公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって本人及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する。</p> <p>【内容】 公務（通勤）災害の認定及びこれに基づく補償並びに福祉事業は、地方公務員災害補償基金神奈川県支部が取り扱っている。</p>	<p>【目的】 公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって本人及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する。</p> <p>【内容】 公務（通勤）災害の認定及びこれに基づく補償並びに福祉事業は、地方公務員災害補償基金神奈川県支部が取り扱っている。</p>	<p>【目的】 公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって本人及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する。</p> <p>【内容】 公務（通勤）災害の認定及びこれに基づく補償並びに福祉事業は、地方公務員災害補償基金神奈川県支部が取り扱っている。</p>	<p>【目的】 公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって本人及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する。</p> <p>【内容】 公務（通勤）災害の認定及びこれに基づく補償並びに福祉事業は、地方公務員災害補償基金神奈川県支部が取り扱っている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	教職員組合に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	労働組合法	労働組合法	労働組合法	労働組合法	労働組合法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 労働組合法に基づく労働者団体と使用者である市が対等な立場で労働条件について交渉を行なうことによって、労使双方の調整を行なうもの。</p> <p>【内容】 教職員団体4団体との労使交渉</p> <p>【参考】 本市教職員が加入している教職員組合 湘北教職員組合 学校事務職員労働組合神奈川 神奈川県学校事務労働組合・県央 相模原市立小中学校校長教頭組合</p>	<p>【目的】 労働組合法に基づく労働者団体と使用者である町が対等な立場で労働条件について交渉を行なうことによって、労使双方の調整を行なうもの。</p> <p>【内容】 教職員団体1団体との労使交渉</p> <p>【参考】 本町教職員が加入している教職員組合 湘北教職員組合 津久井郡小中学校校長教頭組合</p>	<p>【目的】 労働組合法に基づく労働者団体と使用者である町が対等な立場で労働条件について交渉を行なうことによって、労使双方の調整を行なうもの。</p> <p>【内容】 教職員団体1団体との労使交渉</p> <p>【参考】 本町教職員が加入している教職員組合 湘北教職員組合 津久井郡小中学校校長教頭組合</p>	<p>【目的】 労働組合法に基づく労働者団体と使用者である町が対等な立場で労働条件について交渉を行なうことによって、労使双方の調整を行なうもの。</p> <p>【内容】 教職員団体1団体との労使交渉</p> <p>【参考】 本町教職員が加入している教職員組合 湘北教職員組合 津久井郡小中学校校長教頭組合</p>	<p>【目的】 労働組合法に基づく労働者団体と使用者である町が対等な立場で労働条件について交渉を行なうことによって、労使双方の調整を行なうもの。</p> <p>【内容】 教職員団体1団体との労使交渉</p> <p>【参考】 本町教職員が加入している教職員組合 湘北教職員組合 津久井郡小中学校校長教頭組合</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	市費負担による非常勤講師の任用		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市立学校非常勤講師任用に関する要綱				
歳出予算額（平成17年度）	12,260千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市費により非常勤講師を任用することにより、短期の療養休暇等に対する代替教職員を任用し、もって学校の円滑な運営を図る。</p> <p>【内容】 2週間未満の療養休暇、忌引休暇、介護欠勤、また市で実施する研修に参加する場合等で、県費負担による非常勤講師の任用が認められない場合に、市費により非常勤講師を任用する。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	教職員互助団体に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市立小中学校の教職員で組織する「相模原市立学校教職員互助会」の事務局を運営することにより、教職員の福利厚生の上を図る。</p> <p>【内容】 市立小中学校の教職員で組織する互助団体である「相模原市立学校教職員互助会」の事務局を運営している。</p> <p>【参考】 平成17年4月1日現在会員数 2,410名 会費徴収率 基礎月収額の3/1000 教職員互助会役員数 会長以下14名</p> <p>教職員互助会事業 文化事業 体育事業 厚生事業</p> <p>慶弔金の内訳 出産祝金 10,000円 入学祝金 10,000円 卒業祝金 10,000円 結婚祝金 10,000円 銀婚祝金 20,000円 特例給付金 20,000円</p> <p>退会金 在会期間 1年以上2年未満 5,000円 ～ 3年以上 100,000円</p> <p>療養見舞金（療養休暇） 5,000円 "（休職） 10,000円 永年勤続慰労金 30,000円</p> <p>互助会事業事故見舞金（死亡見舞金） 100,000円 "（入院見舞金7日～14日） 10,000円 "（入院見舞金15日～29日） 20,000円 "（入院見舞金30日以上） 30,000円 "（通院見舞金7日以上） 5,000円</p>	<p>【目的】 津久井郡内町立小中学校の教職員で組織する「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営することにより、教職員の福利厚生の上を図る。</p> <p>【内容】 町立小中学校の教職員で組織する互助団体である「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営している。 ただし、事務局職員は、互助会で非常勤職員を1名採用（3日/週）事務を行なっている。</p> <p>【参考】 平成17年4月1日現在会員数 城山町 126名 会費徴収率 基礎月収額の3/1000 教職員互助会役員数 会長以下26名</p> <p>教職員互助会事業 文化事業 体育事業 厚生事業</p> <p>給付金の内訳 出産祝金 7,000円 入学祝金 7,000円</p> <p>療養見舞金 15～29日 5,000円 30～89日 10,000円 90日以上 20,000円</p> <p>退会金 5年未満 10,000円 5年以上 20,000円 永年勤続慰労金 20年 10,000円 30年 15,000円 弔慰金 10,000円</p>	<p>【目的】 津久井郡内町立小中学校の教職員で組織する「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営することにより、教職員の福利厚生の上を図る。</p> <p>【内容】 町立小中学校の教職員で組織する互助団体である「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営している。 ただし、事務局職員は、互助会で非常勤職員を1名採用（3日/週）事務を行なっている。</p> <p>【参考】 平成17年4月1日現在会員数 津久井町 207名 会費徴収率 基礎月収額の3/1000 教職員互助会役員数 会長以下26名</p> <p>教職員互助会事業 文化事業 体育事業 厚生事業</p> <p>給付金の内訳 出産祝金 7,000円 入学祝金 7,000円</p> <p>療養見舞金 15～29日 5,000円 30～89日 10,000円 90日以上 20,000円</p> <p>退会金 5年未満 10,000円 5年以上 20,000円 永年勤続慰労金 20年 10,000円 30年 15,000円 弔慰金 10,000円</p>	<p>【目的】 津久井郡内町立小中学校の教職員で組織する「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営することにより、教職員の福利厚生の上を図る。</p> <p>【内容】 町立小中学校の教職員で組織する互助団体である「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営している。 ただし、事務局職員は、互助会で非常勤職員を1名採用（3日/週）事務を行なっている。</p> <p>【参考】 平成17年4月1日現在会員数 相模湖町 75名 会費徴収率 基礎月収額の3/1000 教職員互助会役員数 会長以下26名</p> <p>教職員互助会事業 文化事業 体育事業 厚生事業</p> <p>給付金の内訳 出産祝金 7,000円 入学祝金 7,000円</p> <p>療養見舞金 15～29日 5,000円 30～89日 10,000円 90日以上 20,000円</p> <p>退会金 5年未満 10,000円 5年以上 20,000円 永年勤続慰労金 20年 10,000円 30年 15,000円 弔慰金 10,000円</p>	<p>【目的】 津久井郡内町立小中学校の教職員で組織する「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営することにより、教職員の福利厚生の上を図る。</p> <p>【内容】 町立小中学校の教職員で組織する互助団体である「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営している。 ただし、事務局職員は、互助会で非常勤職員を1名採用（3日/週）事務を行なっている。</p> <p>【参考】 平成17年4月1日現在会員数 藤野町 97名 会費徴収率 基礎月収額の3/1000 教職員互助会役員数 会長以下26名</p> <p>教職員互助会事業 文化事業 体育事業 厚生事業</p> <p>給付金の内訳 出産祝金 7,000円 入学祝金 7,000円</p> <p>療養見舞金 15～29日 5,000円 30～89日 10,000円 90日以上 20,000円</p> <p>退会金 5年未満 10,000円 5年以上 20,000円 永年勤続慰労金 20年 10,000円 30年 15,000円 弔慰金 10,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名
29	各種事務事業の取扱い				学校教育部会
事務事業番号	事務事業名				協議ランク
20	教職員衛生管理				A協議会 B幹事会 C専門部会
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	労働安全衛生法				
歳出予算額（平成17年度）	6,759千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 労働安全衛生法に基づき、教職員の健康管理を組織的・効果的に行うことにより、心身の健康の保持・増進を図る。</p> <p>【内容】 （仮称）衛生推進会議の開催 衛生推進者の養成 健康相談の実施 職員健康管理システムの構築</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	教職員被服貸与		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市立学校教職員被服取扱要綱				
歳出予算額（平成17年度）	1,016千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 要綱に基づき小中学校教職員に対し被服（トレーニングウェア）を貸与する。 災害時に小中学校が避難所としての機能を併せ持つことから、校長・教頭に対し防災用被服を貸与する。</p> <p>【内容】 トレーニングウェアの貸与 新任校長、教頭に対し防災用被服を貸与</p> <p>【参考】 平成17年度貸与予定数 トレーニングウェア 120着 防災用被服 20着</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																																																					
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会																																																																																					
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																																																					
7	野外体験教室活動事業	A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																																					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																																		
担当課名	相模川自然の村野外体験教室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課																																																																																		
根拠法令等	相模原市立相模川自然の村野外体験教室条例 相模原市立相模川自然の村野外体験教室条例施行規則																																																																																						
歳出予算額（平成17年度）	20,137千円																																																																																						
歳入予算額（平成17年度）	0千円																																																																																						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 体験学習や集団宿泊生活を通して、自然や人とふれあうことにより児童生徒の創造性・主体性を培い、もって豊かな心をはくむ教育の推進に寄与すること</p> <p>【内容】 児童生徒の創造性、主体性の育成を図るため、集団宿泊生活及び各種体験活動を支援するために要する経費</p> <p>主な内訳（千円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>報償費</td><td style="text-align: right;">3 3 0 1</td></tr> <tr><td> 活動指導者謝礼等</td><td></td></tr> <tr><td>需要費</td><td style="text-align: right;">2 1 6 0</td></tr> <tr><td> 活動用消耗品費・物品等修繕料</td><td></td></tr> <tr><td> （科学・創造・スポーツ・文化等の活動用）</td><td></td></tr> <tr><td>委託料</td><td style="text-align: right;">1 3 0 1</td></tr> <tr><td> 体験農園指導・管理委託</td><td></td></tr> <tr><td> 陶芸窯保守点検委託</td><td></td></tr> <tr><td>使用料・賃借料</td><td style="text-align: right;">1 2 9 8 7</td></tr> <tr><td> 小中学校送迎用バス賃借料（1 1 0 2 5）</td><td></td></tr> <tr><td> 活動用PCネットワークリース料（1 6 6 2）</td><td></td></tr> <tr><td> 畳リース料（3 0 0）</td><td></td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td style="text-align: right;">3 8 8</td></tr> </table>	報償費	3 3 0 1	活動指導者謝礼等		需要費	2 1 6 0	活動用消耗品費・物品等修繕料		（科学・創造・スポーツ・文化等の活動用）		委託料	1 3 0 1	体験農園指導・管理委託		陶芸窯保守点検委託		使用料・賃借料	1 2 9 8 7	小中学校送迎用バス賃借料（1 1 0 2 5）		活動用PCネットワークリース料（1 6 6 2）		畳リース料（3 0 0）		備品購入費	3 8 8	<p>対応予算該当なし</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">H 1 8 年度児童・生徒数</td></tr> <tr><td>小5</td><td style="text-align: right;">4 校（8 学級） 2 2 0 人</td></tr> <tr><td>中1</td><td style="text-align: right;">2 校（7 学級） 2 1 0 人</td></tr> <tr><td>幼稚園</td><td style="text-align: right;">3 園 5 6 5 人</td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td>青少年団体等利用想定</td><td></td></tr> <tr><td>5 団体 2 0 室</td><td style="text-align: right;">2 0 0 人</td></tr> </table>	H 1 8 年度児童・生徒数		小5	4 校（8 学級） 2 2 0 人	中1	2 校（7 学級） 2 1 0 人	幼稚園	3 園 5 6 5 人			青少年団体等利用想定		5 団体 2 0 室	2 0 0 人	<p>対応予算該当なし</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">H 1 8 年度児童・生徒数</td></tr> <tr><td>小5</td><td style="text-align: right;">7 校（1 1 学級） 2 6 6 人</td></tr> <tr><td>中1</td><td style="text-align: right;">5 校（1 0 学級） 2 6 1 人</td></tr> <tr><td>幼稚園</td><td style="text-align: right;">2 園 2 6 9 人</td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td>青少年団体等利用想定</td><td></td></tr> <tr><td>5 団体 2 0 室</td><td style="text-align: right;">2 0 0 人</td></tr> </table>	H 1 8 年度児童・生徒数		小5	7 校（1 1 学級） 2 6 6 人	中1	5 校（1 0 学級） 2 6 1 人	幼稚園	2 園 2 6 9 人			青少年団体等利用想定		5 団体 2 0 室	2 0 0 人	<p>対応予算該当なし</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">H 1 8 年度児童・生徒数</td></tr> <tr><td>小5</td><td style="text-align: right;">3 校（3 学級） 7 3 人</td></tr> <tr><td>中1</td><td style="text-align: right;">2 校（4 学級） 8 6 人</td></tr> <tr><td>幼稚園</td><td style="text-align: right;">2 園 9 7 人</td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td>青少年団体等利用想定</td><td></td></tr> <tr><td>5 団体 2 0 室</td><td style="text-align: right;">2 0 0 人</td></tr> </table>	H 1 8 年度児童・生徒数		小5	3 校（3 学級） 7 3 人	中1	2 校（4 学級） 8 6 人	幼稚園	2 園 9 7 人			青少年団体等利用想定		5 団体 2 0 室	2 0 0 人	<p>対応予算該当なし</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">H 1 8 年度児童・生徒数</td></tr> <tr><td>小5</td><td style="text-align: right;">6 校（6 学級） 8 1 人</td></tr> <tr><td>中1</td><td style="text-align: right;">1 校（7 学級） 1 1 5 人</td></tr> <tr><td>幼稚園</td><td style="text-align: right;">1 園 1 3 4 人</td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td>青少年団体等利用想定</td><td></td></tr> <tr><td>5 団体 2 0 室</td><td style="text-align: right;">2 0 0 人</td></tr> </table>	H 1 8 年度児童・生徒数		小5	6 校（6 学級） 8 1 人	中1	1 校（7 学級） 1 1 5 人	幼稚園	1 園 1 3 4 人			青少年団体等利用想定		5 団体 2 0 室	2 0 0 人
報償費	3 3 0 1																																																																																						
活動指導者謝礼等																																																																																							
需要費	2 1 6 0																																																																																						
活動用消耗品費・物品等修繕料																																																																																							
（科学・創造・スポーツ・文化等の活動用）																																																																																							
委託料	1 3 0 1																																																																																						
体験農園指導・管理委託																																																																																							
陶芸窯保守点検委託																																																																																							
使用料・賃借料	1 2 9 8 7																																																																																						
小中学校送迎用バス賃借料（1 1 0 2 5）																																																																																							
活動用PCネットワークリース料（1 6 6 2）																																																																																							
畳リース料（3 0 0）																																																																																							
備品購入費	3 8 8																																																																																						
H 1 8 年度児童・生徒数																																																																																							
小5	4 校（8 学級） 2 2 0 人																																																																																						
中1	2 校（7 学級） 2 1 0 人																																																																																						
幼稚園	3 園 5 6 5 人																																																																																						
青少年団体等利用想定																																																																																							
5 団体 2 0 室	2 0 0 人																																																																																						
H 1 8 年度児童・生徒数																																																																																							
小5	7 校（1 1 学級） 2 6 6 人																																																																																						
中1	5 校（1 0 学級） 2 6 1 人																																																																																						
幼稚園	2 園 2 6 9 人																																																																																						
青少年団体等利用想定																																																																																							
5 団体 2 0 室	2 0 0 人																																																																																						
H 1 8 年度児童・生徒数																																																																																							
小5	3 校（3 学級） 7 3 人																																																																																						
中1	2 校（4 学級） 8 6 人																																																																																						
幼稚園	2 園 9 7 人																																																																																						
青少年団体等利用想定																																																																																							
5 団体 2 0 室	2 0 0 人																																																																																						
H 1 8 年度児童・生徒数																																																																																							
小5	6 校（6 学級） 8 1 人																																																																																						
中1	1 校（7 学級） 1 1 5 人																																																																																						
幼稚園	1 園 1 3 4 人																																																																																						
青少年団体等利用想定																																																																																							
5 団体 2 0 室	2 0 0 人																																																																																						

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																																															
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会																																																																															
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																																															
8	野外体験教室管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																															
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																												
担当課名	相模川自然の村野外体験教室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課																																																																												
根拠法令等	相模原市立相模川自然の村野外体験教室条例 相模原市立相模川自然の村野外体験教室条例施行規則																																																																																
歳出予算額（平成17年度）	109,612千円																																																																																
歳入予算額（平成17年度）	0千円																																																																																
【事務事業の内容】	<p>【目的】 体験学習や集団宿泊生活を通して、自然や人とふれあうことにより児童生徒の創造性・主体性を培い、もって豊かな心をはくくむ教育の推進に寄与すること</p> <p>【内容】 野外体験教室における運営・各種保守点検委託料、燃料・光熱水費、施設修繕費等に要する経費。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">（一般財源）</td> <td style="text-align: right;">104,476</td> </tr> <tr> <td>（特定財源）</td> <td style="text-align: right;">5,136</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">109,612</td> </tr> </table> <p>主な内訳（千円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">需要費</td> <td style="text-align: right;">44028</td> </tr> <tr> <td> 消耗品費</td> <td style="text-align: right;">150</td> </tr> <tr> <td> 燃料費</td> <td style="text-align: right;">9948</td> </tr> <tr> <td> 光熱水費</td> <td style="text-align: right;">23760</td> </tr> <tr> <td> 施設修繕料</td> <td style="text-align: right;">10170</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td style="text-align: right;">486</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td style="text-align: right;">64473</td> </tr> <tr> <td> 施設管理運営（食堂等）</td> <td style="text-align: right;">64073</td> </tr> <tr> <td> 維持管理補修</td> <td style="text-align: right;">400</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td style="text-align: right;">625</td> </tr> <tr> <td> （公共施設等使用料）</td> <td></td> </tr> </table> <p>なお、隣接する経済部所轄の公共の宿「相模川清流の里」については平成18年度に指定管理者制度を導入する。これに伴い、野外体験教室の施設管理運営部門について指定管理者制度を導入する。</p> <p>さがみはらネットワークシステム 施設利用検索及び利用予約入力、収納管理等を行っている。</p>	（一般財源）	104,476	（特定財源）	5,136	計	109,612	需要費	44028	消耗品費	150	燃料費	9948	光熱水費	23760	施設修繕料	10170	役務費	486	委託料	64473	施設管理運営（食堂等）	64073	維持管理補修	400	使用料及び賃借料	625	（公共施設等使用料）		<p>対応予算該当なし</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">H18年度児童・生徒数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小5 4校（8学級）</td> <td style="text-align: right;">220人</td> </tr> <tr> <td>中1 2校（7学級）</td> <td style="text-align: right;">210人</td> </tr> <tr> <td>幼稚園 3園</td> <td style="text-align: right;">565人</td> </tr> <tr> <td>青少年団体等利用想定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5団体20室</td> <td style="text-align: right;">200人</td> </tr> </table>	H18年度児童・生徒数		小5 4校（8学級）	220人	中1 2校（7学級）	210人	幼稚園 3園	565人	青少年団体等利用想定		5団体20室	200人	<p>対応予算該当なし</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">H18年度児童・生徒数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小5 7校（11学級）</td> <td style="text-align: right;">266人</td> </tr> <tr> <td>中1 5校（10学級）</td> <td style="text-align: right;">261人</td> </tr> <tr> <td>幼稚園 2園</td> <td style="text-align: right;">269人</td> </tr> <tr> <td>青少年団体等利用想定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5団体20室</td> <td style="text-align: right;">200人</td> </tr> </table>	H18年度児童・生徒数		小5 7校（11学級）	266人	中1 5校（10学級）	261人	幼稚園 2園	269人	青少年団体等利用想定		5団体20室	200人	<p>対応予算該当なし</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">H18年度児童・生徒数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小5 3校（3学級）</td> <td style="text-align: right;">73人</td> </tr> <tr> <td>中1 2校（4学級）</td> <td style="text-align: right;">86人</td> </tr> <tr> <td>幼稚園 2園</td> <td style="text-align: right;">97人</td> </tr> <tr> <td>青少年団体等利用想定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5団体20室</td> <td style="text-align: right;">200人</td> </tr> </table>	H18年度児童・生徒数		小5 3校（3学級）	73人	中1 2校（4学級）	86人	幼稚園 2園	97人	青少年団体等利用想定		5団体20室	200人	<p>対応予算該当なし</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">H18年度児童・生徒数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小5 6校（6学級）</td> <td style="text-align: right;">81人</td> </tr> <tr> <td>中1 1校（7学級）</td> <td style="text-align: right;">115人</td> </tr> <tr> <td>幼稚園 1園</td> <td style="text-align: right;">134人</td> </tr> <tr> <td>青少年団体等利用想定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5団体20室</td> <td style="text-align: right;">200人</td> </tr> </table> <p>なお、この欄に充てられていた藤野町のジュニアリーダーの清川村にある「青年の家」における宿泊研修予算については以下の予算科目に振当てる。 ジュニアリーダー研修負担金 2,600円×15名=39,000円は青少年学習センター予算へ 青少年指導員研修負担金 2,600円×16名=41,600円は青少年課予算へ</p>	H18年度児童・生徒数		小5 6校（6学級）	81人	中1 1校（7学級）	115人	幼稚園 1園	134人	青少年団体等利用想定		5団体20室	200人
（一般財源）	104,476																																																																																
（特定財源）	5,136																																																																																
計	109,612																																																																																
需要費	44028																																																																																
消耗品費	150																																																																																
燃料費	9948																																																																																
光熱水費	23760																																																																																
施設修繕料	10170																																																																																
役務費	486																																																																																
委託料	64473																																																																																
施設管理運営（食堂等）	64073																																																																																
維持管理補修	400																																																																																
使用料及び賃借料	625																																																																																
（公共施設等使用料）																																																																																	
H18年度児童・生徒数																																																																																	
小5 4校（8学級）	220人																																																																																
中1 2校（7学級）	210人																																																																																
幼稚園 3園	565人																																																																																
青少年団体等利用想定																																																																																	
5団体20室	200人																																																																																
H18年度児童・生徒数																																																																																	
小5 7校（11学級）	266人																																																																																
中1 5校（10学級）	261人																																																																																
幼稚園 2園	269人																																																																																
青少年団体等利用想定																																																																																	
5団体20室	200人																																																																																
H18年度児童・生徒数																																																																																	
小5 3校（3学級）	73人																																																																																
中1 2校（4学級）	86人																																																																																
幼稚園 2園	97人																																																																																
青少年団体等利用想定																																																																																	
5団体20室	200人																																																																																
H18年度児童・生徒数																																																																																	
小5 6校（6学級）	81人																																																																																
中1 1校（7学級）	115人																																																																																
幼稚園 1園	134人																																																																																
青少年団体等利用想定																																																																																	
5団体20室	200人																																																																																

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	青少年・教育相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年相談センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市立青少年相談センター条例 相模原市青少年教育相談員に関する要綱	城山町教育相談センター条例 城山町教育相談センター条例施行規則	津久井町適応指導教室運営要綱	相模湖町教育相談・適応指導教室運営要綱	藤野町適応指導教室運営要綱
歳出予算額（平成17年度）	125,165千円	1,773千円	0千円	0千円	3,180千円
歳入予算額（平成17年度）	812千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 青少年の健全育成</p> <p>【内容】 青少年の心の成長と心の問題に係る相談業務、市内全市立小・中学校における出張相談業務を行う</p> <p>【対象者】 19歳以下の青少年（市内在住、在勤、在学の幼児、小・中・高校生、有・無職少年）及びその保護者、教員等</p> <p>青少年教育相談員 非常勤特別職員 3名 【特定財源名称】 労働保険被保険者負担金</p>	<p>【目的】 小・中学生及び保護者、教育関係者が日々抱える悩みや不安の解消・支援を行う。</p> <p>【内容】 いじめや不登校児童・生徒の問題など、町民の教育全般に関する相談窓口として来庁又は電話、場合によって学校や自宅に出向き相談業務を行う。</p> <p>【対象者】 町内在住、在勤、在学の幼児、小・中学生など及びその保護者、教員等</p> <p>カウンセラー 1人 スクールインターン及びボランティア 数名</p>	<p>【目的】 町内教職員及び町民を対象とした相談活動</p> <p>【内容】 児童・生徒の心の成長と心の問題に関わる相談業務を実施するとともに「やまびこ教室（適応指導教室）」を開設し、相談員を配置する。</p> <p>【対象者】 児童・生徒、保護者の相談対応するとともに教員の支援を行う。</p> <p>専任教諭 1名（県費）、専任助手 4名、スクールカウンセラー 9名（うち 5名県費）</p>	<p>【目的】 町内教職員及び町民を対象とした相談活動</p> <p>【内容】 児童・生徒の心の成長と心の問題に関わる相談業務を実施するとともに「適応指導教室」を開設し、適応指導教室担当（県費）、教育指導員（県費）を配置している。</p> <p>【対象者】 児童・生徒、保護者の相談対応するとともに教員の支援を行う。</p> <p>適応指導教室担当 1名（県費） スクールカウンセラー 2名（県費） 教育指導員 1名（県費）</p>	<p>【目的】 町内教職員及び町民を対象とした相談活動</p> <p>【内容】 児童・生徒の心の成長と心の問題に関わる相談業務を実施するとともに教育指導員（県費）を配置している。</p> <p>【対象者】 児童・生徒、保護者の相談対応するとともに教員の支援を行う。</p> <p>・教育指導員 2名（県費） 週1回 1名（県費） 週2回</p> <p>1,200千円 ・スクールカウンセラー 1名（県費）</p> <p>【不登校訪問相談員】 《目的》 藤野町の児童生徒で、不登校である者に対して家庭への訪問等を通じて「適応指導教室」や「学校復帰」などの支援を行う。 《概要》 当初は県費による派遣事業でありましたが、町教育環境充実の視点から単独事業として相談員1名を臨時職員として雇用し、年間208日程を通じて対応している。 《17年度予算》 臨時職員賃金 1,980千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	ヤングテレホン事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年相談センター	教育総務課	教育研究所	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市立青少年相談センター条例 相模原市青少年相談センター相談員に関する要綱				
歳出予算額（平成17年度）	7,684千円		108千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 青少年の健全育成</p> <p>【内容】 青少年の悩みや不安等に電話相談による支援を行う</p> <p>【対象者】 19歳以下の青少年(市内在住、在勤、在学の幼児、小・中・高校生、有・無職少年)及びその保護者等</p> <p>受付時間午前8時30分から午後7時まで 青少年相談センター相談員(非常勤特別職員)4名 相談件数 924件(平成16年度)</p>	<p>該当なし</p> <p>*教育相談センターにおける相談業務として電話でも受けている。</p> <p>カウンセラー又は適応指導教室専任教諭(県費) 相談件数 1件</p>	<p>【目的】 児童・生徒をはじめ町民の抱える悩み、不安等の電話相談を実施</p> <p>【内容】 悩み、不安等の電話相談による支援を行う</p> <p>【対象者】 児童・生徒をはじめ町民等</p> <p>受付時間午前8時30分から午後5時まで 適応指導教室専任教諭(県費)1名 相談件数 965件</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	青少年街頭指導・相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年相談センター	生涯学習課	教育研究所	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市立青少年相談センター条例・相模原市青少年相談員及び相模原市青少年相談センター相談員に関する規定				
歳出予算額（平成17年度）	8,920千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 青少年の健全育成・非行防止</p> <p>【内容】 青少年相談員とともに街頭指導を実施し、特に問題ある青少年については他機関との連携を図るための相談業務を行う</p> <p>【対象者】 19歳以下の青少年(市内在住、在勤、在学の幼児、小・中・高校生、有・無職少年)</p> <p>街頭指導相談件数 2,459件 (平成16年度)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	青少年相談員経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年相談センター	生涯学習課	教育研究所	教育総務課	社会教育課
根拠法令等	相模原市青少年相談員及び青少年相談センター相談員に関する規定 相模原市青少年相談員に関する要綱				
歳出予算額（平成17年度）	1,409千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域社会の青少年の健全育成を図り非行化を防止する</p> <p>【内容】 市内各全域に青少年相談員（委嘱配置し、青少年や保護者、地域住民に指導・啓発を行う。</p> <p>【対象者】 19歳以下の青少年（市内在住、在勤、在学の幼児、小・中・高校生、有・無職少年）及びその保護者等</p> <p>青少年相談員 809名（H17.4.1）</p> <p>【付属機関】 相模原市青少年相談員協議会</p> <p>【補助金名称】 相模原市青少年相談員協議会運営費補助金</p> <p>【補助目的】 青少年相談員の連絡提携によってセンター業務に協力し、青少年をとりまく社会環境の改善及び非行化防止を図る。</p> <p>【補助内容】 運営費補助</p> <p>【補助額】 315千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	青少年相談センター運営協議会経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年相談センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課	社会教育課
根拠法令等	相模原市立青少年相談センター運営協議会要綱				
歳出予算額（平成17年度）	20千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 青少年相談センター業務全般の円滑な運営と充実を図る</p> <p>【内容】 相談業務の充実や街頭指導業務の円滑な推進のため関係機関との連絡調整等を行う運営協議会を開催（年間2回）</p> <p>【付属機関】 相模原市立青少年相談センター運営協議会</p> <p>協議会委員数 17名（内民間委員2名）</p> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校関係 3名 警察 2名 国県関係機関 3名 市関係機関 9名 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	教育相談研究員経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年相談センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	351千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】 平成18年3月31日 廃止	<p>【目的】 本市教職員が教育相談研究を行い、不登校児童生徒対策の一助とするとともに、カウンセリングマインドを備えた教職員を養成</p> <p>【内容】 2年間で教育相談研究を行い、研究成果を公表し、研究内容をまとめ研究集録を製作する。</p> <p>【対象者】 市内小・中学校教職員</p> <p>教育相談研究員 6名 研究集録発行部数 750冊</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	適応指導教室事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年相談センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市支援(適応指導)教室運営要綱 相模原市不登校専任相談員設置要綱	城山町適応指導教室の設置及び運営に関する要綱	津久井町適応指導教室運営要綱	相模湖町教育相談・適応指導教室運営要綱	藤野町適応指導教室運営要綱
歳出予算額(平成17年度)	14,415千円	2,562千円	6,461千円	220千円	726千円
歳入予算額(平成17年度)	978千円	750千円	750千円	220千円	726千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 不登校児童・生徒の学校復帰を図る</p> <p>【内容】 不登校生徒について通室制の2教室「銀河」「若葉」を設置。不登校児童についてはセンター内で支援を行う。</p> <p>【対象者】 不登校児童・生徒</p> <p>【参考】 不登校専任相談員(非常勤特別職員)6名 「銀河」通室者数 合計52名 「若葉」通室者数 合計32名 小学生適応指導通室児童数 合計12名 (平成17.3/31)</p> <p>【特定財源名称】 スクーリングサポートネットワーク整備事業委託金</p> <p>【特定財源内容】 不登校児童生徒に対する支援ネットワークの形成及び支援事業</p>	<p>【目的】 不登校児童・生徒の学校復帰を図る</p> <p>【内容】 対人関係や学校生活適応上の悩みや不安など様々な心理的要因による不登校児童・生徒について教育相談センター内の適応指導教室で支援を行う。</p> <p>【対象者】 不登校児童・生徒</p> <p>【参考】 適応指導教員2名(県費及び町費各1名) 相談員2名(県費非常勤) 訪問教育相談員1名(町費非常勤) 通室者 小学生0名 中学生7名 合計7名 (平成16年度)</p> <p>【特定財源名称】 スクーリングサポートネットワーク整備事業委託金</p> <p>【特定財源内容】 不登校児童生徒に対する支援ネットワークの形成及び支援事業</p>	<p>【目的】 不登校児童・生徒の学校復帰を図る</p> <p>【内容】 不登校生徒について通室制の教室「やまびこ教室」を設置し支援を行う。</p> <p>【対象者】 不登校児童・生徒</p> <p>【参考】 専任助手3名(町非常勤職員)、訪問相談員1名、小児精神科医1名、臨床心理士1名 「やまびこ教室」通室者数 合計14名 (平成16年度)</p> <p>【特定財源名称】 スクーリングサポートネットワーク整備事業委託金</p> <p>【特定財源内容】 不登校児童生徒に対する支援ネットワークの形成及び支援事業</p>	<p>【目的】 不登校児童・生徒の学校復帰を図る</p> <p>【内容】 不登校生徒について通室制の教室「適応教室」を設置し支援を行う。</p> <p>【対象者】 不登校児童・生徒</p> <p>【参考】 適応指導教員1名(県費) 相談員1名(県費非常勤) 週2日勤務(5校) 通室者 小学生1名 中学生3名 合計4名 (平成16年度)</p> <p>【特定財源名称】 スクーリングサポートネットワーク整備事業委託金</p> <p>【特定財源内容】 不登校児童生徒に対する支援ネットワークの形成及び支援事業</p>	<p>【目的】 不登校児童・生徒の学校復帰を図る</p> <p>【内容】 不登校児童生徒について通室制の教室「適応教室」を設置し支援を行う。</p> <p>【対象者】 不登校児童・生徒</p> <p>【参考】 適応指導相談員2名(県非常勤) 週1回 不登校訪問相談員1名(町非常勤) 通室者 小学校0名 中学校5名 (平成16年度)</p> <p>【特定財源名称】 スクーリング・サポートネットワーク整備事業委託金</p> <p>【特定財源内容】 不登校児童生徒に対する支援ネットワークの形成及び支援事業</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	施設維持管理補修事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年相談センター	教育総務課	教育研究所	生涯学習課	教育総務課
根拠法令等	相模原市立青少年相談センター条例				
歳出予算額（平成17年度）	12,012千円	1,001千円			
歳入予算額（平成17年度）	80千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 青少年相談センターの維持管理</p> <p>【内容】 施設の維持管理、補修 構造 鉄筋コンクリート2階建 延べ床面積 1563.3㎡</p> <p>【特定財源名称】 青少年相談センター自動販売機光熱水費負担金</p> <p>【特定財源内容】 自動販売機電気料負担金</p>	<p>【目的】 教育相談センターの維持管理</p> <p>【内容】 施設の維持管理、機械警備委託等、補修 構造 鉄筋コンクリート2階建 延べ床面積 250.59㎡</p>	該当なし	該当なし	該当なし

生涯學習部會

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	協議ランク		
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会	A協議会 B幹事会 C専門部会		
事務事業番号	事務事業名				
9	社会教育委員経費				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	社会教育法 附属機関の設置に関する条例 社会教育委員会議規定	社会教育法 社会教育委員に関する条例 社会教育委員の会議に関する規則	社会教育法 津久井町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則 津久井町社会教育委員の任期 費用弁償に関する条例 社会教育委員会会議規則	社会教育法 社会教育委員の設置に関する条例	社会教育法 藤野町社会教育委員に関する条例 藤野町社会教育委員の会議に関する規則
歳出予算額（平成17年度）	1,746千円	622千円	695千円	465千円	647千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会教育活動の充実・発展を図るため、社会教育法15条に基づき、社会教育委員をおき、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申することのほか、生涯学習社会における社会教育の充実を進めるための研究・協議を行う。 社会教育委員としての資質向上を図るため、視察や研修会を実施するほか、各種大会・研究会へ委員の派遣を行う。</p> <p>【内容】 ○社会教育委員会議定例会の開催 ○関東甲信越静社会教育研究大会、視察研修、県社教連理事会等への参加</p> <p>【参考】 ○事業費の内訳 報酬（非常勤特別職員報酬） @12,600×125回= 1,575,000円 旅費（費用弁償、普通旅費） 76,000円 需用費（食糧費、印刷製本費） 24,000円 使用料及び賃借料（公共施設使用料） 12,000円 負担金、補助及び交付金（年会費等負担金） 59,000円</p> <p>【附属機関】 相模原市社会教育委員 <目的> 社会教育法第17条の規定に基づく社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し又は意見を建議する <概要> 委員：15名で構成 内訳：学校教育の関係者 3名 社会教育の関係者 8名 家庭教育の向上に資す活動を行う者1名 学識経験者 3名 任期：2年 議長：1名 委員報酬：1回 12,600円 定例会開催：不定期（計5回） その他：関東甲信越静社会教育研究大会、県社教連地区研究会、県社教連理事会等への参加</p>	<p>【目的】 社会教育活動の奨励・推進を図るため、社会教育法第15条に基づき、社会教育委員を置き、委員の豊富な知識と経験を町の社会教育行政に反映するとともに社会教育委員としての資質向上を図るため、研修会や各種大会・研究会へ委員の派遣を行う。</p> <p>【内容】 社会教育委員定例会の開催 県及び郡社会教育委員研修会等へ参加</p> <p>【参考】 事業費の内訳 報酬（非常勤特別職員報酬） @6,000×6回×13人×80/100= 374,400円 @6,000×30回 = 180,000円 旅費（費用弁償） 17,000円 需用費（消耗品費） 8,000円 使用料及び賃借料（有料道路通行料） 5,000円 負担金、補助及び交付金 37,000円</p> <p>【附属機関】 城山町社会教育委員 <目的> 社会教育法第17条の規定に基づく社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し又は意見を建議する <概要> 委員：13名で構成 内訳：学校教育の関係者 1名 社会教育の関係者 8名 学識経験者 4名 任期：2年 議長：1名 委員報酬：1回 6,000円 定例会開催：不定期（計6回） その他：県社教連地区研究会、県社教連理事会等への参加 津久井郡各町社会教育の相互の連携・調整を図るため総会（年1回）、理事会（年3回）、研修会（年2回）開催している。</p>	<p>【目的】 社会教育活動の充実・発展を図るため、社会教育法15条に基づき、社会教育委員をおき、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申することのほか、生涯学習社会における社会教育の充実を進めるための研究・協議を行う。 社会教育委員としての資質向上を図るため、研究会へ委員の派遣を行う。</p> <p>【内容】 ○社会教育委員会議定例会の開催 ○県及び郡社会教育委員連絡協議会研修会等への参加</p> <p>【参考】 ○事業費の内訳 報酬（非常勤特別職員報酬） @53,300×1人= 53,300円 @39,500×12人= 474,000円 旅費（費用弁償） 115,000円 需用費（消耗品費） 5,000円 使用料及び賃借料（有料道路通行料） 5,000円 負担金、補助及び交付金 42,000円</p> <p>【附属機関】 津久井町社会教育委員 <目的> 社会教育法第17条の規定に基づく社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し又は意見を建議する <概要> 委員：13名で構成 内訳：学校教育の関係者 2名 社会教育の関係者 3名 学識経験者 8名 任期：2年 議長：1名 委員報酬：年額 委員長 53,300円 委員 39,500円</p> <p>定例会開催：不定期（計2回） その他：県社会教育委員連絡協議会地区研究会、県社会教育委員連絡協議会理事会等への参加</p>	<p>【目的】 社会教育法第15条に基づき、「社会教育委員」を委嘱し、社会教育に関する諮問機関として、総論的に計画立案指導等社会教育の基本策定にあたる。生涯学習の推進にあたり主体的に計画、推進に携わるため、研修会、地区研究会を始め、理事会、委員会に参画して、町民の生涯学習の高揚を図る。</p> <p>【内容】 ○社会教育委員会議定例会の開催 ○県及び郡社教連研修会等への参加</p> <p>【参考】 ○事業費の内訳 報酬（非常勤職員報酬） @32,000×13人= 416,000円 旅費（費用弁償） 40,000円 負担金、補助及び交付金 9,000円</p> <p>【附属機関】 相模湖町社会教育委員 <目的> 社会教育法第17条の規定に基づく社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査研究をし、その結果を答申、または検討。 <概要> 委員：9名で構成 内訳：学校教育の関係者 1名 社会教育の関係者 4名 学識経験者 4名 任期：2年 議長：1名 委員報酬：年額 委員長 56,000円 委員 51,000円</p> <p>定例会開催：不定期（計9回） その他：県社教連地区研究会、県社教連理事会等への参加成人式、文化祭への参加</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	生涯学習ルーム運営費(小中学校余裕教室)		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市立小学校及び中学校の「生涯学習ルーム」の運営に関する要綱	城山町立小中学校地域開放教室実施要綱			
歳出予算額(平成17年度)	17,932千円	7千円			
歳入予算額(平成17年度)	11千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公民館の補完施設として整備した生涯学習ルーム(小中学校の余裕教室)の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 内容 公民館の補完施設として市内小中学校9校17教室で整備した生涯学習ルームを市民の利用に供する。 実施校 旭小学校、相武台小学校、上鶴間小学校、光が丘小学校、桜台小学校、弥栄小学校、大野北中学校、大野南中学校、上溝中学校</p> <p>【事業費の内訳】 維持管理用消耗品、修繕費 95,000円 電話料、カーペットクリーニング 545,000円 施設管理・清掃委託 6,903,000円</p> <p>【特定財源の内訳】 公衆電話使用料 11千円</p>	<p>【目的】 学校施設の生涯学習拠点づくりとしての役割を高め、学校と地域の連携及び融合を深めるとともに異世代間の交流、地域住民の学校行事への参加促進を進める。</p> <p>【内容】 町内小学校1校、中学校2校で整備した余裕教室を町民の利用に供する。 実施校 広陵小学校、相模丘中学校、中沢中学校</p> <p>【参考】 事業費の内訳 需用費(消耗品費、燃料費) 7,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 生涯学習部会			
事務事業番号 11	事務事業名 社会教育関係団体事務室利用者協議会補助金	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市社会教育関係団体事務室運営助成要綱				
歳出予算額（平成17年度）	7,333千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会教育関係団体の活動推進を図るとともに、団体間の交流促進と事務室の円滑な管理運営を図る。</p> <p>【内容】 事務室の賃借料について補助を行うもの。</p> <p>協議会構成団体 ・相模原市立小中学校PTA連絡協議会 ・相模原市地域婦人団体連絡協議会 ・相模原市女性学習グループ連絡協議会 ・相模原市文化協会 ・相模原市民交響楽団 ・相模原市民吹奏楽団 ・相模原市子ども会育成連絡協議会 ・相模原ユースネットワーク ・相模原市少年少女合唱団 ・相模原市少年鼓笛バンド連盟 ・ボーイスカウト・ガールスカウト相模原連絡協議会 ・相模原市合唱連盟 ・相模原市母親クラブ連絡協議会 ・相模原市青少年指導員連絡協議会 ・（財）相模原市体育協会</p> <p>【参考】 協議会構成団体数 15 団体 平成17年補助金額 7,333,000円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・町PTA連絡協議会 小中学校PTA（6 団体） くすの木会（幼稚園） ・文化協会加入団体 2 3 団体 ・体育協会加入団体 1 7 団体 地域部会 1 2 団体 ・青少年に関する団体 城山の教育を考える会 青少年育成団体連絡協議会 * 青少年育成会 1 2 団体</p> <p>【参考】 公民館定期利用団体 ・学習研究に関する団体 6 団体 ・生活・芸術・文化に関する団体 3 4 団体 ・舞踏・民謡・音楽に関する団体 2 3 団体 ・体操・武道・レク・ダンスに関する団体 3 5 団体</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 社会教育関係団体（9 団体） ・町PTA連絡協議会 ・町婦人会連絡協議会 ・町文化協会 ・町子供会育成団体連絡協議会 ・町体育振興会連絡協議会 ・町体育協会 ・鳥屋獅子舞保存会 ・津久井城山を愛する会 ・尾崎行雄を全国に発信する会</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 社会教育関係団体（7 団体） ・町PTA連絡協議会 ・町婦人会連絡協議会 ・町文化協会 ・町子供会育成団体連絡協議会 ・町体育協会 ・地区子供会 ・母親クラブ</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 社会教育関係団体 ・藤野婦人会 ・名倉婦人会 ・町PTA連絡協議会 ・町子供会育成団体連絡協議会 ・吉野育成会 ・小淵育成会 ・沢井育成会 ・日連育成会 ・名倉育成会 ・南育成会 ・佐野川育成会 ・町文化協会 ・祭囃子連合会 ・町体育協会 ・地域スポーツ振興会 ・町青少年育成連絡協議会 ・大川原自治会 ・藤野風の会 ・コアラの会 ・市民の森</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	人権教育事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課・企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	334千円	50千円	461千円	40千円	140千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	170千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重に対する意識の高揚を図るとともに、差別のない社会づくりを推進する。</p> <p>【内容】 人権と差別を考える講座 公民館等を会場に、社会に歴史的に根深く残る同和問題、外国籍市民や、障がいを持つ市民に対する差別の問題、現代の社会情勢の中で緊急かつ重要な問題となっている、いじめや幼児虐待など、人権に関するさまざまな課題について、講演や講習、グループワークなどの形式で学習会を行う。</p> <p>人権・同和に関する講演会 国民的課題である「人権問題」について、「基本的人権の尊重・差別・人権侵害」を考えることを中心として、人権擁護に関する基本的な理解を深め、差別のない明るい社会づくりを推進していく機会とする。</p> <p>【参考】 事業費の内訳 ・人権と差別を考える講座講師謝礼 120,000円 ・人権、同和に関する講演会出演謝礼 150,000円 ・人権、同和に関する講演会看板筆耕謝礼 12,000円 ・公共施設使用料 50,000円 ・人権と差別を考える講座実施数（平成16年度実績）… 4講座実施（80人参加）</p>	<p>【目的】 人権・同和問題に対する正しい理解と知識を高め、明るい町づくりを推進する。</p> <p>【内容】 人権・同和教育講演会 同和、外国籍、障害者、患者等の様々な人権問題について、青少年指導員、体育指導委員、単位PTA、青少年育成団体役員、民生委員、保護司会等を対象に町長部局の同和行政担当課との共催により講演会を年1回開催する。</p> <p>【参考】 講師謝礼等の経費は、同和行政担当課にて計上。（当該の役割は、テーマの設定、講師の選定、依頼等） 人権啓発ビデオテープの購入 17年度予算額 50千円</p>	<p>【目的】 町民の人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重に対する意識の高揚を図るとともに、差別のない社会づくりを推進する。</p> <p>【内容】 CAPセミナー 町内小中学生及び保護者・教職員を対象に、子どもたちへの暴力を防ぐための人権プログラムを開催する。</p> <p>人権・同和啓発講座 町民を対象に、人権尊重の意識の高揚を図るため、人権・同和教育推進上の課題について講師を招き、講座を開催する。</p> <p>啓発物品を作成（ボールペン、ティッシュ） 役場窓口・文化祭会場・人権週間の街頭活動で配布を行う。</p> <p>人権啓発・学習用ビデオテープ購入 貸し出しを行う。</p> <p>【参考】 事業費の内訳 ・講師謝礼 120,000円 ・消耗品・備品購入 274,000円 ・その他（旅費、負担金等） 67,000円 ・セミナー及び講座実施数（平成15年度実績） イキイキセミナー 24回実施 1,008人参加 人権文化をつくる会 1回実施 81人参加</p>	<p>【目的】 全ての住民が平等の原則の基に基本的人権が尊重された差別のない明るい社会を実現するため。</p> <p>【内容】 人権教育研修会 公民館等を会場に学校教育及び社会教育における基本的人権の尊重に関する推進を図るため、町職員、学校職員、社会教育関係団体を対象に実施</p> <p>【参考】 事業費の内訳 ・旅費（研修会・大会参加） 19,320円 県部落開放運動連合会 県部落開放同盟神奈川県連合会 全日本同和会神奈川県連合会 ・資料代 12,000円 町長部局予算 ・講師料 36,000円 （人権啓発活動委託事業 36,000円） （平成16年度実績） 人権教育研修会 86人参加</p>	<p>【目的】 町民の人権、同和問題へ対する正しい理解と知識を高め明るい町づくりを推進する</p> <p>【内容】 町職員、教職員、一般町民を対象にした人権講演会を開催する。 ・講師料 140,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	美術品等収集事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	美術品等収集基金条例				
歳出予算額（平成17年度）	2,825千円				
歳入予算額（平成17年度）	88千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市収蔵美術品等の収集及び購入後の維持管理並びに写真作品の公開による写真文化の振興並びに美術品等収集基金の管理を行う。</p> <p>【内容】 市収蔵美術品等の収集及び購入後の維持管理 ・収蔵美術品等(平成16年度末現在) 購入作品数 絵画55点 彫刻 5点 寄贈作品数 絵画13点 写真 5シリーズ ・購入美術品(平成16年度) 絵画 3点 ・寄贈美術品(平成16年度) 写真 2シリーズ 写真作品の公開 平成16年度 「神奈川文化賞」、「市民文化彰」等を受賞した写真家江成常夫氏の作品を展示公開した。 実施日 平成16年 7月 7日～ 7月25日 会 場 女子美アートミュージアム 入場者 2,214人 美術品等収集基金 美術品、美術に関する資料その他これらに類するものの収集を円滑かつ効率的に行うために設置している。 ・基金の額 2,000万円 ・16年度末現在高 物品 66,130千円 現金 34,137千円 合計100,267千円</p> <p>【特定財源の概要】 平成17年度 統計書等売払収入 55,000円 美術品等収集基金繰入金 33,000円 計 88,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	J R 相模原駅ビル公共施設維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	93,799千円				
歳入予算額（平成17年度）	6,700千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 J R 相模原駅ビル公共施設の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 借受面積1,507㎡ 施設内容 ・相模原市民ギャラリー 美術文化の振興及び生涯学習機会の充実に図る。 展示室357.45㎡ アートスポット33.58㎡ 美術資料コーナー47.22㎡ 会議室52.76㎡ ・市役所相模原駅連絡所 住民票の写し、戸籍謄本、印鑑登録証明書などの交付を行う。 52.75㎡ ・消費生活センター 消費生活に関する相談、情報提供などを行う。 80.31㎡</p> <p>【特定財源の概要】 相模原市民ギャラリー使用料 平成17年度 6,700,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																												
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会																																												
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																												
15	家庭教育啓発事業		A協議会 B幹事会 C専門部会																																												
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																										
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課																																										
根拠法令等	社会教育法	社会教育法	社会教育法、補助金等に係る予算の執行に関する規則	社会教育法	社会教育法 教育委員会告示																																										
歳出予算額(平成17年度)	2,094千円	385千円	195千円	59千円	120千円																																										
歳入予算額(平成17年度)	0千円	143千円	0千円	0千円	51千円																																										
【事務事業の内容】	<p>【目的】 家庭の教育力向上のため、子育ての途上にある保護者に対する支援として、家庭教育に関する講座を展開する。</p> <p>【内容】 子育て学習講座 公民館において、家庭教育に関する講座を実施。</p> <p>親子ふれあい家庭教育事業 相模原市立小中学校PTA連絡協議会(市P連)に委託し、小学校55校で実施。</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>説明</td> <td style="text-align: right;">金額(円)</td> </tr> <tr> <td>子育て学習講座講師謝礼</td> <td style="text-align: right;">390,000</td> </tr> <tr> <td>子育て学習講座保育謝礼</td> <td style="text-align: right;">54,000</td> </tr> <tr> <td>親子ふれあい家庭教育事業委託</td> <td style="text-align: right;">1,650,000</td> </tr> </table>	説明	金額(円)	子育て学習講座講師謝礼	390,000	子育て学習講座保育謝礼	54,000	親子ふれあい家庭教育事業委託	1,650,000	<p>【目的】 単位PTAごとの自主的な家庭教育学級の開催に対して補助金を交付することにより、家庭教育力の向上を図る。</p> <p>【内容】 家庭教育学級開催費の補助 町立幼稚園(1園)及び町立小中学校(6校)の単位PTAに家庭教育学級開催に対して補助金を交付する。補助額は、1校(園)60,000円の定額。(県市町村青少年行政推進費補助金を充当。補助率1/2)</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>説明</td> <td style="text-align: right;">金額(円)</td> </tr> <tr> <td>(歳入)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県市町村青少年行政推進費補助金</td> <td style="text-align: right;">143,000</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td style="text-align: right;">242,000</td> </tr> <tr> <td>(歳出)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭教育学級開催費補助金 (6校+1園)×55,000円)</td> <td style="text-align: right;">385,000</td> </tr> </table>	説明	金額(円)	(歳入)		県市町村青少年行政推進費補助金	143,000	一般財源	242,000	(歳出)		家庭教育学級開催費補助金 (6校+1園)×55,000円)	385,000	<p>【目的】 家庭の教育力啓発のため、子育ての途上にある保護者に対する支援として、家庭教育に関する講座を展開する。</p> <p>【内容】 家庭教育学級講座 津久井町立小中学校PTAへの補助事業として実施。</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>説明</td> <td style="text-align: right;">金額(円)</td> </tr> <tr> <td>家庭教育学級開催費補助金</td> <td style="text-align: right;">194,400</td> </tr> <tr> <td>16,200円×12PTA</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青根小、青根中学校PTA統合により1団体減(H17.4.1より)</td> <td></td> </tr> </table>	説明	金額(円)	家庭教育学級開催費補助金	194,400	16,200円×12PTA		青根小、青根中学校PTA統合により1団体減(H17.4.1より)		<p>【目的】 家庭の教育力啓発のため、子育ての途上にある保護者に対する支援として、家庭教育に関する講座を展開する。</p> <p>【内容】 家庭教育学級講座 相模湖町立小中学校PTAへの補助事業として実施。 子育て学習教室 絵本の読み聞かせについて講演 健康福祉課と共催で実施 家庭教育学級 幼稚園、小学校3校、中学校2校を対象に各1回の講演会等を実施</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>説明</td> <td style="text-align: right;">金額(円)</td> </tr> <tr> <td>家庭教育学級開催費補助金</td> <td style="text-align: right;">48,000</td> </tr> <tr> <td>8,000円×6PTA</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子育て支援講演会講師料</td> <td style="text-align: right;">8,000</td> </tr> <tr> <td>幼児保育ボランティア委託料</td> <td style="text-align: right;">3,000</td> </tr> </table>	説明	金額(円)	家庭教育学級開催費補助金	48,000	8,000円×6PTA		子育て支援講演会講師料	8,000	幼児保育ボランティア委託料	3,000	<p>【目的】 家庭の教育力啓発のため、子育ての途上にある保護者に対する支援として、委託金を交付することにより家庭教育力の向上を図る。</p> <p>【内容】 家庭教育学級開催委託 藤野町立小・中学校PTA及び幼稚園保護者会への開催委託事業として実施。</p> <p>【金額】 40,000円×3団体 120,000円</p> <p>【参考】</p> <p>(歳入)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>県市町村青少年行政推進費補助金</td> <td style="text-align: right;">51,000円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td style="text-align: right;">69,000円</td> </tr> </table> <p>【家庭の日推進事業】</p> <p>《目的》 藤野町民にとりまく社会情勢はめまぐるしく進展し、その活動内容及び行動範囲は日々拡大の一途をたどっている。そこで、集団社会の最小の単位である「家庭」の果たす役割の重要性やぬくもりを見出すため「家庭の日」定め、設定日を11月23日とした。</p> <p>《制定日》 昭和63年10月28日藤野町教育委員会告示</p> <p>《内容》 勤労感謝の日のこの日を家庭ぐるみの団楽にあてようという趣旨であるので、「行事のない日」とし、行政では事業を組まないようにし、PRに努めている。</p>	県市町村青少年行政推進費補助金	51,000円	一般財源	69,000円
説明	金額(円)																																														
子育て学習講座講師謝礼	390,000																																														
子育て学習講座保育謝礼	54,000																																														
親子ふれあい家庭教育事業委託	1,650,000																																														
説明	金額(円)																																														
(歳入)																																															
県市町村青少年行政推進費補助金	143,000																																														
一般財源	242,000																																														
(歳出)																																															
家庭教育学級開催費補助金 (6校+1園)×55,000円)	385,000																																														
説明	金額(円)																																														
家庭教育学級開催費補助金	194,400																																														
16,200円×12PTA																																															
青根小、青根中学校PTA統合により1団体減(H17.4.1より)																																															
説明	金額(円)																																														
家庭教育学級開催費補助金	48,000																																														
8,000円×6PTA																																															
子育て支援講演会講師料	8,000																																														
幼児保育ボランティア委託料	3,000																																														
県市町村青少年行政推進費補助金	51,000円																																														
一般財源	69,000円																																														

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	市民文化祭経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	5,023千円	523千円	815千円	170千円	320千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民が日頃の文化活動の成果を一堂に発表し鑑賞する機会を設けることにより、市民文化の振興と向上を図る。</p> <p>【内容】 絵画展・書展・写真展・文芸展・いけばな展・盆栽展・建築文化展・茶会・短歌会・俳句会・川柳会・現代詩の会・市民合唱祭・謡曲大会・吟刺詩舞大会・邦楽演奏会・民謡大会・マジックフェスティバル・太鼓祭り・洋舞合同公演・ダンス大会</p> <p>【平成16年度実績】 募集期間 概ね7月1日～8月31日 開催期間 10月1日～12月5日</p> <p>入場者数 延べ 6,754人 応募者・出演者数 美術部門 277点 文芸部門 492点 いけばな 20点 舞台 2,323人</p> <p>平成17年度予算（単位：千円） ・委託料 2,911 ・施設使用料 1,908 ・消耗品費 204</p>	<p>【目的】 町内に在住、在勤している方が日頃の練習や芸術文化活動の発表の場として、その成果を一堂に集め、展示や催しを行い、文化振興の向上を図るとともに、町民相互の交流を深め、また、魅力ある地域づくりを進める。</p> <p>【内容】 催しの部 民謡、舞踊、体操、コーラス、演奏など 展示の部 絵画、書、短歌、俳句、川柳、写真手工芸、菊花、切花、生花、郷土資料などの展示、お茶会</p> <p>【平成16年度実績】 募集期間 7月15日～7月26日 実行委員募集 7月15日～7月26日 一般参加募集 8月15日～9月30日 開催期間 催しの部 10月24日 展示の部 10月30日～11月1日 応募者・出演者数など 催しの部 18団体 203人 展示の部 36団体 1,224人 1,784作品 入場者数 延べ 2,959人</p> <p>平成17年度予算(単位：千円) ・報償費 155 ・需用費 109 ・役員費 13 ・委託料 210 ・使用料及び賃借料 36</p>	<p>【目的】 町民が日頃の文化活動の成果を一堂に発表し鑑賞する機会を設けることにより、町民文化の振興と向上を図る。（町内6会場で実施）</p> <p>【内容】 （展示）・・・絵画・彫刻・写真・生花・書 陶芸・短歌・俳句・菊花 （芸能）・・・吹奏楽・創作ダンス・大正琴 舞踊・太極拳・民謡・合唱 ハーモニカ・和太鼓・オカリナ 二胡・ギター・カラオケ・洋舞等</p> <p>【平成16年度実績】 ・募集期間 9月1日～9月24日 ・開催期間 10月30日～11月1日 ・入場者数 延べ 5,532人 ・応募者・出演者数 展示部門・・・ 2,877点 芸能部門・・・ 637人</p> <p>【平成17年度予算】 ・補助金 780千円 ・印刷製本 25千円 ・消耗品 10千円</p>	<p>【目的】 生涯学習活動の成果を展示及び芸能発表の場として文化祭を開催し、文化芸能等への関心を高める。また、公民館を拠点とした公民館活動や自主的活動を助長して、多くの町民が気軽に参加出来るような文化祭としていく。</p> <p>【内容】 （展示）・・・絵画・彫刻・写真・生花・書 陶芸・短歌・俳句・菊花等 （芸能）・・・民謡、舞踊、吟詠、詩吟、合唱、大正琴、体操、等</p> <p>【平成16年度実績】 ・募集期間 概ね9月1日～10月1日 ・開催期間 11月6日～7日 ・入場者数 延べ 2,500人 ・応募者・出演者数 展示部門・・・ 1,000点 芸能部門・・・ 300人</p> <p>【平成17年度予算】 ・需用費 170千円</p>	<p>【目的】 町民が日頃から製作活動に取り組んだ作品を一同に展示、又、演奏部門などの発表もある。</p> <p>【内容】 （展示）・・・絵画・彫刻・写真・生花・俳句・書・陶芸・菊花・など （芸能）・・・民謡・舞踊・吟詠・詩吟・体操・合唱、大正琴、など</p> <p>【平成16年度実績】 ・募集期間 9月1日～10月30日 ・開催期間 11月1日～11月4日 ・入場者数 延べ1,000人 ・展示部門 1,000点 ・芸能部門 300人</p> <p>【平成17年度予算】 ・補助金 320千円 （文化祭実行委員会へ補助）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	音楽等振興事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	青少年音楽団体活動助成制度実施要綱 音楽コンクール等参加奨励要綱		補助金等に係る予算の執行に関する規則、津久井町 合唱館条例、津久井町合唱館条例施行規則		
歳出予算額（平成17年度）	3,259千円	757千円	1,829千円		
歳入予算額（平成17年度）	34千円	0千円	15千円		
【事務事業の内容】	<p>市役所ロビーコンサート</p> <p>【目的】 本市音楽文化の振興に寄与する。</p> <p>【内容】 市役所本館1階ロビーを会場とし、相模原音楽家連盟の企画・協力により音楽演奏を行う。 開催回数 年5回（6・8・10・12・2月） 開催時間 平日の概ね午後0時20分から0時40分までの20分間 その他 司会進行、楽器運搬等実施に係る業務は、出演者が行う。（会場設営撤去、控室確保、事前広報は市が行う。） 17年度 委託料 470,000円 消耗品費 20,000円</p> <p>【特定財源の概要】 平成17年度 統計書等売払収入 34,000円</p> <p>新磯野音楽団体練習室管理運営事業</p> <p>【目的】 社会教育関係団体として育成支援している3団体（市民吹奏楽団・市民交響楽団・市合唱連盟）や、地域の音楽団体等に練習場所を提供し、本市音楽文化の振興を図る。</p> <p>【内容】 旧磯野台小学校校舎を音楽練習等の場所として提供する。 通年開館 区分：午前・午後・夜間 開放利用団体登録が必要</p> <p>利用実績（平成16年度） 開館日数355日 利用団体数463団体 施設利用率43% なお、受付管理は、シルバー人材センターに委託している。 17年度予算890,000円</p> <p>青少年音楽団体育成補助金（平成16年度新規事業）</p> <p>【目的】 次代を担う中・高生、大学生等の青少年の音楽団体の活動を支援するため、青少年の音楽団体が演奏会等を行うための練習場の使用料の一部を助成することを目的とする。</p> <p>【内容】 対象となる団体</p>	<p>芸術鑑賞会</p> <p>【目的】 町民に身近で質の高い芸術に触れる機会をつくり町音楽文化の振興に寄与する。</p> <p>【内容】 公民館3階の体育室でウッドホールコンサートを行う。 開催回数 年1回（10月下旬） 開催時間 平日午後7時から午後9時まで その他 楽器運搬、設置、司会進行など、実施に係る業務は、委託業者が行う。 会場設営撤去、控室確保、事前広報等は町が行う。</p> <p>平成17年度 ・報償費 7,000円 ・委託料 750,000円</p>	<p>道志川合唱祭開催費補助金</p> <p>【目的】 合唱曲「遙かな友に」の歌碑建立を機に合唱を通して町を全国に発信するため、道志川流域で合唱祭を開催するための経費を道志川合唱祭実行委員会へ補助する。</p> <p>【内容】 事業費補助 17年度事業 補助金額 1,200,000円 16年度事業 補助金額 1,200,000円 実績 開催日 9月26日（日）10:30～15:15 会場 津久井町合唱館「やまびこホール」 周辺 参加合唱団 24団体 参加者数 約900名 内容 合唱発表、全員合唱、物産販売</p> <p>津久井町合唱館「やまびこホール」</p> <p>【目的】 合唱を中心とする音楽活動を推進する場としての施設提供</p> <p>【内容】 ・使用料（円） 町民の音楽活動の場として供とする施設に使用料負担を求めもの。 施設 午前 午後 夜間 全日 ホール 1,050 1,050 1,050 3,150 ・開館時間 午前9時～午後9時 ・休館日 12/28～1/4 ・利用承認 規則、条例に定める他、教育施設として不適切な使用については利用を承認しない。</p> <p>【内訳】 ・需用費 346,000円 管理用消耗品、灯油代、電気料、水道料等 ・役務費 27,000円 手数料、火災保険料 ・委託料 254,000円 施設管理、浄化槽保守管理</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	音楽等振興事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5人以上で市内在住、在勤、在学が60%以上 ・ 60%以上を中学生～30歳で構成 ・ 構成員が中学校等の生徒の場合は保護者等が申請人となること ・ 申請人名義の振込先口座 対象となる活動 ・ 演奏会などを実施することを目的に対象施設である総合学習センター、グリーンホール相模大野、杜のホールはしもと等を利用して前日までに練習する活動 ・ 他の施設使用料助成制度を利用しない活動 <p>【補助金の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 練習場の使用料（付属設備使用料は除く。）の2分の1で、1回につき15,000円が上限。 ・ 助成回数は、1団体につき年2回（年2日）が限度。 <p style="text-align: right;">平成17年度予算額 376,000円</p> <p>各種大会奨励金</p> <p>【目的】</p> <p>市民の音楽等の活動に対する意識高揚を図るため、アマチュアを対象とした音楽等コンクールに参加する者に対し、奨励金を贈呈する。</p> <p>【内容】</p> <p>対象 団体又は個人 対象となるコンクール 関東、全国又は国際規模 奨励金の額</p> <p>個人 コンクールの規模により1万円又は2万円 団体 コンクールの規模及び団体の規模により3万円から20万円まで</p> <p style="text-align: right;">平成17年度予算額 700,000円</p>		<p>特定財源 合唱練習施設使用料（15,000円）</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	相模原市民ギャラリー運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	21,295千円				
歳入予算額（平成17年度）	1,151千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民に優れた美術作品の鑑賞の機会を提供し、本市の芸術文化の更なる振興と充実を図ることを目的として自主企画展を開催する。 市収蔵美術展やゆかりの作家展を開催するほか、相模原芸術家協会との共催で本市在住のプロ作家の作品展覧会を開催する。 本市及び近隣の美術系の学生達自身が、展覧会を企画し開催するためのワークショップを開催し、翌年に展覧会を開催することによりその成果を発表する。 相模原市民ギャラリーの運営に係る経費</p> <p>【内容】（平成16年度） 「相模原を愛した日本画家 - 吉川啓示展」 11月6日～12月5日 市制50周年記念「市収蔵美術品にみる - 相模原の美術50年展」 12月11日～26日 相模原芸術家協会展「第13回相模原芸術家協会展」 9月3日～21日 相模野画壇調査研究のまとめ 第2回学生企画「空のリレー展」 8月1日～22日 相模原市民ギャラリー運営協議会の開催 美術専門員に関すること</p> <p><業務内容> 美術に関する調査・研究、自主企画展の開催、学生企画展の指導、展示室利用者への指導・助言、美術資料コーナーの運営に関すること。 非常勤特別職 2名 月額報酬 205,400円 委嘱期間は1年、更新5年まで</p> <p>【特定財源の概要】 平成17年度 相模原市民ギャラリー観覧料 700,000円 No7相模原市民ギャラリー観覧料を再掲 統計書等売払収入 350,000円 労働保険被保険者負担金 100,000円 図書等複写費用 1,000円 計 1,151,000円</p>	該当なし	該当なし	「県立相模湖交流センターの管理・運営に関すること」に別掲	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	公民館館長等経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等			津久井町報酬及び費用弁償に関する条例 津久井町立公民館条例		藤野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
歳出予算額（平成17年度）	242,747千円		103千円		187千円
歳入予算額（平成17年度）	1,489千円		0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>相模原市立公民館23館の館長及び副館長等に係る報酬等経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館長報酬の支払 ・公民館副館長報酬の支払 ・公民館活動推進員報酬の支払 ・公民館活動推進員雇用に係る社会保険料の支払 ・公民館長、副館長及び公民館活動推進員の旅費の支払 ・公民館長、副館長及び公民館活動推進員用消耗品の購入 ・公民館長視察研修会旅費 <p>【参考】</p> <p>委嘱人数（平成17年4月1日現在）</p> <p>館長・・・23名</p> <p>副館長・・・5名</p> <p>推進員・・・69名</p> <p>館長等の勤務時間等</p> <p>館長・・・月50時間程度 （報酬月額50,000円）</p> <p>副館長・・・月15時間程度 （報酬月額10,100円）</p> <p>推進員・・・週35時間 （報酬月額240,000円）</p> <p>【特定財源内訳】</p> <p>労働保険被保険者負担金 1,159,000円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>○城山町立公民館 1館</p> <p>人数（平成17年4月1日現在）</p> <p>公民館長・・・1名</p> <p>職員・・・1名</p> <p>いずれも、生涯学習課長と職員で兼務している。</p>	<p>【内容】</p> <p>町内公民館の館長及び公民館主事に係る報酬経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館長（1名）報酬の支払 （年額32,300円） ・公民館主事（1名）報酬の支払 （年額42,600円） ・公民館長、公民館主事の旅費の支払 （17,000円） ・消耗品（資料代） （11,000円） <p>【館長等の勤務時間等】</p> <p>館長・・・会議及び研修会のみ対応</p> <p>主事・・・会議及び研修会のみ対応</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>○相模湖町立公民館 2館</p> <p>人数（平成17年4月1日現在）</p> <p>公民館長・・・1名</p> <p>職員・・・1名</p> <p>2館いずれも、生涯学習課長と職員で兼務している。</p>	<p>【内容】</p> <p>沢井公民館・中央公民館・牧野公民館 公民館長 各公民館1名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 館長 33,600円（年報酬） 主事 28,500円（年報酬）

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	公民館運営協議会等経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	市公民館条例、市公民館条例施行規則、市補助金等に係る予算の執行に関する規則、市公民館連絡協議会等活動費補助金交付要綱	社会教育法第29条、城山町立公民館条例、城山町立公民館条例規則	社会教育法 津久井町立公民館条例 津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	相模湖町立公民館条例	
歳出予算額（平成17年度）	5,750千円	295千円	194千円	230千円	308千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業の目的】 公民館運営審議会を廃止し、新たに地域住民がより主体的に運営に参画する公民館運営協議会を設置する。公民館運営協議会の円滑な運営を図るとともに協議会委員等の資質の向上を図る。</p> <p>【補助金名称】 公民館運営協議会等補助金</p> <p>【補助対象経費】 調査研究に関する経費 会議に要する経費 研修に要する経費 上記の事項に関わる事務的経費 その他、運営上特に必要な経費</p> <p>【設置数】 23館</p> <p>【事業費の内訳】 公民館運営協議会等活動費補助金 250,000円×23館 = 5,750,000円</p>	<p>【事業の目的】 社会教育法第29条及び、城山町立公民館条例に基づき、公民館運営審議会を設置し、公民館における各種事業の企画、実施、その他公民館運営に関する事項を調査、審議する。</p> <p>【内容】 ○公民館運営審議会委員数 10人 ○公民館運営審議会会議 年4回 ○県主催研修会など 年2回</p> <p>【公民館数】 1館</p> <p>【事業の内訳】 ○報酬 276,000円 ○旅費 19,000円</p>	<p>【事業の目的】 社会教育法第29条、津久井町立公民館条例に基づき、公民館における各種事業の企画実施について調査する。</p> <p>【委員数及び報酬】 委員長・・・1名（16,000円） 委員・・・12名（14,800円） 社会教育委員が公民館運営委員を兼務</p> <p>【公民館数】 2館</p>	<p>【事業の目的】 公民館に公民館運営審議会をおく。</p> <p>名称：公民館運営審議会</p> <p>【委員報酬】 23,000円/年×10名</p> <p>【公民館数】 2館</p>	<p>【事業の目的】 社会教育法第29条及び藤野町立公民館条例に基づき各事業の企画・実施について検討する。</p> <p>名称：公民館運営審議会</p> <p>【委員報酬】 会長 8,600円×0.5日×5回×3館 委員 8,100円×0.5日×5回×4人×3館</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	公民館非常勤職員等経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
歳出予算額（平成17年度）	106,144千円	3,458千円	10,316千円	4,521千円	3,403千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公民館図書室職員 公民館図書室における窓口対応、端末操作等の業務を行うため常時1名の図書室職員を配置し、図書室を円滑に機能させることにより、市民サービスの一層の向上を図る。</p> <p>公民館スタッフ 公民館では、次の場合に公民館スタッフを任用することにより、公民館事業の充実及び市民サービスの一層の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館職員の出張・会議・研修・振替休日取得により公民館運営に支障が出る場合。 ・公民館まつり・文化祭・体育祭・健康まつり等公民館主催事業の準備及び実施時。 ・公民館職員が勤務していない夜間や通年開館試行実施日。 <p>【内容】 資金（非常勤職員賃金） 市内19公民館に設置されている公民館図書室及び市内23公民館で任用する非常勤一般職員（公民館図書室職員・公民館スタッフ）に係る賃金。</p> <p>旅費（普通旅費） 年2回市立図書館等で実施される公民館図書室職員を対象とした会議・研修に係る旅費。</p> <p>【参考】 非常勤職員の任用状況 （平成17年4月1日現在） ・公民館図書室職員・・・76名 （1館あたり約4名） ・公民館スタッフ・・・210名 （1館あたり約9名）</p> <p>事業費の内訳 ・公民館図書室職員賃金（時給820円） 46,638千円 ・公民館スタッフ賃金（時給780円） 59,476千円</p>	<p>【目的】 （1）公民館図書室職員 公民館図書室における事務や窓口対応等の業務を行うため、4名の交代制勤務による図書室臨時職員を配置し図書室を円滑に機能させることにより、町民サービスの一層の向上を図る。</p> <p>【内容】 資金（臨時職員賃金） 公民館図書室臨時職員に係る賃金。</p> <p>【参考】 非常勤職員の任用状況 （平成17年4月1日現在） 公民館図書室臨時職員・・・4名</p> <p>事業費の内訳 ・公民館図書室臨時職員賃金（3,458,000円） 公民館図書室職員賃金 （時給平日810円、休日・夜間980円） 賃金の支給方法 ・賃金...毎月の勤務状況に応じ翌月16日に生涯学習課で本人の口座へ振込む。また、出勤日数に応じ年2回の特別資金を支給する。 ・特別資金 40日以上70日未満 10,000円 70日以上100日未満 20,000円</p>	<p>【目的】 図書室職員 書籍の貸し出し、返却業務等の窓口受付業務。 公民館臨時管理人 施設内外の清掃等。</p> <p>【内容】 資金（非常勤職員賃金） 町内6図書室（公民館2・その他4）及び公民館で採用している非常勤職員（図書室職員・公民館臨時管理人）に係る賃金。</p> <p>旅費（普通旅費） 年7回県立図書館で実施される会議、4町で実施する広域利用連絡会議の旅費。</p> <p>【参考】 非常勤職員の任用状況 （平成17年4月1日現在） ・図書職員・・・10人 ・公民館・・・1人</p> <p>事業費の内訳 ・図書職員賃金（時給870円） 6,924千円 ・公民館賃金（時給870円） 423千円 ・旅費（広域利用連絡会等） 133千円</p> <p>資金・旅費の支給方法 ・資金・・・毎月の勤務状況（生涯学習課へ報告）に応じ、翌月15日に生涯学習課で本人口座へ振込む。 ・旅費・・・会議・研修が実施され、非常勤職員に旅費を支給するケースが発生した場合、翌月15日に賃金と一緒に本人口座へ振込む。</p>	<p>【目的】 公民館図書室職員 公民館図書室における窓口対応、端末操作等の業務を行うため常時1名の図書室職員を配置し、図書室を円滑に機能させることにより、町民サービスの一層の向上を図る。</p> <p>公民館スタッフ 公民館では、次の場合に公民館スタッフを任用することにより、公民館事業の充実及び市民サービスの一層の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館職員の出張・会議・研修・振替休日取得により公民館運営に支障が出る場合。 ・公民館まつり・文化祭・体育祭・健康まつり等公民館主催事業の準備及び実施時。 ・公民館職員が勤務していない夜間や通年開館試行実施日。 <p>【内容】 資金（非常勤職員賃金） 桂北公民館に設置されている公民館図書室及び2公民館で任用する非常勤一般職員（公民館図書室職員・公民館スタッフ）に係る賃金。</p> <p>旅費（普通旅費） 年数回図書館等で実施される公民館図書室職員を対象とした会議・研修に係る旅費。</p> <p>【参考】 非常勤職員の任用状況 （平成17年4月1日現在） ・公民館図書室職員・・・4名 ・公民館スタッフ・・・4名 （町職員兼務） 公民館・・・3名</p> <p>事業費の内訳 ・非常勤職員賃金 公民館図書室職員賃金 2,207,400円 休日 7,520円 時給800円 公民館賃金 2,304,880円 昼間 7,520円 夜間 時給940円</p>	<p>【目的】 書類の貸し出し、返却業務の窓口受付業務</p> <p>【内容】 資金（臨時職員賃金） 公民館図書室図書室臨時職員に係る賃金 3,664,000円</p> <p>【参考】 非常勤職員の任用状況 （平成17年4月1日現在） ・図書室職員 3人 時給 810円 2名 780円 1名</p> <p>特別資金 年2回支給 15,000円×2回×3人 支給方法 毎月の勤務状況に応じ、毎日10日に本人口座へ振込む</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	公民館非常勤職員等経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費 (30,000円) 公民館図書室職員研修会用旅費 30,000円 賃金・旅費の支給方法 ・ 賃金...毎月の勤務状況(公民館からの生涯学習課へ報告)に応じ翌月20日に生涯学習課で本人の口座へ振込む。 ・ 旅費...会議・研修が実施され、非常勤職員に旅費を支給するケースが発生した場合、翌月に公民館で本人の口座へ振込む。 		図書員施設内訳 文化福祉会館図書室 3人 串川ひがし会館図書室 3人 串川地域センター図書室 1人 報徳図書館(鳥屋地域センター図書室) 1人 青野原図書室(青野原小図書室内) 1人 青根公民館図書室 1人 小網地域センター図書室はH16.9.30をもって廃室 文化福祉会館(中央公民館)賃金 【内容】 文化福祉会館で採用している非常勤職員(夜間管理人・休日管理人・用務員)に係る賃金 【参考】 非常勤職員の任用状況(H17.4.1現在) ・夜間管理人 2人 ・休日管理人 2人 ・用務員 1人 事業費の内訳 ・夜間管理人(時給870円) 1,333千円 ・休日管理人(時給790円) 700千円 ・用務員 (時給790円) 803千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費 (30,000円) 公民館図書室職員研修会用旅費 4,440円 公民館長研修会用旅費 4,440円 賃金・旅費の支給方法 ・ 賃金...毎月の勤務状況(公民館からの生涯学習課へ報告)に応じ翌月16日に生涯学習課で本人の口座へ振込む。 ・ 旅費...会議・研修が実施され、非常勤職員に旅費を支給するケースが発生した場合、翌月10日に現金で支給。 	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	公民館活動事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	市公民館条例施行規則	社会教育法第29条	社会教育法		藤野町公民館条例施行規則
歳出予算額（平成17年度）	41,704千円	1,575千円	145千円	55千円	2,605千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業の目的】 公民館運営の柱である主催事業の実施を23館で行う。</p> <p>【事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館事業（直営）の実施 ・公民館事業（委託）の実施 ・公民館報の発行（年5回） <p>【事業費の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座等の講師・保育謝礼等 7,765,000円 ・事業用消耗品等 1,586,000円 ・講師・事業役員等贈 657,000円 ・公民館報の発行等 13,755,000円 ・各種事業委託料（各種学級、市民健康まつり、地区体育祭、公民館まつり、各種スポーツ事業等） 16,444,000円 ・映画会用フィルム借料、公共施設使用料 1,497,000円 <p>【その他】 相模原市公民館連絡協議会補助金 117,000円 公民館長を構成員とし、「公民館のつどい」の共催等を行っている。</p>	<p>【事業の目的】 公民館の目的として、「実際生活に即した教育・学術及び文化に関する事業を行うことによって、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」とあり、社会情勢や住民ニーズにあった各種講座の開催を行う。</p> <p>【事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供向け講座の実施（年12講座） ・成人向け講座の実施（年5講座） ・夏休みおはなし劇場 ・しるやまファミリー劇場（委託） ・IT講習会（委託） ・公民館まつり <p>【事業費の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座等の講師・保育謝礼等 225,000円 ・事業用消耗品等 50,000円 ・各種事業委託料 1,300,000円（各種講座、公民館まつり等） 	<p>【事業の目的】 実際生活に即した教育・学術及び文化に関する各種事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進を図る。</p> <p>【事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人講座・・・2講座 ・囲碁将棋大会 <p>【事業費の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座等の講師謝礼等 30,000円 ・報償費 90,000円 ・消耗品等 25,000円 	<p>【事業の目的】 公民館を拠点として、地域コミュニティの形成を目指し、各年齢層を対象に一人ひとりの自主的、自立的な学習の大きな力となるよう実施</p> <p>【事業の内容】 公民館事業（直営）の実施</p> <p>【事業費の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座等の講師・保育謝礼等 40,000円 ・事業用消耗品等 15,000円 	<p>【事業の目的】 地域の生涯学習の拠点として公民館の各種事業を行い、生活文化の振興、住民福祉の向上に寄与する</p> <p>【事業の内容】 公民館事業の実施</p> <p>【事業費の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師謝礼 273,000円 ・消耗品費 50,000円 ・費用弁償 20,000円 ・普通旅費 10,000円 ・食糧費 14,000円

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
24	公民館施設維持管理補修事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	147,678千円	535千円	37,003千円	12,379千円	1,817千円
歳出予算額（平成17年度）	343千円	0千円	2,112千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 独立公民館11館（出張所との併設公民館を除く。）の施設の維持管理及び施設の破損や老朽化に伴う施設修繕に係る経費</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需用費 86,922千円 ・ 消耗品費、燃料費、光熱水費、物品修繕料（印刷機等備品の修繕料）、施設修繕料（空調機修繕費、自動ドア修繕費、ブラインド修繕費等） ・ 役務費 7,976千円 電話料、貯水槽検査料等 ・ 委託料 42,903千円 機械警備委託料、空調機保守委託料、高木剪定委託料等 ・ 使用料及び賃借料 2,287千円 公民館駐車場賃借料 ・ 備品購入費 7,590千円 椅子、冷蔵庫、ホワイトボード等の購入費 <p>【特定財源内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆電話使用料 253千円 ・ 公民館自動販売機光熱水費実費負担金 90千円 	<p>【目的】 公民館開館後20年以上経過し老朽化が進む中修繕箇所も増加傾向にあり、施設維持補修や備品の維持管理、購入などに係る経費。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需用費 385千円 ・ 消耗品費、食料費、備品修繕、施設修繕料 ・ 役務費 135千円 ピアノ調律など ・ 公民館総合補償制度掛金(84千円) ・ 使用料及び賃借料 15千円 テレビ受信料 <p>役場庁舎に併設のため、光熱水費は、公民館での予算措置なし。</p>	<p>【目的】 公民館2館の施設の維持管理及び施設の破損や老朽化に伴う施設修繕に係る経費。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央公民館（文化福祉会館） ・ 需用費 11,478千円 ・ 消耗品費、燃料費、光熱水費、施設修繕料（貯水槽修繕費）、備品修繕料（マイク等） ・ 役務費 1,004千円 電話料、貯水槽検査料、調律等 ・ 委託料 20,591千円 機械警備委託料、空調機運転委託料、音響照明操作委託料等 ・ 使用料及び賃借料 440千円 印刷機賃料等 ・ 工事請負費 2,426千円 ワイヤーロープ交換工事 ・ 備品購入費 195千円 物置 ・ 原材料費 45千円 工用原材料費 <p>青根公民館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需用費 380千円 ・ 役務費 1,474千円 ・ 委託料 48千円 ・ 使用料及び賃借料 1,514千円 土地借料、清掃用具 ・ 原材料費 35千円 <p>【特定財源】 文化福祉会館使用料等 2,112千円</p>	<p>【目的】 町内公民館2館（分館を含む）の施設の維持管理及び修繕に係る経費</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需用費 3,877千円 消耗品費、燃料費、光熱水費、施設修繕費等 ・ 役務費 1,300千円 電話料、建物災害保険料、公民館総合保険料等 ・ 委託料 5,623千円 機械警備委託料、建物管理業務委託料等 ・ 使用料及び賃借料 1,579千円 コピー機使用料、印刷機リース料、下水道使用料等 	<p>【目的】 公民館施設の維持管理及びに係る経費</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料費（施設） 沢井公民館 11,900円 ・ 電気料 牧野公衆トイレ 24,000円 沢井公民館 36,000円 ・ 光熱水費（ガス代） 沢井公民館 28,000円 ・ 水道料 21,600円 ・ 修繕料 80,000円 ・ 手数料 16,000円 ・ 施設保険料 21,000円 ・ 鍵管理委託 144,000円 ・ 消防用設備保守委託 27,900円 ・ 浄化槽管理清掃委託 190,000円 ・ 賃借料 牧野公衆トイレ 30,000円 ・ 行事補償保険 192,000円 ・ 負担金 沢井公民館有線組合負担金 36,000円 <p style="text-align: right;">計 825,400円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	彫刻のあるまちづくり事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	産業環境課	まちづくり課・社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）				436千円	1,178千円
歳入予算額（平成17年度）				0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 森と湖の相模湖町に野外彫刻を設置し、明日の文化を担う美しい風景と自然の中で「水と緑と彫刻が生まれるまち」、自然資源を活用した地域の活性化と歩く美術館計画を目指した「野外彫刻のあるまちづくり」を目指す。</p> <p>【内容】 1 3箇所に野外彫刻を設置</p> <p>【予算内訳】 保険料 265千円 彫刻等清掃委託料 171千円 ・彫刻13基、石の広場</p>	<p>【内容】 「自然と人間の共存と融合」を基本理念に、豊かな創造性と新しい芸術・文化の拠点づくりすすめ、個性あるまちづくり目的とした「ふるさと芸術村構想」の環境整備と景観形成を目的とした野外彫刻を設置し芸術村構想と観光資源としての一翼を担う貴重な資源となっている。</p> <p>【作品数】 36点</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
29	県立相模湖交流センターの管理・運営に関すること	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等				神奈川県立相模湖交流センター条例 神奈川県立相模湖交流センター条例施行規則 神奈川県立相模湖交流センター条例運営要綱	
歳出予算額（平成17年度）				113,646千円	
歳入予算額（平成17年度）				113,646千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 県民文化の向上及び振興を図るため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供や県民文化活動の拠点である文化施設が、利用者に最良の状態で行うよう施設の維持管理及び運営に努める。</p> <p>【施設名】 神奈川県立相模湖交流センター</p> <p>【事業内容】 施設の管理運営業務（神奈川県より受託）</p> <p>【主な委託業務の範囲】 ・施設の利用承認申請受付に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務（清掃・舞台操作管理・設備保守点検・機械整備・環境衛生・備品の管理業務等）</p> <p>【利用料金】 施設の基本利用料金は次のとおり ・多目的ホール 1日 午前 午後 夜 入場料徴収の場合41,000 11,000 14,900 19,300 入場料なしの場合20,500 5,500 7,400 9,700 （土曜・日曜・休日の場合は割高になる） ・アートギャラリー（平日）（土曜・日曜・休日） 入場料徴収の場合 13,200 14,700 入場料なしの場合 6,600 7,300 ・レッスン室 1日 午前 午後 夜 5,200 1,400 1,900 2,400 ・研修室 2時間以内 800 以降30分ごと 200 ・主催者控室 1日 午前 午後 夜 900 200 300 400 ・駐車場 1台に付 1時間以内 300 1時間を超え1時間まで 300 以降30分ごとに 150 なお、施設の使用料金は神奈川県収入となる</p> <p>【施設の利用実績】（平成16年度） 多目的ホール 266回 28,479人 アートギャラリー 212回 12,950人 レッスン室 189回 2,057人</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
29	県立相模湖交流センターの管理・運営に関すること	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】				研修室 5,091人 A室 190回 B室 158回 主催者控室 1,686人 A室 168回 B室 141回 【その他】 現在指定管理者制度について県と調整検討中。 【特定財源の概要】 神奈川県 100,640千円 町単独費 13,006千円	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
30	P T A 育成費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
			補助金等に係る予算の執行に関する規則	相模湖町教育委員会補助金及び交付金交付要綱	社会教育関係団体育成・活動補助金交付要項
歳出予算額（平成17年度）	612千円	65千円	90千円	50千円	180千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 指導者育成を中心に、P T Aに対する支援を進め、各種指導者研修会をはじめ、P T A 研究会と体系的に研究機会を設定し、活性化を図る。 相模原市立小中学校 P T A 連絡協議会（市 P 連）の円滑な活動・運営の支援を行う。</p> <p>【内容】 相模原市立小中学校 P T A 連絡協議会（市 P 連）の育成 市 P 連に対し、運営補助を行っている。 <補助金名称> 相模原市立小中学校 P T A 連絡協議会補助金 <目的及び内容> 市 P 連の運営に対する補助金 <金額> 450千円 <その他特記事項> 単位 P T A に対する補助金はなし。</p> <p>P T A 研修会 小中学校 P T A の正副会長対象の「P T A 研修会」と、各ブロックの委員会委員対象の「ブロック委員研修会」の 2 回を実施。（庁内講師によるため、予算なし）</p> <p>P T A 研究会 P T A 活動にある身近な問題点を共有し、意見交換等を通し、今後の P T A 活動を研究するため、年 1 回開催。（市 P 連への委託事業）</p> <p>P T A ふれあい事業 P T A 活動の中で保護者と児童が体験活動を通じ、ふれあいを深めるとともに、地域及び家庭の教育力の向上をめざし、小学校を単位に開催。（市 P 連への委託事業）</p> <p>【参考】 平成 17 年度市 P 連加入状況 小学校 55 校中 54 校 中学校 27 校中 26 校 合計 82 校中 80 校加入 （会員数 約 43,000 人）</p>	<p>【目的】 城山町 P T A 連絡協議会に補助金を交付し、P T A の円滑な活動・運営を支援する</p> <p>【内容】 町 P T A 連絡協議会補助金へ補助金の交付 <補助金名称> 町 P T A 連絡協議会補助金 <目的及び内容> 町 P 連の運営に対する補助金 <金額> 65千円 <その他特記事項> 単位 P T A に対する補助金は家庭教育学級開催費補助金として 7 校（園）× 55 千円 385 千円の補助を行っている。 15 家庭教育啓発事業に掲載。</p> <p>定例会 年 4 回実施。</p> <p>P T A 研修会 小中学校 P T A 会員及び城山幼稚園 P T A 会員対象の「町 P 研修会」と「町母親研修会」の 2 回を実施。</p> <p>P T A 交流会 各単位 P T A の委員会同士が活動内容や今後の活動計画を持ち寄り、情報交換を行い P T A 活動の活性化を図る。各委員会（校外・地区・成人・広報・学級・学年）毎に分散会を開きそれぞれ、テーマを持ち意見交換を行う。年 1 回実施。</p> <p>【参考】 平成 17 年度町 P 連加入状況 小学校 4 校中 4 校 中学校 2 校中 2 校 合計 6 校中 6 校加入 （会員数 約 1,685 人）</p>	<p>【目的】 津久井町 P T A 連絡協議会に補助金を交付し、P T A の円滑な活動・運営を支援する。</p> <p>【内容】 町 P T A 連絡協議会の育成、事業補助を行っている。 <補助金名称> 町 P T A 連絡協議会補助金 <目的及び内容> 町 P 連の事業に対する補助金 <金額> 90千円 <その他特記事項> 単位 P T A に対する補助金は家庭教育学級開催費補助金として 12 校 × 16,200 円 194,400 円の補助を行っている。 15 家庭教育啓発事業に掲載。</p> <p>研修会、研究会等については町 P 事業として開催。</p> <p>【参考】 平成 17 年度町 P 連加入状況 小学校 7 校中 6 校 中学校 5 校中 4 校 小・中学校 1 校中 1 校 合計 11 校中 11 校加入 （会員数 約 2,282 人）</p> <p>青根小・中学校 P T A 統合 （H17.4.1より）</p>	<p>【目的】 各学校における P T A 活動に対し補助金を交付することにより、学校・家庭・地域が有機的に連携し、明るい町づくりに推進を図る。 町 P T A 連絡協議会活動に対し補助金を交付することにより、各単位 P T A の活動を側面から支援や協力をしたり、指導助言の役割や町全体の P T A 活動のまとめ役を果たす。</p> <p>【内容】 各単位 P T A 及び町 P T A 連絡協議会（町 P 連）の育成、事業補助を行っている。 <補助金名称> ・相模湖町立小中学校 P T A 育成事業補助金 ・町 P T A 連絡協議会育成事業補助金 <目的及び内容> 各単位 P T A 及び町 P 連活動に対する補助金 <金額> 50千円 <その他特記事項> 単位 P T A 及び幼稚園父母の会に対し、家庭教育学級開催費補助金として 6 校 × 8,000 円 48,000 円の補助を行っている。 15 家庭教育啓発事業に掲載。</p> <p>【参考】 平成 17 年度町 P 連加入状況 小学校 3 校中 3 校 中学校 2 校中 2 校 合計 5 校中 5 校加入 （会員数 717 人）</p>	<p>【目的】 藤野町 P T A 連絡協議会に補助金を交付し、PTA の円滑な活動・運営を支援する。 充実した P T A 活動をサポートするため、研修会を実施する P T A に報償費を助成する。</p> <p>【内容】 藤野町 P T A 連絡協議会に補助金を支出 単位 P T A 研修活動に対し報償費を支出</p> <p>【金額】 町 P 連：60 千円 単 P 補助：各単位 P T A に 15 千円を限度として報償費を支出。 その他特記事項 単位 P T A 及び幼稚園保護者会に対し、家庭教育学級の開設委託（3 校 × 40 千円）を行っている。 また、あいさつ運動推進のモデル地区（1 校 × 30 千円）を指定して委託している。</p> <p>【参考】 平成 17 年度町 P 加入状況 小学校 6 校中 7 校 中学区 1 校中 1 校 合計 8 校中 8 校 会員数 820 人）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
31	地域婦人団体育成費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	社会教育法、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則		社会教育法、補助金等に係る予算の執行に関する規則	相模湖町教育委員会補助金及び交付金交付要綱	社会教育関係団体育成・活動補助金交付要綱
歳出予算額（平成17年度）	303千円		81千円	40千円	70千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業の目的】 地域婦人団体の指導者層及び会員の研修を通して運営の活性化とともに地域に根ざした婦人団体活動の推進を図る。</p> <p>【事業の概要】 指導者研修会の実施 近隣の市婦連の視察研修会 地区別研修会の開催 対象 3地域婦人会（相和、松葉町、橋本地区） 地域婦人団体連絡協議会補助金 131,000円</p> <p>【事業費の内訳】 ・地域婦人団体指導者研修会随行旅費 1,800円 ・地区別研修会委託料（3地区） 45,000円 ・地域婦人団体指導者研修会バス借上料 80,000円 ・地域婦人団体連絡協議会補助金 運営費補助、50周年誌発行補助 131,000円 ・高相管内活動発表大会 看板筆耕謝礼 15,000円 ・公共施設使用料 30,000円</p>	該当なし（地域婦人団体なし）	<p>【事業の目的】 地域婦人団体の指導者層及び会員の研修を通して運営の活性化とともに地域に根ざした婦人団体活動の推進を図る。</p> <p>【事業の概要】 ・町婦人会連絡協議会助成金 81,000円</p> <p>【事業費の内訳】 ・町婦人会連絡協議会助成金 81,000円</p>	<p>【事業の目的】 地域婦人団体の指導者層及び会員の研修を通して運営の活性化とともに地域に根ざした婦人団体活動の推進を図る。</p> <p>【事業の概要】 視察研修会 近隣市町村の施設等の視察 町内美化活動 町産業環境課に協力をいただき、町内の美化活動を実施。 地域婦人団体育成事業補助金（2団体） 40,000円</p> <p>【事業の内訳】 ・地域婦人団体育成事業補助金（2団体） 40,000円</p>	<p>【事業の目的】 地域婦人団体の指導者層及び会員の研修を通して運営の活性化とともに地域に根ざした婦人団体活動の推進を図る。</p> <p>【事業の概要】 藤野婦人会 35,000円 名倉婦人会 35,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	女性グループ育成費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	補助金等に係る予算の執行に関する規則				
歳出予算額（平成17年度）	81千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の女性学習グループの連絡調整を図り、グループの充実・発展を促す。</p> <p>【内容】 相模原市女性学習グループ連絡協議会への補助金の交付</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 負担金、補助及び交付金（運営費等補助金） 相模原市女性学習グループ連絡協議会補助金 81,000円</p> <p>【公共的団体】 相模原市女性学習グループ連絡協議会</p> <p>（社会教育関係団体） <目的> 学習を目的とした市内の女性の自主的なグループ相互の連絡調整をはかり、グループ活動の発展を目的とする。</p> <p><概要> ・構成団体数：20団体 ・会員数：約200人 ・役員構成：代表1名、副代表2名、書記1名、会計1名 ・主な事業：女性学習グループ研究会の開催、グループ集会の開催、グループ訪問、会報の発行、役員会の開催、学習情報の収集と提供</p> <p>【補助金】 相模原市女性学習グループ連絡協議会補助金 <目的> 市内の女性学習グループの連絡調整を図り、グループの充実・発展を促す。</p> <p><金額> 81,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名				
33	文化団体育成費				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等			補助金等に係る予算の執行に関する規則	相模湖町教育委員会補助金及び交付金交付要綱	社会教育関係団体育成・活動補助金交付要綱
歳出予算額（平成17年度）	1,050千円	846千円	81千円	40千円	400千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】市民文化の向上と豊かな市民文化の高揚を市民が自主的に図るため、文化団体の充実を期して助成をするもの。</p> <p>【内容】 相模原市文化協会（文化協会）の育成文化協会に対し、運営補助を行っている。 <補助金名称> 相模原市文化協会補助金 <目的及び内容> 文化協会の運営に対する補助金 <団体の構成> 俳句、短歌、写真、書道、美術、郷土懇話、華道、謡曲、奇術、茶道、吟剣詩舞、川柳、建築文化、民謡、詩、三曲、洋舞、太鼓、園芸、ダンスの20団体から構成される。</p> <p>相模原市民まつりへの協力 毎年4～5月頃の市民まつりへ協力している。会場使用料は市民まつりの主管課である商業観光課が負担し、その他経費は参加費で賄っているため、予算なし。</p> <p>文化協会祭の運営 毎年7月頃に4日間程度開催（17年度は39回）。文化協会の予算から支出。</p> <p>市民文化祭への参画 毎年10～11月くらいにかけて、一般公募を中心に市民が参加する文化祭（17年度は65回目）を実行委員会の構成団体として主催している。（実行委員会は市教育委員会、市文化協会、市合唱連盟で構成）</p> <p>【補助金の概要】 相模原市文化協会補助金 平成16年度1,100,000円 市文化協会は、市内20団体で構成され、市民文化の向上を目的として市民文化祭等各種事業を実施している。 平成17年度加盟団体 20団体 加盟会員数 約4,800名</p>	<p>【目的】城山町文化協会の活動を支援することにより文化の発展や継承がなされ、また地域文化の創造を促進することを目的して助成をするもの。</p> <p>【内容】 城山町文化協会の育成文化協会に対し、運営補助を行っている。 補助金名称 城山町文化協会補助金 目的及び内容 文化協会の運営に対する補助金 団体の構成 エコー城山、菊花会、玉扇会、郷土研究会、好誼会、自然観察会、秋民会、書道愛好会、城山川柳俳句の会、城山盆栽会、城山ホルタル研究会、玉穂会、地域史研究会、朝陽会、照鈴会、藤愛会、葉衣会、柳扇会、福前健康体操、祭はやし連絡協議会、なごみ会、ヨーロッパアンフラワー、津久井湖若葉会の23団体から構成される。</p> <p>さつきまつりの開催 毎年6月上旬に文化協会が主催となり、さつきまつりを2日間開催する。 1日目は、さつき等の展示、お茶会 2日目は、さつき等の展示、舞台発表など</p> <p>町民文化祭への参画 毎年10～11月くらいにかけて、一般公募者を中心に町民が参加する文化祭（17年度は46回目）の協力団体となるとともに、出演・出演等で参画している。</p> <p>○その他町事業への参加 もみじまつり、敬老のつどい等</p> <p>○年1回文化活動事業を実施し会員以外の者も対象に、研修会や地域資源の見学会などを、実施している</p> <p>【参考】 城山町文化協会補助金 平成16年度 910,000円 平成17年度加盟団体 23団体 加盟会員数 約770人</p>	<p>【目的】文化団体相互の連絡を図り、地域文化の向上と振興を目的とするために助成するもの。</p> <p>【内容】 津久井町文化協会の育成文化協会に対し、事業補助を行っている。 <補助金名称> 津久井町文化協会助成金 <目的及び内容> 文化協会の事業に対する助成金 <団体の構成> 書道、短歌、茶道、文化刺繍、俳句、創作人形、水墨画、折り紙、囃子、尺八、舞踊、三味線、民謡、箏曲、詩吟、体操、新舞踊、郷土芸能の18団体から構成される。</p> <p>文化協会発表会の運営 毎年6月に作品展示及び芸能発表（1日）開催。文化協会の予算から支出</p> <p>【参考】 津久井町文化協会助成金 81,000円</p> <p>町文化協会は、町内20団体で構成され、地域文化の向上と振興を目的としている。 平成17年度加盟団体 27団体 加盟会員数 438名</p>	<p>【目的】地域に根ざした各種の文化芸術、芸能等を継承し、より一層技術向上につとめ、地域に親しまれ、愛される芸術文化、芸能の振興を図る。</p> <p>【内容】 相模湖町文化協会の育成文化協会に対し、事業補助を行っている。 <補助金名称> 相模湖町文化協会育成事業補助金 <目的及び内容> 文化協会の事業に対する補助金 <団体の構成> 舞踊、民謡、吟詠、詠歌、体操、コーラス、歌謡、短歌、俳句、茶道、手芸、書道、盆栽、絵画の29団体から構成される。</p> <p>文化協会発表会の運営 毎年4～6月に総会において芸能発表を開催。文化協会の予算から支出</p> <p>町文化祭への参画 毎年11月に開催され、一般公募を中心に町民が参加する文化祭（16年度は37回目）に、実行委員として企画運営をするともに、出演・出演等で参画している。</p> <p>【参考】 相模湖町文化協会育成事業補助金 40,000円</p> <p>町文化協会は、町内29団体で構成され、地域文化の向上と振興を目的としている。 平成16年度加盟団体 29団体 加盟会員数 425名</p>	<p>【目的】市民文化の向上と豊かな市民文化の高揚を市民が自主的に図るため、文化団体の充実を期して助成する。</p> <p>【内容】 藤野町文化協会の育成文化協会に対して運営補助を行っている。 補助金名称 藤野町社会教育関係団体育成・活動補助金 文化協会の構成 24団体 文化協会の活動 ・町文化祭への参加 ・文化財巡りの実施 ・ふじの音楽祭の開催 舞踊祭の開催等 補助金額 400,000円</p> <p>【参考】 文化祭の開催については文化協会が中心となった実行委員会を組織してそこに補助金（平成16年度は320,000円）を交付して開催している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
34	音楽関係団体等補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,944千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【名称】社会教育関係団体補助金</p> <p>【目的】団体の活動の活発化と運営の円滑化を助長し、市民音楽の育成を図ることにより市民文化の振興に寄与する</p> <p>【内容等】運営費補助</p> <p>【補助金の概要】</p> <p>相模原市民吹奏楽団 162,000円 相模原市民交響楽団 162,000円 相模原市合唱連盟 40,000円</p> <p>【名称】市民合同演奏会補助金</p> <p>【目的】不特定多数の市民に合唱団員として直接参加の機会を提供するため、毎年実行委員会と市教育委員会が共催で開催している演奏会の円滑実施を図り、市民音楽の更なる発揚を促進する</p> <p>【内容等】事業費補助</p> <p>【補助金の概要】</p> <p>市民合同演奏会実行委員会 320,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
35	生涯学習推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
歳出予算額（平成17年度）		480千円	5,504千円	107千円	2,300千円
歳入予算額（平成17年度）		0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【津久井町「小中学生向け講座・親子学習講座」について】 相模原市では、公民館及び青少年学習センターで同様の事業を実施している。</p> <p>【相模湖町「生涯学習審議会」について】 相模原市では、設置していない。</p>	<p>【目的】 生涯学習プランに基づき、ライフステージにそった学習機会を提供すると共に、住民のニーズにあった各種学習講座を行う。</p> <p>【事業概要】 乳・幼児期の部 ・講座数 16年度 2回（参加者30名） ・内容 赤ちゃんとのスキンシップ、外国籍のお母さんのための子育て講座 ・予算 17年度 40,200円 16年度 53,800円 青少年期・成人期の部 ・講座数 16年度 2回（参加者200名） ・内容 思春期に関して町内中学校との共催事業として講演会を実施した。 ・予算 17年度 40,000円 16年度 40,800円 男の料理教室 ・講座数 16年度 3回（参加者62人） ・内容 成人男性を主たる目的として料理実習を行う。 ・予算 17年度 75,000円 16年度 80,000円</p> <p>社会教育指導員（現在委嘱者なし）</p> <p>【職務】 社会教育の特定分野についての直接指導、学習相談または、社会教育団体の育成等にあたる。</p> <p>【勤務時間】 1週間につき3日 午前8時30分から午後5時</p> <p>【報酬】 城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく。</p> <p>【任期】 1年。再任は妨げない</p> <p>【委嘱人数】 2人以内</p>	<p>【目的】 乳幼児とその保護者及び小中学生の生涯学習活動の推進を図る。</p> <p>【事業概要】 小中学生向け講座 ・講座数 17年度10回 16年度9回（参加者327名） ・内容 造形教室、料理教室、ラジオブくり、歴史講座等 ・予算 17年度 140,000円 16年度 153,065円 親子学習講座 ・講座数 17年度12回 16年度12回（参加者1,368名） ・内容（16年度実績） ともだち作ろう、わんぱくちびっこあつまれ、歌のコンサート、乳幼児のための救急救命講座、楽しいリトミック、どんぐり運動会、公園deピクニック、スノードーム作り、クリスマス会、3色ぼたもち作り、人形劇、万華鏡作り ・予算 17年度 326,355円 16年度 280,465円</p> <p>津久井城山を愛する会</p> <p>【目的】 津久井郡内の文化遺産である津久井城址の愛護活動と城址文化の向上を図る。</p> <p>【活動内容】 県立津久井湖城山公園事業への協力 年末年始イルミネーション 登山道の清掃及び草刈り</p> <p>【補助金額】 90,000円</p> <p>社会教育指導員</p> <p>【職務】 社会教育の特定分野についての直接指導、学習相談または、社会教育団体の育成等にあたる。</p> <p>【勤務時間】 1週間につき3日 午前8時30分から午後5時</p> <p>【報酬】 月額101,000円</p> <p>【任期】 1年再任は妨げない</p> <p>【委嘱人数】 4人 生涯学習課2人、生涯学習センター2人</p>	<p>【目的】 関係諸機関との連携のもとに、それぞれの機関の生涯学習関連事業の総合調整を図ると共に、町民の幅広い参加による生涯学習事業の推進を図る。</p> <p>・総合的な学習を視野に入れた生涯学習研修会 ・生涯学習事業の推進を図るための生涯学習審議会 ・行政サービスとしての出前さがみこ ・町民の生涯学習を支援する学校施設開放 ・町立小中学校五校で、子どもにも地域社会にもメリットのある学社連携・融合を推進していく ・学校支援人材バンクの設置。</p> <p>【事業内容】 生涯学習審議会委員報償費（年1回） 2 1名 2,000円 x 21名 42,000円 生涯学習研修会 講師報償費 15,000円 通信費 10,000円 委託費 学社連携・融合推進費（小3校、中2校） 8,000 x 5校 40,000円</p> <p>【参考】 （生涯学習審議会委員は、） 小・中学校長、教育委員会関係者、社会教育団体関係者、社会福祉団体関係者、その他必要と認める者</p>	<p>社会教育指導員</p> <p>【職務】 社会教育指導層の充実を図るため、特定分野についての直接指導、学習相談または、社会教育団体の育成等にあたる。 現在2名の指導員で3公民館、及び児童館事業を担当している。</p> <p>【勤務時間】 勤務日数は1か月につき、15日。午前8時30分から午後5時</p> <p>【報酬】 藤野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、月額88,700円。</p> <p>【任期】 1年。ただし、再任は妨げない</p> <p>【定数】 2名以内</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
35	生涯学習推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		<p>地域指導者研修会開催事業 (目的) P T A 役員、育成会役員、体育協会役員等の地域の発達のために活躍し、指導的役割を担っている方に研修の場を設置し、今後の活動の助力とするとともに、広く町民に呼びかけ生涯学習等の意義について、理解を深める場とする。</p> <p>(内容) 年2回開催 「生涯学習」をテーマに1回 「人権同和」をテーマに1回</p> <p>(参考) 予算内訳：講師謝礼 30,000円</p> <p>教室開放事業 (目的) 地域住民の身近な施設である町内小中学校の教育施設を利用して講座等を開催し、町民に多様な学習機会の提供を促進することにより、学校と地域との連携を高め、地域社会の教育力の活性化を図る。</p> <p>(内容) ・町内3校の地域開放教室等を利用して、I T講習会(2回)、書道教室、韓国語入門、ハーモニカ教室、粘土でつくるメルヘンの世界を開催</p> <p>実施校：広陵小学校、相模丘中学校、中沢中学校 (参考) 予算内訳：講師謝礼260,000円、消耗品費34,000円</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
36	藤野ふるさと芸術村メッセージ事業（アート・スフィア）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	まちづくり課
根拠法令等					藤野ふるさと芸術村メッセージ事業実行委員会設置要綱
歳出予算額（平成17年度）					5,000千円
歳入予算額（平成17年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】</p> <p>町内在住の作家や住民が主体的に企画する創作活動や展示・発表の機会、交流事業を支援し、住民が質の高い芸術に触れ合う機会を拡大する。</p> <p>【内容】</p> <p>各団体の集合体である実行委員会を中心に、各団体の創意工夫による作品展示・イベントを企画・実施する。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>藤野ふるさと芸術村メッセージ事業実行委員会設置要綱</p> <p>【補助金の決定】</p> <p>藤野ふるさと芸術村メッセージ事業実行委員会にて配分を決定したのに対して交付する。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	文化財保護審議会経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課文化財保護室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市文化財の保存及び活用に関する条例・施行規則	城山町文化財保護条例	津久井町文化財保護条例	相模湖町文化財保護条例	藤野町文化財保護条例
歳出予算額（平成17年度）	539千円	279千円	398千円（うち、報酬は212千円は別科目で計上）	189千円	484千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、その結果を答申し並びにこれらの事項について、教育委員会に建議する。</p> <p>【内容】 ○文化財保護審議会の審議内容 新たな文化財の指定・登録候補について審議 新たな文化財の指定・登録候補について調査 文化財の指定・登録に係る諮問について審議 文化財の指定・登録に係る答申について審議</p> <p>○開催日数 年4回</p> <p>○委員数 10人 非常勤特別職 報酬 @12,600円/1回</p> <p>○17年度指定・登録 指定 2件 登録 8件</p> <p>【参考】 ○平成17年4月1日現在 市指定文化財 26件 市登録文化財 47件 ○委員数 10人</p> <p>【予算内訳】単位千円 報酬 504 旅費 26 需用費 9（賄費）</p>	<p>【目的】 文化財保護委員は、文化財の指定、保存及び活用、又は指定の解除に関し、教育委員会の諮問に答え、意見を具申し、これに必要な調査研究を行う。（条例第13条）</p> <p>【内容】 文化財保護委員の審議内容 町指定重要文化財等の指定候補についての審議及び指定に係る答申について審議 但し、指定事務が少ないため、会議では主に町文化財保護事業の報告、事業計画の説明等を行っている。 普及啓発事業として生涯学習課が開催している町内遺跡等を巡る「文化財めぐり」の講師を務めている。 「城山町の地名」「城山町民具所在目録」「城山町講中調査報告書」「城山町小祠報告書」などの刊行に際し、調査、編集している。</p> <p>開催日数 年4回 委員数 6人 16年度指定件数 0件 平成17年4月1日現在 町指定重要文化財 3件 その他 津久井郡文化財保護委員連絡協議会について 城山町、津久井町、相模湖町、藤野町の文化財保護委員を構成員とする津久井郡文化財保護委員連絡協議会がある。</p> <p>会の目的...委員相互の連絡協調及び文化財保護思想の普及 内容...会議等4回、委員研修会、県民を対象に郡内の史跡等を巡る「津久井探訪」の開催 事務局...津久井教育事務所 各町助成金総額 17年度50千円</p>	<p>【目的】 文化財保護委員会は、町内の文化財の指定、保存及び活用、または指定の解除に関し、教育委員会の諮問に答え、意見を具申し、これに必要な調査研究を行う。</p> <p>【内容】 文化財保護委員の審議内容等 文化財の指定 文化財の保存及び活用 文化財の指定の解除</p> <p>○開催日数 年4回程度 ○委員数 6人 非常勤職員 報酬@29,000円×6人 ○17年度指定・登録 0件 ○平成17年4月1日現在 町指定文化財 4件 その他 津久井郡文化財保護委員連絡協議会について 城山町、津久井町、相模湖町、藤野町の文化財保護委員を構成員とする津久井郡文化財保護委員連絡協議会がある。</p> <p>会の目的...委員相互の連絡協調及び文化財保護思想の普及 内容...会議等4回、委員研修会、県民を対象に郡内の史跡等を巡る「津久井探訪」の開催 事務局...津久井教育事務所 各町助成金総額 17年度50千円</p> <p>【予算内訳】単位千円 報酬 212 旅費 51 需用費 18 委託料 90 使用料及び賃借料 5 負担金補助及び交付金 22</p>	<p>【目的】 文化財保護委員は、町内の文化財の指定、保存及び活用、または指定の解除に関し、教育委員会の諮問に答え、意見を具申し、これに必要な調査研究を行う。</p> <p>【内容】 文化財保護委員の審議内容等 文化財の指定 文化財の保存及び活用 文化財の指定の解除</p> <p>○開催日数 年5～6回程度 ○委員数 6人 非常勤職員 報酬@29,000円×6人 ○17年度指定・登録 0件 ○平成17年4月1日現在 町指定文化財 1件 その他 津久井郡文化財保護委員連絡協議会について 城山町、津久井町、相模湖町、藤野町の文化財保護委員を構成員とする津久井郡文化財保護委員連絡協議会がある。</p> <p>会の目的...委員相互の連絡協調及び文化財保護思想の普及 内容...会議等4回、委員研修会、県民を対象に郡内の史跡等を巡る「津久井探訪」の開催 事務局...津久井教育事務所 各町助成金総額 17年度50千円</p> <p>【予算内訳】単位千円 報酬 174 旅費 10 需用費 4 役務費 1</p>	<p>【目的】 文化財の保護委員は、町内の文化財の指定、保存及び活用、又は指定の解除に関し、教育委員会の諮問に答え、意見を具申しこれに必要な調査研究を行う。</p> <p>【内容】 文化財保護委員の審議内容等 文化財の指定 文化財の保存及び活用 文化財の指定の解除</p> <p>○開催日数 年6～7回の会議 ○町指定巡視 年3回 ○委員数 9人 報酬 委員長 53千円/年 委員 46千円/年 平成17年度 費用弁償総額 50千円</p> <p>○町指定文化財 9件 ○その他 郡連絡協議会との連携した事業や、町内の「石の文化」研究に尽力している。 H17年度 13千円 ・県市町村文化財保護行政連絡会議 2千円 ・郡文化財保護委員連絡協議会 11千円</p> <p>・郡文化財保護委員連絡協議会について 城山町、津久井町、相模湖町、藤野町の文化財保護委員を構成員とする津久井郡文化財保護委員連絡協議会がある。</p> <p>会の目的...委員相互の連絡協調及び文化財保護思想の普及 内容...会議等4回、委員研修会、県民を対象に郡内の史跡等を巡る「津久井探訪」の開催 事務局...津久井教育事務所 各町助成金総額 17年度50千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名
29	各種事務事業の取扱い				生涯学習部会
事務事業番号	事務事業名				協議ランク
9	文化財普及事業				A協議会 B幹事会 C専門部会
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課文化財保護室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	文化財保護法 相模原市文化財の保存及び活用に関する条例	文化財保護法 城山町文化財保護条例	文化財保護法 津久井町文化財保護条例		文化財保護法 藤野町文化財保護条例
歳出予算額（平成17年度）	2,828千円	889千円	95千円		0千円
歳入予算額（平成17年度）	100千円	150千円	58千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の文化財保護意識の高揚を図るため、文化財を活用した事業の開催や文化財年報の刊行を行う。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 相模原市民俗芸能大会 相模原市民俗芸能保存協会の加盟団体が、一堂に会し、獅子舞や仕事唄等を広く市民に披露する。 ○出演団体 民俗芸能保存協会加盟団体等 ○会場 市あじさい会館ホール ○主管 相模原市民俗芸能保存協会 相模原市文化財展 ○郷土の文化遺産（自然や文化）を調査研究している市民団体の、日頃の調査・研究活動の成果を発表する場を提供するとともに、郷土の文化財に係わる講演会を開催する。 ○参加団体 相模原市文化財研究協議会加盟団体等 ○主管 相模原市文化財展実行委員会 古民家園事業 神奈川県指定重要文化財「旧青柳寺庫裡」を移築復原した古民家園で年間を通じて、郷土の文化に根ざした事業を行う。 ○文化芸能の発表（琴演奏、俳句等）他5事業 文化財ポスター展 神奈川県教育委員会が主催・募集した文化財ポスター作品のうち、相模原市内中学生の作品を展示。 ○市庁舎1階ギャラリースペース ○展示日数 2週間 遺跡見学会 公共事業工事や史跡保存整備に伴う発掘調査現場において、遺跡見学会を開催。 （平成16年度実績） ○勝坂遺跡見学会 ○田名向原遺跡見学会 他2ヶ所 遺跡資料の公開 公開活用を目的に緊急地域雇用創出特別対策事業において実施された出土品整理の成果を、埋蔵文化財整理室の展示事業の一環として公開。 	<p>【目的】 文化財の活用のため必要な経費を措置し、もって町民の文化的向上に資する。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 郷土資料の展示 郷土資料室（城山町立公民館内）主に町内の考古資料、古文書、写真等の常設展示。町民文化祭に併せて特別展を実施。年間来室者数 320人（H16年度） 郷土資料保管庫 主に町民より寄贈・収集した民具資料等の常設展示。さつきまつり・文化祭・公民館まつりに併せて一般開放。 年間見学者数 41人（H16年度） しろやま文化財めぐり 町内の文化や文化財にふれることにより、郷土の歴史や文化財への理解を深め、文化・文化財の保護・育成・継承を図る。 主 催 教育委員会・文化財保護委員 開催日 平成17年6月11日 「町史の窓」復刻版の刊行 町史編さん中のS59～H9年にかけて町広報紙上に掲載されたコラム「町史の窓」を復刻版として刊行する。 刊行部数 500部 <p>【特定財源】単位千円 刊行物等売上金 150</p>	<p>【目的】 町民の文化財保護意識の高揚を図るため、町内の文化財を紹介する刊行物を発行する。</p> <p>【内容】</p> <p>16年度予定「津久井町歴史地図」増刷1,000部 17年度予定「町郷土史分野編」増刷100部 95千円</p> <p>特定財源 町郷土誌等販売収入（58千円）</p>	該当なし	<p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成17年度「石の文化研究誌」を発行予定 文化財案内版の設置 （平成16年度実績） 新規設置件数 0件 修繕 0件 予算 0千円

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	文化財普及事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>7.文化財リーフレットの作成 新たに指定・登録した文化財のリーフレットを作成。 10件 各1000部作成</p> <p>8.文化財年報の作成 文化財年報を作成し、文化財保護の概要をまとめるとともに、市教育委員会で実施した文化財調査及び埋蔵文化財調査報告書等を掲載する。 作成部数 500部</p> <p>9.文化財保護団体の活動</p> <p>1)相模原市民俗芸能保存協会 ○主な活動 市域に伝わる民俗芸能の保存と後継者の育成に努め、地域文化の向上に寄与するための活動。 ○構成 8団体 1)番田神代神楽保存会 2)田名八幡宮獅子舞保存会 3)ぼうち唄保存会 4)大沼土窯掛き唄保存会 5)大島諏訪明神獅子舞保存会 6)下九沢御嶽神社獅子舞保存会 7)水郷田名新田名音頭保存会 8)長徳寺盆踊保存会 ○機関紙 「さがみはらの民俗芸能」500部</p> <p>2)相模原市文化財研究協議会 ○主な活動 郷土の文化財について研究し、その愛護と普及に努めるとともに、団体相互の連絡と協働を図る。 ○構成 6団体 1)相模原考古学研究会 2)相武台歴史研究会 3)相原の歴史を探る会 4)大野北郷土の会 5)さがみはら地名の会 6)相模原郷土懇話会 ○機関紙「相模原の自然と文化」300部 ○文化財探訪の実施</p> <p>10.文化財調査・普及員制度の支援 文化財の調査や普及を目的にパートナーシップ型の市民ボランティアを公募し、講習会を行う。 ○調査・普及員講習会の実施 ○16年度登録人数 44名</p> <p>【特定財源】 単位千円 物品売払収入(各種調査書等) 100</p> <p>【予算内訳】 単位千円 報償費 313 需用費 1,195 委託料 1,200(文化財普及事業委託) 使用料賃借料 120</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	スポーツ振興審議会経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市スポーツ振興審議会規則	城山町スポーツ振興審議会に関する条例	津久井町スポーツ振興審議会設置条例		
歳出予算額（平成17年度）	227千円	120千円	86千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 スポーツの振興に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査、審議し、結果の答申、意見の建議を行う。</p> <p>【内容】 委員数 10名 任期 2年 委員の内訳 学識経験者 8名 市体育協会関係者 1名 行政機関関係者 1名 委員の身分 非常勤特別職 会議等の開催状況（平成16年度）</p> <p>3月29日 審議事項 （1）平成17年度（財）相模原市体育団 体事業費補助金の交付について （2）平成17年度相模原市スポーツ事業 の予算概要等について （3）報告 ・相模原市スポーツ振興計画－地域ス ポーツ活性化プラン－の取組みについて ・スポーツ関係施設の指定管理者制度 について</p> <p>【参考】 謝礼@12,600×9名×2日=226,800円 会議室使用料 6,000円</p> <p>【附属機関の説明】 スポーツ振興法第18条に基づく審議会</p>	<p>【目的】 スポーツの振興に関する事項について教育委員会の諮問に応じて調査、審議し、教育委員会に答申、建議を行う。</p> <p>【内容】 委員数 5名 任期 2年 委員の内訳 学識経験者 4名 行政機関関係者 1名 委員の身分 非常勤特別職 会議等の開催状況（平成16年度）</p> <p>6月22日 審議事項 （1）城山町スポーツ関係団体事業費 補助金の交付について （2）小倉スポーツ広場のあり方について （年間継続審議）</p> <p>9月24日 審議事項 （1）小倉スポーツ広場こだまプール 利用状況分析と県内調査の実施について 11月24日 審議事項 （1）小倉スポーツ広場実施運営方針について 2月9日 審議事項 （1）県下屋外公営プールの現状について （2）総合型スポーツクラブの推進について 3月25日 審議事項 （1）小倉スポーツ広場運営方針について （2）平成16年度スポーツ事業報告について （3）平成17年度スポーツ事業の 予算概要について</p> <p>【参考】 報酬 @6,000×4名×2日=48,000円</p> <p>【附属機関の説明】 スポーツ振興法第18条に基づく審議会</p>	<p>【目的】 教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関 する事項について調査審議し、これらの事項に関 して教育委員会に建議する。</p> <p>【内容】 委員数 5名 任期 2年 委員の内訳 学識関係者 5名 委員の身分 非常勤特別職 会議等の開催状況（平成16年度） 6月17日 審議事項 平成15年度スポーツ事業報告について 平成16年度スポーツ事業計画について 平成16年度スポーツ事業予算について スポーツ審議会の活動について</p> <p>【参考】 報酬 会長@8,000円×1名×2日 =16,000円 委員@7,400円×4名×2日 =59,200円 費用弁償 5名分×2日=4,000円 需用費 消耗品 =6,000円</p> <p>【附属機関の説明】 スポーツ振興法第18条に基づく審議会</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	体育指導委員活動推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	スポーツ振興法・相模原市体育指導委員に関する規則	スポーツ振興法 城山町体育指導委員に関する規則	スポーツ振興法、津久井町体育指導委員に関する規則	スポーツ振興法 相模湖町体育指導委員に関する規則	スポーツ振興法 藤野町体育指導委員に関する規則
歳出予算額（平成17年度）	15,926（千円）	2,542千円	1,294千円	482千円	1,636千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 体育指導委員が連絡調整を密にし、職務遂行に必要な研修と相互の親睦をはかり、スポーツの振興に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 名称 相模原市体育指導委員連絡協議会</p> <p>活動 各公民館及び体育協会その他関係団体との連絡調整 スポーツに関する調査研究 スポーツ振興のための講習会、研究会等の開催 体育指導委員の指導育成 その他目的を達成するための必要な事業</p> <p>地域との関わり 各委員の所属する地域（公民館単位）で、スポーツ講習会や大会の企画・運営。 自治会等主催の事業への協力。</p> <p>組織の状況 役員（9名）、幹事（23名） その他分掌組織として、総務部、指導部、事業部、広報部の4部会を設置。</p> <p>役員構成 会長1、副会長4、会計2、監査2</p> <p>その他特記事項 定数191名、市内23公民館の各公民館より7～13名選出</p> <p>【参考】 報酬 11,480千円 報償費 60千円 旅費 552千円 需用費 2,569千円 委託料 160千円 使用料等 807千円 負担金等 298千円</p>	<p>【目的】 スポーツ活動の推進のための組織育成を図り、スポーツの実技指導やスポーツ団体の求めに応じて協力指導、助言を行いスポーツの振興に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 名称 城山町体育指導委員協議会</p> <p>活動 住民の求めに応じてスポーツの実技指導を行う。 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図る。 学校・公民館等の教育機関の行うスポーツの行事、事業に関し協力する。 スポーツ団体その他の団体の行うスポーツの行事、事業に関し協力する。 住民一般に対しスポーツの理解を深めること その他目的を達成するための必要な事業</p> <p>地域との関わり 各委員の所属する自治会や地域が主催するスポーツ事業への協力、指導。</p> <p>組織の状況 役員 3名 その他分掌事務として、ニュースポーツ・綱引き・町民マラソンの3つの実行委員会を設置</p> <p>役員構成 会長 1 副会長 2</p> <p>その他特記事項 定数17名 各自治会より1～2名選出</p> <p>【参考】 報酬 2,442千円 旅費 46千円 需用費 272千円 役務費 26千円 負担金 28千円</p>	<p>【目的】 津久井町体育指導委員相互の協力体制を確立し、資質の向上を図るとともに、津久井町のスポーツ振興に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 名称 津久井町体育指導委員協議会</p> <p>活動 各委員所轄の地域への指導、組織育成。 行政団体等主催のスポーツ事業への協力。 スポーツに関する調査・研究 スポーツの普及・振興のため教室等の開催 体育指導委員の指導育成 その他目的を達成するための必要な事業</p> <p>地域との関わり 各委員の所属する地域や体育振興会が主催するスポーツ事業への協力、指導。</p> <p>組織の状況 役員 3名</p> <p>役員構成 会長 1名 副会長 2名</p> <p>その他特記事項 定数 15名 報酬 7,300円/日</p> <p>【参考】 報酬 1,044千円 旅費 99千円 需用費 108千円 役務費 23千円 負担金 20千円</p>	<p>【目的】 相模湖町体育指導委員は、相互に協力体制を確立し、資質の向上を図るとともに、相模湖町のスポーツ振興に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 名称 相模湖町体育指導委員</p> <p>活動 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行う。 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図る。 行政団体等主催のスポーツ行事または事業への協力。 スポーツに関する調査・研究 住民のスポーツ振興のための助言指導を行う。 その他目的を達成するための必要な事業</p> <p>地域との関わり 各委員の所属する地域や体育振興会が主催するスポーツ事業への協力、指導。</p> <p>組織の状況 役員 3名</p> <p>役員構成 委員長 1名 副委員長 2名</p> <p>その他特記事項 定数 15名（任期 2年） 報酬 29,000円/年</p> <p>【参考】 報酬 435千円 報償費 9千円 旅費 11千円 需用費 6千円 役務費 14千円 負担金 7千円</p>	<p>【目的】 藤野町体育指導委員は、相互に協力体制を確立し、資質の向上を図るとともに、藤野町のスポーツ振興に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 名称 藤野町体育指導委員</p> <p>活動 住民の求めに応じてスポーツ実技の指導を行うこと。 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。 学校、公民館などの教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること</p> <p>地域との関わり 各委員の所属する地域や体育振興会が主催するスポーツ事業への協力・指導</p> <p>組織の状況 役員 3名 委員 12名</p> <p>役員構成 会長 1名 副会長 2名</p> <p>その他特記事項 定数 15名（任期 2年） 報酬 会長 63,000円/年 委員 56,000円/年</p> <p>【参考】 H17年度予算額 報酬 1,039千円 旅費 250千円 需要費 280千円 役務費 6千円 負担金 67千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	スポーツ振興に関する事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	スポーツ振興法第7条 各種実施要綱等	スポーツ振興法第7条 各種実施要綱	スポーツ振興法第7条 各種実施要綱		
歳出予算額（平成17年度）	11,801千円	1,142千円	2,339千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の健康の保持増進及び体力の向上や生涯スポーツの基盤づくり等を図るため、体育の日記念事業、各種体育大会出場奨励事業、スポーツ教室等を実施する。</p> <p>【内容】 スポーツ振興事業（2,805千円） 地域スポーツクラブモデル事業の実施 企業大学等との合同スポーツ大会の実施 スポーツ健康医療プログラムの開発 ニュースポーツ事業の実施 体育の日記念事業（424千円） 行事名 ファミリーオリンピック 会 場 横山公園陸上競技場 内 容 体力測定、記録測定など 相模原市体育指導委員連絡協議会に委託 各種体育大会選手出場奨励事業（3,072千円） 出場する大会の規模等に応じて、奨励金を贈呈。 レクリエーション・スポーツ講習会（164千円） ・ビーチボール講習会 年1回実施（7月） ・ニュースポーツの普及 地域体育活動費（920千円） 相模原市公民館連絡協議会に業務を委託し、地域におけるスポーツクラブの育成、組織化、地域の体育振興に必要な事業を実施する。 総合体育館自主事業（1,881千円） 各種スポーツ教室等の実施 バウンドテニス教室ほか11教室 北総合体育館自主事業（1,221千円） 各種スポーツ教室等の実施 卓球教室ほか10教室 総合水泳場自主事業（1,314千円） 各種水泳教室の実施 飛込教室ほか3教室 財団法人相模原市体育協会に委託</p>	<p>【目的】 町民の生涯スポーツの振興と技術や体力の向上を図るため、各種体育大会出場奨励事業、スポーツ教室等を実施する。</p> <p>【内容】 各種スポーツ教室（137千円） ・キンボール教室 ・サッカー教室 ・水泳教室 ・スポーツチャンバラ教室 ・レクリエーション教室 ニュースポーツの普及（40千円） ・キンボール講習会への派遣及び指導者の養成（体育指導委員） 各種体育大会選手出場奨励事業（150千円） 各種大会へ参加する選手に対し、町民の誇りと町民へのスポーツ意識高揚を期待し、奨励金を贈呈。 （16年度実績） ・国際大会トライアスロン ・全国大会 インターハイ ・関東大会 高校バレー、ソフトテニス ・県内大会 卓球ほか2競技 体育振興奨励金（700千円） 地域自治会への体育振興を目的とした事業に対し、コミュニティ作りの一助とするため奨励金を交付する。</p> <p>【参考】 報償費 195千円 需用費 10千円 備品購入費 105千円 助成金 700千円</p>	<p>【目的】 町民が自主的・積極的に参加できるスポーツ教室を開催する、またはその団体への補助を行う。</p> <p>運動・スポーツを通じた健康づくりを推進するための教室や講座を開催する。 生涯学習部門と健康支援部門との協力体制を確立し、健康維持・増進を促進する環境づくりをすすめる。</p> <p>【内容】 健康づくり講座（12千円） 自己の体力・健康を把握し、今後の体力・健康の維持、増進に積極的に取組めるよう支援する。 フィットネスヨガ講座（230千円） 運動・スポーツ活動をきっかけに、主体的・積極的な健康づくりを推進し生活習慣病や筋力低下を起因とする怪我の予防をする。 ニュースポーツ教室（44千円） 日ごろの運動不足やストレスの解消をする。 仲間づくりへの発展からスポーツの活性化を図る。 津久井町体育振興会連絡協議会（1,857千円） 地域のスポーツ振興を目的とした事業への経費の補助を行う。 町内の体育祭の開催支援 体育功労者及び社会体育優良団体表彰（176千円） 地域におけるスポーツの普及・発展に貢献し、体育の振興に顕著な成果をあげた関係者、団体を表彰する。 各種体育関係会議への出席（20千円）</p> <p>【参考】 報償費 320千円 需用費 111千円 委託料 95千円 役務費 11千円 助成金 1,782千円 旅費 20千円</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	各種体育大会等実施事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	61,139千円	1,778千円	2,299千円	2,779千円	2,212千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	150千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の体力づくりとスポーツ技術の向上を図るために、財団法人相模原市体育協会へ事業実施の業務委託をするもの。</p> <p>【内容】 市民選手権大会（25種目）（19,137千円） 開催月3月～3月 市民の競技力向上を目的に各種競技会を実施 市民体育祭（11種目）（4,507千円） 開催月10月 陸上競技以外は公民館対抗戦 市民の楽しみ、健康、交流を目的としたスポーツ大会 相模原駅伝競走大会（3,381千円） 開催月1月 長距離走の普及発展を目的とした駅伝 7区間40,800m、5区間17,200mの2コース 市民ハイキング（714千円） 開催月10月 ハイキングを楽しみながら自然に親しむ（1泊2日） 市民日帰りハイキング（125千円） 開催月5月 ハイキングを楽しみながら自然に親しむ 市民富士登山（703千円） 開催月8月 富士登山を通して市民の体力づくりと相互の親睦を図る（1泊2日） 市民スキー講習会（956千円） 開催月1月 スキーの正しい技術と知識を習得する（3泊4日） かながわ・ゆめ国体開催記念スポーツイベント（326千円） 開催月9月 かながわ・ゆめ国体開催を記念し、相模原市で開催した競技について、普及育成を図る かながわ駅伝競走大会選手派遣（655千円） 開催月2月 県主催かながわ駅伝競走大会へ相模原選手団を派遣 県総合体育大会選手派遣（夏季、秋季、冬季）（4,323千円） 開催月8、9、2月</p>	<p>【目的】 町民の体力づくりとスポーツ技術の向上を図るため、各種体育事業の実施及び各種大会への町代表選手の派遣を行う。</p> <p>【内容】 第40回津久井湖駅伝競走大会（500千円） 開催月11月 生涯スポーツの振興と健全な青少年の育成をめざし、城山・津久井の地域づくりと各種団体の親睦を深める *津久井町と共催 第27回城山町民マラソン大会（179千円） 開催月12月 生涯スポーツの振興と健全な青少年育成及び自己の健康保持・増進を図るとともに、参加者相互の親睦を図る 県総合体育大会選手派遣（739千円） （夏季、秋季、冬季）開催月8、9、2月 県主催総合体育大会へ城山町選手団を派遣 かながわ駅伝競走大会選手派遣（323千円） 開催月2月 県主催かながわ駅伝競走大会へ城山町選手団を派遣 第16回城山町地区対抗親睦綱引き大会（37千円） 開催月10月 *もみじまつりの中で開催 綱引きの普及と町民相互の親睦、地域における仲間作り、健全な心身の成長とスポーツ活動の生活化を目的とする</p> <p>【参考】 報償費 135千円 需用費等 342千円 役務費 55千円 負担金 505千円 津久井湖駅伝競走大会負担金 500千円 かながわ駅伝競走大会 神奈川県陸上競技協会一時登録料 5千円 県総合体育大会選手派遣費 692千円</p>	<p>【目的】 町民の日常生活でのスポーツ活動を促進し、体力の維持・向上及び健康増進を図る。 生涯スポーツの振興と健全育成、地域づくりを目指す。</p> <p>【内容】 第41回津久井湖駅伝競走大会（500千円） 城山町と共催で実施 第31回新春マラソン大会（300千円） 県総合体育大会選手派遣費助成金（1000千円） かながわ駅伝競走大会選手派遣費助成金（300千円）</p> <p>【参考】 報償費 138千円 需用費等 63千円 役務費 89千円 負担金 500千円 助成金 1,000千円 補助金 300千円 備品購入費 189千円 旅費 10千円</p> <p>【特定財源】 青少年行政推進費補助金 150千円</p>	<p>【目的】 町民の日常生活でのスポーツ活動を促進し、体力の維持・向上及び健康増進を図る。 生涯スポーツの振興と健全育成、地域づくりを目指す。</p> <p>【内容】 相模湖湖駅伝競走大会（221千円） 相模湖レガッタ（2,119千円） 家族ぐるみハイキング（10千円） 県総合体育大会参加事業（329千円） かながわ駅伝競走大会参加事業（100千円）</p> <p>【参考】 報償費 462千円 需用費 95千円 役務費 91千円 使用料等 418千円 負担金等 405千円 委託料 1,308千円</p>	<p>【目的】 町民の日常生活でのスポーツ活動を促進し、体力の維持向上を及び健康増進を図る。 生涯スポーツの振興と健全育成・地域づくりを目指す。</p> <p>【内容】 やまなみクロスカントリー駅伝競走大会 ・報償費 743,000円 ・消耗品 60,000円 ・食糧費 120,000円 ・手数料 10,000円 ・使用料 212,000円 町民マレットゴルフ大会 ・報償費 10,000円 ・消耗品 20,000円 ・食糧費 21,000円 県総合体育大会参加費負担金 400,000円 かながわ駅伝大会選手派遣 各種スポーツ大会保険料 14,000円 陣馬山ハイキング</p> <p>【参考】 消耗品 182千円 賃借料等 20千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名											
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会											
事務事業番号	事務事業名	協議ランク											
16	各種体育大会等実施事業	A協議会 B幹事会 C専門部会											
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町								
【事務事業の内容】	<p>県主催県総合体育大会へ相模原選手団を派遣 8市親善野球大会選手派遣（188千円） 開催月6月 小田急線沿線8市による野球大会へ相模原選手団を派遣</p> <p>8市2郡親善陸上競技大会選手派遣（259千円） 開催月7月 相模原市近隣の8市2郡による陸上競技大会へ相模原選手団を派遣 選手保険料（553千円）</p> <p>【参考】</p> <p>財団法人相模原市体育協会委託費内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事業費</td> <td style="text-align: right;">35,827千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事務費</td> <td style="text-align: right;">1,899千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">人件費</td> <td style="text-align: right;">19,834千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">消費税</td> <td style="text-align: right;">979千円</td> </tr> </table> <p>その他</p> <p style="padding-left: 20px;">公共施設使用料 2,600千円</p>					事業費	35,827千円	事務費	1,899千円	人件費	19,834千円	消費税	979千円
事業費	35,827千円												
事務費	1,899千円												
人件費	19,834千円												
消費税	979千円												

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	(財)相模原市体育協会補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等		城山町社会教育に係る補助金交付要綱		相模湖町教育委員会補助金及び交付金交付要綱	藤野町社会教育登録団体補助金交付要綱
歳出予算額(平成17年度)	91,474千円	2,540千円	1,629千円	1,000千円	1,225千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市民のスポーツ活動を振興することを目的とする「財団法人相模原市体育協会」が行う各種事業及び管理運営経費に対し補助金を交付する。</p> <p>【内容】 補助金内訳 ・事業費補助金 20,447千円 市民ウォーキング大会等の体育協会主催事業における開催経費等を助成 ・管理費補助金 8,500千円 体育協会採用職員の人件費等の管理経費を助成 ・派遣職員人件費等補助金 62,527千円 「派遣法」に該当する市からの派遣職員の人件費等を助成</p> <p>財団法人相模原市体育協会の概要</p> <p>【目的】 相模原市民のスポーツ活動を振興し、もって心身ともに健康で明るい市民生活の形成に寄与する。</p> <p>【設立年月日】 平成元年10月26日(昭和29年11月任意団体発足)</p> <p>【設立者】 任意団体であった相模原市体育協会、相模原市</p> <p>【基本財産】 110,020千円(うち相模原市出資金49,000千円〔44.5%〕)</p> <p>【事業内容】 (1)スポーツに関する教室、講演会、競技会等の開催 (2)スポーツ指導者及び審判員の養成 (3)スポーツ団体等に対する助成、その他の支援 (4)スポーツに関する情報の収集及び提供</p>	<p>【目的】 体育団体相互の連絡調整及び町民の体力向上と生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする「城山町体育協会」が行う各種事業等に対し補助金を交付する</p> <p>【内容】 補助金内訳 ・団体補助金 1,830千円 加盟 17団体、地域部会 12地区 県総体派遣補助を助成 ・育成事業 250千円 町スポーツ少年団へ活動費を助成 ・運営費 210千円 各種大会等の運営費を助成</p> <p>城山町体育協会の概要</p> <p>【目的】 体育団体相互の連絡調整を図るとともに町民の体力向上と生涯スポーツの振興に寄与する</p> <p>【設立年月日】 昭和63年12月18日</p> <p>【設立者】 14種目団体、城山町</p> <p>【事業内容】 (1)体育団体の育成と相互の連絡調整を図る (2)町民の体力向上に関する方策の研究 (3)各種大会及び講習会等の開催並びに後援 (4)スポーツ振興の宣伝、啓発及び指導奨励 (5)町体育行政の諮問に応じ、その施策に協力する (6)その他、本協会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>【役員の状況】 常任理事15名 (会長1名、副会長2名、理事長1名、副理事長2名、事務局長1名、会計1名、専門部会長1名、専門副部会長2名、地域部会長1</p>	<p>【目的】 体育団体相互の連絡調整及び町民の体力向上と社会体育の振興に寄与することを目的とする「津久井町体育協会」が行う各種事業等に対し補助金を交付する。</p> <p>【内容】 補助金 1,629千円 体育協会が主催するサマーハイキング・スポーツ医学講座等の事業費補助等</p> <p>【設立年月日】 昭和60年12月23日</p> <p>【事業内容】 加盟する体育団体の強化発展と会員相互の連絡調整 町民の体力向上に関する方策の研究 各種大会及び講習会等の開催及び後援 体育振興の宣伝、啓蒙及び指導奨励</p> <p>【役員の状況】 会長1名、副会長2名、理事長1名、副理事長2名、理事12名、事務局長1名、事務局次長1名、監事2名、事務局1名</p> <p>【加盟団体数】 14種目団体</p> <p>【財政依存度】(平成16年度) ・総収入 1,900千円(100%) ・町からの収入 1,629千円(85.7%) 補助金 1,629千円(85.7%) ・その他収入 271千円(14.3%)</p>	<p>【目的】 体育団体相互の連絡調整を図ると共に町民の体力向上と社会体育の振興に寄与することを目的とする</p> <p>【内容】 補助金1,000千円 体育協会が主催する子どもチャレンジフェスティバル・町民レガッタ・医学講習会等の事業費補助等</p> <p>【設立年月日】 平成2年4月1日</p> <p>【事業内容】 加盟する体育団体の強化発展と会員相互の連絡調整を図る 町民の体力向上に関する方策の研究 各種大会及び講習会等の開催並びに後援 体育振興の宣伝、啓発及び指導奨励 町体育行政の諮問に応じてその施策に協力する 県及び体育行事への参加並びに協力 その他本協会の目的達成のため必要な事業</p> <p>【役員の状況】(平成17年5月1日付け) 会長1名、副会長2名、理事長1名、副理事長2名、理事17名、事務局長1名、会計1名</p> <p>【加盟団体数】 21種目団体 865人 (内 地区社会体育振興会 3地区)</p> <p>【財政依存度】(平成17年度) ・総収入 1,485千円(100%) ・町からの収入 1,100千円(74.0%) 補助金 1,000千円(67.3%) 委託料 100千円(6.7%) ・その他収入 385千円(26.0%)</p>	<p>【目的】 体育団体相互の連絡調整を図ると共に体力向上を図ると共に「藤野町体育協会」が行う各種事業に対し、補助金を交付する。</p> <p>【内容】 補助金 1,225千円 (内訳) ・各種目協会事業補助 765千円 ・四町体育協会事業 460千円</p> <p>【設立年月日】 平成2年2月1日</p> <p>【事業内容】 (1)加盟団体の育成強化と相互の連絡調整を図る (2)各種体育大会・講習会等の開催及び後援 (3)体育の普及振興に関する調査研究 (4)体育運動の宣伝啓発及び指導奨励を図る (5)藤野町体育行政の施策の推進に協力 (6)県及び郡の体育行事への参加並びに協力 (7)その他本協会の目的達成に必要な事業</p> <p>【役員の状況】 平成17年4月1日現在 会長 1名 副会長 2名 理事長 1名 副理事長 2名 事務局長 1名 常任理事 25名 事務局次長 1名 会計 2名 監事 2名</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	(財)相模原市体育協会補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>(5) 相模原市が行うスポーツ事業の受託 (6) 相模原市が設置する社会体育施設の管理運営の受託 (7) その他目的を達成するために必要な事業</p> <p>[役員の状況] (平成17年4月1日現在) 理事15名 (会長1名、副会長2名、常務理事1名、理事11名) 常務理事は、市派遣嘱託職員 監事2名 評議員33名</p> <p>[事務局職員の状況] (平成17年4月1日現在) 法人採用職員13名 正規職員(6名・事務) 嘱託職員(2名・事務、3名・管理、派遣2名) 市派遣職員6名 (参事1名、主幹1名、副主幹1名、主査1名、主任1名、主事1名) 市覚書職員2名 (主幹1名、主任1名)</p> <p>[加盟団体数] (平成17年4月1日現在) 32種目団体、49,933人</p> <p>法人の性格</p> <p>[事業分野の区分] スポーツ振興事業を担当する法人 (社会教育団体)</p> <p>[財政依存度] (平成16年度) ・総収入 540,759千円 (100%) ・市からの収入 431,763千円 (79.8%) 補助金等 82,757千円 (15.3%) 委託料 349,006千円 (64.5%) ・事業収入 96,213千円 (17.8%) ・その他収入 12,783千円 (2.4%)</p>	<p>名、地域副会長2名、スポーツ少年団担当1名) 監事3名(うち1名は生涯学習課長) 理事23名(専門部会14名、地域部会9名)</p> <p>[事務局職員の状況] (平成17年4月1日現在) 城山町職員 2名(主幹、主任主事) 非常勤職員 1名</p> <p>[加盟団体数] (平成16年5月1日現在) 専門部会17種目団体 1、777人 地域部会12地区 地域全体を対象としているため登録人数は把握していない。</p> <p>[財政依存度] (平成15年度) ・総収入 3,642千円 (100%) ・町からの収入 補助金 2,540千円 (69.7%) ・その他収入 1,102千円 (30.3%)</p>			<p>[財政依存度] (平成16年度) ・総収入 2,815千円 (100%) ・町からの収入 1,740千円 (61.8%) 補助金 1,740千円 (61.8%) ・県補助金 15千円 (0.5%) ・賛助金特別会計繰入金 793千円 (28.2%) ・その他収入 267千円 (9.5%)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	スポーツ大会等開催・誘致奨励補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	スポーツ大会等開催・誘致奨励補助要綱				
歳出予算額（平成16年度）	300千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高水準の競技技術を紹介することにより、市民の競技力の向上を図るため、全国大会規模等のスポーツ大会等を誘致する市内の団体に交付する補助金</p> <p>【内容】 補助対象 国、地方公共団体、日本体育協会（加盟団体含む）その他これに準ずる団体が、主催する国際大会、全国規模の大会等で、市内の公共的団体が開催し、または誘致するもの。</p> <p>実績 平成11年 第22回全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季大会水泳競技（シンクロナイズドスイミング） 補助金額30万円 平成12年度以降実績なし</p> <p>贈呈基準 A（補助金額30万円以内） 国際ランキング10位以内の選手が主になって行われる、全国規模の競技大会、演技会等もしくは、国内の最上位クラスの選手が主になって行われる、全国規模の競技大会、演技会等 B（補助金額20万円以内） A以外の国際規模の競技大会、演技会等もしくは、国内の上位クラスの選手が主になって行われる、全国規模の競技大会、演技会等 C（補助金額10万円以内） A・B以外の全国規模の競技大会、演技会等</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																																	
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会																																																																	
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																																	
20	スポーツ施設管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																														
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課																																																														
根拠法令等	相模原市都市公園条例 相模原市立総合体育館条例 相模原市体育館に関する条例 相模原市立鶴野森体育施設条例 相模原市立総合水泳場条例	城山町スポーツ施設並びにレクリエーション施設の設置及び管理に関する条例 城山町スポーツ施設並びにレクリエーション施設の設置及び管理に関する施行規則	津久井町立総合運動場条例 津久井町立総合運動場施行規則 津久井町串川社会体育館条例 津久井町串川社会体育館条例施行規則 津久井町都市公園条例 津久井町都市公園条例施行規則	相模湖町都市公園条例 相模湖町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例	藤野町スポーツ施設等の設置及び管理に関する条例 藤野町スポーツ施設等の設置及び管理に関する条例施行規則																																																														
歳出予算額（平成17年度）	1,192,339千円	44,491千円	23,555千円	7,708千円	15,535千円																																																														
歳入予算額（平成17年度）	152,132千円	8,796千円	5,402千円	3,430千円	1452千円																																																														
【事務事業の内容】	<p>【目的】市民のスポーツ活動を促進するため、スポーツ施設を維持、管理する。</p> <p>【内容】</p> <p>横山公園運動施設 都 陸上競技場、野球場、テニスコート 湘野辺公園運動施設 都 ひばり球場、テニスコート、県立相模原球場 鹿沼公園運動施設 都 野球場、テニスコート 相模台公園運動施設 都 野球場、テニスコート スポーツ広場 野球、ソフトボール、サッカーなどに対応した広場。全10箇所（内4箇所は夜間利用可） 総合体育館 都 大体育室、中体育室、小体育室、剣道場、柔道場、弓道場、トレーニング室、会議室 北総合体育館 都 体育室、剣道・卓球場、柔道場、多目的室、弓道場、トレーニング室、会議室 市体育館 体育室、柔道場、弓道場 総合水泳場 体 メインプール、サブプール、飛込プール、トレーニング室、会議室 銀河アリーナ 都 アイススケート場、プール、トレーニング室 鶴野森体育施設 都 遊泳用プール、幼児用プール、運動場</p> <p>【一部事務組合等】施設の管理を相模原市都市整備公社 都、相模原市体育協会 体 に委託（特に記載無いものは直接管理）</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>委託料</td><td style="text-align: right;">1,082,086千円</td></tr> <tr><td>需要費</td><td style="text-align: right;">76,596千円</td></tr> <tr><td>使用料及び賃借料</td><td style="text-align: right;">13,926千円</td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td style="text-align: right;">14,012千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">5,716千円</td></tr> </table>	委託料	1,082,086千円	需要費	76,596千円	使用料及び賃借料	13,926千円	備品購入費	14,012千円	その他	5,716千円	<p>【目的】根拠法令に基づき、スポーツ施設の維持管理を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>横山スポーツ広場 野球、ソフトボール、サッカーなどに対応した広場（3面）、倉庫、トイレ</p> <p>中沢スポーツ広場 少年野球、ソフトボール、サッカー（練習のみ）などに対応した広場（1面）、テニスコート（クレー2面）、トイレ、倉庫</p> <p>町民の森テニスコート テニスコート（クレー4面）、トイレ、倉庫</p> <p>町民の森野球場 軟式野球2面（1面は硬式少年野球使用可能）、トイレ、倉庫</p> <p>小倉スポーツ広場 （1）やまびこテニスコート（ナイター照明有り） テニスコート（全天候型5面）、練習用コート（壁打ち1面）、事務室、休憩室、トイレ、倉庫 （2）こだまプール 遊泳用50mプール、スライダープール、幼児用プール、事務室、更衣室、シャワー室、休憩室、トイレ、倉庫</p> <p>原宿公園多目的広場（都市公園） 野球、ホッケー、サッカー、ゲートボールに対応した芝生広場（毎月第2、第4土・日のみ一般開放）、管理棟、トイレ、倉庫</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>賃金</td><td style="text-align: right;">8,520千円</td></tr> <tr><td>需用費</td><td style="text-align: right;">8,428千円</td></tr> <tr><td>役務費</td><td style="text-align: right;">1,033千円</td></tr> <tr><td>委託費</td><td style="text-align: right;">21,830千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">4,680千円</td></tr> </table>	賃金	8,520千円	需用費	8,428千円	役務費	1,033千円	委託費	21,830千円	その他	4,680千円	<p>【目的】町民のスポーツ活動の拠点となるスポーツ施設を維持管理する。</p> <p>【内容】</p> <p>青野原総合運動場 管理棟（事務室、トイレ・更衣室、倉庫）、多目的グラウンド（ナイター照明有り）、テニスコート（クレー） 串川総合運動公園 管理棟（事務室、会議室、トイレ・更衣室、倉庫）、多目的グラウンド、ゲートボール場 国体記念鳥屋スポーツ公園 管理棟（事務室、会議室、トイレ・更衣室、シャワー室、倉庫）、多目的グラウンド（ナイター照明有り） 津久井町総合運動公園 管理棟（事務室、トイレ・更衣室、倉庫）、多目的グラウンド（ナイター照明有り）、テニスコート（ハード・ナイター照明有り） 串川社会体育館 鉄骨造一部2階建 1階 体育場、ステージ、更衣室、管理人室 2階 会議室、和室</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>賃金</td><td style="text-align: right;">6,317千円</td></tr> <tr><td>需用費</td><td style="text-align: right;">10,494千円</td></tr> <tr><td>役務費</td><td style="text-align: right;">1,276千円</td></tr> <tr><td>委託料</td><td style="text-align: right;">1,758千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3,710千円</td></tr> </table>	賃金	6,317千円	需用費	10,494千円	役務費	1,276千円	委託料	1,758千円	その他	3,710千円	<p>【目的】町民のスポーツ活動の拠点となるスポーツ施設を維持管理する。</p> <p>【内容】</p> <p>与瀬町民グラウンド 野球、サッカー、ソフトボールなどに対応したグラウンド（ナイター照明有り） 内郷町民グラウンド 野球、サッカー、ソフトボールなどに対応したグラウンド（ナイター照明有り） 武道場 柔道場、剣道場 小原プール 大プール（25M）、小プール（8M） 林間総合公園（都市公園） テニスコート（4面、ナイター照明有り）、ゲートボール場（4面）、野球場、管理棟（事務室、会議室、トイレ・更衣室、倉庫）</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>共済費</td><td style="text-align: right;">25千円</td></tr> <tr><td>賃金</td><td style="text-align: right;">2,490千円</td></tr> <tr><td>需用費</td><td style="text-align: right;">2,536千円</td></tr> <tr><td>役務費</td><td style="text-align: right;">279千円</td></tr> <tr><td>委託料</td><td style="text-align: right;">2,169千円</td></tr> <tr><td>工事請負費</td><td style="text-align: right;">200千円</td></tr> <tr><td>公課費</td><td style="text-align: right;">9千円</td></tr> </table>	共済費	25千円	賃金	2,490千円	需用費	2,536千円	役務費	279千円	委託料	2,169千円	工事請負費	200千円	公課費	9千円	<p>【目的】町民のスポーツ活動の拠点となるスポーツ施設を維持管理する。</p> <p>【内容】</p> <p>藤野町名倉スポーツ広場 陸上、サッカー（1面）、野球、ソフトボール 2面（1面のみ夜間照明有り） に対応したグラウンド テニスコート 3面（3面とも夜間照明有り） クライミングボード（ウォール）1面（屋外5m） ゲートボール場 1面 スポーツ広場管理棟 日連運動場 野球（少年用）、ソフトボールに対応したグラウンド ゲートボール場（野球またはソフトボールとの併用不可） 吉野イベントパーク マレットゴルフ場（18ホール） 広場（草地） 藤野やまなみ運動公園 ゲートボールコート 1面 牧郷体育館 牧郷クラブハウス 牧郷運動公園</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>共済費</td><td style="text-align: right;">48千円</td></tr> <tr><td>賃金</td><td style="text-align: right;">2,007千円</td></tr> <tr><td>需要費</td><td style="text-align: right;">4,555千円</td></tr> <tr><td>役務費</td><td style="text-align: right;">441千円</td></tr> <tr><td>委託料</td><td style="text-align: right;">7,414千円</td></tr> <tr><td>使用料及び賃借料</td><td style="text-align: right;">287千円</td></tr> <tr><td>工事請負費</td><td style="text-align: right;">678千円</td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td style="text-align: right;">50千円</td></tr> <tr><td>負担金補助及び交付金</td><td style="text-align: right;">55千円</td></tr> </table>	共済費	48千円	賃金	2,007千円	需要費	4,555千円	役務費	441千円	委託料	7,414千円	使用料及び賃借料	287千円	工事請負費	678千円	備品購入費	50千円	負担金補助及び交付金	55千円
委託料	1,082,086千円																																																																		
需要費	76,596千円																																																																		
使用料及び賃借料	13,926千円																																																																		
備品購入費	14,012千円																																																																		
その他	5,716千円																																																																		
賃金	8,520千円																																																																		
需用費	8,428千円																																																																		
役務費	1,033千円																																																																		
委託費	21,830千円																																																																		
その他	4,680千円																																																																		
賃金	6,317千円																																																																		
需用費	10,494千円																																																																		
役務費	1,276千円																																																																		
委託料	1,758千円																																																																		
その他	3,710千円																																																																		
共済費	25千円																																																																		
賃金	2,490千円																																																																		
需用費	2,536千円																																																																		
役務費	279千円																																																																		
委託料	2,169千円																																																																		
工事請負費	200千円																																																																		
公課費	9千円																																																																		
共済費	48千円																																																																		
賃金	2,007千円																																																																		
需要費	4,555千円																																																																		
役務費	441千円																																																																		
委託料	7,414千円																																																																		
使用料及び賃借料	287千円																																																																		
工事請負費	678千円																																																																		
備品購入費	50千円																																																																		
負担金補助及び交付金	55千円																																																																		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
30	スポーツ施設の整備	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	60,802千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高いレベルの競技を市民が観て楽しみ、また、参加して活躍できるスポーツの拠点づくりを進める。</p> <p>【内容】 相模原麻溝公園競技場の整備 主な施設 ア 第一競技場 32,000㎡ 日本陸上競技連盟第2種公認陸上競技場 収容人員 15,000人 イ 第二競技場（補助競技場）17,000㎡ 日本陸上競技連盟第3種公認陸上競技場 ウ 野球場 13,000㎡ 事業スケジュール 16年度 フィールド・トラック整備 17年度 フィールド・トラック整備 18年度 フィールド・トラック供用開始 （第3種陸上競技場） スタンド整備 19年度 スタンド整備 20年度 スタンド整備 21年度 スタンド供用開始（第2種陸上競技場） 以降 夜間照明、電光掲示板、スタンド増設、補助競技場等整備 整備は環境保全部が実施 完成後の管理運営について生涯学習部が担当予定</p> <p>【参考】 備品等購入 60,802千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
33	学校施設開放事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市立小学校及び中学校体育施設の開放に関する実施要綱 相模原市立学校屋外運動場照明設備使用料条例 相模原市学校プール開放事業実施要綱	町立学校体育施設使用条例 町立学校体育施設開放規則	町立小、中学校体育施設使用条例 町立小、中学校体育施設使用規程 津久井町立小中学校プール使用規則	相模湖町立小学校及び中学校体育施設の開放に関する条例 相模湖町立小学校及び中学校体育施設の開放に関する条例施行規則	藤野町立小・中学校体育施設等開放規定
歳出予算額（平成17年度）	45,373千円	884千円	3,717千円	1,148千円	2,045千円
歳入予算額（平成17年度）	13,584千円	125千円	468千円	367千円	300千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市立小中学校の体育施設を休日や夜間等に市民に開放し、スポーツの振興を図る。</p> <p>【内容】 学校体育施設開放事業（14,565千円） 小学校55校、中学校27校及び磯野台体育施設の体育館・グラウンド（夜間照明設備を除く）の開放を相模原市学校体育施設開放協議会（運営委員会）等に委託 学校屋外運動場夜間開放事業（11,875千円） 開放時間 平 日：午後7時30分～9時30分、 土・日・休日・8月：午後6時30分～9時30分 開放校数 小学校6校、中学校10校 学校プール開放事業（18,933千円） 開放日数 連続10日間 開放校数 市立小学校52校（全55校のうちプールなし3校）</p> <p>【参考】 需用費 919千円 委託料 32,668千円 報償費 10,767千円 賃借料 54千円 役務費 18千円 備品費 947千円</p> <p>使用料収入（平成17年度予算） 照明設備使用料 13,584千円</p> <p>【使用料】 学校屋外運動場（76箇所） 無料 学校屋内運動場（81箇所） 無料</p>	<p>【目的】 町立小中学校の体育施設を休日・夜間に開放しスポーツ振興を図る。</p> <p>【内容】 学校体育施設開放事業（422千円） 小学校4校、中学校2校の体育施設の体育館・グラウンドを開放を行っている。 鍵の貸出し業務は、役場直接並びに近隣の住民に依頼し、手渡しにて行っている。 学校屋外運動場夜間開放事業 開放期間 4月1日～10月31日 開放時間 午後5時00分～9時30分 開放校数 中学校1校</p> <p>小中学校プール監視業務委託事業（462千円） 夏休み期間中のPTA主催によるプール開放事業に対し、町がプール監視員の派遣委託を行っている。</p> <p>【参考】 謝礼 90千円 需用費 42千円 賃借料 241千円 その他 49千円</p> <p>監視員派遣 462千円</p> <p>【使用料】 学校屋外運動場（6箇所） 無料 学校屋内運動場（6箇所） 有料</p>	<p>【目的】 町立小中学校の体育施設を休日・夜間に開放し、スポーツ振興を図る。</p> <p>【内容】 学校体育施設開放事業 グラウンド3校、体育館7校の体育施設の開放を行っている。 鍵の貸出し（体育館）は、公共施設（役場・支所）又は近隣の方に協力をいただき、鍵専用のポストを設置し行っている。 学校屋外運動場夜間開放事業 学校施設に夜間照明が設置されていないため、該当無し。 学校プール開放事業 ・夏やすみプール開放（小中学生対象） 開放日数 10日 開放校数 6校（1地区はプール無し）</p> <p>【参考】 体育施設 報償費 20千円 需用費 314千円 プール開放 委託料 2,827千円 使用料及び賃借料 504千円 手数料 52千円 使用料収入（平成16年度実績） 小学校使用料 299千円 中学校使用料 169千円</p> <p>【使用料】 学校屋外運動場（12箇所） 有料 学校屋内運動場（12箇所） 有料</p>	<p>【目的】 町立小中学校の体育施設及び設備を町民等に開放することにより地域の社会体育の振興を図る。</p> <p>【内容】 学校体育施設開放事業（209千円） 小学校3校、中学校2校の体育施設の体育館の開放を行っている。 鍵は利用団体（登録制）に貸出し、管理をしていただいている。 小学校プール監視業務委託事業（939千円） 夏休み期間中のPTA主催によるプール開放事業に対し、町がプール監視員の派遣委託を行っている。</p> <p>【参考】 需用費 321千円 委託料 827千円（監視業務委託）</p> <p>使用料収入（平成16年度予算） 小学校使用料 257千円 中学校使用料 110千円</p> <p>【使用料】 学校屋外運動場（5箇所） 無料 学校屋内運動場（5箇所） 有料</p>	<p>【目的】 町立小・中学校の体育施設の開放及び設備を開放することにより地域のスポーツ振興を図る。</p> <p>【内容】 学校体育施設開放事業（624千円） 小学校6校 中学校1校の学校体育施設の体育館および学校校庭の貸出しを実施している。 体育館の鍵の貸出しは役場・支所で直接手渡ししか近隣の方に1回につき600円で委託し、鍵の返却ポストを設置して行っている。</p> <p>【使用料】 （町内一般）利用料金 開放料600/1回 電気料200/1h</p> <p>（町内減免団体） 開放料300円/1回 電気料100円/1h</p> <p>（小・中学生） 無料 小学校プール開放事業 夏休みの期間、PTAに開放 利用無料、無償貸与 藤野中学校プール一般開放事業（1,421千円） 夏休み期間一般住民に中学校プールを開放している。 監視業務の委託 利用無料</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
34	県立相模湖漕艇場の管理・運営に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等				神奈川県立相模湖漕艇場条例 神奈川県立相模湖漕艇場の利用等に関する規則施行規定	
歳出予算額（平成17年度）				16,722千円	
歳入予算額（平成17年度）				16,722千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 ボートの競技等を通じて県民のスポーツの振興を図るため利用できるよう施設の維持管理及び運営に努める。</p> <p>【施設名】 神奈川県立相模湖漕艇場</p> <p>【事業内容】 施設の管理運営業務（神奈川県より受託）</p> <p>【主な委託業務の範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用承認申請受付に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務（清掃・コース設定管理・設備保守点検・機械整備・環境衛生・備品の管理業務等） ・艇の管理業務 <p>【利用料金】 施設の基本利用料金は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・艇庫 艇長10メートル未満のボート <ul style="list-style-type: none"> 1日 1月 1年 100円 2,930円 30,490円 艇長10メートル以上のボート <ul style="list-style-type: none"> 1日 1月 1年 160円 4,130円 45,210円 ・ボート <ul style="list-style-type: none"> 1人漕ぎボート 2時間 330円 2人漕ぎボート 2時間 570円 4人漕ぎボート 2時間 910円 6人漕ぎボート 2時間 1,150円 8人漕ぎボート 2時間 1,370円 ・オール 1本 2時間 220円 ・パドル 1本 2時間 220円 ・スカルオール 1組 2時間 220円 <p>なお、施設の使用料金は神奈川県収入となる</p> <p>【施設の利用実績】（平成16年度）</p> <p>漕艇（ボート） 10,737人 カヌー 1,059人 利用件数 486件</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																																															
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会																																																																															
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																																															
34	県立相模湖漕艇場の管理・運営に関すること	A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																															
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																												
【事務事業の内容】				<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">件数</td> <td style="text-align: center;">納付使用料</td> <td style="text-align: center;">使用料</td> </tr> <tr> <td>減額1/2</td> <td style="text-align: right;">165件</td> <td style="text-align: right;">492,070円</td> <td style="text-align: right;">984,140円</td> </tr> <tr> <td>減額1/5</td> <td style="text-align: right;">213件</td> <td style="text-align: right;">1,001,362円</td> <td style="text-align: right;">1,251,690円</td> </tr> <tr> <td>免除</td> <td style="text-align: right;">0件</td> <td style="text-align: right;">0円</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>全額</td> <td style="text-align: right;">108件</td> <td style="text-align: right;">223,010円</td> <td style="text-align: right;">223,010円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">486件</td> <td style="text-align: right;">1,716,432円</td> <td style="text-align: right;">2,458,890円</td> </tr> <tr><td colspan="4"> </td></tr> <tr> <td>艇庫</td> <td style="text-align: right;">16件</td> <td style="text-align: right;">816,734円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボート</td> <td style="text-align: right;">401件</td> <td style="text-align: right;">830,310円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カヌー</td> <td style="text-align: right;">0件</td> <td style="text-align: right;">0円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オール</td> <td style="text-align: right;">69件</td> <td style="text-align: right;">69,388円</td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="4"> </td></tr> <tr> <td colspan="4">【その他】</td> </tr> <tr> <td colspan="4">現在指定管理者制度について県と調整検討中。</td> </tr> <tr><td colspan="4"> </td></tr> <tr> <td colspan="4">【特定財源の概要】</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">神奈川県</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">16,646千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">町単独費</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">76千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">（町所有のボート保険料）</td> </tr> </table>		件数	納付使用料	使用料	減額1/2	165件	492,070円	984,140円	減額1/5	213件	1,001,362円	1,251,690円	免除	0件	0円	0円	全額	108件	223,010円	223,010円	合計	486件	1,716,432円	2,458,890円					艇庫	16件	816,734円		ボート	401件	830,310円		カヌー	0件	0円		オール	69件	69,388円						【その他】				現在指定管理者制度について県と調整検討中。								【特定財源の概要】					神奈川県	16,646千円			町単独費	76千円			（町所有のボート保険料）			
	件数	納付使用料	使用料																																																																														
減額1/2	165件	492,070円	984,140円																																																																														
減額1/5	213件	1,001,362円	1,251,690円																																																																														
免除	0件	0円	0円																																																																														
全額	108件	223,010円	223,010円																																																																														
合計	486件	1,716,432円	2,458,890円																																																																														
艇庫	16件	816,734円																																																																															
ボート	401件	830,310円																																																																															
カヌー	0件	0円																																																																															
オール	69件	69,388円																																																																															
【その他】																																																																																	
現在指定管理者制度について県と調整検討中。																																																																																	
【特定財源の概要】																																																																																	
	神奈川県	16,646千円																																																																															
	町単独費	76千円																																																																															
	（町所有のボート保険料）																																																																																

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
7	青少年問題協議会経費	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課	
根拠法令等	地方青少年問題協議会法、付属機関の設置に関する条例、相模原市青少年問題協議会規則	地方青少年問題協議会法、城山町青少年問題協議会条例	地方青少年問題協議会法 津久井町青少年問題協議会設置条例 津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	地方青少年問題協議会法、相模湖町青少年問題協議会条例	地方青少年問題協議会法 藤野町青少年問題協議会設置条例	
歳出予算額（平成17年度）	316千円	125千円	241千円	37千円	55千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地方青少年問題協議会法第1条に基づき、市長の付属機関として、次のことを目的に設置される。 ア 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること イ 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること ウ 上記の事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し意見を述べること</p> <p>【内容】 （構成員） 会長：相模原市長 委員：市議会の議員、関係行政機関の職員、学識経験のある者 20人 （委員任期） 2年 （委員身分） 非常勤特別職 （委員報酬単価） @126000円/回 （年間実施回数） 概ね2回 （主な協議内容） 第1回協議会（平成16年6月1日開催） ・平成16年度青少年健全育成基本方針・重点目標について ・平成16年度相模原市夏季青少年指導要綱について 第2回協議会（平成16年10月22日開催） ・「子どもの居場所」について ・最近の少年犯罪について</p> <p>【補助金/交付金等】 （社）神奈川県青少年協会正会員団体費として、年額5,000円を負担金として支出</p> <p>【予算内訳】 ・報酬費 303,000円（委員報酬として） ・使用料 8,000円（会場使用料として） ・負担金 5,000円（団体会費として）</p>	<p>【目的】 地方青少年問題協議会法第1条に基づき町長の付属機関として、次のことを目的に設置される。 1 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること 2 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること 3 上記の事項に関し、当該地方公共団体の長、及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べる</p> <p>【内容】 （構成員） 会長：城山町長 委員：町議会議員、関係行政機関の職員、学識経験のある者 12人 （委員任期） 2年 （委員身分） 非常勤特別職 （委員報酬単価） @60000円/回 （年間実施回数） 概ね2回 （主な協議内容） 第1回協議会（平成16年8月2日開催） ・役員選出について ・平成16年度青少年に関する事業について ・青少年事業実施計画及び実施状況 平成17年城山町成人式 子ども善行表彰 第2回協議会（平成17年3月1日開催） ・子ども善行表彰 ・平成16年度青少年事業実施状況 ・平成17年度青少年事業実施計画（案）</p> <p>【補助金/交付金等】 （社）神奈川県青少年協会正会員団体費として、年額5,000円を会費として支出</p> <p>【予算内訳】 ・報酬 120,000円 ・負担金補助及び交付金 5,000円</p>	<p>【目的】 地方青少年問題協議会法第1条に基づき、町長の付属機関として、次のことを目的に設置される。 ア 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること イ 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること ウ 上記の事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し意見を述べること</p> <p>【内容】 （委員数） 15人 （構成員） 会長：津久井町長 委員：次のとおり各1名 学識経験者、津久井町議会議員（2名）、津久井町中学校長、津久井町小学校長、津久井町立津久井高等学校教頭、津久井町教育委員長、津久井町社会教育委員長、津久井町青少年指導員、津久井町PTA連絡協議会、津久井町婦人会連絡協議会、津久井町子ども育成団体連絡協議会、津久井警察署生活安全課長、津久井町教育研究所長 （任期） 2年 （委員報酬単価） @18,100円/年 （年間実施回数） 概ね2回 （主な協議内容） 第1回協議会（平成17年3月4日開催） ・情報化社会の進展に伴う課題について ・今後の取り組みの方向性について</p> <p>【補助金/交付金等】 （社）神奈川県青少年協会正会員団体費として、年額5,000円を負担金として支出</p>	<p>【目的】 地方青少年問題協議会法第1条に基づき町長の付属機関として、次のことを目的に設置される。 1 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること 2 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること 3 上記の事項に関し、当該地方公共団体の長、及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べる</p> <p>【内容】 （構成員） 会長：相模湖町長 委員：町議会議員、関係行政機関の職員、学識経験のある者 15人 （委員任期） 2年 （委員身分） 非常勤特別職 （委員報酬単価） @4,100円/回 （年間実施回数） 1回 （主な協議内容） 第1回協議会（平成16年7月30日開催） ・平成16年度青少年に関する事業について ・青少年事業実施計画及び実施状況 講義：「不登校児童・生徒の理解と支援」 情報交換</p> <p>【予算内訳】 ・報酬 36,900円</p>	<p>【目的】 地方青少年問題協議会法第1条に基づき町長の付属機関として、次のことを目的に設置される。 1 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。 2 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。 3 上記の事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べる。</p> <p>【内容】 （構成員） 会長：藤野町長 委員：町議会議員、関係行政機関の職員、学識経験のある者12名 委員任期 2年 委員身分 非常勤特別職 委員報酬単価 @4,050円/回 年間実施回数 1回</p> <p>【補助金/交付金】 年 額 5,000円</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	青少年健全育成環境づくり事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	市青少年健全育成組織補助金交付要綱等		津久井町補助金等の予算の執行に関する規則		
歳出予算額（平成17年度）	7,988千円		161千円		
歳入予算額（平成17年度）	1,150千円		80千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 青少年の健全育成を進めるために、各地区青少年健全育成組織の育成を行うとともに、家庭、地域、学校の連携強化を図る。また、ポスターの作成など啓発活動を実施する。</p> <p>【事業概要】 記載の実績は平成16年度 1 青少年健全育成組織補助金交付（運営費補助） 平成17年度予算 2,870千円 対象 22公民館区の地区青少年健全育成協議会、相模原市青少年健全育成組織連絡協議会 補助単価 5,000世帯未満@100千円、10,000世帯未満@120千円、10,000世帯以上@140千円、相模原市青少年健全育成組織連絡協議会@70千円 2 地域・子どもふれあい事業補助金交付等 地域・子どもふれあい事業を実施する青少年健全育成組織の事業費補助。 平成17年度予算 2,714千円（補助金2,300千円、傷害保険414千円） 対象 23公民館区の地区青少年健全育成協議会等 補助単価：1事業につき10,000円 実績：延べ250回 3 社会環境健全化活動 社会環境実態調査の実施 市内の貸・販売ビデオ店等の設置件数、自主規制等の状況の調査。 青少年健全育成地域活動事業委託 平成17年度予算 60千円（2地区） 警察署が指定した環境浄化重点地区の青少年健全育成協議会に委託し、非行防止や啓発活動を実施する。年額30,000円。 環境健全化啓発ポスターの作成・配布 平成17年度予算 600千円（650枚×3回） 違反屋外広告物住民参加除却推進事業 4 青少年健全育成啓発活動 青少年健全育成計画の策定 H16年3月に青少年健全育成計画を策定した。今後は、毎年、アクションプランを定め計画を推進する。 夏季青少年指導要綱の制定及び小中学校、青少年健全育成組織等への周知</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 平成17年5月1日現在世帯数 8,604世帯 公民館数 1館</p>	<p>【目的】 青少年の健全育成を進めるために、各地区青少年健全育成組織の育成を行うとともに、家庭、地域、学校の連携強化を図る。</p> <p>【事業概要】 1 地区健全育成組織補助金交付 青少年健全育成組織の運営費を補助するもの。 （平成16年度実績） 補助総額：161,000円 対象：7地区の青少年健全育成組織 @23,000×7地区 2 社会環境健全化活動 社会環境実態調査の実施（平成16年度実績） 町内の貸ビデオ店、販売ビデオ店、カラオケボックス、ゲームセンターの設置件数、各営業に関する自主規制等の状況を調査した。 【特定財源内訳】 青少年行政推進費補助金 80千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 平成17年4月1日現在世帯数 3,665世帯 公民館数 2館</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 平成17年6月1日現在世帯数 3,411世帯 公民館数 3館</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	青少年健全育成環境づくり事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>啓発絵画・作文・標語の募集及び入選作品の表彰等 平成17年度予算 208千円（表彰盾等、消耗品、会場使用料） 啓発ポスター等の作成配布 平成17年度予算 165千円（400枚作成） 全国青少年健全育成強調月間啓発横断幕・懸垂幕の掲示 平成17年度予算 117千円（6枚修繕） 相模川流域等危険防止赤旗の設置 平成17年度予算 150千円（150本作成）</p> <p>【補助金/交付金等】</p> <p>1 運営費補助金 平成16年度事業の実施概要の「1 青少年健全育成組織補助金交付」のとおり。</p> <p>2 事業費補助金 平成16年度事業の実施概要の「2 地域子どもふれあい事業補助金交付」のとおり。</p> <p>【関係団体】</p> <p>1 地区青少年健全育成協議会 相模原市内の公民館区ごとに設置される健全育成組織</p> <p>2 相模原市青少年健全育成連絡協議会 相模原市内の地区健全育成協議会に関する連絡調整等を行う組織</p> <p>【特定財源内訳】 青少年行政推進費補助金 1,150千円</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	青少年指導員活動推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	市青少年指導員に関する規則 県青少年指導員要綱	城山町青少年指導員設置に関する規則、神奈川県青少年指導員要綱	津久井町青少年指導員に関する規則 神奈川県青少年指導員要綱 津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	相模湖町青少年指導員設置に関する規則、神奈川県青少年指導員要綱	藤野町青少年指導員設置に関する規則 神奈川県青少年指導員要綱
歳出予算額（平成17年度）	11,880千円	2,154千円	2,402千円	513千円	1,700千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	86千円	73千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 青少年指導員の研修やその活動を促進する。</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【定員】 183人</p> <p>【内容】 職務 ・青少年団体の指導及び育成 ・青少年の文化及びレクリエーション活動の推進 ・青少年育成のための地域活動の推進 ・青少年の地域社会における生活環境の向上を図る。 ・青少年の指導について関係機関その他団体等との連絡調整を図る。 ・地域社会における青少年の生活について指導助言を行う。 身分・推薦方法 ・非常勤特別職として市教育委員会及び県知事より委嘱。推薦は各公民館長より。 報酬：10,999,000円（年額 60,100円/人） 制服：618,000円 ・トレーニングウェア（上）87,300円/着 ・トレーニングウェア（下）86,600円/着 ・半そでシャツ 84,700円/着 ・ウィンドブレーカー 87,600円/着 市主催研修 ・キャンプ研修（6月 隔年） ・実技研修（7月 毎年） ・視察研修（11月 隔年） ・講師謝礼 80,000円 ・消耗品 50,000円 その他 ・旅費 100,000円（派遣研修等） ・公共施設使用料（研修） 32,350円</p> <p>【関係団体】 市青少年指導員連絡協議会</p> <p>【その他】 隔年で実施する事業があるため、平成17年度と平成16年度の予算は大きく異なる。（平成16年度の方が多い）</p>	<p>【目的】 青少年指導員の研修や活動を促進する</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【定員】 15名</p> <p>【内容】 職務 ・地域社会における青少年の余暇生活を健全にするための諸問題の相談を受け指導助言を行う ・青少年をとりまく社会環境の整備充実をはかる ・青少年の指導について関係機関、団体等との連絡調整をはかる 身分・推薦方法 ・非常勤特別職として町教育委員会及び県知事より委嘱 推薦は町内自治会長 報酬：1,929,000円（@6,300円×延べ306.1日）</p> <p>旅費（費用弁償）：17,000円 ボランティア事故共済掛金：9,000円</p> <p>【関係団体】城山町青少年指導員連絡協議会</p> <p>【特定財源】 名称：市町村青少年行政推進費補助金 目的：青少年の健全育成のために市町村が行う事業経費への補助 金額：17,000円</p> <p>【活動内容】 主催事業 ・親子ふれあい事業（5月） 謝礼5,000円 消耗品費43,000円 通信運搬費2,000円 機械器具使用料55,000円 ・社会環境健全化運動（7月～3月） 県連反屋外広告物除却協力員 消耗品費2,000円 ・愛のバトルロール（7月～9月） 消耗品費2,000円 ・社会環境実態調査 ・もみじまつりにおける「子どもの広場」（10月） その他使用料及び賃借料75,000円 協力事業 ・津久井湖駅伝競走大会、町民マラソン その他 ・県青少年指導員大会、県主催研修会等への参加</p>	<p>【目的】 青少年指導員の研修やその活動を促進する。</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【定員】 20人</p> <p>【内容】 職務 ・地域社会における青少年の余暇生活を健全にするための諸問題の相談を受け、指導助言を行うこと。 ・青少年の指導について関係機関・団体との連絡調整をはかること。 ・青少年をとりまく社会環境の整備充実をはかること。 身分・推薦方法 ・非常勤特別職として町教育委員会から任命及び県知事より委嘱。推薦は各地区自治会連絡協議会長より。 報酬：年額33,300円/人（666,000円） 費用弁償：192,600円 ・ウィンドブレーカー、帽子等 40,000円</p> <p>主催事業等 ・宿泊通学体験事業（5月～6月） 講師等謝礼 48,000円 消耗品費 41,570円 指導材料費 95,000円 送迎バス借上料 152,000円 施設借上料 852,000円 ・サイクリングツアー on 横浜水道みち（10月） 保健師等謝礼 79,000円 記念品代 42,000円、普通旅費10,000円 消耗品費 60,000円、印刷製本費60,000円 ヘルメット借上料 20,000円、有料道路通行料8,000円 その他事業費等 母親クラブ研修会講師謝礼 10,000円 消耗品費 30,000円</p> <p>非行防止街頭指導（7月） 協力事業 津久井湖駅伝競走大会、津久井町はたちのつどい、新春マラソン大会 その他 ・県青少年指導員大会、県主催研修会等への参加</p>	<p>【目的】 ・地域社会における青少年の自発的活動と、その育成組織活動を推進し、青少年の健全育成をはかるため青少年指導員を置く。</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【定員】 15人</p> <p>【内容】 職務 ・地域社会における青少年の余暇生活を健全にするための諸問題の相談を受け、指導助言を行うこと。 ・青少年の指導について関係機関・団体との連絡調整をはかること。 ・青少年をとりまく社会環境の整備充実をはかること。 身分・推薦方法 ・非常勤職員として町教育委員会及び県知事より委嘱。推薦は各小・中学校PTA 他会長より。 報酬：年額29,000円/人</p> <p>主催事業等 ・研修会（7月） ・有害図書の実態調査（11月） ・広報紙発行（年1回） その他事業費等 ・少女ドッジボール大会（6月） ・少年サッカー大会（11月） 非行防止街頭指導（7・11月） 協力事業 相模湖駅伝競走大会、相模湖町成人式 相模湖町民レゴッタ その他 ・県青少年指導員大会、県主催研修会等への参加</p>	<p>【目的】 青少年指導員の研修やその活動を促進する。</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【定員】 20名以内</p> <p>【内容】 職務 (1) 青少年の体験活動の促進 (2) 青少年団体の育成と支援 (3) 青少年に望ましい地域づくり (4) 青少年に関する相談と支援 (5) 青少年に関する調査と情報提供 身分・推薦方法 非常勤職員として町教育委員会及び県知事より委嘱・推薦は各小学校長</p> <p>【報酬】 会長 63,000円/年 委員 56,000円/年 制服（くつ、帽子等） 25,000円 新任のみ 主催及び関連事業 ・陣馬山ハイキング ・ジュニアリーダー各事業 ・ビックサマーフェスティバル ・子どもの広場 ・子ども会各種大会審判 ・町駅伝大会 ・非行防止街頭キャンペーン（7月・11月）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	青少年関係団体補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	市補助金に係る補助金の執行に関する規則	町社会教育に係る補助金交付要綱	津久井町補助金等の予算の執行に関する規則	町教育委員会補助金及び交付金交付要綱	社会教育団体育成・活動補助金交付要綱
歳出予算額（平成17年度）	3,725千円	698千円	57千円	171千円	710千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	260千円	28千円	0千円	305千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 青少年関係団体に補助金を支出し、その活動の充実と活性化を図る。</p> <p>【内容】 補助金交付対象団体（平成17年度補助金額）次の公共的団体に交付する。 ・相模原市子ども会育成連絡協議会（2,357千円） ・相模原市青少年指導員連絡協議会（657千円） ・相模原市青少年鼓笛バンド連盟（333千円） ・相模原市少年少女合唱団育成会（106千円） ・ボーイスカウト・ガールスカウト相模原連絡協議会（272千円）</p> <p>【補助金/交付金等種別】 青少年団体5団体に対して運営費を補助する。内訳は内容のとおり。</p> <p>【関係団体】 内容のとおり。</p>	<p>【目的】 青少年健全育成を目的とする団体へ補助金を交付し、自主活動の支援をする。</p> <p>【内容】 補助金交付対象団体（平成17年度補助金額）次の公共的団体に交付する ・城山町内青少年育成会（12団体）（548千円）定額40,000円+1人27円×会員数 ・城山町青少年育成団体連絡協議会（100千円） ・城山の教育を考える会（50千円）</p> <p style="text-align: center;">城山町青少年育成団体連絡協議会及び城山の教育を考える会は事務局を生涯学習課に置き活動の支援を行っている。</p> <p>【補助金/交付金】 青少年育成関係団体14団体に活動費補助金を交付する 内訳は上記のとおり</p> <p>【関係団体】 上記のとおり</p> <p>【特定財源】 名称：市町村青少年行政推進費補助金 目的：青少年の健全育成のために市町村が行う事業経費への補助 金額：260,000円</p>	<p>【目的】 青少年健全育成を目的とする団体へ補助金を交付し、活動の推進を図る。</p> <p>【内容】 町子ども会育成団体連絡協議会 56,700円</p> <p>事務事業番号8「青少年健全育成環境づくり事業」で地区健全育成組織への補助金交付を記載</p> <p>【特定財源】 青少年行政推進費補助金 28,000円 (平成16年度実績) ・補助総額 161,000円 @23,000円×7地区 ・対象 町内7地区の青少年健全育成組織</p>	<p>【目的】 青少年健全育成を目的とする団体へ補助金を交付し、活動の推進を図る。</p> <p>【内容】 補助金交付対象団体（平成17年度補助金額）次の公共的団体に交付する ・相模湖町子ども会育成団体連絡協議会（3団体）（45千円） ・相模湖町単位子ども会育成会活動事業費補助金（21団体）（126千円）</p>	<p>【目的】 社会教育の重要性の鑑み、藤野町教育委員会の所管に属する社会教育関係団体が行う事業及び運営に要する経費の一部を補助する。 青少年健全育成を目的とする団体へ補助金を交付し、活動の推進を図る。</p> <p>【内容】 ・町青少年育成連絡協議会 ・町子ども会育成団体連絡協議会 吉野育成会 小淵育成会 沢井育成会 日蓮育成会 名倉育成会 みなみ育成会 佐野川育成会 ・祭り囃子連合会 ・子どもソフトボール大会実行委員会 ・藤野町風あげの会 ・コアラの会 ・市民の森</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	青少年学習センター施設維持管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習センター	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市青少年学習センター条例				
歳出予算額（平成17年度）	33,737千円				
歳入予算額（平成17年度）	1,760千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>1 施設維持管理費 青少年学習センターの施設維持管理・補修等に要する経費</p> <p>2 夜間代行員等経費 常勤職員に代わり窓口事務及び17時以降の施設管理業務を行う非常勤職員の賃金</p> <p>(1)非常勤種別</p> <p>ア 窓口事務 火～日 毎日1人 原則9時～16時 月 2人 8時30分～3時30分 ・10時～17時</p> <p>*非常勤2人・嘱託1人が交替で勤務</p> <p>イ 夜間管理代行事務 日～土 毎日1人 17時～22時</p> <p>*非常勤7人が交替で勤務</p> <p>ア・イともに休所日・年末年始は除く</p> <p>(2)賃金等</p> <p>ア 夜間管理代行員 ⑧780/時間 イ 窓口事務 ⑧20/時間 ウ 交通費 ④00/日</p> <p>【予算内訳】（千円）</p> <p>1 施設維持管理費 45,612 (1)需用費 11,223 (光熱水費、修繕費等)</p> <p>(2)役務費 656 (電話料、施設賠償責任保険等)</p> <p>(3)委託料 8,047 (設備保守、清掃業務委託等)</p> <p>(5)使用料 10,643 (用地賃借料等)</p> <p>(6)備品購入費 100</p> <p>2 夜間代行員等経費 3,068 (1)非常勤職員賃金(夜間管理代行事務) 1,553 (延べ353人が勤務。年休付与分も含む)</p> <p>(2)非常勤職員賃金(窓口事務) 1,515 (延べ278人が勤務。年休付与分も含む)</p> <p>【特定財源内訳】</p> <p>施設使用料 1,689千円 No6青少年学習センター使用料から再掲</p> <p>電話使用料 15千円 自動販売機光熱水費実費負担金 56千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 青少年人口(小学校就学から満30歳まで) 6,841人(H17.1.1)</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 青少年人口(小学校就学から満30歳まで) 7,989人(H17.1.1)</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 青少年人口(小学校就学から満30歳まで) 3,120人(H17.1.1)</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 青少年人口(小学校就学から満30歳まで) 2,710人(H17.1.1)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	青年海外派遣基金の運用管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市青年海外派遣基金条例				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	51千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 青少年の健全育成の一環として、運用収益を青年の海外派遣事業の資金の一部に充てる。</p> <p>【内容】 16年度末の運用状況 基金額 16,217,613円 運用先 5件（地方債4件定期預金1件） 利息額 51,030円（年額）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	青少年学習センター活動自主事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習センター・生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市立青少年学習センター運営協議会要綱				
歳出予算額（平成17年度）	5,061千円		100千円		
歳入予算額（平成17年度）	350千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 次の5点を柱に、様々な目的の下、各事業を計画し、開催要項に明記している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の居場所や交流の場の提供 ・青少年の多様な体験学習の場の提供 ・青少年の自己実現・自主活動・社会参加活動の支援 ・青少年指導者の養成、青少年育成団体の支援 ・青少年関係情報の収集、提供 <p>【主催】相模原市教育委員会 (青少年学習センター)</p> <p>【各種事業（平成17年度予定分）】</p> <p>(1)学級・講座 5事業（延べ11回） (2)講習会・研修会 5事業（延べ14回） (3)大会・つどい 6事業（延べ17回） (4)広報・情報発信 3事業（延べ17回） (5)その他 3事業（延べ 6回）</p> <p>【運営協議会】</p> <p>(1)委員 10名 ・学識経験者 ・小中学校及び青少年団体関係者 ・センターを利用している青少年 ・市民（公募による）</p> <p>(2)委員任期 2年 (3)開催回数 3回程度</p> <p>【関係団体】 運営協議会委員を構成する青少年団体 ・相模原市青少年指導員連絡協議会 ・相模原市子ども育成会連絡協議会 ・ボーイスカウト・ガールスカウト相模原連絡協議会</p> <p>【予算内訳】（千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費 3,068 (研修会・主催事業講師等謝礼、青少年海外派遣参加奨励金、運営委員会委員謝礼等) ・需用費 1,327 (研修用消耗品・賄い等、主催事業用消耗品・賄い等) ・役務費 110(看板筆耕料) ・使用料 573(研修会用施設使用料・主催事業用施設使用料) <p>【特定財源内訳】 青少年行政推進費補助金 350千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 青少年人口（小学校就学から満30歳まで） 6,841人（H17.1.1）</p>	<p>平成17年度より生涯学習課より移管された「町民大学事業」の講座に従来までの「青少年育成事業」も充当させたため、本事業については該当なし。</p> <p>子どもセンター運営経費 ・通信運搬費 100千円 回線利用料等</p> <p>【参考】 青少年人口（小学校就学から満30歳まで） 7,989人（H17.1.1）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 青少年人口（小学校就学から満30歳まで） 3,120人（H17.4.1）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 青少年人口（小学校就学から満30歳まで） 2,710人（H17.1.1）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	青少年学習センター活動団体委託事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習センター	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	8,016千円				
歳入予算額（平成17年度）	500千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 次の4点を柱に、様々な目的の下、各事業を計画し、開催要項に明記している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の居場所や交流の場の提供 ・ 青少年の多様な体験学習の場の提供 ・ 青少年の自己実現・自主活動・社会参加活動の支援 ・ 青少年指導者の養成、青少年育成団体の支援 <p>【主催】 相模原市教育委員会（青少年学習センター）</p> <p>【内容 17年度予算（16年度参加者数等）】</p> <p>(1)相模原市子ども育成連絡協議会委託分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども会交歓スポーツ・レクリエーションフェスティバル 2,187,000円（約5,250人） ・ ジュニアリーグ養成研修会 1,266,000円（783名） ・ 子ども会新聞コンクール 129,000円（出展132点） <p>(2)相模原市少年鼓笛バンド連盟委託分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジュニアリーグ養成講習会 273,000円（53名） ・ ドリル大会 305,000円（約14隊） ・ 鼓笛まつり 395,000円（約14隊） <p>(3)親子ふれあいの広場実行委員会委託分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親子ふれあいの広場 1,500,000円（約40,000人） <p>【その他】 委託事業の他に、青少年関係団体（6団体）等の事務局事務等を青少年学習センターで行っており、また研修等の推奨事務も行っている。</p> <p>【関係団体】 事業を委託している公共的団体として、次の2団体。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 模原市子ども育成連絡協議会 ・ 相模原市少年鼓笛バンド連盟 <p>【予算内訳】（千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費 39 <p>（研修会講師謝礼、研修会参加報奨金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需用費 160 <p>（子ども会旗、研修会用印刷費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託料 6,055 <p>（研修会等委託費、行実施委託費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料 1,392 <p>（研修会施設使用料・主催事業用施設使用料）</p> <p>【特定財源内訳】 青少年行政推進費補助金 500千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 青少年人口（小学校就学から満30歳まで） 6,841人（H17.1.1）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 青少年人口（小学校就学から満30歳まで） 7,989人（H17.1.1）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 青少年人口（小学校就学から満30歳まで） 3,120人（H17.1.1）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 青少年人口（小学校就学から満30歳まで） 2,710人（H17.1.1）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																																									
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会																																																																									
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																																									
6	総合学習センター施設利用承認事務	A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																									
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																						
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習センター	生涯学習課	社会教育課																																																																						
根拠法令等	相模原市立総合学習センター条例 相模原市立総合学習センター条例施行規則		津久井町生涯学習センター条例 津久井町生涯学習センター条例施行規則																																																																								
歳出予算額（平成17年度）	0千円		0千円																																																																								
歳入予算額（平成17年度）	5,936千円		267千円																																																																								
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の生涯学習活動の場としての施設提供</p> <p>【内容】 使用料（円） 市民の生涯学習活動の場として供する施設に使用料負担を求めもの（特定財源として施設維持管理に充当）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">午前</td> <td style="text-align: center;">午後</td> <td style="text-align: center;">夜間</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td style="text-align: right;">3,900</td> <td style="text-align: right;">5,200</td> <td style="text-align: right;">5,200</td> </tr> <tr> <td>セミナールーム</td> <td style="text-align: right;">2,100</td> <td style="text-align: right;">2,800</td> <td style="text-align: right;">1,600</td> </tr> <tr> <td>小会議室1.2.3.4</td> <td style="text-align: right;">600</td> <td style="text-align: right;">800</td> <td style="text-align: right;">800</td> </tr> <tr> <td>和室1.2</td> <td style="text-align: right;">600</td> <td style="text-align: right;">800</td> <td style="text-align: right;">800</td> </tr> </table> <p>開館時間 午前9時～午後10時 休所日 原則毎月第3木曜日、12/29～1/3 利用承認 規則、条例に定める他、教育施設として不適切な使用については利用を承認しない</p> <p>電算システム 生涯学習施設予約システム 上記システムの業務端末を用いて、申請受けと現金出納を行っている。</p> <p>【参考】 年間利用件数 3,881件 年間利用者数 73,868人 16年度実績</p>		午前	午後	夜間	大会議室	3,900	5,200	5,200	セミナールーム	2,100	2,800	1,600	小会議室1.2.3.4	600	800	800	和室1.2	600	800	800	<p>該当なし</p> <p>参考数値 町内学校数 町立小学校4校 町立中学校2校 町内幼稚園数 町立幼稚園1園 私立幼稚園2園</p>	<p>【目的】 町民の生涯学習活動の場としての施設提供</p> <p>【内容】 使用料（円） 町民の生涯学習活動の場として供する施設に使用料負担を求めもの（特定財源として施設維持管理費に充当）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>施設</td> <td style="text-align: center;">午前</td> <td style="text-align: center;">午後</td> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">全日</td> </tr> <tr> <td>集会室A</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">730</td> <td style="text-align: right;">1,570</td> </tr> <tr> <td>集会室B</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">730</td> <td style="text-align: right;">1,570</td> </tr> <tr> <td>集会室C</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">730</td> <td style="text-align: right;">1,570</td> </tr> <tr> <td>会合室A</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">730</td> <td style="text-align: right;">1,570</td> </tr> <tr> <td>美術音楽室</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">730</td> <td style="text-align: right;">1,570</td> </tr> <tr> <td>和室A</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">730</td> <td style="text-align: right;">1,570</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td style="text-align: right;">1,570</td> <td style="text-align: right;">1,570</td> <td style="text-align: right;">1,570</td> <td style="text-align: right;">3,570</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,050</td> </tr> <tr> <td>体育館電気料</td> <td style="text-align: right;">310</td> <td style="text-align: right;">310</td> <td style="text-align: right;">310</td> <td style="text-align: right;">630</td> </tr> </table> <p>使用時間を超過した場合の使用料は、当該使用料に4割の額を加算した額とする。</p> <p>開館時間 午前9時～午後9時30分</p> <p>休館日 月曜日、国民の休日（土・日曜日が国民の休日に当たる日を除く）、12/28～1/4</p> <p>利用承認 規則、条例に定める他、教育施設として不適切な使用については利用を承認しない</p> <p>【参考】 年間利用件数 2,867件 年間利用者数 32,353人 16年度実績 生涯学習センター使用料 267,000円</p>	施設	午前	午後	夜間	全日	集会室A	520	520	730	1,570	集会室B	520	520	730	1,570	集会室C	520	520	730	1,570	会合室A	520	520	730	1,570	美術音楽室	520	520	730	1,570	和室A	520	520	730	1,570	体育館	1,570	1,570	1,570	3,570	運動場	520	520		1,050	体育館電気料	310	310	310	630	<p>該当なし</p> <p>参考数値 町内学校数 町立小学校3校 町立中学校2校 町内幼稚園数 町立幼稚園1園 私立幼稚園1園</p>	<p>該当なし</p> <p>参考数値 町内学校数 町立小学校6校 町立中学校1校 町内幼稚園数 町立幼稚園1園</p>
	午前	午後	夜間																																																																								
大会議室	3,900	5,200	5,200																																																																								
セミナールーム	2,100	2,800	1,600																																																																								
小会議室1.2.3.4	600	800	800																																																																								
和室1.2	600	800	800																																																																								
施設	午前	午後	夜間	全日																																																																							
集会室A	520	520	730	1,570																																																																							
集会室B	520	520	730	1,570																																																																							
集会室C	520	520	730	1,570																																																																							
会合室A	520	520	730	1,570																																																																							
美術音楽室	520	520	730	1,570																																																																							
和室A	520	520	730	1,570																																																																							
体育館	1,570	1,570	1,570	3,570																																																																							
運動場	520	520		1,050																																																																							
体育館電気料	310	310	310	630																																																																							

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	総合学習センター施設運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター 相模原市立総合学習センター運営協議会要綱	生涯学習課	生涯学習センター 津久井町生涯学習センター条例	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	32,715千円		15,606千円		
歳入予算額（平成17年度）	6,121千円		472千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教育施設としての円滑な施設運営と施設維持管理</p> <p>【内容】 窓口業務 生涯学習推進員（非常勤特別職）を中心に、開所日の9～22時まで窓口業務を行っている。</p> <p>維持管理経費（32,545千円） 昭和50年に建設された施設であり、計画的に維持管理を行っている。</p> <p>総合学習センター運営協議会（170千円） センターの円滑な運営に資することを目的に設置し、事業やあり方への助言、提言を頂いている。年3回開催。 委員構成：学識経験者2名、市民公募2名、学校長2名、公民館長1名、他3名</p> <p>特定財源 総合学習センター使用料（5,936千円） No6総合学習センター施設利用承認事務から再掲建物使用料（11千円） 自動販売機高熱水費実費負担金（174千円）</p> <p>【参考】 生涯学習推進員 18名（報酬874,300×12月） 学習相談事業、図書業務 兼務</p> <p>総合学習センター運営協議会委員報酬（166千円） 学識経験者 812,600円×2人×3回 他 85,000円×6人×3回</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 生涯学習相談員の設置なし。</p>	<p>【目的】 教育施設としての円滑な施設運営と施設維持管理</p> <p>【内容】 窓口業務 夜間管理人により17時～21時30分まで窓口業務を行っている。 夜間管理人により17時から21時30分 火～日 毎日2人 17時～21時30分（休館日除く）4人が2人ずつ交代で勤務 維持管理経費 昭和49年に建設され、平成9年に県より移管された施設であるため、計画的に維持管理を行っている。</p> <p>【予算内訳】 庁務員 1人（週3日） 840,560円 夜間管理人 4人（毎日2人） 2,672,730円 維持管理費 12,093,000円</p> <p>特定財源 生涯学習センター使用料（267千円） コピー使用料（72千円） 自動販売機等電気使用料（133千円）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 生涯学習相談員の設置なし。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 生涯学習相談員の設置なし。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	市民大学実施事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	市民大学設置運営要綱 市民大学連絡会議設置要綱 市民大学懇談会設置要綱				
歳出予算額（平成17年度）	5,144千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内高等教育機関と連携して、市民の学習ニーズと社会が抱える諸課題に基づく、高度な学習機会を提供する。</p> <p>【内容】 事業概要 市内の大学・専門学校と連携して、市民の学習ニーズと社会が抱える諸課題に基づく学習機会を提供する。学校の教授・講師の講義をキャンパス内で受講する。</p> <p>対象者：15歳以上の市内在住、在勤者。 開催校：8大学2専門学校（相模女子大学、麻布大学、職業能力開発総合大学校、和泉短期大学、和泉福祉専門学校、女子美術大学、北里大学、総合電子専門学校、桜美林大学、青山学院大学）。南部4校は座間市と共催している。各校の特色を生かした31講座を実施予定。</p> <p>課題：受益者負担について検討中。</p> <p>要綱設置の会議等 市民大学連絡会議 市民大学を実施する各校と市民、行政で構成する会議。市民大学の運営等について協議するもの。</p> <p>市民大学懇談会 公募による市民で構成され、市民大学の講座内容に提言、助言をいただくもの。</p> <p>電算システム システム名「市民大学受講管理システム」 PCを用いて、アクセススペースの受講管理システムを構築している。受講者登録、受講歴の管理、抽選機能、各種統計等。生涯学習情報システムからの申込みデータを取り込める。他システムと連動しない単独のシステム。</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 市内の大学数 8大学・大学校 講座数 31講座 受講者数 1,248名 16年度実績 主な予算内訳 講師等謝礼 3,854千円 （講師謝礼 1h 13千円 助手 1回 7千円 学生助手 1h 1千円 保育謝礼 1h 900円） システム賃借料 933千円</p>	該当なし	該当なし	大学と連携した事業は行っておりませんが、帝京大学薬学部の事業に、老人福祉センター〔管轄：健康福祉課〕事業「生きがい大学」が毎年参加しております。	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	教育の調査研究事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	総合学習センター	教育総務課	教育研究所	生涯学習課	教育総務課
根拠法令等			補助金等に係る予算の執行に関する規則		
歳出予算額（平成17年度）	7,427千円		817千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校教育及び社会教育の向上のための調査、研究とそれらの成果の発表</p> <p>【内容】 研究員研究（3,874千円） 学校、地域社会における教育課題を取り上げ、2か年で研究する。研究員は教員、行政職員、市民等で構成される。平成17年度の研究テーマは8本。研究成果は、研究集録の発行や、教育研究発表大会（下記）での発表を通じて広く公表する。 教育研究発表大会（492千円） 子どもの教育課題に関する調査・研究・教育実践等を発表する。全体会（講演会）と9つの分科会で構成され、平成17年度は8月2日実施予定。市立小中学校教員、行政職員、幼稚園教諭、PTA、市民等広く参加。発表内容は、研究員による研究（上記）、社会教育関係職員や団体による研究・実践、校内研究、個人研究、各種研修報告など。</p> <p>「さがみはら教育」の発行（2,128千円） 教育活動推進上、タイムリーな話題を特集し、アンケート調査によるデータを中心に相模原の実態を伝える冊子を年2回発行している。</p> <p>教育研究論文（933千円） 子どもの教育に関する自主的研究活動を奨励するため論文の募集を行う。論文は各賞の選考を行い、入賞したものには研究助成を行う。また、教育研究発表大会（上記）で発表するとともに、教育研究論文集を発行する。</p> <p>補助金、交付金等 研究発表大会・研究会等研究員出席負担金 8千円 教育研究員（上記）が研究の一環または成果発表のため、研究発表大会に出席するにあたっての負担金</p> <p>【参考】 小学校 55校 中学校 27校 小学校教員数 1,700人 中学校教員数 900人 教育研究員報酬 863千円×35人×12月</p>	該当なし	<p>【内容】 教育研究助成 教職員の個人研究またはグループ研究の自主研究に対し助成をする。 研究成果を「研究紀要」に掲載。 教育課程研究 基礎基本定着度確認調査 地域資料収集活用研究</p> <p>【予算内訳】 需用費（印刷製本費） 517千円 負担金、補助及び交付金 300千円</p> <p>【参考】 小学校 7校 中学校 5校 小学校教員数 113人 中学校教員数 96人</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	生涯学習活動の支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習センター	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等			津久井町町民大学設置要綱		
歳出予算額（平成17年度）	734千円	211千円	3,339千円		30千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会・経済の変化やライフスタイルの多様化に伴う学習ニーズに対応する。公民館事業が地域（館区）対象であるのに対して、センター事業は全市を対象としている。</p> <p>【内容】 研究機関等開放講座（120千円） 市内の研究機関（宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究所、国民生活センター、外務省研修所）と連携し、それぞれの機能と専門性を生かした講座を行う。 講座事業（514千円） 現代的な課題や行政課題を取り上げ、実績が少ないなど試行的な意味合いの事業実施を基本に学習機会を提供する。 障害者向けIT講習会（100千円） ハンディをサポートするソフトを用いて、コンピュータ・インターネット操作に関する講習会を開催する。</p> <p>【参考】 研究機関等開放講座講師謝礼 1時間 16千円（テキスト筆耕含む） 市内の研究機関（国立、独立行政法人） 3箇所</p>	<p>【目的】 現在の社会構造の変化に順応できる知識を身につけ、自らの文化・知識を豊かにして、生きがいのある生活を営むと共に、地域の発展に主体的に取り組むための自己啓発の機会とする。「シニア講座」「歴史講座」「読み聞かせ講座」の3講座を開催。</p> <p>【内容】 シニア講座 ・町内在住、在勤60歳以上対象 ・健康に関すること、移動教室で施設の見学、趣味的な教室等の内容 ・全10回、うち7回出席で修了証を授与 ・16年度実績 受講者 55名 修了証授与者 29名 歴史講座 ・小学生以上対象 ・町内の歴史に関する内容 ・全10回、うち7回出席で修了証を授与 ・16年度実績 受講者 43名 修了証授与者 24名 読み聞かせ講座 初心者コース ・町内在住、在勤者対象 ・本の読み聞かせの技術の習得 ・全7回、うち5回出席で修了証を授与 ・16年度実績 受講者 12名 修了証授与者 12名 中級者コース ・町内在住、在勤者対象（初心者コースの修了証を所有しているか、それに類する活動をしている方） ・本の読み聞かせの技術の習得 ・全4回、うち3回出席で修了証を授与 ・16年度実績 受講者 12名 修了証授与者 12名</p> <p>【参考】 報償費 189千円 需用費 12千円 使用料及び賃借料 10千円</p>	<p>町民大学推進事業</p> <p>【目的】 町内では、生涯学習センター、公民館や地域センターなどが学びの場を提供している。「町民大学」は、そうした生涯学習機関のセンター的な機能を果たすとともに、町民の要望に応え、より多くの町民が充実した学習活動を点火して、コミュニティ形成に寄与することを目的とする。 このため、専門性を備え、先進的かつ社会的要請の高い内容を学ぶことができる学習の場を提供する。また、教養を高め、自己を豊にする場を提供する。また、町の歴史や自然・文化など、地域資源から学ぶことができる場を提供する。以上3つの事業の基本として「グリーンカレッジつくい」を設置する。</p> <p>【内容】 町内の施設を活用し、より専門的・先進的または社会的要請の高い講座等を実施する。 会場 生涯学習センター、東京農工大学津久井農場など 内容 津久井のアウトドア講座、津久井の歴史講座、パソコン講座、英語講座、自然講座、スポーツ・健康講座、芸術文化講座など 受講料 すべて有料で実施。 運営 町民大学運営委員会を組織し、運営。</p> <p>【参考】 報償費 180千円 需用費 459千円 備品購入費 1,733千円 （パソコン購入費17年度のみ） 負担金、補助及び交付金 800千円</p> <p>【参考】 講座数 8講座 50コース 受講者数 3,111名 16年度実績</p> <p>生涯学習推進事業</p> <p>【目的】 次の3点を柱に、様々な目的のもと、各事業を計画している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習の動機付けとなる機会の提供 ・自己実現・自主活動・社会参加活動の支援 ・生涯学習関係情報の収集、提供 <p>【各種自主事業（平成17年度予定分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級・講座 	公民館事業で対応	<p>【目的】 町内では、公民館や児童館などが、学習活動の支援をおこなっているが、現代的課題について、社会教育課が直接主催して事業を行っている。</p> <p>【内容】 読み聞かせ基礎講座 朗読技術を習得し、家庭や地域で活用したり読み聞かせグループの技術の向上を目的に開催。全7回 60%以上の出席者に修了証書を授与。 受講者20名（予定） 全員に修了証書授与 参加費 500円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	生涯学習活動の支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			3事業 述べ12回 催し物 2事業 2回 趣味の講座、文化・教養講座など 【予算内訳】 講師謝礼等 123千円 消耗品等 23千円		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	情報活用推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校間ネットワークの管理及び運用に関する要綱				
歳出予算額（平成17年度）	44,846千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 情報収集・発信を展開し、教職員の教育活動をサポートする。インターネット、イントラネットを活用した教育活動を推進する。</p> <p>【内容】 ハード管理運営 学校間イントラネット管理運営(37,460千円) 市立小中学校間のイントラネット用サーバを設置し、保守管理にあっている。このサーバを用いて下記コンテンツを管理運営している。また、各学校のホームページ、教育委員会ホームページも置かれている。</p> <p>PCルームコンピュータシステム管理運営(7,386千円) 教員研修用のPCルームの管理運営（機器のリース）。</p> <p>コンテンツ管理運営 イントラネット用サーバを用いて、下記のコンテンツを管理運営している。</p> <p>さがみはらスタディメイト 児童生徒の多様な学習をサポートする学習リンク集（ポータルサイト） Teacher's Room 教師の指導をサポートする教師用ホームページ。 子ども情報カレンダー 市各課・機関が主管する子どものための体験活動を中心とした事業紹介を行うサイト。 教育用データベース「学びの広場」 画像・テキスト等のコンテンツをネットワーク配信する検索型データベース。 学校の情報活用支援 コンピュータ活用相談 学校におけるコンピュータ活用や情報教育の推進について、指導主事が随時相談を受けている。 学校ホームページ作成相談 学校ホームページの作成、更新を支援するため、毎週水曜日に指導主事が相談を行っている。 コンピュータ活用支援訪問 希望する学校を指導主事が訪問し、各校の現状・課題を把握し、研修や支援のあり方について情報収集を行うとともに、当面必要な支援を行っている。</p> <p>【参考】 小学校 55校 中学校 27校</p>	該当なし	該当なし	学校教育部会の学校情報教育推進事業で記載のみ。	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	教材作成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	14,721千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	120千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 各種教育に関わる教材を作成、配付し、児童生徒の学びや家庭教育を支援する。</p> <p>【内容】 副読本の発行（11,666千円） ・社会科副読本「さがみはら」（小学校3・4年生） ・社会科副読本「私たちの相模原」（中学校1年生） ・防災教育副読本「地震-その時わたしたちは」（小学校1,4年、中学校1年） ・性教育読本「さわやか」（小学校1年生保護者） ・情報教育副読本「マイITブック」（中学校1年生） 郷土学習教材（3,055千円） 郷土を教材とし、社会科学習を中心とするビデオ教材を製作する。（電子ベースで提供）</p> <p>特定財源 有償刊行物売払収入、120千円 上記副読本等を市民に有償で配付している。</p> <p>【参考】 児童・生徒数 小学校1年生 6,000人 小学校3年生 6,000人 小学校4年生 5,900人 中学校1年生 5,300人</p> <p>副読本単価 ・社会科副読本（小学校） 600円 ・社会科副読本指導書（小学校） 1,600円 ・社会科副読本（中学校） 450円 ・防災教育副読本 60円 ・性教育読本 400円 ・情報教育副読本 400円</p>	<p>【目的】 各種教育に関わる教材を作成、配付し、児童生徒の学びや家庭教育を支援する。 津久井郡のことを学習するための資料として、「わたしたちの津久井」を作成、配布し社会科学習を支援する。</p> <p>【内容】 副読本の発行 ・社会科副読本「わたしたちの津久井」（小学校3・4年生） 津久井4町で5年に1回共同発行（14年度 2,000部作成 1,755,600円）（次回は19年度に発行予定）</p> <p>【参考】 児童・生徒数 小学校1年生 198人 小学校3年生 225人 小学校4年生 223人 中学校1年生 211人（H17.5.1現在）</p>	<p>【目的】 津久井郡のことを学習するための資料として作成、配付し、児童の社会科学習を支援する。</p> <p>【内容】 副読本の発行 ・社会科副読本「わたしたちの津久井」（小学校3・4年生） 津久井4町で5年に1回共同発行（14年度 2,000部作成 1,755,600円）（次回は19年度に発行予定）</p> <p>【参考】 児童・生徒数 小学校1年生 273人 小学校3年生 272人 小学校4年生 272人 中学校1年生 333人（H17.5.1現在）</p>	<p>【目的】 津久井郡のことを学習するための資料として作成、配付し、児童の社会科学習を支援する。</p> <p>【内容】 副読本の発行 ・社会科副読本「わたしたちの津久井」（小学校3・4年生） 津久井4町で5年に1回共同発行（次回は19年度に発行予定）</p> <p>【参考】 児童・生徒数 小学校1年生 63人 小学校3年生 88人 小学校4年生 74人 中学校1年生 116人（H17.4.1現在）</p>	<p>【目的】 津久井郡のことを学習するための資料として作成、配布し、児童の社会科学習を支援する。</p> <p>【内容】 副読本の発行 ・社会科副読本「わたしたちの津久井」（小学校3・4年生） 津久井4町で5年に1回共同発行（次回は19年度に発行予定） ・社会科副読本「ふじのはっけん」（小学校3年生） 4年に1回発行（次回は18年度に発行予定）</p> <p>【参考】 児童・生徒数 小学校1年生 73人 小学校3年生 79人 小学校4年生 81人 中学校1年生 95人（H17.5.1現在）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																											
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会																																											
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																											
16	教育図書資料の収集整理活用事業	A協議会 B幹事会 C専門部会																																											
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																								
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育研究所	生涯学習課	教育総務課																																								
根拠法令等																																													
歳出予算額（平成17年度）	2,793千円		0千円																																										
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円																																										
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校教育・社会教育等の教育資料の収集整理を行い、情報の調査・研究等への活用を行うとともに、市民利用に供する。</p> <p>【内容】 教育図書(8,300冊)、本市・他機関の教育資料、(37,000点)の収集・閲覧。 本市を中心とした学習指導案、研究物などの収集・閲覧。 図書館電算システムの管理。図書業務システムであり、市立図書館が主管している。</p> <p>【参考】 ・生涯学習推進員 18名(報酬@74,300×12月) 窓口業務、学習相談業務 兼務 ・嘱託職員 市費2名(報酬: @205,000×12月) 県費2名(報酬: @165,000×12月) 学校経営相談兼務</p> <p>嘱託職員報酬は市教育総務課及び高相教育事務所 で予算化</p> <p>・主な予算内訳 図書資料の購入 976千円 図書館システム機器保守管理 1,175千円 目録、合本、マイクロフィルム作成 225千円 その他消耗品 他 417千円</p>	該当なし	<p>【目的】 学校教育・社会教育等の教育資料の収集整理を行い、情報の調査・研究等への活用を行う。</p> <p>【内容】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>研究紀要等</td><td style="text-align: right;">248冊</td></tr> <tr><td>指導資料等</td><td style="text-align: right;">201冊</td></tr> <tr><td>報告書等</td><td style="text-align: right;">174冊</td></tr> <tr><td>研究作品集</td><td style="text-align: right;">18冊</td></tr> <tr><td>教育相談</td><td style="text-align: right;">13冊</td></tr> <tr><td>記念誌</td><td style="text-align: right;">8冊</td></tr> <tr><td>-教育(タイトル)</td><td style="text-align: right;">42冊</td></tr> <tr><td>風土記</td><td style="text-align: right;">8冊</td></tr> <tr><td>要覧・統計</td><td style="text-align: right;">139冊</td></tr> <tr><td>目録等</td><td style="text-align: right;">35冊</td></tr> <tr><td>総合学習</td><td style="text-align: right;">4冊</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">22冊</td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td>県内市町村教育史</td><td style="text-align: right;">34冊</td></tr> <tr><td>教育資料</td><td style="text-align: right;">64冊</td></tr> <tr><td>町内小中学校資料</td><td style="text-align: right;">170冊</td></tr> <tr><td>その他資料</td><td style="text-align: right;">92冊</td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td>教材教育関係ビデオ</td><td style="text-align: right;">974本</td></tr> <tr><td>教育図書</td><td style="text-align: right;">1,128冊</td></tr> </table>	研究紀要等	248冊	指導資料等	201冊	報告書等	174冊	研究作品集	18冊	教育相談	13冊	記念誌	8冊	-教育(タイトル)	42冊	風土記	8冊	要覧・統計	139冊	目録等	35冊	総合学習	4冊	その他	22冊			県内市町村教育史	34冊	教育資料	64冊	町内小中学校資料	170冊	その他資料	92冊			教材教育関係ビデオ	974本	教育図書	1,128冊	該当なし	該当なし
研究紀要等	248冊																																												
指導資料等	201冊																																												
報告書等	174冊																																												
研究作品集	18冊																																												
教育相談	13冊																																												
記念誌	8冊																																												
-教育(タイトル)	42冊																																												
風土記	8冊																																												
要覧・統計	139冊																																												
目録等	35冊																																												
総合学習	4冊																																												
その他	22冊																																												
県内市町村教育史	34冊																																												
教育資料	64冊																																												
町内小中学校資料	170冊																																												
その他資料	92冊																																												
教材教育関係ビデオ	974本																																												
教育図書	1,128冊																																												

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	教育研究所連盟	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	228千円		37千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 指導主事の各種大会等における発表のための参加</p> <p>【内容】 全国教育研究所連盟、関東教育研究所連盟、神奈川県教育研究所連盟に参加し、年会費を負担するとともに、研究協議会、発表会に参加する。</p> <p>補助金・交付金(103千円) ・全国教育研究所連盟負担金 加入負担金として 20千円 ・関東教育研究所連盟負担金 加入負担金として 13千円 ・神奈川県教育研究所連盟負担金 加入負担金として 31千円 ・各種研究発表大会出席負担金（11件）39千円 研究の一環として、また成果発表の場として参加する研究発表大会、研究協議会への参加負担金として</p> <p>【参考】 主な予算内訳 負担金 103千円 旅費 125千円</p> <p>負担金基準 全国教育研究所連盟 ・国、県、政令指定都市 25千円 ・その他 20千円 関東教育研究所連盟 ・国、県、政令指定都市 20千円 ・人口10万人以上の市町村 13千円 ・人口10万人未満の市町村 7千円 神奈川県教育研究所連盟（出資比率） ・県 100（78千円） ・政令指定都市 50 ・人口20万人以上の市町村 40 ・人口20万人未満の市町村 35</p>	該当なし	<p>【目的】 教育研究所研究員の各種大会等における発表のための参加</p> <p>【内容】 神奈川県教育研究所連盟に参加し、年会費を負担するとともに、研究協議会、発表会に参加する。</p> <p>補助金・交付金(37千円) ・神奈川県教育研究所連盟負担金加入負担金（27千円） ・研究発表大会出席負担金(10千円)</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	教職員研修（基本研修）	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 教育公務員特例法 教員研修事業費等補助金交付要綱	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 教育公務員特例法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 教育公務員特例法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 教育公務員特例法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 教育公務員特例法
歳出予算額（平成17年度）	1,118千円	0千円	0千円	0千円	20千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教員個々のライフステージに沿った系統的・重点的な研修</p> <p>【内容】 初任者研修 25日 フォローアップ研修 3日 5年経験者研修 6日 10年経験者研修 18日 15年経験者研修 5日 20年経験者研修 2日</p> <p>【参考】 教員数（約） 初任者 95人 2年次 81人 5年経験者 50人 10年経験者 13人 15年経験者 34人 20年経験者 26人 主な予算内訳 講師謝礼 422千円 初任者研修手引書印刷 420千円 消耗品その他 339千円 講師謝礼基準：1時間あたり（総額1,181千円） ・大学教授、弁護士、医師、公認会計士、著名民間専門専門研究者、民間企業経営層 15千円 ・大学助教授、短大教授、民間専門研究者 12千円 ・大学講師、短大助教授、税理士、民間企業部長級、民間技術者、国及び地方公共団体部長級 10千円 ・民間企業課長級、国及び地方公共団体課長級 8千円 ・国及び地方公共団体係長級 5千円 ・小、中、高校 校長 3千円 ・小、中、高校 教頭 2.5千円 ・小、中、高校 教諭 2千円 相模原市講師謝礼基準による</p>	<p>【目的】 教員個々のライフステージに沿った系統的・重点的な研修</p> <p>【内容】 初任者研修 （校内300時間、校外25日のうち町主催2日） 5年経験者研修 12日 10年経験者研修 40日 15年経験者研修 8日 初任者研修の町主催2日以外は県主催</p> <p>【参考】 教員数 初任者 3人 2年次 4人 5年経験者 6人 10年経験者 6人 15年経験者 3人</p>	<p>【目的】 教員個々のライフステージに沿った系統的・重点的な研修</p> <p>【内容】 初任者研修 （校内300時間、校外25日のうち町主催2日） 5年経験者研修 12日 10年経験者研修 40日 15年経験者研修 8日 初任者研修の町主催2日以外は県主催</p> <p>【参考】 教員数 初任者 6人 5年経験者 3人 10年経験者 1人 15年経験者 5人</p>	<p>【目的】 教員個々のライフステージに沿った系統的・重点的な研修</p> <p>【内容】 初任者研修 （校内300時間、校外25日のうち町主催2日） 幼稚園初任者研修 （園内10日、園外10日） 5年経験者研修 12日（本年度対象者なし） 10年経験者研修 40日（ " ） 15年経験者研修 8日（ " ） 初任者研修の町主催2日以外は県主催</p> <p>【参考】 教員数 小・中学校初任者 3人 幼稚園初任者 2人 5年経験者 0人 10年経験者 0人 15年経験者 0人</p>	<p>【目的】 教員個々のライフステージに沿った系統的・重点的な研修</p> <p>【内容】 初任者研修 （校内300時間、校外25日のうち町主催2日） 5年経験者研修 12日 10年経験者研修 40日 幼稚園10年経験者研修 （園内10日、園外10日） 15年経験者研修 8日</p> <p>【参考】 教員数 小・中学校初任者 2人 5年経験者 1人 10年経験者 1人 幼稚園10年経験者 3人 15年経験者 2人</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	学習相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習センター・生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	生涯学習推進員設置要綱				
歳出予算額（平成17年度）	16,145千円		48千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 自発的な学習への関心、学びを進める中で抱えた疑問や、生活上の課題の解決</p> <p>【内容】 市民の生涯学習に関わる相談に対応し、支援を行っている。生涯学習推進員が中心に対応。午前9時～午後10時。</p> <p>【参考】 生涯学習推進員 18名（報酬874,300×12月） 窓口業務、図書業務 兼務 相談件数 454件（16年度実績）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 生涯学習相談員の設置なし。 教育委員会生涯学習課職員が受け付ける学習相談の内容は、サークル紹介等であり、件数は未把握。</p>	<p>【目的】 自発的な学習への関心、学びを進める中で抱えた疑問や、生活上の課題の解決</p> <p>【内容】 町民の生涯学習に関わる相談に対応し、支援を行っている。職員が対応。火曜日～日曜・午前9時～午後5時。</p> <p>【参考】 生涯学習推進員の設置なし 相談件数 14件（16年度実績）</p>	<p>【目的】 自発的な学習への関心、学びを進める中で抱えた疑問や、生活上の課題の解決</p> <p>【内容】 町民の生涯学習に関わる相談に対応し、支援を行っている。職員が対応。月曜日～金曜・午前9時～午後5時。</p> <p>【参考】 生涯学習相談員の設置なし。 教育委員会生涯学習課職員が受け付ける学習相談の内容は、サークル紹介等であり、件数は未把握。</p>	<p>【目的】 自発的な学習への関心、学びを進める中で抱えた疑問や生活上の課題の解決</p> <p>【内容】 町民の生涯学習に関わる相談に対応し、支援を行っている。職員が対応。 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時</p> <p>【参考】 生涯学習相談員の設置なし。 サークル紹介や、講師紹介があるが、件数は未把握。 人材登録名簿作成など</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	学社融合推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	学社連携・融合推進事業委託要綱				
歳出予算額（平成17年度）	143千円		969千円	40千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円		469千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校・家庭・地域社会が一体となって教育に携わるための、具体的な取り組みの推進。</p> <p>【内容】 小・中学校と地域の連携のあり方研究委託「開かれた学校」と地域の教育力の向上のため、学校と地域の連携・融合のあり方について、学校・公民館等の連絡組織に実践・研究を委託する。 平成17年度は2組織（地域）に委託。</p> <p>【参考】 委託料 1地域 70千円</p>	該当なし	<p>家庭地域教育活性化会議</p> <p>【目的】 子供たちが生き生きと活動できる地域のあり方について、教育的な見地から調査研究を行うとともに、家庭、学校、地域社会の連携について協議し、多様で先導的な学校内、外活動に関する取り組みを行う団体と連携協力し、地域の教育力の活性化を図る。</p> <p>【内容】 家庭地域教育活性化会議 ふれあい子どもシンフォニー 子どもネットつくい刊行</p> <p>【事業費の内訳】 報償費 298,000円 旅費（普通旅費） 12,000円 需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費） 545,000円 使用料及び賃借料（駐車場使用料、有料道路通行料、自動車借上料） 114,000円</p> <p>【特定財源】 青少年行政推進費補助金 469千円</p>	<p>学社連携・融合推進事業</p> <p>【目的】 町内の小・中学校5校を対象に、町教育委員会と委託契約を結び、学社連携・融合の在り方を研究し、生涯学習の推進を図る。 [平成17年度：8,000円×5校]</p> <p>【内容】 各小・中学校毎に、委託契約金の範囲内で、地域の人材・施設や様々な活動主体と連携しながら、地域と一体となって子ども達の教育を行う為の実践・研究を行う。</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	出前講座事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市生涯学習まちかど講座実施要綱	城山町生涯学習出前講座実施要綱		相模湖町生涯学習課出前「さがみこ」実施要綱	
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円		0千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学習機会の提供、市民と行政のパートナーシップ構築の一助、職員研修の一環という目的で行っている。</p> <p>【内容】 事業名「生涯学習まちかど講座」。 市民等の団体が主催する学習機会や学校の授業に市職員が出向いて、市の仕事の説明や専門的な知識を伝える講義を行う。146講座（「知ろう学ぼう介護保険」「高齢者の健康管理」「地域ぐるみの防災活動」等）。 対象：市内の10名以上のグループ</p> <p>【参考】 年間申込み件数 113件 利用者数 4,331名 16年度実績</p> <p>予算 なし</p>	<p>【目的】 町民の町政に関する理解を深め、意識の向上を図り、もって生涯学習によるまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>【内容】 事業名「生涯学習出前講座」 町民等が主催する、町の仕事について学ぼうとする自主的講座や学校の授業等に町の職員が出向き、町政の説明や専門的知識を生かした話をする。 14ジャンル（まちづくり、税金・保険・年金等） 対象：町内在住・在勤・在学の概ね10以上のグループ</p> <p>【参考】 年間申込み件数 10件 利用者数 792名 16年度実績</p>	該当なし	<p>【目的】 町民への学習機会の提供、町民と行政とのパートナーシップ構築の一助とする。</p> <p>【内容】 事業名 出前「さがみこ」 町民のリクエストに応じて、町職員が設定された会場へ出向き、行政の取り組みや、職員の専門性を生かした話を提供する。 対象：原則として、町内在住・在勤・在学している概ね10以上のグループ等</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
24	公民館に関する調査研究・研修	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	681千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公民館が抱える諸課題に対応しながら、新体制での運営の円滑化を図り、機能の維持・向上に資する。</p> <p>【内容】 公民館関係職員研修（269千円） 公民館関係職員として必要な知識・能力の習得を図る。 基本研修 ・新任公民館職員研修 4回 ・公民館職員基本研修 2回 ・公民館職員実務研修 6回 専門研修 ・公民館長研修 1回 ・館長代理・次長研修 1回 特別研修 ・公民館職員課題研修 4回 ・専門派遣研修 12人 各種研究会（412千円） 公民館で様々な課題について学習した者が集まり、学習成果の深まりと相互交流を図る。 ・女性学級研究会、高齢者学級研究会、女性学習グループ研究会、公民館のつどい</p> <p>【参考】 公民館数 23館 市職員 35名（うち館長代理 23名） 公民館活動推進員数 57名</p> <p>講師謝礼基準：1時間あたり（総額107千円） ・大学教授、弁護士、医師、公認会計士、著名民間専門専門研究者、民間企業経営層 15千円 ・大学助教授、短大教授、民間専門研究者 12千円 ・大学講師、短大助教授、税理士、民間企業部長級、民間技術者、国及び地方公共団体部長級 10千円 ・民間企業課長級、国及び地方公共団体課長級 8千円 ・国及び地方公共団体係長級 5千円 ・小、中、高校 校長 3千円 ・小、中、高校 教頭 2.5千円 ・小、中、高校 教諭 2千円 相模原市講師謝礼基準による</p> <p>各種研究会委託料 各101千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 公民館数 1館</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 公民館数 2館</p>	<p>生涯学習課長が兼務しているため該当しない。</p> <p>【参考】 公民館数 2館</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 公民館数 3館</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
25	生涯学習情報化推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習センター	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市生涯学習情報システム運用に関する要綱				
歳出予算額（平成17年度）	5,796千円		22千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 情報収集・発信を展開し、市民の生涯学習活動をサポートする</p> <p>【内容】 ハード管理運営 生涯学習サーバ管理運営(5,296千円) 生涯学習システムサーバ(リース)の管理運営。 コンテンツ管理運営 生涯学習情報システムによる情報提供(500千円) システム名「生涯学習情報システム」 「講座・催し物情報」「団体・サークル情報」「施設情報」などを提供している。「講座・催し物情報」は主催課・機関が随時入力している。「団体・サークル情報」は年1回更新のための情報収集を行い、入力している。 生涯学習施設予約システムによる施設予約(130千円) システム名「生涯学習施設予約システム」 市内の公民館(23箇所)と生涯学習施設(3箇所)の予約をインターネット、街頭端末、電話、i-mode等で行うことができるシステムの管理運営を行っている。</p> <p>【参考】 公民館 23館 生涯学習施設 3館 生涯学習ルーム 9校 街頭端末機 55箇所</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 公民館 1館 地域開放教室 3校</p>	<p>【目的】 情報収集・発信を展開し、町民の生涯学習活動をサポートする</p> <p>【内容】 コンテンツ管理運営 生涯学習情報システムによる情報提供(22千円) システム名「生涯学習情報システム」 「講座・催し物情報」「施設情報」「団体・サークル情報」「指導者・人材情報」などを提供している。 それら全ては主管課が随時入力している。 生涯学習情報システム：生涯学習センターホームページを開設しプラネットかながわにリンクしている。</p> <p>【参考】 生涯学習センター 1館 街頭端末機 1箇所</p>	<p>該当なし</p> <p>町広報、ホームページにより発信、情報収集</p> <p>【参考】 公民館 2館 県立相模湖交流センター 1箇所</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 公民館 3館</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	教職員研修（基本研修以外）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	教育公務員特例法	教育公務員特例法	教育公務員特例法	教育公務員特例法	教育公務員特例法
歳出予算額（平成17年度）	5,285千円	160千円	300千円	10千円	45千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会の変化に適切に対応できる教育経営及び教科教育に関わる専門的分野についての研修</p> <p>【内容】 研修 ステップアップ研修 教育課題研修講座（2日）、授業研究講座（5日）、児童生徒理解講座（3日）、教育相談研修講座（3日）、英語教員集中講座（8日） 教科指導研修（9日） 領域等指導研修 道徳研修会（2日）、特別活動（1日）、総合（2日） 情報教育研修 情報教育推進講座（5日）、移動コンピュータ研修講座（45日）、電子メール研修講座（3日）、インターネット管理運用者研修講座（1日）、学校ホームページ作成研修講座（13日）、プレゼンテーション作成研修講座（5日）、デジタルコンテンツ作成研修講座（1日）、学校間イントラネット活用研修講座（4日）、情報教育担当者研修講座（3日） 教育課題研修 今日の教育課題研修講座（8日）、児童生徒指導研修講座（4日）、人権・福祉教育研修講座（2日）、学級経営研修講座（3日）、地域と学校の連携を考える講座（2日） 幼稚園研修（2日） 派遣研修（情報教育） 半年 刊行物 研修講座集録「共鳴」 研修講座の中から特に好評な講座を冊子にまとめ紹介する。</p> <p>英語教員資質向上研修負担金（語学研修） 民間英語教育事業者に、語学研修として教員を派遣するための負担金。1,270千円</p> <p>【参考】 小学校教員数 約1,700人 中学校教員数 約900人</p> <p>主な予算内訳</p>	<p>【目的】 社会の変化に適切に対応できる教育経営及び教科教育に関わる専門的分野についての研修</p> <p>【内容】 研修 健康教育研修会（1日） 夢のびやか教育実践のための研修会（1日） 人権・同和教育研修会（1日） 障害児教育研修会（2日） 児童生徒指導研修会（1日） コンピュータ教育研修会（1日） 保・幼・小・中連携教育研修会（1日）</p> <p>【参考】 小学校教員数 85人 中学校教員数 49人</p>	<p>【目的】 社会の変化に適切に対応できる教育経営及び教科教育に関わる専門的分野についての研修</p> <p>【内容】 研修 教職員研修（講演・1日） 保育所・幼稚園・小学校合同研修（1日） 小学校英語活動推進研究（年3回） 中学校英語教育研究（年3回） 児童生徒指導担当者研修会（年3回） 校内研修会支援 学校図書館運営活性化研究（年2回） 学校図書館ボランティアつどい（年2回）</p>	<p>【目的】 社会の変化に適切に対応できる教育経営及び教科教育に関わる専門的分野についての研修</p> <p>【内容】 研修 児童生徒指導研修（1日） 障害児教育研修会（1日） 幼児教育研修会（1日） 人権・同和教育研修会（1日）</p>	<p>【目的】 社会の変化に適切に対応できる教育経営及び教科教育に関わる専門的分野についての研修</p> <p>【内容】 研修 幼児・児童・生徒指導担当者研修会（3回） 教育課程研修会（3回） 社会科学習研修会（1回） 人権教育研修会（1回）*他課と共催</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
26	教職員研修（基本研修以外）	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師謝礼等 2,168千円 ・ 英語教員研修負担金 1270千円 ・ 消耗品他 1,847千円 ・ 講師謝礼基準：1時間あたり（総額5,055千円） ・ 大学教授、弁護士、医師、公認会計士、著名民間専門専門研究者、民間企業経営層 15千円 ・ 大学助教授、短大教授、民間専門研究者 12千円 ・ 大学講師、短大助教授、税理士、民間企業部長級、民間技術者、国及び地方公共団体部長級 10千円 ・ 民間企業課長級、国及び地方公共団体課長級 8千円 ・ 国及び地方公共団体係長級 5千円 ・ 小、中、高校 校長 3千円 ・ 小、中、高校 教頭 2.5千円 ・ 小、中、高校 教諭 2千円 ・ 相模原市講師謝礼基準による 				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	学校教育相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円			0千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 円滑な学校経営、学級経営の支援</p> <p>【内容】 教育実践相談 教員を対象にして、授業実践・校内研究等、教育現場の様々な悩みについて、指導主事が相談を受けている（月～金 随時）。 学校経営相談 校長の職歴をもつ嘱託職員が、教育目標の具現化に向けての経営相談、学校経営上起こりうる諸課題等への相談、支援を行っている。（月～金 午前9時～午後4時）</p> <p>【参考】 嘱託職員 市費2名（報酬@200,500×12月） 県費2名（報酬@165,000×12月） 教育図書業務兼務</p> <p>報酬は、市教育総務課及び県高相教育事務所です算化</p>	<p>該当なし</p> <p>* 指導主事等が随時相談を受けている</p>	<p>該当なし</p> <p>* 指導主事等が随時相談を受けている。 ・教務主任研修会（年2回）</p>	<p>【目的】 円滑な学校経営、学級経営の支援</p> <p>【内容】 教育実践相談 教員を対象にして、授業実践・教育現場の様々な悩みについて、学級経営上起こりうる諸課題等への相談、支援を行っている。（月～金 午前9時～午後4時）</p> <p>指導主事等（県費教育指導員）が随時相談を受けている</p>	<p>該当なし</p> <p>指導主事等（県費負担教育相談員）が随時相談を受けている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	図書館協議会経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	図書館法・ 相模原市立図書館条例・ 相模原市立図書館条例施行規則				
歳出予算額（平成17年度）	227千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 図書館法に基づき設置され、図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるほか、図書館の行う図書館奉仕につき館長に意見を述べる。</p> <p>【内訳】 報酬 ・非常勤特別職員報酬 図書館協議会委員報酬 委員6名 任期2年 年3回開催 単価 12,600円</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>津久井町図書室 条例により設置されている図書館が1施設あるが、図書館法の条件は整備されておらず、実際には地域センターの図書室として運営している。 上記1施設を含めて公民館図書室2、地域センター図書室3、その他2 計7施設の図書室を設置している。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	図書館施設維持管理費・施設維持補修費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	図書館法				
歳出予算額（平成17年度）	133,993千円				
歳入予算額（平成17年度）	90千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 図書館の施設維持管理の充実を図る。</p> <p>【内訳】</p> <p>需用費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 施設保守用消耗品等 ・施設修繕料 施設修繕等 ・物品等修繕料 施設等小破修繕料 ・燃料費 プロパン等 ・光熱水費 電気料、上下水道料 <p>役務費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話料 電話料等 ・手数料 水道検査料、ボイラー性能検査料、児童コーナーじゅうたんクリーニング代 ・その他保険料 施設賠償責任保険料 <p>委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等管理運営委託料 警備及び施錠委託、建物清掃委託、設備保守機械運転業務委託、駐輪場・駐車場整理業務委託等 <p>その他使用料及び賃借料</p> <ul style="list-style-type: none"> 観葉植物借上料 ガスマット借上料 <p>負担金、補助金及び交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費等負担金 ・年会費等負担金 施設維持管理料 <p>相模原市立図書館、相模大野図書館 橋本図書館、相武台分館の4館合計</p> <p>【特定財源内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公衆電話使用料 32千円 自動販売機光熱水費実費負担金 58千円 	<p>該当なし</p> <p>【参考】 城山町立公民館図書室 1室</p>	<p>該当なし</p> <p>施設維持管理費は、各公民館や地域センター維持管理費で予算計上</p> <p>【参考】 文化福祉会館図書室 串川ひがし会館図書室 串川地域センター図書室 報徳図書館（鳥屋地域センター内） 青野原図書室（青野原小学校図書室内） 青根公民館図書室 尾崎記念館図書室</p>	<p>該当なし</p> <p>施設維持管理費は、公民館維持管理費で予算計上</p> <p>【参考】 相模湖町立桂北公民館図書室 1室 相模湖町立千木良公民館図書コーナー 1室</p>	<p>該当なし</p> <p>施設維持管理費は、中央町民センターとして予算計上</p> <p>【参考】 藤野町図書室 1室</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	視聴覚ライブラリー自主事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市立視聴覚ライブラリー条例				
歳出予算額（平成17年度）	48千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 視聴覚教材の効果的な活用を図るため、16ミリ映写機操作認定講習会を実施する。</p> <p>【内訳】 報償費（謝礼） ・16ミリ映写機操作認定講習会講師謝礼</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	視聴覚関係団体補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	50千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 本市の社会教育、視聴覚教育の発展に寄与する16ミリ映画研究会への運営費補助を行う。</p> <p>【内訳】 負担金、補助及び交付金 ・運営費等補助金 相模原市16ミリ映画研究会補助金</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	図書資料充実経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	図書館法	城山町立公民館条例、城山町立公民館条例規則	図書館法	相模湖町立公民館条例 相模湖町立公民館条例施行規則	藤野町図書室条例
歳出予算額（平成17年度）	113,846千円	3,301千円	2,522千円	376千円	2,727千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 図書館の利用者に対する図書や雑誌、紙芝居等の購入により図書館資料の充実を図る。</p> <p>【内訳】 需用費 ・消耗品費 閲覧用新聞雑誌等 ・印刷製本費 館種ラベル 委託料 ・事務作業等委託料 図書補強・装備委託等 使用料及び賃借料 ・その他使用料 B・D・S装置賃借料 備品購入費 ・図書購入費 閲覧用図書・紙芝居等 （公民館図書室19館含む） 閲覧用図書 48,300冊 閲覧用紙芝居 540組</p> <p>相模原市立図書館、相模大野図書館、橋本図書館、相武台分館の4館合計</p>	<p>【目的】 図書館の利用者に対する図書や雑誌、紙芝居等の購入により図書館資料の充実を図る。</p> <p>【内訳】 需用費 101千円 ・消耗品費 ブックカバー、事務用品等 ・印刷製本費 図書貸出券印刷など 備品購入費 3,200千円 ・図書購入費 閲覧用図書・紙芝居等 一般書 18,849冊 児童書 11,141冊 紙芝居 188冊</p> <p>城山町立公民館図書室 1室</p>	<p>【目的】 図書室の利用者に対する図書や雑誌等の購入により図書館資料の充実を図る。</p> <p>【内訳】 需用費 814千円 ・消耗品費 閲覧用新聞雑誌等 目録、ブックカード等 委託料 2,784千円 ・図書装備委託料 原材料費 25千円 備品購入費 1,405千円 ・図書購入費 閲覧用図書 1,100冊 朝日新聞縮刷版 12ヶ月分×1部 日本書籍総目録 1セット×1部</p> <p>公民館、地域センター図書室等の7施設合計</p>	<p>【目的】 図書館の利用者に対する図書や雑誌、紙芝居等の購入により図書館資料の充実を図る。</p> <p>【内訳】 需用費 196千円 ・消耗品費 事務用品、閲覧用新聞雑誌等 ・印刷製本費 図書貸出券印刷 備品購入費 180千円 ・図書購入費 閲覧用図書・紙芝居等 130冊</p> <p>相模湖町立桂北公民館図書室 1室 相模湖町立千木良公民館図書コーナー1室</p>	<p>【目的】 図書室は、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供しその教養、調査研究、レクリエーションに資すること。</p> <p>【内訳】 需用費 ・消耗品費 週刊図書購入 24,000円 神奈川新聞 37,200円 ブックカード 12,000円 ブックスタート事業 90,000円 絵本セット購入 30,000円 絵本（差し替え用） 30,000円 備品購入費 書籍 1,400,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	図書館サービス経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	図書館法		図書館法	相模湖町立公民館条例 相模湖町立公民館条例施行規則	藤野町図書室条例
歳出予算額（平成17年度）	14,265千円		380千円	30千円	151千円
歳入予算額（平成17年度）	2,280千円		0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>市民の読書普及を目的とした講座の開催 CD・ビデオ・CD-ROM等の購入による AV資料の充実 コピーサービスの充実（A4・A3・B4） 1枚10円</p> <p>【内訳】</p> <p>報償費 ・謝礼 講師謝礼 保育謝礼 朗読者謝礼</p> <p>需用費 ・消耗品費 ビデオクイックケース、 複写料金等 ・印刷製本費 館種ラベル ・物品等修繕費 AV機器修繕 委託料 ・施設等管理運営委託料 AVサービス機器保守点検 ・事務作業等委託費 AV資料装備委託 使用料及び賃借料 ・その他使用料 CD-ROM専用コンピュータ機器賃借料 WEBサイトライセンス料</p> <p>備品購入費 ・図書購入費 録音図書160本 CD700枚 ビデオ310本 CD-ROM44枚 DVD70枚</p> <p>相模原市立図書館、相模大野図書館、 橋本図書館の3館合計</p> <p>【特定財源内訳】 図書等複写費用 2,280千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>○CD・ビデオ・CD-ROM等の購入予定は ない。</p> <p>○平成16年度末の在庫数 ・CD 77枚 ・ビデオ 62本 ・CD-R 0本</p> <p>城山町立公民館図書室 1室</p>	<p>【目的】</p> <p>町民の読書普及を目的とした事業の開催 読み聞かせボランティア団体の支援 コピーサービスの充実（A4・A3） 1枚10円</p> <p>【内訳】</p> <p>報償費 140千円 ・謝礼 おはなし会時謝礼（4団体） おはなし会ボランティア育成研修師 謝礼 子ども読書週間イベント出演謝礼</p> <p>需用費 240千円 ・消耗品費 コピー使用料 （串川ひがし会館図書室）</p>	<p>【目的】</p> <p>ビデオの購入によるAV資料の充実</p> <p>【内訳】</p> <p>備品購入費 ・図書購入費 ビデオ 10本</p> <p>相模湖町立柱北公民館図書室 1室</p>	<p>【目的】</p> <p>生涯学習の拠点として図書室の文化 事業を開催する。</p> <p>【内訳】</p> <p>○報償費 図書室事業 10,000円×3日=30,000円</p> <p>○一日図書室員（小・中学生体験学習） 500円（図書券）×16人=8,000円</p> <p>○毎月の第1土曜日 AM11時～ 図書室内での「読み聞か せ会」をボランティアグループが実施 している。</p> <p>備品購入費 ビデオ、CD、DVD 90,000円</p> <p>委託料 23千円 複写機保守点検</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	図書館施設運営費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	図書館法	城山町立公民館条例、城山町立公民館条例規則	図書館法、津久井町立報徳図書館設置条例	相模湖町立公民館条例・相模湖町立公民館条例施行規則	藤野町図書室条例同施行規則
歳出予算額（平成17年度）	100,877千円	161千円	397千円	26千円	39千円
歳入予算額（平成17年度）	630千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 図書館奉仕業務全般を通じ、施設運営の充実を図る。 図書館利用相談員の配置（司書資格を持った非常特別勤職員4館で合計32名） 市内各図書館、各公民館図書室等の図書への配送業務 県立図書館情報ネットワークに関する業務</p> <p>【内訳】 報酬 ・非常勤特別職員報酬 ・図書館利用相談員報酬 共済費 ・社会保険料 健康保険料等社会保険料 旅費 ・費用弁償 図書館利用相談員旅費 需用費 ・消耗品費 選書用消耗品等（公民館図書室19館含む） ・印刷製本費 督促状等 役務費 ・電話料 電話料 委託料 ・事務作業等委託料 ・図書資料等配送委託 ・県立図書館図書等配送委託 ・図書ラベル作成委託等 使用料及び賃借料 ・公共施設使用料 社のホール使用料 ・その他使用料 新刊マーク等 相模原市立図書館、相模大野図書館、橋本図書館、相武台分館の4館合計</p> <p>【特定財源内訳】 労働保険被保険者負担金 630千円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【一般事務費】 負担金、補助及び交付金 75千円 ・県図書館協会分担金 （相模原市立図書館、相模大野図書館、橋本図書館、相武台分館の4館合計）</p> </div>	<p>【目的】 図書奉仕業務全般を通じ、施設運営の充実を図る。 ○県立図書館情報ネットワークに関する業務</p> <p>【内訳】 旅費 17千円 ・普通旅費（県立図書館・図書館協会） 役務費 133千円 ・通信運搬費 インターネット通信料 ・図書装丁 負担金、補助及び交付金 11千円 ・県図書館協会分担金 城山町立公民館図書室 1室 法政大学多摩図書館利用負担金 100千円</p>	<p>【目的】 図書館奉仕業務全般を通じ、施設運営の充実を図る。 町内各図書室の図書他施設への配送業務 県立図書館情報ネットワークに関する業務</p> <p>【内訳】 役務費 240千円 ・通信運搬費 県内図書搬送費 ・パソコン接続料 ・電話回線使用料 使用料及び賃借料 147千円 ・機械器具借上料 パソコン1台 ・ファクシミリ2台 負担金、補助及び交付金 10千円 ・県立図書館協会分担金 文化福祉会館図書室 串川ひがし会館図書室 串川地域センター図書室 報徳図書館（鳥屋地域センター内） 青野原図書室（青野原小学校図書室内） 青根公民館図書室 尾崎記念館図書室 報徳図書館（実態的には公民館及び地域センター図書室と同様）</p>	<p>【目的】 図書奉仕業務全般を通じ、施設運営の充実を図る。 県立図書館情報ネットワークに関する業務</p> <p>【内訳】 役務費 16千円 ・通信運搬費 県立図書館図書配送料 負担金、補助及び交付金 10千円 ・県立図書館協会分担金 相模湖町立桂北公民館図書室 1室 相模湖町立千木公民館図書コーナー 1室</p>	<p>【目的】 図書奉仕業務の全般を通じ、施設運営の充実を図る。 県立図書館情報ネットワークに関する業務</p> <p>【内訳】 役務費 29千円 ・通信運搬費、県立図書館図書配達料 負担金 10千円 ・県立図書館協議会</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 生涯学習部会			
事務事業番号 13	事務事業名 図書等複写費用	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	0千円				
歳入予算額(平成17年度)	2,280千円				
【事務事業の内容】	<p>【内訳】 図書館利用者に対する複写サービス。 公文書等の複写費用の額に準じて徴収する。 A 4・A 3・B 4 1枚10円 白黒のみ 複写枚数(年間)228,000枚</p> <p>相模原市立図書館、相模大野図書館、 橋本図書館、相武台分館の4館合計</p> <p>特定財源については、事務事業No.11 図書館サービス経費に充当</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>津久井町図書館のコピーサービスについて 文化福祉会館及び串川ひがし会館図書室の 2施設でコピーの利用可能。 利用料金は次の予算科目で歳入予算を計上</p> <p>会計 01 一般会計 款 20 諸収入 項 05 雑入 目 04 雑入 節 08 共通雑入 細節 01 コピー使用料</p>	<p>該当なし</p> <p>図書室利用者に対する複写サービス コピー機については、教育委員会事務局内のもの を使用し、公文書等の複写費用の額に準じて 徴収する。 A 4・A 3・B 4・B 5 1枚20円 白黒のみ</p> <p>*複写料金は、全庁分300千円として、 総務課が雑入で予算計上</p> <p>*相模湖町立桂北公民館図書室 1室</p>	<p>該当なし</p> <p>図書室利用者に対する複写サービス ・公文書等の複写費用の額に準じて 徴収する。 B 5, A 4, B 4, A 3 白黒 1枚20円</p> <p>*複写料金は総務課雑入にて一括 予算計上</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	図書館システム経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	図書館 図書館法	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
歳出予算額（平成17年度）	88,570千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内図書館、公民館図書室等をオンラインネットワークで接続し、図書資料等が相互に利用できる体制の整備及び多様なマルチメディア機器による情報提供サービスの充実を図る。</p> <p>【内容】 オンラインネットワーク館数 図書館3館、分館1館 公民館図書室19室 類縁機関3館 電算業務 ・カウンター業務 貸出・返却 予約・リクエスト 利用者登録 利用者検索等 ・資料検索業務 新刊・蔵書検索 ・資料管理業務 発注・受入・検収 資料登録・修正等 ・資料整理業務 蔵書点検 蔵書削除・変更等 ・利用者管理業務 督促処理 利用者除籍等 ・B/M業務 ハンディターミナル ローカル処理等</p> <p>需用費 ・消耗品費 電算業務用消耗品 マルチメディア消耗品 ・印刷製本費 貸出券 1,000枚 役務費 ・電話料 テレビ電話使用料 インターネットプロバイダー使用料</p> <p>委託料 ・施設等管理委託 マルチメディア機器保守委託 VODコンテンツ保守委託 ・事務作業等委託料 電算システム・機器保守委託 ホームページコンテンツ保守委託 図書館資料認識方式統一事務作業委託 図書館ラベル作成委託</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 城山町立公民館図書室 1室</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 文化福祉会館図書室 串川ひがし会館図書室 串川地域センター図書室 報徳図書館（鳥屋地域センター内） 青野原図書室（青野原小学校図書室内） 青根公民館図書室 尾崎記念館図書室</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 相模湖町立桂北公民館図書室 1室 相模湖町立千木良公民館図書コーナー 1室</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 藤野町図書室 1室</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	図書館システム経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	使用料及び賃借料 ・その他使用料及び賃借料 電子計算機賃借料 相模原市立図書館、相模大野図書館、 橋本図書館、相武台分館の4館及び 公民館図書室19室の合計				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	視聴覚ライブラリー施設運営費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市視聴覚ライブラリー条例				
歳出予算額（平成17年度）	9,874千円	5千円	5千円	5千円	5千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 視聴覚ライブラリーにおける教材・機材の収集・維持管理・配送車両維持管理・貸出業務及び一般事務。</p> <p>【内訳】</p> <p>報償費 16名映画選定会審査委員謝礼</p> <p>備品購入費 ・貸出用16名映画フィルム ・貸出用ビデオ教材 ・貸出用DVD教材 ・液晶ビデオプロジェクター</p> <p>旅費（一般旅費）</p> <p>需要費 ・消耗品費（視聴覚教材・機材消耗品及び一般事務用消耗品等） ・燃料費（配送車燃料） ・物品等修繕料（配送車車検・視聴覚教材・機材修繕料等）</p> <p>役務費 ・手数料（貸出用暗幕等クリーニング代） ・自動車損害保険料（配送車自賠責保険料等）</p> <p>委託料 ・施設等管理運営委託料（視聴覚設備保守点検業務委託） ・事務作業委託料（ライブラリー車運行委託・郷土教材デジタル変換委託）</p> <p>使用料及び賃借料（テレビ受信料）</p> <p>負担金、補助及び交付金（県視聴覚教育連盟分担金）</p> <p>国公課費（配送車重量税）</p>				
		負担金、補助及び交付金 （県視聴覚教育連盟分担金）	負担金、補助及び交付金 （県視聴覚教育連盟分担金）	負担金、補助及び交付金 （県視聴覚教育連盟分担金）	負担金、補助及び交付金 （県視聴覚教育連盟分担金）

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	博物館協議会		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	博物館法 相模原市立博物館条例				
歳出予算額(平成17年度)	537千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 博物館法第20条第1項の規定及び相模原市立博物館条例第14条の規定に基づき、博物館の運営に関し、館長の諮問に応じ意見をのべる機関として設置する。</p> <p>【設置年月日】 平成7年11月20日</p> <p>【定数】 10人 委員構成 学校教育分野 3人 社会教育分野 2人 学識経験者 5人</p> <p>【委員等報酬】 12,600円/1回</p> <p>【任期】 2年</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	資料収集保存事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					藤野町郷土資料館の設置及び管理等に関する条例
歳出予算額（平成17年度）	7,588千円	599千円			2,818千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 本市の自然や歴史、文化を理解し、その特徴を把握する上で必要な資料を体系的に広く収集し、分野・種類・性質に応じて分類・整理し適切な保存を図る。</p> <p>【内容】 収集・収蔵資料の整理・分類及び適切な保存を図るための作業を行う。 資料の適正な保存を図るため年2回のくん蒸と年間をとあしての有害生物調査を実施する。 博物館資料の充実を図るため、展示用資料あるいは相模原に関する各種資料を購入する。 博物館資料及び市民の閲覧用として、専門図書などを購入する。</p> <p>【参考】 ・収蔵資料点数 149,152点(H.17.3現在) ・図書等点数 35,145点(H.17.3現在)</p>	<p>【目的】 郷土資料を収集し、分野・種類・性質に応じて分類・整理し適切な保存を図る。また、併せて町史編さん事業で収集した資料を継続して分類・整理し適切な保存を図る。</p> <p>【内容】 郷土資料等活用臨時職員 1名 郷土資料等の収集・保存・展示及び調査研究のため、専門的知識・経験をもつ者を学芸員として採用し、収集・収蔵資料の整理・分類及び適切な保存を図るための作業を行う他、これらの資料を町広報紙に資料紹介し、普及啓発を行う。</p> <p>【参考】 ・収蔵資料点数 9,730点(H17.3現在) ・考古資料 310箱(H17.3現在) ・図書等点数 6,747点(H17.3現在)</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 博物館法に基づき、郷土の考古、歴史、民俗、自然科学等に関する資料の収集、保管、展示などを行うとともに、これらの郷土資料に関する調査研究と教育普及活動を行い、地域文化の発展に寄与するために資料館を設置する。</p> <p>【内 訳】 ○賃金 ・管理人賃金 994,500円 ・清掃員賃金 229,500円 ○需要費 ・消耗品費 80,000円 ・燃料費 13,000円 ・食糧費 8,000円 ・電気料 78,000円 ・ガス代 20,000円 ・水道代 8,000円 ・修繕料 80,000円 ○役務費 ・郵便料 12,000円 ・電話料 72,000円 ・保険料 49,000円 ○委託料 ・資料館警備委託 51,000円 ○消防設備点検 37,000円 ○借地料及び賃借料 62,000円 ○下水道使用料 7,500円</p> <p>【施設概要】 ・敷地面積 785.24㎡ ・延べ床面積 418.82㎡ ・職員構成(H17.4.1)非常勤4名 ・開館日数 261日(H16年度) ・入館者数 1,008名(H16年度)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	資料調査研究事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	3,912千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 展示・教育普及等への活用を図るため、地域にかかわる様々な資料を調査研究する。</p> <p>【内容】 学芸各分野(考古・歴史・民俗・地理・地質・動物・植物・天文・情報)において、地域や博物館にかかわる様々な資料の調査・研究を行う。 <主な調査> ・縄文遺跡資料調査・市域及び周辺地域の縄文時代資料の整理と調査を行う。 ・相模川流域地質調査・流域の地質を調査し、形成史を明らかにする。 ・緑地植生調査・緑地の植生構造を調べる。 調査・研究の成果として、相模原市立博物館研究報告及び調査報告書、資料目録などを発行する。</p> <p>【参考】 ・相模原市立博物館研究報告第15集 750部 ・境川調査報告書 500部 *いずれも平成17年度作成予定</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	展示・教育普及事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	19,020千円				
歳入予算額（平成17年度）	2,030千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 年4回の特別展(特別展・企画展)及び学校習資料展(収蔵品展)の開催及び翌年度以降の準備を行うとともに、各分野ごとに年間を通じて講座、教室、講演会等教育普及事業を実施する。</p> <p>【内容】 寄贈資料や収集資料など、博物館収蔵品を中心に、地域の自然や文化について紹介する「収蔵品展」、各学会分野での調査・研究成果や市民参加による活動成果などを紹介する「企画展」、相模原にとらわれないことなく、最新の情報や話題を取り入れながら、広い視野で様々な資料を紹介する「特別展」を開催する。 講演会や講座、教室など、地域をさらに知り、学ぶための普及事業を開催する。 学校教育での博物館の効果的な利用を図るため、「学校と博物館の連携を進める研究会」において連携のあり方を研究、協議する。</p> <p>委員構成 小学校教諭 5名 中学校教諭 3名 計8名 博物館の各種情報を発信するため、「博物館NEWS」を発行(年4回 各3,500部)する。</p> <p>【参考】 ・特別展等入場者数 39,551名(平成16年度) ・講座等普及事業参加者数 6,198名(平成16年度)</p> <p>【特定財源内訳】 博物館観覧料 1,230千円 No6博物館観覧料から再掲 統計書等 800千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	プラネタリウム事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	60,344千円				
歳入予算額（平成17年度）	14,000千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 プラネタリウムの投影及び全天周映画の上映を行い、天文知識等の普及を図る。</p> <p>【内容】 プラネタリウム一般投影 解説員による星空解説と企画番組(年2番組)で構成し、平日は1回、土日祝日や学校が長期休暇期間は2回行う。 全天周映画 プラネタリウムドームを利用した大型フィルム使用の映画作品を、平日は1回、土日祝日や学校が長期休暇期間は2回上映(年2番組)する。 学習投影 小・中学校や幼稚園、保育園などを対象に、学習活動の一環として団体観覧専用の学習投影を平日行う。</p> <p>【参考】 ・一般投影観覧者数 19,555名(平成16年度) ・全天周映画観覧者数 16,139名(平成16年度) ・学習投影利用者数 10,086名(平成16年度)</p> <p>【特定財源内訳】 博物館観覧料 14,000千円 No6博物館観覧料から再掲</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 生涯学習部会			
事務事業番号 14	事務事業名 尾崎号堂記念館の管理運営に関すること	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等			尾崎号堂記念館の設置及び管理に関する条例、尾崎号堂記念館の設置及び管理に関する条例施行規則、補助金等に係る予算の執行に関する規則		
歳出予算額（平成17年度）			5,280千円		
歳入予算額（平成17年度）			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 尾崎行雄の生まれの地の屋敷跡を保存し、ゆかりの文献、遺品、その他の資料を展示するとともに、青少年の勉学の殿堂とする。</p> <p>【内容】 展示物や号堂に関する専門的な説明。展示物及び年表等の監修。尾崎号堂記念館の維持管理にかかる事務諸経費。</p> <p>事業費の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・賃金 1,828,000円 ・管理人賃金 ・報償費 300,000円 ・説明員謝礼 ・需用費 295,000円 ・消耗品、燃料費、印刷製本費、光熱水費、備品修繕料、施設修繕料 ・役員費 211,000円 ・通信運搬費、手数料、火災保険料 ・委託料 315,000円 ・警備委託料、火災報知器点検委託料、浄化槽保守管理委託料 ・備品購入費 61,000円 ・庁用器具費 </p> <p>尾崎行雄を全国に発信する会 【目的】 郷土の偉人尾崎行雄の文献等を収集し充実に図る。 【活動内容】 やまびこ祭り、さくら祭りの資料展示 会報発行（年1回） 尾崎号堂杯青年演説大会主催 【補助金額】 270,000円 尾崎号堂杯青年演説大会 【目的】 地元中学生や全国の大学生たちの自らの体験を踏まえた内容を演説により発表。 【主催】 尾崎行雄を全国に発信する会 【補助金額】 2,000,000円</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	エコミュージアム推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）		2,321千円			
歳入予算額（平成17年度）		0千円			
【事務事業の内容】	該当なし	<p>平成13年度に基礎調査を実施し、平成14年度にエコミュージアム基本構想を、平成15年度に基本計画を策定した。この基本計画における目的等は次のとおり。</p> <p>【目的】 自然、歴史・文化、産業等地域資源を保存、復元、活用し、次世代に継承するとともに、新たな文化を創造する。 地域の住民が自ら地域を知り、地域を学ぶことにより、地域に愛着を持つ人を育てる。 地域住民主体の活動を展開することにより、地域に愛着を持ち、地域の連帯感を深め、住みよいまちをつくる。 地域を知り、地域から学んだことを通じて、違う地区の住民同士や世代間、町内と町外の人との交流を深めていく。</p> <p>【内容】 エコミュージアムは、町全体を一つの博物館として捉え、自然環境、歴史・文化遺産、産業遺産等を現地で保存、復元、展示するものである。このエコミュージアムの活動は生涯学習の取組みとして、住民が主体的に係わっていくものである。博物館での一般展示に相当する、いつ来ても町の資源を見ることができる「セルフガイドシステム」と特別展に相当する、企画に参加して町の資源を知る「エコミュージアムツアー」の2つのタイプの仕組みづくりと、これを支え町全体のエコミュージアム活動を推進するコア（中核機能）の活動とする。</p> <p>【期待される効果】 地域住民による地域の学習の促進、地域を知り伝える人材の発掘・育成等の人づくりの促進 自然、歴史・文化、産業等の地域資源の保存、復元、活用と展示 住民主体による地域づくり活動の促進、地域の連帯感、交流の促進等 観光、農業、商業の活性化などが相乗効果により機能発揮されることが期待される。</p> <p>【17年度の事業概要】 エコミュージアム推進協議会の開催 （年2回開催） 180千円 ワークショップの開催（約5回） 41千円 推進業務委託 2,100千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし